

経済産業省 御中

**令和4年度産業経済研究委託事業
(サステナビリティ情報開示の海外動向等
に関する調査)調査報告書**

EY新日本有限責任監査法人
令和5年3月

目次(1/2)

1. 本事業の実施背景と目的	4
2. エグゼクティブ・サマリー	7
3. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査	14
4. EU、英国、米国等のサステナビリティ情報開示関連公表物の調査・分析	16
4-1. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(対象10団体の概要及び意見比較)	17
4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州)	21
4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国)	47
4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国)	63
4-5. ISSB会議(2022年9月)資料の分析	77
4-6. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS1)の概要	98
4-7. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS2)の概要	103
4-8. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS E1)の概要	107
4-9. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)とISSB公開草案の比較	116

目次(2/2)

5. サステナビリティ情報開示に関連する特定のテーマの調査・分析	124
5-1. 企業のサステナビリティ情報の開示タイミング(日米欧比較)	125
5-2. 企業のサステナビリティ情報の開示形式等(日米欧比較)	129
5-3. カーボンオフセット(基礎情報)	134
5-4. カーボンオフセット(国際動向)	138
5-5. カーボンオフセット(開示事例)	170
5-6. 内部炭素価格(基礎情報)	175
5-7. 内部炭素価格(国際動向)	182
5-8. 内部炭素価格(開示事例)	190
5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー	195
Appendix	208

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Numerous clear water droplets are clinging to the tips and surfaces of the blades, creating a fresh and natural aesthetic. The lighting is soft, highlighting the texture of the grass and the glistening of the water.

1. 本事業の実施背景と目的

本事業の実施目的と基本方針

本事業の背景並びに実施目的と基本方針は以下の通り

本事業の背景

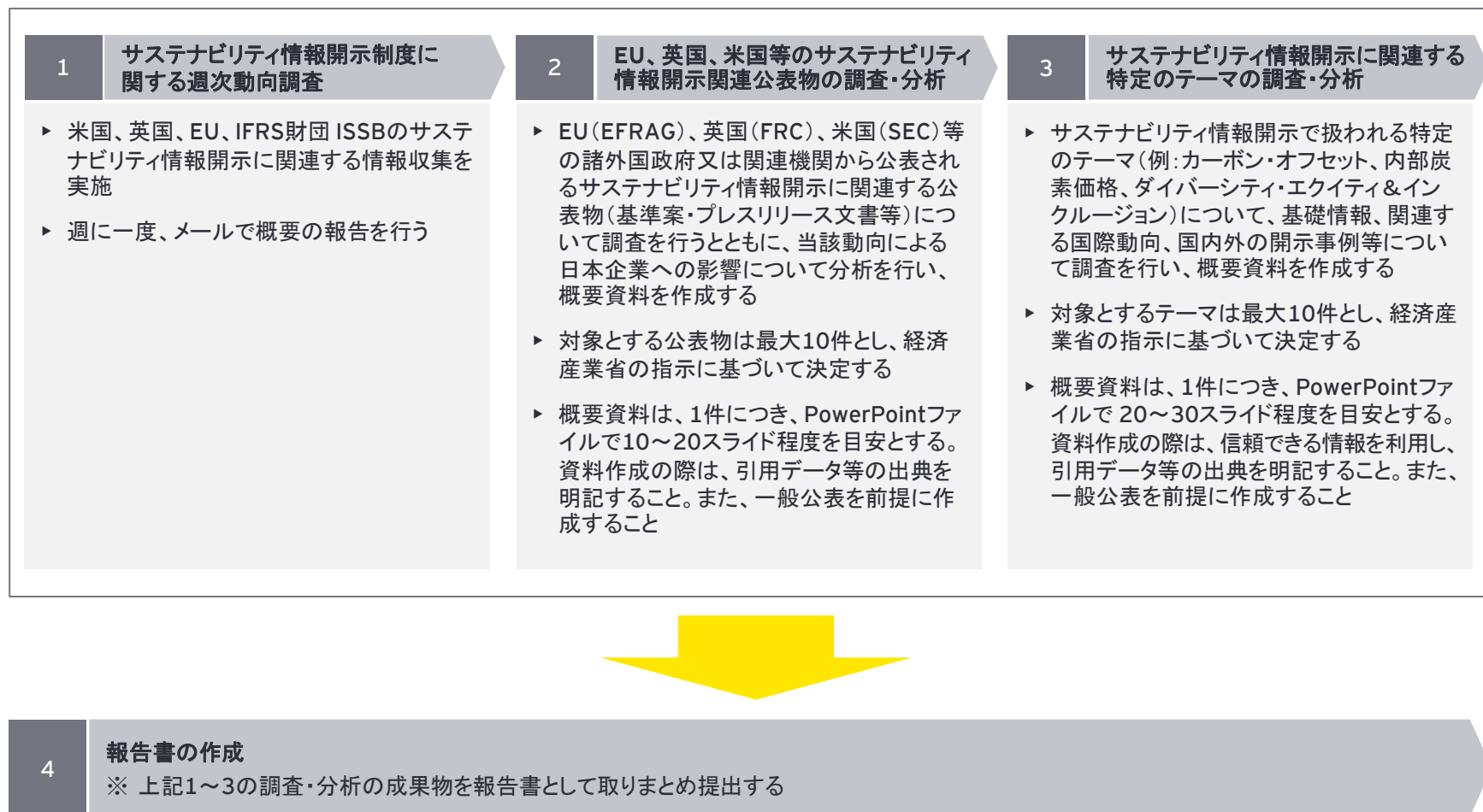
- ▶ 近年、サステナビリティ情報に対する投資家のニーズが高まっている
- ▶ 昨年11月には、IFRS財団の下に国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」）の設立が公表された
- ▶ 本年3月には、ISSBより、サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項と気候関連開示に関する公開草案が公表され、パブリックコンサルテーションが開始された。本件の募集期限は2022年7月29日であり、ISSBは年後半からは審議を再開し、2022年中の基準最終化を目標として掲げている
- ▶ 我が国企業によるサステナビリティ情報の開示において、ISSB基準は大きな影響力を持つことが予想されることから、ISSB基準の開発に際しては、国際的な議論動向を踏まえつつ、情報分析を行い、我が国の立場を適切に示していくことが不可欠である
- ▶ また、サステナビリティ情報の開示については、米国、英国、EU等でも様々な制度の検討が活発化しており、これらの動向を適時に把握することも、ISSB基準案への対応の検討、及び我が国産業界への影響の分析にあたり、大変重要である

本事業の実施目的・基本方針

- ▶ サステナビリティ情報開示関連の情報収集及び必要な知見の蓄積を目的とする
- ▶ 令和3年度産業経済研究委託事業（非財務情報開示の海外動向等に関する調査）の業務従事者に加え、ISSB、EFRAG、SECとのネットワークを有するEYのグローバルな規制スペシャリストもメンバーに加え、当業務を推進する
- ▶ SEC、SFDR等の海外規制対応支援業務を行っている実績を踏まえて、支援する
- ▶ 本事業の基本方針として、以下の3つの業務を実施する
 - ① 主要国及びISSBのサステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査
 - ② EU、英国、米国のサステナビリティ情報開示関連公表物（基準案・プレスリリース文書等）について調査、及び当該動向による日本企業への影響について分析
 - ③ サステナビリティ情報開示で扱われる特定のテーマについて、基礎情報、関連する国際動向、国内外の開示事例等についての調査
 - ▶ 特定のテーマの事例：カーボンオフセット、内部炭素価格等

本事業の実施事項

目的の達成に向けたタスク(実施事項)は、以下の通りである



The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Numerous clear water droplets are clinging to the tips and surfaces of the blades, creating a fresh and natural aesthetic. The lighting is soft, highlighting the texture of the grass and the glistening of the water.

2. エグゼクティブ・サマリー

ISSB公開草案に対して提出された意見の分析およびISSB審議会(2022年9月)の暫定決定事項について

貴省および調査対象10団体の意見について

- ▶ ISSB公開草案に提出された約1,400件を超える意見の中から、調査対象となる10団体の意見を分析した結果、下記の傾向が見られた
 - ▶ 「GHG排出量」、「重要性の定義」においては、約9割が賛成又は条件付き賛成であり、反対意見は見られなかった
 - ▶ 一方、「産業別指標」は賛否両論で意見が割れており、「報告の同時性(財務報告とサステナビリティ報告の開示の同時性)」についても、反対意見が見られた
- ▶ 意見が割れた「産業別指標」、「報告の同時性」について、今回調査対象となった10団体において大半が賛成又は条件付き賛成となっているが、両方について反対を表明したのは、中国会計基準委員会である
 - ▶ 産業別指標については、関連のない指標の除外を提案するためである
 - ▶ 報告の同時性については、同時報告は負担増のため時期の変更を提案している

ISSB審議会(2022年9月)での暫定決定事項について

- ▶ ISSB審議会に提示されたスタッフペーパーに基づいて、9月20日～23日にフランクフルトでISSB審議会が開催された
- ▶ 当ISSB審議会スタッフペーパーに基づき暫定決定したことは、今後、再審議を行うS1基準(全般的要求事項)及びS2基準(気候関連開示)についての13の検討事項、および適用可能性(Scalability)についてである
 - ▶ 適用可能性については、S1及びS2基準の適用における企業の負担を軽減するため、開示要求について適用可能性を考慮することができるメカニズムを識別すべきであること、および特定の適用可能性の課題に対応するために、どのメカニズムが適切であるかを評価するための要因を暫定決定した

EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の概要およびISSB公開草案との比較について

ESRSの概要	▶ ESRS公開草案は、ESRS1、ESRS2の一般要求事項と、ESRS E1-5、ESRS S1-4、ESRS G1のセクター横断的基準からなり、今後セクター別基準も公開される予定である ▶ CSRDは、EU域内法人のみならず、EU子会社を持つEU域外の最終親会社に対しても情報開示を要求しており、日本企業もESRSに準拠した開示の対象となる可能性がある
ESRSとISSBの比較	▶ 両基準の主な共通点は、下記の通りである ▶ 基準構造については、TCFDの4つの柱に沿った開示を要求している ▶ 報告企業の範囲は、財務報告の範囲と同様、親会社と子会社である ▶ GHG排出量については、両基準ともに、GHGプロトコルの手法に従い算出することを原則とし、Scope 1～3の開示を要求している ▶ 過年度報告から変更があった場合は、変更の内容、理由、また可能であれば修正後の過年度比較情報を開示すること、および更新した見積もりを反映した比較情報の開示を求めている ▶ 一方で、両基準の主な相違点は下記の通りである ▶ 基準構造において、ESRSはISSBが要求する気候変動分野に加え、その他のESG領域についても既に関示基準を定めている ▶ マテリアリティについての考え方は、ESRSはダブル・マテリアリティの原則を適用している一方、ISSBはシングル・マテリアリティの原則を適用している ▶ GHG排出量については、ESRSは、①Scope2の総排出算出において、ロケーションベースに加えて、マーケットベースを用いた総排出量の開示を明示的に求めている、②GHG排出原単位の開示を要求している、③金融機関における関連会社のScope1,2排出量をScope3として計上するとしている ▶ 過年度比較情報の開示要求について、ISSBは将来予測的な見積もりには適用されないことを明記している

企業のサステナビリティ情報の開示タイミングおよび開示形式について

企業の財務情報 とサステナビ リティ情報の開示 時期について

- ▶ 売上高(過去3年間の平均)上位30社について、財務情報とサステナビリティ情報の開示時期のギャップは、日本企業は2.9ヵ月、米国企業は4.0ヵ月、欧州企業は0.03ヵ月となっており、欧州企業が最も少ない
- ▶ 日本企業は、開示ギャップが大きい企業(8ヵ月(1社)、6ヵ月(3社))において、次回開示は3ヵ月の開示ギャップに短縮しようとする動きがみられる
- ▶ 米国企業は、本調査対象の中で最も開示ギャップが大きい傾向にあり、特にエネルギーセクターの開示ギャップが大きい傾向にあることが確認された
- ▶ 欧州企業は、財務情報とサステナビリティ情報を同時開示している企業が大半である。開示ギャップがある企業でも最大1ヵ月に留まっている

企業の財務情報 とサステナビ リティ情報の開示 ギャップ、開示 形式および開示 内容等について

- ▶ 日本企業は、開示ギャップと開示内容の質の相関関係は見られなかった
- ▶ 米国企業は、開示時期が遅く、開示内容は例えばマテリアリティ(重要課題)について記述がない、又は重要課題の記述があるが、その重要性を決めるプロセスの記述がない企業が散見され、サステナビリティ開示の質が日本企業や欧州企業に比べると高くないことが確認された
- ▶ 欧州企業は、財務情報とサステナビリティ情報がほぼ同時開示となっており、開示内容の質も高いことが確認された
- ▶ IFACの調査結果に基づくと、日本・欧州企業のサステナビリティ情報の開示形式は、サステナビリティレポート単体とする企業は減少傾向にあり、一方、サステナビリティレポートに加え、アニュアルレポートや統合報告書等複数のレポートで開示する企業が増えている傾向が見られる
- ▶ 財務情報の監査完了時点とESG情報の保証完了時点のタイムラグは、欧州企業は短いのに対し、米国企業および日本企業は時間を要する傾向にあることも、財務情報とサステナビリティ情報の開示ギャップの一因と推測される

カーボンオフセットについて

基礎情報	▶ カーボンオフセットとは、日常生活や企業活動等で排出される温室効果ガスのうち、削減が困難であり、やむを得ず発生する部分について、他の場所では実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)を購入すること、他の場所では排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等で埋め合わせを行うことである ▶ 世界各国・各地域で、排出量取引制度(キャップ&トレード)、および/またはカーボンクレジット(ベースライン&クレジット)の制度や市場が形成されている ▶ IFRSサステナビリティ開示基準公開草案では、バリューチェーン内の温室効果ガスの絶対排出量を抑制することを「削減」、バリューチェーンにかかわらず、すでに排出された温室効果ガスを抽出・貯留することを「除去」と定義づけていることが確認された
国際動向	▶ 排出量取引制度およびカーボンクレジット取引制度は、様々な国・州・都市で導入されており、一部は大きい市場に成長している。二国間クレジット制度があるが、各制度ごとの相互取引はされていないため、価格形成は分断されている ▶ カーボンオフセットの懸念事項としては、①オフセットが排出量の削減に繋がらない可能性、②データや計算方法の信頼性に関する課題、③当初想定していない他のネガティブな事項が発生する可能性などが挙げられる
国内外の開示の好事例	▶ カーボンオフセットの開示については、財務情報開示のようなルールは定められておらず、企業ごとの任意開示となっている ▶ イトーキ、Microsoft、Appleの3社は、下記の通り、カーボンオフセットについての開示情報が充実している ▶ イトーキは、自社製品レベル及び仲介業者としてのカーボンオフセットの過去5年分の定量情報の開示に加え、カーボンオフセットプロジェクトの選定理由を開示している ▶ Microsoftは、会社レベルのオフセットの取組状況を過去5年分の定量情報として開示を行っている。また、過去の実績のみならず、2030年までの将来予測(パスウェイ)も開示している ▶ Appleは、会社レベル及び製品レベルのGHG排出量(Scope3含む)やカーボンオフセットの時系列の定量情報が同一の表に集約されている。またカーボンオフセットプロジェクトの概要やクレジット認証機関も開示している

内部炭素価格について

基礎情報	▶ 内部炭素価格はカーボンプライシングのアプローチの一つであり、カーボンプライシングが国、自治体、国際機関等により定められる一方で、内部炭素価格は企業・組織による自主的な取組である ▶ 内部炭素価格の種類は企業によって決定されており、シャドー・プライスが企業に最も採用されている ▶ IFRSサステナビリティ開示基準案では、内部炭素価格および内部炭素価格を意思決定にどのように適用しているのかについての説明を開示することが求められている
国際動向	▶ 内部炭素価格に関する開示については、日本や英国は一部の企業に対してTCFD提言への準拠を義務付けている。一方、欧州は欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に準拠した開示、米国はSEC気候関連開示規則に準拠した開示が義務付けられる見込みである ▶ 内部炭素価格に係る懸念・課題としては、①内部炭素価格の導入に係るグローバル・ガイドラインが存在しないこと、②金融機関が自社の内部炭素価格を設定するために必要となる投融資先企業の排出量データが不足していること、③パリ協定の目標達成に必要な価格水準に達していないこと、④内部炭素価格に関する情報開示が不足していることなどが挙げられる
国内外の開示事例等	▶ 内部炭素価格の開示については、財務情報開示のようなルールは定められておらず、企業による任意開示となっている ▶ 日立製作所、Philip Morris International、Atosの3社は、下記の通り内部炭素価格の開示情報が充実している ▶ 日立製作所は、同価格の目的や金額の変遷の開示に加え、概念を図で開示している ▶ Philip Morris Internationalは、シャドープライスと炭素賦課金の2種類を導入している。目的や独自の算出方法についても開示している ▶ Atosは、同価格の目的を自社・サプライチェーン・顧客のように3つの対象で整理している。また、同価格の取組を経営層の賞与支給額に反映している旨も開示している

サステナビリティ関連データプロバイダー

サプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データの種類について	▶ 現在企業にとって収集することが望まれるサプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データは主に環境と社会の2分野に分類され、社会データについては主にサプライヤーに対する監査・評価結果の収集が望まれる一方、環境データではそれに加えてGHG排出量などのデータも望まれている ▶ 企業によるサステナビリティ関連データの収集方法の一例としては、アパレル業界のように、業界共通の評価ツールを活用している事例もある ▶ 将来的に適用が予定されているISSB、米国SEC、欧州ESRSにおけるサステナビリティ開示要件に基づき、サプライチェーン上の環境及び社会データを収集することが求められる
外部のデータプロバイダーについて	▶ サプライチェーンにおけるサステナビリティ関連データのプロバイダーは、主にRBA、Sedex、Ecovadis及びCatena-Xの4つがあり、それぞれがデータを共有できるプラットフォームを運営している ▶ RBA、Sedex及びEcovadisは主に人権領域に強みがあり、Catena-Xは環境領域に強みがある ▶ RBA及びSedexは工場等のサイトにおける監査に基づく認証・評価である一方で、Ecovadis及びCatena-Xはサイトにおける監査は無く、オンラインプラットフォーム上で完結するという相違点がある ▶ RBA: グローバルサプライチェーンにおいて、社会・環境・倫理状況の改善に取り組む主要企業からなる世界最大の企業連合。米国企業中心に設立され、現在はグローバルで200社以上の会員企業を有する ▶ Sedex: グローバルサプライチェーンにおけるエシカルかつ責任あるビジネス慣行の実現を目的に、英国の小売業界を中心に設立された非営利団体。180か国・地域、65,000以上の企業、団体、工場、自営業者等が利用する ▶ Ecovadis: 90,000社以上の企業にサービスを提供する、フランスのサステナビリティ・サプライチェーンの評価会社 ▶ Catena-X: 自動車業界の競争力強化やCO2削減などを目的に、ドイツ発の自動車バリューチェーン全体でデータを共有するネットワーク。欧州を中心に137社が加盟している

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Numerous clear water droplets are clinging to the tips and surfaces of the blades, creating a fresh and natural aesthetic. The lighting is soft, highlighting the texture of the grass and the glistening of the water.

3. サステナビリティ情報開示 制度に関する週次動向調査

サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査

Appendixをご参照のこと

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Numerous clear water droplets are clinging to the tips and surfaces of the blades, creating a fresh and natural aesthetic. The lighting is soft, highlighting the texture of the grass and the glistening of the water.

4. EU、英国、米国等のサステナビリティ情報開示関連公表物の調査・分析

4-1.ISSB公開草案に対して提出された意見の 分析(対象10団体の概要及び意見比較)

4-1. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(対象10団体の概要及び意見比較) ～ 対象10団体の概要

機関名	本籍	団体:参加企業数	Webリンク
International Federation of Accountants (国際会計士連盟)	米国	135の国と地域から180の会計組織	https://www.ifac.org/
International Corporate Governance Network (ICGN)	英国	45の国で合計約70兆ドルの資産を運用する投資家が加盟	https://www.icgn.org/
ESMA (欧州証券市場監督機構)	フランス	-	https://www.esma.europa.eu/
DIGITALEUROPE	ベルギー	30の欧州諸国における98の企業と41の貿易協会(商工会議所を含む)	https://www.digitaleurope.org/
CalPERS (カリフォルニア州職員退職年金基金)	米国	-	https://www.calpers.ca.gov/
米国商工会議所 American Chamber of Commerce ^(*)	ベルギー	159社	http://www.amchameu.eu/
Financial Reporting Council (英国財務報告審議会)	英国	-	https://www.frc.org.uk/
Financial Conduct Authority (英国金融行為規制機構)		-	https://www.fca.org.uk/
中国证券监督管理委员会 China Securities Regulatory Commission	中国	-	http://www.csrc.gov.cn/csrc_en/index.shtml
中国会計基準委員会 Accounting Standards Board of China		-	https://www.casc.org.cn/

*ISSBの公開草案に対する意見を提出しているAmerican Chamber of Commerce for European Union(AmChamEU)についての記載である

4-1. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(対象10団体の概要及び意見比較) ～ 対象10団体の意見比較(1/2)

	ICGN	ESMA	Digital Europe	FRC	FCA
産業別指標の考え方	賛成 SASB基準の利用を評価	賛成 気候変動関連の基準を参照 (但し米国主導でないことを望む)	賛成 「一般要件基準および気候基準」を支持	反対 付録Bは非強制的のガイダンスとすることを強く推奨	賛成 FCA開示要求と合致
報告の同時性	賛成 投資家にとっての財務・非財務情報の関連性を重視	賛成 言及なし	条件付き賛成 既存の開示枠組との整合性、相互運用性の確保を提唱	条件付き賛成 実施に対し段階的なアプローチを要検討	賛成 コネクティビティ向上を見込む
GHG排出量	条件付き賛成 スコープ3の重要性、関心度等を重視	賛成 スコープ1,2,3での開示を支持	条件付き賛成 ビジネスがコントロールできることかつ直接/階層1に限定することを提唱	賛成 スコープ3排出量を産業横断的指標カテゴリーとして含めるべき	賛成 スコープ3は重要
重要性の定義	賛成 「ダブルマテリアリティ」への言及あり	条件付き賛成 インパクトの標準化も行う必要がある	条件付き賛成 定義の明確化と評価対象の設定を求める	賛成 但し定義と適用について要再考	賛成 明確に定義

4-1. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(対象10団体の概要及び意見比較) ～ 対象10団体の意見比較(2/2)

	IFAC	CaIPERS	米国商工会議所	中国証券監督 管理委員会	中国会計基準 委員会
産業別指標の 考え方	明確な姿勢なし 各規制当局との 協力を提案	賛成 一部追加の説明を 要求している	賛成 他基準の考慮を 任意とする提案	条件付き賛成 基準公表の延期を 提案	反対 関連のない指標の 除外を提案
報告の同時性	明確な姿勢なし 既存の類似概念との 整合性、相互継続性 を調整	明確な姿勢なし 報告の同時性の コメントなし	条件付き賛成 別開示や時期の明示 を提案	条件付き賛成 四半期・中間の同時 開示は反対	反対 同時報告は負担増の ため時期の変更を 提案
GHG排出量	明確な姿勢なし 企業が保証に対応 することを提唱	賛成 PCAFの利用に言及	条件付き賛成 開示は直接の取引先 のみに限定するよう 提案	条件付き賛成 スコープ1、2開示に は賛成だが、スコープ 3開示は当面要求し ないことを提案	条件付き賛成 スコープ3排出量は 任意開示とする提案
重要性の定義	賛成 社会的価値と企業価 値への結びつけきを 促進する	賛成 一部追加の説明を 要求している	条件付き賛成 より明確な定義を 求めている	賛成 重要性の判断基準に 一貫性を要するという 言及	明確な姿勢なし より明確な定義を 求めている

4-2.ISSB公開草案に対して提出された意見の 分析(提出意見の分析・欧州)

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ICGN 組織概要

国際的な情報開示体制の確立を期待しており、全体的にISSB公開草案に賛成の立場を表明している。

項目	内容
名称	International Corporate Governance Network - 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク
本籍	英国
組織概要	ICGN は、ガバナンスとインベスタースチュワードシップの国際標準に関する第一人者として、コーポレート・ガバナンスと投資家の責任に関する国際的視点を発信している
提案に対する 全体的なトーン	▶ ICGNは、気候変動報告について、主に以下の5つのテーマを重視しており、概ねISSB公開草案を支持するものである ① 基準の断片化 サステナビリティの基準が管轄区域によって異ならないようにISSB、EU、米国（SEC含む）などが協力し、首尾一貫した国際的な基準となることが重要である ② 投資家の受託者責任 気候変動リスクやその他サステナビリティ要因は個々の企業だけでなく、市場、経済、社会全体の健全性に繋がるという点において、投資家の受託者責任は、気候変動のようなシステムティックリスクへの対応にも及ぶものである ③ 重要性の基準 「シングルマテリアリティ」と「ダブルマテリアリティ」など重要性の基準の枠組みの整理が重要である ④ 気候変動とその他のサステナビリティ要因の比較 将来的には気候変動リスクのみならず、自然資本や人的資本を含むその他の主要なサステナビリティ分野においても、基準を発展させることが重要である ⑤ 気候変動開示と財務報告との関連性 気候変動報告基準の策定は、重要な気候変動リスクや計画を財務諸表に反映させることを可能にし、企業の変革や更なる投資家保護をもたらすものである

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ICGN 産業別指標の考え方

SASB基準によって特定された産業別開示(指標を含む)は、サステナビリティ・リスクの公正な評価が可能になると考えていることから、賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ サステナビリティに関する考慮事項とその重要性は、セクターによって大きく異なる可能性がある ▶ Financed EmissionまたはFacilitated Emissionの産業別開示が要求されるべきか。それとも、産業横断的にスコープ3排出(カテゴリー15「投資」を含む)の開示で十分な情報開示とするかが論点である
解決策/提言	▶ ISSB開示基準に加えて、SASB基準の産業別開示(指標を含む)を利用することで、サステナビリティ関連リスクを公正に評価することができる ▶ Financed Emissionに関する国際基準を確立するために、産業別開示要求やISSBの戦略の適用を強く支持している

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ICGN 報告の同時性

ICGNは、投資家と他の情報利用者は、財務パフォーマンスとサステナビリティ関連情報がどのように相互に関連しているかについて理解することが重要であると考えているため、報告の同時性について賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 投資家及びその他の財務報告利用者は、財務パフォーマンスとサステナビリティ関連情報がどのように相互に関連しているかについて理解することが重要であるため、報告の同時性に賛成である
解決策/提言	▶ 財務情報とサステナビリティ関連の非財務情報を同時開示しない場合、投資家と他の使用者は、両方の要因がどのように相互に関連しているかについて、ばらばらな理解を持つことになる ▶ 歴史的なタイミングの目的(historical timing purposes)を除いて、同時開示しない論理的な理由はなく、同時開示の調整は容易に行えると考える

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ICGN GHG排出量

昨今のGHG排出量のスコープ3開示の重要性、関心の高さ及び算定手法の習熟度を考慮すると、スコープ1~3に関する開示には賛成している。一方、Financed Emissionの開示については、PCAFを参照することを推奨している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ GHG排出量のスコープ3の測定及び開示についての議論があること認識しているが、少なくとも、SASBが気候変動リスクから大きな影響を受けると予測した77業種中68業種についてはスコープ3開示が重要であると考えている。昨今のスコープ3開示の重要性、関心の高さ及び算定手法の習熟度を考慮すると、スコープ1~3に関する開示には賛成 ▶ ISSBが、Financed Emissionの開示について、具体的な方法(例:「金融向け炭素会計パートナーシップ(PCAF)」)を定めず、GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ3)の説明及び開示基準を用いることの是非について検討する必要がある
解決策/提言	▶ いかなる業種でもネット・ゼロを公言する企業はスコープ3開示が要求されるべきであると提言する 当該提言については、以下の3点を根拠とする ① カーボン・トラストの報告の通り、スコープ3排出量は全企業の排出量の90%に及び、気候変動リスクの管理や戦略設定に重要な情報である。また、TCFDの分析によると、MSCIオールカントリーワールドインデックスの2,500社のうち、2017年から2019年にかけて、スコープ3排出量に関する開示が28%から34%に増加した。つまり、規制や基準がない場合でも、スコープ3を開示する企業が増えているのである ② スコープ3GHGプロトコルは、2011年に初めて発行されて以降、企業やコンサルタントがスコープ3排出量の測定について相当な専門知識を蓄積してきている。そのため、データと算定手法は十分に成熟しており、ほとんどの業種において、スコープ3排出量に関連する開示することは、正確でないかもしれないが、可能にはなっている ③ 特に2050年までにGHG排出量をネット・ゼロにするという目標設定に起因して、GHG排出量の完全な開示に対する投資家の要求は急速に高まっている。この目標を達成するために、短期・中期・長期のパフォーマンス指標(performance benchmarks)を含む移行計画を策定する企業や投資家が増加している ▶ Financed Emissionに関する国際基準を確立するために、産業別開示要求やISSBの戦略の適用を強く支持している。この観点から、金融機関が融資や投資のGHG排出量の評価及び開示を可能にするPCAFについても評価している

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ICGN 重要性の定義

「シングルマテリアリティ」の定義がIASBのConceptual Framework for General Purpose及びIAS1号と一致する点については評価しており、賛成の立場である。ただし、「ダブルマテリアリティ」の見解や定義について指摘をしている。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 「シングルマテリアリティ」をもとに開示基準を設定することを理解し、その定義がIASBのConceptual Framework for General Purpose及びIAS1号と一致する点については評価する。ただし、多くの機関投資家は、環境及び社会的影響に対する重要性という「第二の視点」への関心を高めている。例えば、長期的な目線で運用する年金投資家はsystemic risksや企業価値、市場・経済の健全性を測る長期的な指標として、企業自身の影響力及び企業の外部に関心を持っている。EUも「ダブルマテリアリティ」の概念を支持している ▶ 「マテリアリティ」と並んで「シグニフィカント(Significant)」の定義がない
解決策/提言	▶ ISSBに対して、「ダブルマテリアリティ」についての見解と、「ダブルマテリアリティ」が将来的にISSBのアジェンダの一つとなる可能性がどの程度あるのかを明確にすることを要望する ▶ 「ダブルマテリアリティ」がISSBで採用されない場合は投資家のニーズを満たすため、ビルディング・ブロックアプローチを用いて、資本市場及び複数の利害関係者の基準の相互接続性を構築することが重要である ▶ ISSBは多層レベルの分析とならないように留意する必要がある

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ESMA 組織概要

ESMAはISSB公開草案について、一部で改善点を示しているものの概ね支持していることから、賛成の立場を表明している。

項目	内容
名称	European Securities and Markets Authority - 欧州証券市場監督機構
本籍	フランス
組織概要	2011年に設立され、「投資家保護」、「秩序ある金融市場」、「金融の安定」を目的とするEUの規制当局
提案に対する 全体的なトーン	▶ 以下の観点において、公開草案はESMAの期待を概ね満たしている ▶ 報告の同時性 ▶ GHG排出量の対象スコープ ▶ 産業別指標の定義 ▶ 改善点 ▶ サステナビリティに関する財務情報の考え方の基準が明確でないこと ▶ マテリアリティの考え方 ▶ ISSB基準の位置づけ ▶ 産業別ガイダンスの利用範囲 ▶ S2における報告された情報の比較可能性

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ESMA 産業別指標の考え方

産業別指標の考え方について、気候変動関連の基準を参照していることから、賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ SASBのガイダンスを独立したガイダンスとしてではなく、気候変動関連の基準を参照して導入する立場である。また、ISSBが将来の他のトピック別基準について同様の方法をとるよう推奨している ▶ 本文Appendix Bで扱われるトピックの一覧が、気候関連事項の範囲を超えているような場合がある。例えば、海洋資源など、事業体とそのバリューチェーンに関するより幅広い環境・社会リスクや、異なるセクターにおける事業者の活動レベル(事業者が所有する工場の数に関するもの等)を扱っている ▶ 業界特有の基準の中には、欧州を含む他の地域で利用するよりも米国での文脈により適していると思われる要素が存在している
解決策/提言	▶ SASBが開発した広域な産業別指標群が、IFRS S2号で提案されているような、関連するトピック別基準のAppendixとして含まれるべき各セクターの特異性を特定するのに役立つと考える(ISSBの要求事項の特異性と産業分類が世界で異なるため、段階的に導入する必要があると考えている)

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ESMA 報告の同時性

報告の同時性について、財務諸表とサステナビリティ情報が同じ時期・同じ報告期間であることから、賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ ガイダンス(財務諸表と同じ時期・同じ報告期間であること)を概ね支持している
解決策/提言	▶ 同時開示が可能となるような社内体制への対応のための適応期間を設けることが望ましい

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ESMA GHG排出量

GHG排出量について、スコープ1,2,3での開示を支持していることから、賛成の立場を表明している。また、炭素価格の推定やGHG排出量の概算に使用される企業の内部炭素価格について、より詳しい情報開示を求めている。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ ESMAは提案されている測定基準が、企業のエネルギー消費量や排出源の構成について対応していないことに留意する。ただし、特定のセクター(ソフトウェア、ITサービス)については具体的指標を付録Bに記載しているため、IFRS第2号の文章中に含めることを求めている
解決策/提言	▶ 炭素価格の推定に使用される重要な仮定、スキームが対象とする当年度の温室効果ガス排出量の概算、炭素価格算定スキームの適用範囲などを含む、企業の内部炭素価格や企業のエネルギー消費と供給源の組み合わせについてより詳細な情報を要求することを提案する ▶ ISSBの要求される測定基準の開示にこれらの要件を一貫して適用するための実施ガイダンスを添付することを提案する

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ ESMA 重要性の定義

重要性の定義について、投資家はグリーンウォッシングに陥らないためにもインパクトについて基準を策定する必要があると主張していることから、条件付き賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 企業価値創造の概念が公開草案で定義されている内容について概ね同意している。しかし、ESMAは投資家はサステナビリティ関連のインパクト自体に興味があり、インパクトによってもたらされる投資先の企業価値維持または向上には関心がないと考えている。また、インパクト投資の基準がないとインパクトの有無がわからないため、グリーンウォッシングを行う企業に投資する可能性がある ▶ ESMAはISSBが重要性分析の実施方法に関するガイダンスの提供を検討するよう提言している。特に重要性評価プロセスの論点として、インパクトの定義の明確化が必要 ① ISSB、GRIおよびEFRAGがそれぞれの基準の相互運用の構築に役立つマッピング作りに取り組むことが重要である ② IFRS S1では、インパクトを特定し、企業価値創造のレンズを通してフィルタリングするプロセスを明確に明示すること ▶ ISSBの重要性のアプローチ基準はインパクトマテリアリティにのみフォーカスされている。つまり、企業価値創造に関連している企業のリスクと機会によってもたらされる外部インパクトのみが対象となっている
解決策/提言	▶ サステナビリティ関連情報の利用者は、比較可能かつ信頼性が高く、関連性のある一連の開示に準拠することに関心がある。また、基準が異なっても、基準ごとの違いが明確になっており、比較可能でかつ相互補完されていることが重要である

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ DIGITALEUROPE 組織概要

Digital Europeは、全体的にISSB公開草案は歓迎するものの、条件付き賛成や明確な姿勢なしという立場をとっている項目が多く見られる。

項目	内容
名称	DIGITAL EUROPE - デジタルヨーロッパ
本籍	ベルギー（ブリュッセル）
組織概要	2009年に設立、30の欧州諸国における98企業と41の貿易協会（商工会議所を含む）が加盟し、EU政策の策定と実施に業界参加の確保を目指しており、政策環境、貿易、技術・規制、デジタル経済のさまざまな分野の作業部会がある
提案に対する 全体的なトーン	▶ 以下の観点において、公開草案はDigital Europeの期待を満たしていないことから、下記の改善点を提案している ▶ グローバル・サステナビリティ・スタンダードのISSB公開草案を歓迎しているものの、その複雑さと詳細さは多くの方にとって新たな重要な課題となることを懸念 ▶ 改善点 ▶ 開発中の他の基準との相互運用性を確保する ▶ バリューチェーンレポートの境界を明確に設定する ▶ 将来予測情報の開示の限界を認識する ▶ 重要性などについての定義を明確化する ▶ 報告のレベル、時期および所在地の開示に関して柔軟性を確保する ▶ 直接/階層1の供給者(direct / tier 1 suppliers)に限定する

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ DIGITALEUROPE 産業別指標の考え方

産業別指標について、「S1基準(全般的要求事項)及びS2基準(気候関連開示)」を支持する文脈でSASB基準の支持しを表明していることから、賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ S1基準(全般的要求事項)及びS2基準(気候関連開示)を支持する文脈でSASBの支持を表明している ▶ S1基準(全般的要求事項)及びS2基準(気候関連開示)は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言および業界固有のSASB基準を含む、既存のサステナビリティ関連の開示枠組みに基づいていることを完全に支持する
解決策/提言	▶ 言及なし

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ DIGITALEUROPE 報告の同時性

報告の同時性について、企業の負担をなるべく軽減するように、既存の開示枠組(特にUSとEUなど)との整合を図り、相互運用性(Interoperability)の確保を提唱していることから、条件付き賛成の立場を表明している。特にデジタル報告に対する共通のアプローチと定義の整合性を求めている。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 報告の同時性は、企業の負担になることが課題である
解決策/提言	▶ 企業の負担をなるべく軽減するように、既存の開示枠組(特に米国とEUなど)との整合を図り、相互運用性(Interoperability)の確保を提唱する ▶ 開示情報を独立したサステナビリティ報告書として提出できることを望み、報告のタイミング(例えば、年度末から180日後まで)を明確にすることを求める ▶ EUの企業サステナビリティ報告指令(CSRD)および関連する欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を参照し、以下の内容について整合性を求めるよう勧告する ▶ デジタル報告(Digital reporting): 可能な限り開示を合理化するためにデジタル報告に共通のアプローチを採用することを推奨する ▶ 語彙(Lexicon): IFRSとESRSはデータ収集と開示の基礎となる用語と定義の整合性を求めることが重要である ▶ バリューチェーンへの影響に関するレポートはアクセスが困難なデータセットである可能性があるため、開示は企業がコントロールできるサプライヤ関係に限定すべきである。したがって、合理的なセーフ・ハーバー条項の創設を推奨する

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ DIGITALEUROPE GHG排出量

明確な立場は示していないものの、SASBとTCFDに基づく「S1基準(全般的要求事項)及びS2基準(気候関連開示)」を支持している。

項目	内容
立場	▶ 明確な姿勢なし
課題/根拠	▶ GHG排出量に関する明確な立場はないが、SASBとTCFDに基づく「S1基準(全般的要求事項)及びS2基準(気候関連開示)」を支持する ▶ 一方、「私たちは、企業が支配または影響力を持っている供給者関係、すなわち直接/階層1の供給者(direct / tier 1 suppliers)に限定されるべきであると信じている」とも記述しており、スコープ3のGHG排出量の開示を支持していないようにも読み取れる ▶ <i>「We believe that disclosure should be limited to supplier relationships that companies have control or influence on, i.e. direct / tier 1 suppliers, in order to operationalize and provide consistent, comparable information across enterprises..」</i>
解決策/提言	▶ 企業が支配または影響力を持っている供給者関係、すなわち直接/階層1の供給者(direct / tier 1 suppliers)に限定されるべきである

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ DIGITALEUROPE 重要性の定義

重要性の定義について、「マテリアリティ(materiality)」、「重要性(Significance)」、「影響(Impact)」、「効果(effect)」の定義の明確化と評価対象の設定を求めていることから、条件付き賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 重要性の定義の明確化と評価対象の設定を求めている
解決策/提言	▶ 重要性の定義について、下記のとおり明確にすることを提言している ▶ 「マテリアリティ(materiality)」の定義、適用対象(例:データまたはリスク)、および判断方法(例:GAAP基準によるか)に関するガイダンス ▶ 「重要性(significance)」の定義とマテリアリティとの区別 ▶ 評価対象の「影響(impact)」の定義 ▶ 「効果(effect)」の定義(範囲の絞り込み 例:重要な効果(material effect))

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州)

～ FRC 組織概要

気候変動や幅広いサステナビリティ、ESGデータは、資本配分的意思決定の観点から支持しているが、要求事項の構造(漏れ、重複、明確化等)について見直しが必要としている。

項目	内容
名称	Financial Reporting Council 英国財務報告協議会
本籍	英国
組織概要	英国とアイルランドの独立規制機関であり、監査人、会計士、保険数理人を規制し、英国のコーポレートガバナンスとスチュワードシップ・コードを制定する責任を負っている
提案に対する 全体的なトーン	▶ FRCはサステナビリティ報告に関する高品質なグローバル基準の開発を強く支持し、本公開草案に対してコメントを提供する機会を歓迎する。気候変動や幅広いサステナビリティ、ESGデータは、資本配分的意思決定にますます利用されるようになっているため、財務報告と同様に信頼性と比較可能性が必要である ▶ 改善点 ▶ (S1)要求事項案を ①一般要求事項基準 と ②概念フレームワーク又は表示基準のいずれかに分割する可能性を検討することを要請する。またS1 は全体的かつ共通の開示要求のみを扱い重複を排除し、固有の要求は特定の開示トピックの基準に委ねるべきである ▶ (S2)S1 と同一の開示要求が存在するが、一般的な要求事項を削除し、気候変動に関連するトピックに特化した要素にのみ焦点を当てることを強く提案する

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州)

～ FRC 産業別指標の考え方

産業別要求事項が有益であることは理解できるが、公開草案の主要な内容における要求事項と適切に整合させる必要があるとしている。

項目	内容
立場	▶ 反対
課題/根拠	▶ (気候変動との関連)付録B産業別要求事項の中には、気候変動との関連性が希薄なものもある。一部の開示トピックや指標は、どのように気候変動と直接的または間接的に結びついているかは必ずしも明らかでない場合もある ▶ (開示事項の重複)公開草案の主な内容と産業別要求事項の間には重複が残っている。また、いくつかの説明的要求事項には重複が存在する ▶ (産業横断的な要求事項)いくつかの要求事項(特にエネルギー使用に関する情報の要求事項)は、産業横断的な測定基準の中に配置する方が良い ▶ (除外された要求事項)特定の産業において、主要原材料の調達に関連する環境・社会リスクの説明を提供することが要求されている。これは他の産業にとっても重要な開示項目であると思われるが、他の産業では要求されていない
解決策/提言	▶ 付録Bを強制的要求事項ではなく、非強制的ガイダンスとすることを強く推奨する ▶ (気候変動との関連)気候変動との関連性が希薄な要求事項につき、気候関連リスク・機会との関係性理解のために追加関連情報が必要である。追加関連情報を要求しないのであれば、気候変動との関連性が希薄な要求事項は削除する必要がある ▶ (産業横断的な要求事項)エネルギー使用に関する情報の要求事項は、パラグラフ21の産業横断的な要求事項に移すことを提案する

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ FRC 報告の同時性について

サステナビリティ情報について、原則的に財務諸表と同時に提供されるべきであるという提案に同意しているが、開示するにはデータ管理システム構築に時間が必要であり、要求事項の実施に対し段階的なアプローチを検討することを提言している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 原則的に、サステナビリティ関連財務情報の開示が、財務諸表と同時に提供されるべきという提案に同意する。しかし、サステナビリティ関連データの収集と分析に関連する課題を考慮すると、この提案は報告企業にとって特に当初は大きなコストと困難、及び金融市場への報告の遅れにつながる可能性がある ▶ 本公開草案で提案されているような報告のために企業が提供しなければならない情報の量は、財務諸表と同時に質の高い情報を開示する上で大きな障壁となり得る
解決策/提言	▶ 企業が財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務情報を開示できるよう、強固な内部統制に支えられた強固なデータ管理システムを構築する時間を確保できるよう、要求事項の実現にあたり段階的アプローチを検討するようISSBに提言する

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ FRC GHG排出量

スコープ3 GHG排出量を産業横断的な指標カテゴリーとして含めるべきであるが、追加的な要求事項を検討すべきであるとしている。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ スコープ3の排出量を産業横断的指標カテゴリーとして含めるべきであることに同意する ▶ ただし、IFRS S1で概説されているように、スコープ3の排出を含め、企業はすでに基準全体の適用に重要性を適用することが求められている。したがって、この開示要求について「重要性に従う」ことを強調することに意義があるとは見ていない
解決策/提言	▶ スコープ3排出量開示の複雑性を考慮すると、事業者がデータの使用可能性、質、完全性を説明し、データが不完全な可能性がある領域について、合理的な説明を求める追加的な要求事項が必要と考える ▶ 事業者は、データの質及び量が十分でない領域とその理由についての見解を提供することに加え、スコープ3排出量の算定方法について合理的な説明の提供が奨励されるべきである

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州)

～ FRC 重要性の定義

重要性が一般目的財務諸表と同じアプローチで決定されるべきであることに同意している。しかし、重要性の定義と適用が公開草案において不明確かつ一貫性がないことから、再検討を要する重要な分野としている。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 公開草案全体を通して、重要性の定義と用法が不明確で一貫性を欠いており、再考を要する重要な領域と考える。特に、範囲(パラグラフ9)と重要性(パラグラフ56)の定義に乖離がある ▶ 第9項では、「一般目的財務報告の主たる利用者による企業価値の評価に影響を与えると合理的に期待できないサステナビリティに関連するリスクと機会はこの[ドラフト]基準の範囲外である」と記述されている。これは、「情報の省略、虚偽記載又は不明瞭化が、特定の報告企業に関する情報を提供する一般目的財務報告の主たる利用者がその報告に基づいて行う意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合には、重要である」というパラグラフ56の定義と矛盾している。企業価値の評価に影響を与える情報は、意思決定に影響を与える可能性のある情報よりも狭い範囲に限られる
解決策/提言	▶ 重要性は一般目的の財務諸表と同じアプローチで決定されるべきであることに同意し、IFRS の概念フレームワークおよび IAS 第 1 号の定義と一致させることを支持する

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州)

～ FCA 組織概要

FCAは、FRC等をはじめとするイギリス政府機関との連携を表明しているものの、ISSB草案の各論点に対するスタンスはFRCと異なる部分もあり、全体的に公開草案に賛成の立場を表明している。

項目	内容
名称	Financial Conduct Authority - 金融行動監視機構
本籍	英国
組織概要	金融市場が公正で競争的であることを保証するため、50,000社の企業の行動を規制。金融サービス庁(FSA)から業務を引き継ぐ形で2013年4月1日に設立。英国政府から独立した公的機関であり、規制対象企業からの手数料のみで資金調達を行うが、金融システムを所管する財務省および議会に対して説明責任を負っている
提案に対する全体的なトーン	▶ 以下の点において、公開草案はFCAの期待を満たしており、この提案を強く支持する ▶ 使用者の焦点及び重要性の観点を含む目的の明確化 ▶ 財務報告とのコネクティビティ ▶ ISSBのベースラインと管轄区域特有の要件との相互運用性 ▶ 管轄区域及び作成者にとっての採用の容易性 ▶ 野心 ▶ 投資者に焦点を当てた産業ベースのコンテンツの包含 ▶ 改善点 ▶ 特定の定義の洗練 ▶ 作成者による実施の一貫性を向上させるためのガイダンスの作成 ▶ 提案の歓迎すべき野心を維持しつつ、限定的な柔軟性と要件の拡大 ▶ 段階的導入の提供

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ FCA 産業別指標の考え方

上場企業に対して、従来よりSASB基準のコンテンツの開示を奨励しており、産業別指標の開示にも賛成の立場をとっている。一方で、開示要求事項が広範にわたり、すべての作成者に対して開示を要求することは課題があるとしている。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ SASB基準から作成された産業別ベースのコンテンツをISSBの公開草案に取り入れることを強く支持 ▶ 企業を関連する情報源に導き、開示される情報の一貫性と比較可能性の促進に有用 ▶ 上場企業に対するFCAの奨励と一致(Policy Statement 21/23) ▶ 検討を要するSASBコンテンツが、作成者にとって馴染みがなく広範なため、費用対効果の観点から課題となる可能性がある ▶ 作成者による検討が適切に行われたことを、監査および保証提供者が検証する際に、上記の点が課題となる可能性がある
解決策/提言	▶ 小規模企業や、サステナビリティ報告が浸透していない地域にとっては対応が困難と考えられ、代替的なオプション、段階的な導入、義務的でないガイダンスとしての導入も一案である ▶ 業界全体を対象とした、啓蒙プログラムの提供、教育目的の資料提供やガイダンスの提供が必要かもしれない

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ FCA 報告の同時性について

報告の同時性については、財務情報とサステナビリティ情報のコネクティビティを高めるという観点から、賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ サステナビリティに関連する財務情報を、一般目的財務報告の一部として同時に開示することが、提案の要求事項に含まれていると認識 ▶ 気候やサステナビリティに関連する開示と、財務情報とのコネクティビティに重点を置いていることを歓迎
解決策/提言	▶ 言及なし

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ FCA GHG排出量

スコープ3の開示義務化について、スコープ3排出量の全体に占める割合が大きいことから、リスク評価に資するとして、賛成の立場を表明している。一方で、企業規模によっては即時対応が困難なケースも想定されるとして、時限措置について提言している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ ISSB草案は、スコープ3排出量について、TCFD勧告の「強く推奨」を超えて、作成者が開示する8つの要件を含んでおり、これら追加要求事項を歓迎している ▶ 投資家の評価にとって、スコープ3排出が重要であることに合意。多くの場合、スコープ3は最も高い排出量が発生する領域であり、重大なリスクや機会が発生する可能性があると認識している ▶ データの可用性と方法論に関して、企業にとって課題があることと認識しているが、スコープ3開示が向上してきているというISSBの洞察に同意する。義務的開示要件は、更なる向上を後押しすることになると考えられる ▶ 「妥当な推定値の使用は、サステナビリティに関連する指標を作成する上で不可欠な部分である」、「推定値が正確に記述され説明されていれば、情報の有用性を損なうことはない」というISSBの認識は有益である ▶ 多くの作成者は、スコープ3の排出量について、効果的に報告する能力、過去の経験、バリューチェーンから得られたデータを現時点では有していない可能性がある
解決策/提言	▶ 時限措置として「Comply or Explain」規定を適用することが一案である。特定の作成者の分類や、要求事項を満たすことが客観的に困難な作成者を対象とする(企業規模に基づいて時限措置を認める等)

4-2. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・欧州) ～ FCA 重要性の定義

重要性の定義について、明確に定義されていると評価。また財務報告の概念フレームワークと整合させる方向性について賛成している。一方で、用語の使用方法について若干ばらつきがあり、保証の観点からも改善余地があるとしている。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 投資家及び他の資本市場参加者のユーザーニーズに強い焦点を当てていること、明確に定義された重要性の観点を含む、目的の明確さを評価 ▶ 重要性の定義と、財務報告の概念フレームワークを、整合させるためのステップを歓迎。これにより、作成者は使い慣れた参照を用いて、財務報告とのコネクティビティを向上させることができる ▶ 開示情報に関連して用いられる「重要な(material)」という用語と、サステナビリティに関連するリスクと機会に関連して用いられる「重大な(significant)」という用語を区別していると理解するが、用法にばらつきがある ▶ 一貫性のない形で適用すると、作成者が重要性評価を実施する際に困難が生じる可能性があり、保証提供者にも課題が生じる
解決策/提言	▶ 重要性評価の実施方法、特定の情報が利用者の意思決定に影響を与えるかの判断、時間とともに変化する利用者の情報ニーズ検討方法について、ガイダンス提供を検討する余地がある

4-3.ISSB公開草案に対して提出された意見の 分析(提出意見の分析・米国)

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ IFAC 組織概要

IFACはISSB公開草案について歓迎するものの、全体的に公開草案に対して明確な姿勢なしの立場となっている。

項目	内容
名称	International Federation of Accountants (IFAC、国際会計士連盟)
本籍	国際機関(本部:米国、ニューヨーク)
組織概要	1977年設立、135の国と地域から180を超える会計職業専門家団体が加盟し、300万人以上の職業会計士を代表する組織となっており、傘下に、独立した基準設定審議会を擁し、倫理、監査及び保証、会計教育、並びに公共部門会計に関する国際的な基準を設定する
提案に対する 全体的なトーン	▶ 以下の観点において、公開草案はIFACの期待を満たしておらず、下記の意見と改善点を提案している ▶ ISSBは、重要な管轄区域の活動(特に米国とEU)を考慮すべき ▶ 開示要件は包括的な世界基準の要件と整合し、それを補完すること ▶ 質の高い、意思決定に役立つサステナビリティ関連の情報開示に重要であると考えられる5つのテーマ別分野を強調する ① 投資家重視 ② 整合性 ③ 規制の重要性 ④ 検証可能性 ⑤ 相互接続アプローチ ▶ 改善点 ▶ GRI、地域の政策立案者、規制当局、IAASBとの協力を提案 ▶ 主要な概念、用語、測定基準を調整する ▶ 企業が保証に対応することは、GHG排出量の開示情報の改善につながる

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ IFAC 産業別指標の考え方

産業別指標の考え方について、明確な立場はないが、可能な限り企業の負担を軽減するよう既存の基準と規制当局との連携・協力を提案している。

項目	内容
立場	▶ 明確な姿勢なし
課題/根拠	▶ ISSBの継続的なGRIとの連携を支持し、ISSBに対して、社会的影響が投資者の企業価値評価に関連する可能性があるかどうかを考慮しつつ、企業価値に対応する開示要件の包括的な世界基準を策定するよう奨励する ▶ 質の高い情報開示を達成するために、当局と規制当局は報告とその保証を義務付ける必要がある。IFACは、サステナビリティに関連する報告に対する現在の自発的で細分化されたアプローチを最小化するために、ISSB及びIFRS財団の受託者に対し、地方の政策立案者及び規制当局と協力して、ISSBの国際基準を地方の報告要件とするよう奨励する ▶ 保証が利用者の信頼性及び資本へのアクセスを向上させ、企業の報告システム及びプロセスの開発に厳格さをもたらし、情報の比較可能性を促進し、投資家保護を強化すると考えている。企業の報告要件の整合性と、サステナビリティ情報の開示に関するグローバルなベースラインの策定は、IAASBのグローバル基準に従って、保証基準と実務の発展と調和を支援しなければならない
解決策/提言	▶ GRI、地域の政策立案者、規制当局、IAASBとの協力を提案

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ IFAC 報告の同時性

報告の同時性について、明確な立場はないが、他の既存の類似概念との整合性(Interoperability)を重視している。それらとの相互継続性を計り、主要な概念、用語、測定基準を調整する必要があると提言している。

項目	内容
立場	▶ 明確な姿勢なし
課題/根拠	▶ 特に「同時性」に明確に言及していないが、他の既存の類似概念との整合性(Interoperability)の文脈において、財務報告とサステナビリティに関連する報告との間の適時性と相互関連性を妨げる原因として報告のタイミング・ギャップを特定したことから、同時性を妨げる可能性があることが示唆される
解決策/提言	▶ 投資家や他のステークホルダーのニーズに最も適した「相互接続」アプローチをとること ▶ 標準設定や規制の細分化を回避し、企業が不要な重複作業を回避できるようにするには、主要な概念、用語、測定基準を調整する必要がある

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ IFAC GHG排出量

GHG排出量について明確な立場はないが、ISSBの「クライメート・ファースト」アプローチを支持しており、企業が保証に対応することはGHG排出量の情報開示の改善につながると考えている。

項目	内容
立場	▶ 明確な姿勢なし
課題/根拠	▶ IFACによるグローバルな報告・保証業務の最新レビューは、ISSBの「クライメート・ファースト」アプローチを支持している
解決策/提言	▶ IFACは、保証(Assurance)は企業がGHG情報を報告することを確実にし、奨励するための重要な手段であると考えているため、企業が保証に対応することはGHG排出量の情報開示の改善につながると考える

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ IFAC 重要性の定義

重要性の定義について、社会的価値と企業価値との結びつきを促進するよう奨励することから、賛成の立場を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 社会的価値と企業価値への結びつきを促進するよう奨励する ▶ ISSBに対し、社会的影響が投資家による企業価値の評価に関連する可能性があるかどうかを考慮しつつ、企業価値に関する開示要件の包括的なグローバル基準を策定するよう奨励する
解決策/提言	▶ 企業価値に関する開示要件の包括的なグローバル基準を策定するよう奨励する ▶ マテリアリティに関する投資家の評価は本質的に動的で、時間の経過とともに変化する可能性があるため、下記2つの主要な「視点」の微妙な違いに留意する必要がある ① 「アウトサイド・イン」の情報開示では、ESG要因と、ESGに関連する企業の行動が企業の企業価値に与える影響について説明する ② 「インサイドアウト」開示は、企業価値の評価によってまだ捉えられていない複数のステークホルダーのニーズの社会的影響に対応する

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ CalPERS 組織概要

CalPERSはISSB及びISSB公開草案を歓迎しており、指摘事項はあるものの、全体的に公開草案に賛成の立場を表明している。

項目	内容
名称	California Public Employees' Retirement System -カリフォルニア州職員退職年金基金
本籍	米国
組織概要	CalPERSは米国最大の公的確定給付型年金基金として、200万人以上の加入者に代わり、約4,400億ドルの資産を運用している
提案に対する全体的なトーン	▶ CalPERSは10年以上にわたって統合報告を提唱し続けており、投資先企業が、財務諸表と非財務諸表の両方の業績と見通しについて、業務、財務、環境、社会、ガバナンスのパフォーマンスを統合的に表すことを期待している ▶ しかし、現在の開示体制は、投資家としてのCalPERSの期待を下回っているのが現状である ▶ 企業の現在のポジションと将来の見通しについて、より確かな情報を得るために、財務情報とともにサステナビリティ関連の情報開示が行われることを望んでいる ▶ そのため、有意義な統合報告の拡大に努めるISSBを称賛するとともに、今回の公開草案は、より多くの情報に基づいた投資判断を行うために求めてきた開示の強化の一部と一致していると考えている ▶ CalPERSは公開草案を概ね支持しており、公開草案の大部分を占めるアプローチに同意する

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ CalPERS 産業別指標の考え方

産業別指標について、企業価値算定に有用であるため賛成の立場を表明している。ただし、企業価値算定との関連性や産業横断的指標と産業別指標の関係について、追加的な説明を要求している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 従来の財務報告には存在しない項目が、どのようにISSB開示基準を充足するかが明確でない ▶ 公開草案S2第10項では「企業は産業別指標開示(Appendix B)で定義された開示トピックを参照しなければならない」とあり、第11項では「企業は第20項で説明した通り、産業横断的指標及び産業別指標の適用性を検討する」とある点について、第20項では、産業横断的指標と産業別指標を開示することを改めて述べているが、産業横断的指標と産業別指標との間に不一致があった場合の対応について言及がない
解決策/提言	▶ 重要性(significant)の定義等を修正後、ボトムアップ指標の開示プロセス(the bottoms-up metrics disclosure process)と最終的な企業価値算定との関連性をさらに説明する必要がある ▶ 通常であればより具体的な産業別指標に従うことになるが、採掘業や鉱物資源の業界についても、産業別指標がスコープ1の報告のみを要求しているケースが多いため、重要な産業であっても開示が大幅に減少することになる。そのため、産業別の基準は、業界横断的なスコープ1、スコープ2、スコープ3の開示要求をより良く反映するために更新されることが望ましい

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ CalPERS 報告の同時性

報告の同時性について、言及されていない。

項目	内容
立場	▶ 明確な姿勢なし
課題/根拠	▶ 言及なし
解決策/提言	▶ 言及なし

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ CalPERS GHG排出量

スコープ3開示の基準は確立されていないが、PCAFを参考に基準のさらなる更新を期待する意見を表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ ISSBはGHGプロトコル(スコープ3)会計報告基準(GHG Protocol Corporate Value Chain (スコープ3) Accounting and Reporting Standard)の使用を提案しているが、未だ明確な基準が確立されておらず、スコープ3の報告が不明確である
解決策/提言	▶ Partnership for Carbon Accounting Financials(PCAF)は、金融機関が融資や投資によるGHG排出量の評価及び開示の基準作成に取り組んでおり、PCAFも考慮して基準を更新すべきである

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ CalPERS 重要性の定義

「シングルマテリアリティ」にフォーカスする点は理解しており、賛成の立場にある。ただし、「シングルマテリアリティ」では適切に考慮されない可能性のある開示項目の存在や基準内での不整合、定義付けが不十分な点については改善の余地があると指摘。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 公開草案S1 第2項では「企業がさらされている重大な(significant)サステナビリティ関連リスク及び機会の全てに関する重要な情報(material information)を開示する」とあるが、“significant”の定義がされていない。一方、第60項では「ISSB基準で要求される特定の開示が重要(material)でない場合は開示を行う必要はない」とある。第60項では、第2項の範囲を重要な情報(material information)に限定しているため第2項と第60項が整合していない ▶ 現在の経営者の説明(Management Commentary)や経営者による検討及び分析(Management Discussion & Analysis)には、公開草案の下では重要でないと考えられる情報(例:systemic risk-related issuesやコストの外部化)が含まれているが、「シングルマテリアリティ」基準に従う場合、これらの情報は重要であるとはみなされない可能性がある ▶ 公開草案S1第42~44項において、「サステナビリティ関連リスク及び機会」の文言の前に「重大な(significant)」の文言が除外されている
解決策/提言	▶ 第2項では企業価値を評価するための重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する重要な情報を報告しなければならないが、第60項では、重要でない場合には開示する必要はないことになる。CalPERSは、このような基準の多層化はサステナビリティ関連リスクと機会に関する報告を強化するのではなく、むしろ減少させることになるのではないかと考える ▶ ISSBが「シングルマテリアリティ」にフォーカスする点は理解しているが、ある種の開示項目は、長期投資リスクやコストの外部化に関する開示のように、財務的側面とサステナビリティの側面の両方を合わせ持つ可能性があることに留意してほしい。投資家は透明性の向上を求めているため、ISSBはより多くの財務情報を提供しようとする一方で、投資家の議決権行使や投資家参加の目的で入手している情報に害を与えないように留意する必要がある ▶ 公開草案S1第42~44項の文言除外が意図的なものであるのか、また、他の範囲に影響があるものかは不明であるため、言及していただきたい

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ 米国商工会議所 組織概要

米国商工会議所(*)は、公開草案について、条件付きで賛成している立場をとっているものが多くあり、様々な提案を行っている。

項目	内容
名称	米国商工会議所(*)
本籍	ベルギー
組織概要	1948年に設立され、159社が加盟している。欧州での成長志向のビジネス及び投資環境の確保を目的としている
提案に対する 全体的なトーン	▶ 以下の観点で、米国商工会議所は賛成の立場を示している ▶ 産業別の開示の公開草案への組み込み ▶ 気候変動の定量的開示の可能性 ▶ セーフハーバー規程の設定 ▶ 報告範囲として親会社及び子会社を連結範囲とするルール ▶ 提案事項 ▶ IFRSサステナビリティ開示基準以外の基準の考慮 ▶ サステナビリティ関連開示と財務諸表との別開示可能有無や時期 ▶ 公開草案で使用されている重要性の定義の明確化

*ISSBの公開草案に対する意見を提出しているAmerican Chamber of Commerce for European Union (AmChamEU)についての記載である

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ 米国商工会議所 産業別指標の考え方

産業別指標について、米国商工会議所は、公開草案に産業別の開示を組み込むことに賛成している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 公開草案に、SASBスタンダードにある重要なサステナビリティ関連課題と産業別の開示を組み込むという点について賛同している ▶ 公開草案では、IFRSサステナビリティ開示基準の他に、SASBスタンダードやその他の基準、ガイドラインを考慮するよう求めているが、この点は再考が必要としている
解決策/提言	▶ IFRSサステナビリティ開示基準に加えて、SASBスタンダードやその他の基準、ガイドラインの考慮については、必須ではなく任意("shall considerではなく、"may consider")とすることを提案している

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ 米国商工会議所 報告の同時性

サステナビリティ関連開示について、期待される開示の時期についてのタイムラインや財務情報と独立した開示が可能であるかを明確にすることを求めている。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 言及なし
解決策/提言	▶ サステナビリティ関連開示について、財務諸表と別開示が可能であることや開示されるべき時期を明確にすること(例えば、決算後180日まで)を提案している

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ 米国商工会議所 GHG排出量

GHG排出量について、米国商工会議所は、企業間での比較可能性等を担保するため、報告範囲の対象は直接の取引先に限定することを提案のうえ、賛成の立場をとっている。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ バリューチェーン全体を報告対象とすることは、必要となる情報が不足やその正確性が十分に担保できない可能性を懸念としている ▶ 範囲を広げることによる企業間で報告対象に差異が生じ、比較可能性も失われることを懸念としている
解決策/提言	▶ 報告に際して、情報不足となる可能性の低減、一貫性や比較可能性の観点から、報告対象の範囲を、その企業の直接取引先や一次下請までに限定することを提案している

4-3. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・米国) ～ 米国商工会議所 重要性の定義

重要性について使用されている言葉の定義について、その強度レベルも含めてより明確に定義することを求めている。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 公開草案で使用されている言葉について、幅広い解釈が可能なことから、より明確な定義が必要である
解決策/提言	▶ 公開草案で使用されている重要性の定義について、より明確に定義するように提案をしている ▶ 例として、公開草案にある"materiality"や"significance"といった言葉の定義及び区別や"impact"の定義を求めている

4-4.ISSB公開草案に対して提出された意見の 分析(提出意見の分析・中国)

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国)

～ 中国証券監督管理委員会 組織概要

CSRCは、ISSBの基準が真にグローバルなベースラインになるために、市場、業界及び企業規模などの相違を考慮した取決めの差別化をし、ISSB基準について、要件の比例性、スケーラビリティ、段階的適用を提供する必要があるとの見解のもと、ISSB公開草案に基本的に賛成するが、改善を求めている事項も多いとしている。

項目	内容
名称	China Securities Regulatory Commission - 中国証券監督管理委員会
本籍	中国
組織概要	CSRCは中国において、中国の証券および先物市場に対して統一された規制機能を果たし、秩序ある証券および先物市場秩序を維持し、資本市場の法的運営を確保する
提案に対する 全体的なトーン	▶ 以下の懸念点において、質の高いサステナビリティ関連の国際基準を作るため、ISSBが新興市場の開発段階、投資家構造、金融インフラ、規制体制の面での相違点と潜在的な遅れを十分に考慮すべきという見解 ▶ 包括性を高めるため、先進国と新興国、大企業と中小企業の違いを適切に取り入れる ▶ バリューチェーンに関連する情報など一部の指標は実装が困難 ▶ 予測的および将来見通しの信頼性 ▶ 基準内の一貫性 ▶ 具体的な実施ガイダンス ▶ 提案 ▶ 新興市場を含めた包括性を強化 ▶ 基準の中立性の向上 ▶ 適正性を基に指標を見直し ▶ 主観的要因と定量的要件を削減し、定義を明確化することにより開示の比較可能性を強化 ▶ 実施ガイダンスと補足資料を提供することで実用性を強化 ▶ 移行期間と指標の柔軟性 ▶ 開示の形態及び公表時期

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国証券監督管理委員会 産業別指標の考え方

産業別の開示要件の関連コンテンツは議論の余地があるため、基準公表を延期することを提案している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 産業別の開示要件の指標は十分に多様化されておらず、その多くは新興市場に適用するのが難しい ▶ 気候変動に関連するリスクと機会に無関係な指標(一部の活動指標を含む)がある。例えば、アパレル、アクセサリ、フットウェア業界では、サプライヤーの動物福祉、労働、人権慣行などの指標は気候関連ではなく、社会関連である
解決策/提言	▶ 異なる管轄区域とコミュニケーションを取り、基準の普遍的な採用を達成するために調整を行う必要がある。さまざまな開発段階と規模の企業向けに、さまざまな指標を設計する必要がある。さらに、新興国と新興市場の管轄地域の業界標準に従って開示を行うことを許可する可能性を検討する必要がある。また、この規格が、業界や企業の特定の状況(機密保持の問題など)に応じて、実際の実施において免除条項を追加することを可能にするべきである ▶ 産業別の開示要件は気候変動との関連があるべきであり、無関係な開示指標は削除し、基準の範囲の関連性を向上させ、情報の冗長性と混在を減らす必要がある。削除された指標は、必要に応じてESGの他の側面に焦点を当てた将来の基準に組み込むことができる

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国証券監督管理委員会 報告の同時性について

年度における報告の同時性には賛成するが、開示の効率性と有効性を向上させるために、四半期および中間財務諸表とサステナビリティ関連財務情報の同時開示を義務付けないことを提案している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ 報告の同時性に一部賛成するが、四半期及び中間財務諸表との同時開示は開示の効率性と有効性を損なう可能性があると考ええる。理由は以下の2点である ① サステナビリティ関連プロジェクトの多くは中期的に毎年計画されているため、プロジェクトが最終的に期待される成果を達成できるかどうかは実際には不確実であり、そのような開示は利用者の誤った判断につながる可能性がある ② サステナビリティ開示に必要な資源は大量であるため、開示が頻繁すぎると、実際のサステナビリティ施策の開発に費やせる時間が削減される可能性がある
解決策/提言	▶ 四半期及び中間財務諸表との同時開示を義務付けないことを提案する

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国証券監督管理委員会 GHG排出量

スコープ1および2排出量の開示は賛成しているが、現段階では、事業者がスコープ3排出量を開示することは困難であるため、当面はスコープ3の排出量の開示を要求しないことを提案している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ スコープ1および2排出量の開示は賛成するが、スコープ3の算定には大量の外部データと推定が含まれるため、スコープ3の排出量の精度と比較可能性を確保することは困難である ▶ GHGプロトコルにおけるGHG排出量の測定方法は、中国国家発展改革委員会(NDRC)が提案した報告ガイドラインで推奨されている方法とは異なる
解決策/提言	▶ スコープ3の排出量の開示を要求しないことを提案する ▶ CSRCは、異なる国際的な気候情報開示基準における一貫性を達成するために、他の方法論を許可し、基準間の一貫性を保つための調整方法をさらに探求することを提案する

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国証券監督管理委員会 重要性の定義 (1/2)

マテリアリティの定義は比較的明確なため賛成の立場にあるが、非常に主観的なところもあるとの指摘。マテリアリティ判断の基準は、開示の比較可能性を維持するために、一貫していなければならない。また、企業が重要性を決定する基準において一貫していなければならないという事実注意到意を喚起したいと表明している。

項目	内容
立場	▶ 賛成
課題/根拠	▶ 企業は、公開草案及び関連する例示ガイダンスにより、重要な情報の開示に焦点を当てて、独自の重要性判断を行うことができるため、公開草案及びガイダンスは重要なサステナビリティ関連財務情報を特定するのに有用である。また、重要性の定義はIFRSにおけるマテリアリティの意味と一致しており、事業者にとってわかりやすい ▶ 現地の法律や規制により、事業者が特定の情報を開示することを禁止している場合、強制的な開示は事業体に悪影響を及ぼす。基準には事業者が開示を要求する管理権限がないため、事業者は開示を免除される点には同意する ▶ 重要性の定義は比較的明確だが、非常に主観的なところがある。S1第59項は、「重要度の判断は、状況の変化と仮定を考慮して、各報告日に再評価されなければならない」と述べている。また、S1に「重要な(material)」、S2に「重大な(significant)」の言葉は使われているが、どちらも重要という意味がある ▶ 重要性の定義は企業価値に関連するサステナビリティ関連の幅広いリスクと機会をカバーしているが、流動的な概念であり、別々の事業体または異なる時点の同じ事業体にとって、全く異なる可能性がある。開示要件の自由度が高すぎるため、誤解を招くような開示になる可能性がある

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国証券監督管理委員会 重要性の定義 (2/2)

項目	内容
解決策/提言	▶ 重要性の判断基準は、開示の比較可能性を維持するために、一貫していなければならないことを明確にすること必要がある。また、会社の戦略の継続性を考慮すると、会社のマテリアリティ基準は比較的安定している必要があり、あまり頻繁に変更されるべきではない。評価頻度は年に1回行うことを勧める ▶ S1において使用されている「重要な(material)」とS2にある「重大な(significant)」の言葉を統一することを検討するか、2つの単語の使用の違いを明確にする必要がある ▶ 事業者が重要性を決定する基準において一貫していなければならないという事実を注意喚起したい

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国)

～ 中国会計基準委員会 組織概要

中国会計基準委員会は、各提案に対して反対や明確な姿勢を示していない項目が散見され、課題の例示や提案を多く行っている。

項目	内容
名称	China Accounting Standards Committee -中国会計基準委員会
本籍	中国
組織概要	中国会計基準委員会は中華人民共和国財政部より創設され、会計に関する助言を行っている
提案に対する 全体的なトーン	▶ 以下の点について、企業への負担や実務的な側面で懸念を示しており、改善点を挙げている ▶ GHG排出量の開示について、報告の時期や準備不足による企業への負担 ▶ 開示草案における重要性について、明確な定義や基準の必要性 ▶ 改善点 ▶ 産業別指標で国際的な期間でない指標の除外 ▶ 気候変動と直接関連のない産業別指標の除外 ▶ サステナビリティ関連開示を年次での開示 ▶ 開示草案の重要性について、より明確な定義やガイダンスの作成

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国会計基準委員会 産業別指標の考え方

公開草案の産業別指標について、中国会計基準委員会は、特定の産業や企業のみを考慮した指標や、気候変動と関連性の低い指標も含まれることから、反対意見を示している。

項目	内容
立場	▶ 反対
課題/根拠	▶ 公開草案ではSASBを由来とした欧州や北米、特定の産業や企業を対象にした指標が多くあり、これらを国際基準と捉えるのは難しい ▶ 付録Bの指標の中には、水資源や社会的責任気候変動と直接関連がない指標が含まれていると考えており、これらの指標は付録Bに含めるべきでない ▶ 付録Bは、柔軟性や適応性の観点からも、ビジネスや環境の変化に適合しない可能性がある
解決策/提言	▶ SASB由来や特定の産業、企業を対象にした指標は付録Bから除くことを提案している ▶ 気候変動に直接関係がない指標についても当付録ではなく、それぞれ対象の関連開示基準で提示することを提案している ▶ 付録Bの位置付けとして、柔軟性や適応性の観点から、草案の一部ではなく、独立した任意の産業別ガイダンスとすることを提案している

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国会計基準委員会 報告の同時性

報告の同時性について、データ収集、算定による企業への負荷が重く、またデータの確認も時間を要することから、反対意見を示している。

項目	内容
立場	▶ 反対
課題/根拠	▶ サステナビリティ関連開示を財務報告と同時に行うには、財務報告をまとめることに比べて、データ収集や算定から企業への負担が増大し、費用対効果の観点からも整合しない ▶ また、サステナビリティ関連の算出結果の確認を行う場合も、財務報告の算出結果の確認と比べてより多くの時間を要することが予想され、従来の財務報告と同時にサステナビリティ関連報告を行うのは困難である
解決策/提言	▶ 財務報告と比べて、サステナビリティ関連開示はより多くの時間を要し、企業への負担を鑑み、四半期でなく年次とする点や、財務報告より後にサステナビリティ関連開示を行うことを提案している

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国会計基準委員会 GHG排出量

公開草案のGHG排出量について、スコープ3排出量をはじめ、スコープ1及び2排出量についても現地当局が必須としている場合を除いて、任意開示とすることを提案している。

項目	内容
立場	▶ 条件付き賛成
課題/根拠	▶ スコープ3排出量の開示は、正確な情報を適時に取得するのが困難であることや、顧客からの情報取得については、企業自身がコントロールできないという問題がある。取得した情報の確認を行うことが難しい場合も考えられ、サステナビリティ関連開示に係る誤謬等の懸念もある
解決策/提言	▶ スコープ3排出量の開示については、情報取得や企業への負担を鑑み、任意とする提案をしている ▶ また、中国国内の企業はスコープ1及び2のデータについても取得が困難な場合があり、当該スコープについても現地当局が必須としていない限りは任意開示とすることを提案している ▶ 重要性の高い開示に項目については比較可能性を高める観点から、項目や基準を明示することを提案している

4-4. ISSB公開草案に対して提出された意見の分析(提出意見の分析・中国) ～ 中国会計基準委員会 重要性の定義

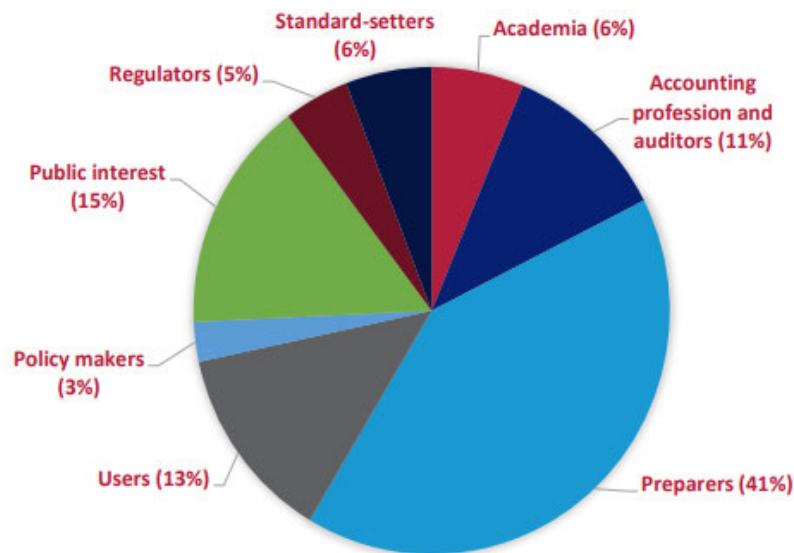
公開草案の重要性の定義について、中国会計基準委員会は、使用されている言葉の定義について、その強度レベルも含めてより明確に定義することに加え、判断基準となるガイダンスの作成を求めている。

項目	内容
立場	▶ 明確な姿勢なし
課題/根拠	▶ 公開草案で使用されている用語の定義については、より明確に定義が可能と考えている ▶ 例として、「重要な(material)」と「重大な(significant)」の違いや、「可能性の低い(low likelihood)」、「潜在的な影響(potentially high impact)」等をあげている
解決策/提言	▶ 公開草案で使用されている重要性の定義について、より明確に定義するように提案をしている ▶ 公開草案にある「重要な(material)」や「重大な(significant)」といった言葉の定義や、これらの判断や適用に係るガイダンスの作成を提案している

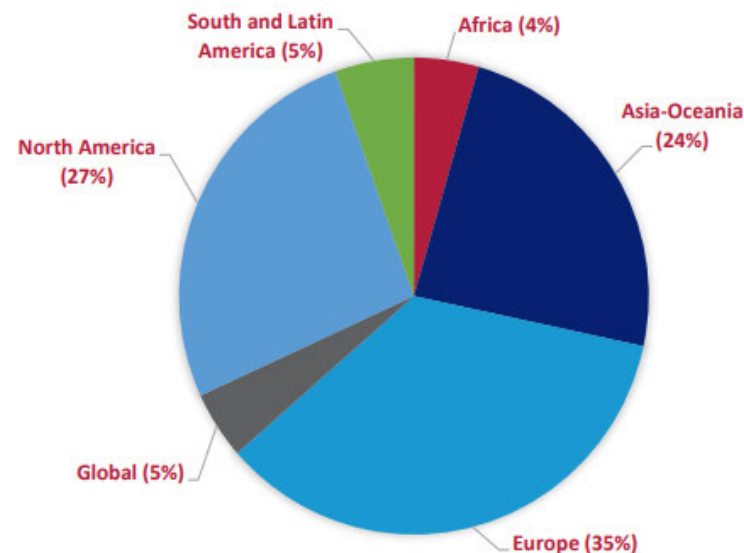
(参考) S1に関するフィードバック回答者の分布

S1の回答について、ステークホルダー別ではPreparersからの回答が最も多く、地域別では、欧州、北米、アジア・オセアニアからバランスよく回答を受領した。

ステークホルダー別



地域別



凡例の説明

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ▶ Users:一般会計報告の利用者 | ▶ Regulators:監査、証券等の規制当局 |
| ▶ Preparers:サステナビリティに関連する財務情報開示の作成者 | ▶ Policy makers:中央銀行及び政府機関を含む政策設定機関 |
| ▶ Accounting profession and auditors:会計専門職及び会計検査専門家(監査法人含む) | ▶ Public interest:NGO等を含む非営利機関 |
| ▶ Standard-setters:会計、監査及びサステナビリティ等の基準設定機関 | ▶ Academia:学界(学者及び学生を含む) |

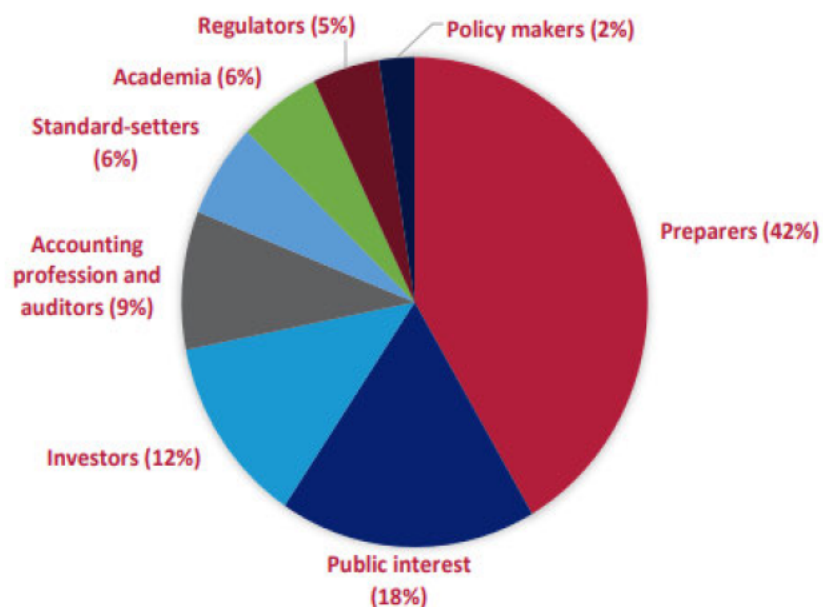
出典: IFRS財団 (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/september/issb/ap3a-general-sustainability-related-disclosures-summary-of-comments.pdf>)

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

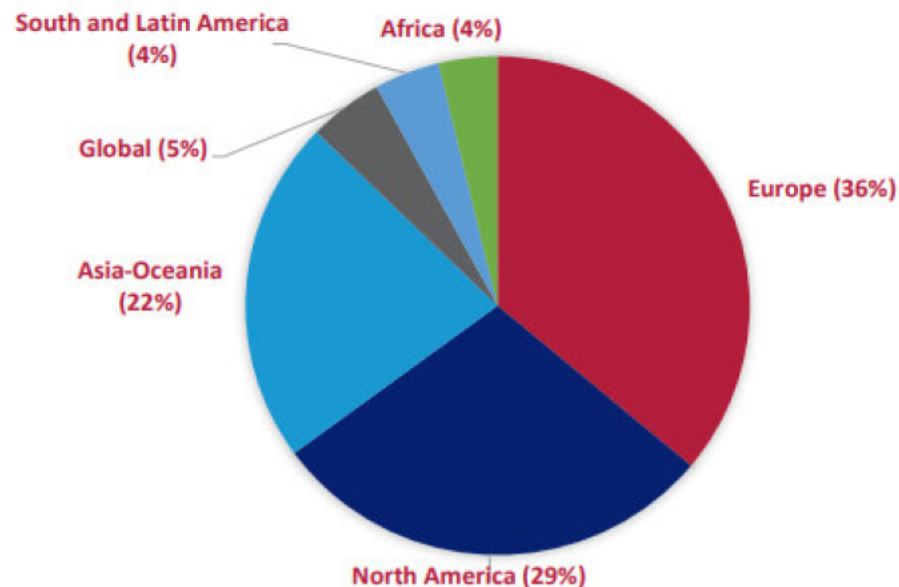
(参考) S2に関するフィードバック回答者の分布

S2の回答について、ステークホルダー別ではPreparersからの回答が最も多く、地域別では、欧州、北米、アジア・オセアニアからバランスよく回答を受領した。

ステークホルダー別



地域別



出典: IFRS財団 (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/september/issb/ap4a-climate-related-disclosures-summary-of-comments.pdf>)

4-5.ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ 審議会概要

2022年9月に国際サステナビリティ基準委員会(ISSB)の審議会が開催され、サステナビリティ開示基準の公開草案に寄せられた回答の確認や、意見交換が行われた。

項目	内容
開催日時	2022年9月20日から23日まで
開催場所	ドイツ フランクフルト
審議会概要	▶ IFRS財団の国際サステナビリティ基準委員会(ISSB)審議会が上記日程で開催された ▶ 本審議会に先立ち、ISSBスタッフは、2022年7月29日に終了したIFRS第1号「サステナビリティ関連の財務情報開示のための一般要件」(以下、「S1」)及びIFRS第2号「気候関連の開示」(以下、「S2」)に関する120日間の公開協議において受領した1,300を超える質問への回答及びコメントの概要を公表した ▶ 回答及びコメントから、以下の7つの主要なフィードバックテーマが挙げられた 1. ISSB及び公開草案S1・S2への幅広い支持 2. ステークホルダーからの反応 3. IASBとの連携 4. グローバルベースライン 5. 公開草案の拡大可能性 6. 定義の明確化、ガイダンスの設定 7. 公開草案S2に対する見解 ▶ 本審議会では意思決定は行われず、意見交換やメンバー間による内容の確認に留まった

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ 概要(1/2)

審議会に先立ち、2022年7月までにS1及びS2に対して、約1,400件を超える回答やコメントが寄せられた。寄せられた回答及びコメントから挙げられた7つのテーマの内容は以下のとおりである。

No.	フィードバックテーマ	内容
1	ISSB及び公開草案S1・S2への幅広い支持	▶ 以下の事項がほぼ全ての回答者によって支持された ▶ 包括的なグローバル基準の策定に関するISSBの全体的な目的複数の基準や枠組みを単一の開示基準に統合する意図 ▶ S1とS2を適時性と品質を重視して適時に公表すること ▶ IFRSサステナビリティ・ディスクロージャー・スタンダード(SDS)を横断的に適用するための一般的な要件を定めたS1の全体的な位置づけ ▶ 気候変動が各主体にもたらす重大なリスク ▶ 金融の安定性と世界の資本市場に与える重大なリスクを挙げた気候関連の開示の緊急性
2	ステークホルダーからの反応	▶ ISSBはS1に関する720件、S2に関する690件の回答及びコメントを受領した ▶ サステナビリティに関する財務情報の開示の作成者から最も多く回答及びコメントを受領した ▶ 欧州、北米及びアジア・オセアニアの3地域で概ね均等数の回答及びコメントを得た
3	IASBとの連携	▶ IASBとの連携が重要と考えられる以下の事項について幅広く支持された ▶ サステナビリティに関する財務情報の開示と財務諸表との連結性の確保 ▶ IFRSサステナビリティ開示基準及びIFRS会計基準における共通の定義・概念の使用 ▶ 統合開示の推進の重要性について幅広い支持が認められた

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ 概要(2/2)

No.	フィードバックテーマ	内容
4	グローバルベースライン	▶ ステークホルダーは、TCFDがS1とS2のコアコンテンツの構造の基礎として推奨することを支持した。構造の一貫性は複雑さの軽減が期待され、Jurisdictional Working Group及びSustainability Standards Advisory Forumの設立が支持された
5	公開草案の拡大可能性	▶ ステークホルダーから世界中の企業の対応能力や態勢に配慮するよう提言された。特に小規模な企業や新興国市場の企業に対しては、その要件を満たすために、一定の人員を要する旨の共通認識が確認された
6	定義の明確化 ガイダンスの設定	▶ 持続可能性(Sustainability)、重要性(Significant)、企業価値(Enterprise Value)等の定義及び概念明確化の要望や、バリューチェーンに沿った開示の範囲や重要性に関するさらなるガイダンスの提示が求められた
7	公開草案S2に対する 見解	▶ 公開草案S2の以下の項目について様々な観点から意見を受領した ▶ スコープ3の温室効果ガス(GHG)排出量の開示 ▶ 報告境界の明確化 ▶ シナリオ分析の利用 ▶ 業界に基づく要件等

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ 今後の検討事項について

ISSBメンバーは、公開会議で投票を行い、以下に記載の再審議で検討する事項及び適用可能性に関する計画案に暫定合意した。また、ISSBは2023年中の可能な限り早期の基準公表を目指している。

S1・S2共通の検討事項

- ▶ 適用可能性(Scalability)
- ▶ サステナビリティ及び気候に関連するリスク及び機会が企業の財政状態及び経営成績、キャッシュ・フローに与える現在及び予想される影響

S1における検討事項

- ▶ 企業価値
- ▶ 必要な報告の範囲
- ▶ サステナビリティに関連する「重大な(Significant)」リスク及び機会
- ▶ サステナビリティに関連する重大なリスクと機会の特定及び情報開示
- ▶ 重要性(Materiality)の評価の適用
- ▶ つながりのある情報
- ▶ 報告頻度

S2における検討事項

- ▶ 移行計画を含む戦略及び意思決定
- ▶ 気候関連レジリエンス
- ▶ GHG排出量
- ▶ ファイナンス及びファシリテーションに係る排出量を含む産業別要求事項

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S1・S2共通検討事項:適用可能性(Scalability) (1/2)

「開示を提供できない」に該当する企業への対応、求める開示情報のレベル分け、または開示情報の提供を支援するための修正案を含む、企業の能力に合わせるための「適用可能性」に関して議論した。

項目	内容
スタッフ ペーパー 概要 (論点)	提案を適用する能力と準備の範囲に関するフィードバック - 多くの回答者は、ISSBは、公開草案の提案を適用するために、世界の企業の能力と必要な準備を考慮すべきであるとしている。具体的には、相対的なリソースの必要性や、基準の適用に向けた重要性判断や定量的分野で支援を必要とする可能性がある - 将来予測情報の開示、スコープ3GHG排出量の開示、財務情報とサステナビリティ情報の同時開示等は重要な課題である - 回答者からS1及びS2の適用可能性の関連で、次の提言があった; (i) 段階的に開示要求を進めるため、'core'の(主要な項目)開示と将来必要となる'more'の(より多くの)開示を特定すること、(ii) 要求を企業のタイプ別に段階的に分類すること、(iii) 作成者を支援するためのさらなる事例とガイダンスを提供すること、(iv) 困難な要求に対応するための柔軟なアプローチを提供すること 公開草案における適用可能性に関するフィードバック - 多くの回答者は、特定の規準に基づいて、開示を要求されないか、より簡易な代替開示を要求されるという原則に同意を示した - しかし、回答者の中には、S1及びS2を適用する企業にとって'unable to do so'(開示できない)の定義の明確化を求める意見や、開示ができないとする企業に対して開示が可能となる時期の見通しを示すよう、要求する意見があった - 他の要求より早期に開示が可能なものとして、リスク管理、戦略、ガバナンス等の定性的事項、既に幅広く普及しているスコープ1及び2のGHG排出量があげられた スタッフによる公開草案の修正案の提言 特定の開示要求の修正: 特定の規準に基づいて、開示を「提供することができない」("unable to")企業に対して、開示を要求しない、または適用がより簡易な代替開示を提供することを要求する、当該規準を満たすと判断する企業には、理由の説明を求める 作成者を支援するための指針又は事例の提供: S1及びS2の作成者支援の目的としてガイダンスや例示を提供すること 他組織の枠組み及び指針参照の検討: 開示要求の一部として直接又は参考資料として、指針、測定方法及び計算へのインプットのために他組織が開発したサステナビリティ関連指針を参照すること 移行期における"Basic"基準及び"Advanced"基準の導入: 移行期の導入初期で全ての企業が開示可能と想定される"Basic"基準と、複雑な開示を含み、企業による人的、システム投資等が必要と想定される"Advanced"基準を定めること ※検討されたがスタッフにより提案されなかった修正案 - 開示を"Comply or explain"(順守または説明)ベースとする案 - 費用対効果の観点から、当該効果が十分でないと判断される開示を求めないとする案 - 事業や産業により適用開始日を変更する案

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S1・S2共通検討事項:適用可能性(Scalability) (2/2)

項目	内容
ISSBボードメンバーからの意見	- ISSBとしての各企業のスタート時点から理想に至るまでのリーダーシップを取ることで、各国・地域での適用に貢献できる。その結果として適用可能性(Scalability)及び比較可能性が広がり、段階的に開示要求をあげることにより世界をリードすることができる、高度な世界基準に繋がる - スタッフペーパーには「小規模企業」の課題の直面について言及されているが、小規模企業のみでなく、規模の大きい企業を含め、特殊なビジネス、国・地域の法令関係、重要性基準等の課題に直面しており、適用可能性と共に基準適用の準備に課題がある 「検討されたがスタッフにより提案されなかった修正案」の背景や提案されなかった提案は興味深く、この決定に同意する
暫定決定した内容	- この内容を今後再審議のテーマにすることとする - S1及びS2基準の適用における企業の負荷を軽減するため、開示要求について適用可能性を考慮することができるメカニズムを識別すべきであることを暫定決定した - 適用可能性に関連する特定の規準に基づいて企業が特定の開示を提供することを要求されないように、(または代替開示の提供を要求されること)、開示要件案を修正 「開示ができない」という規準を満たす企業がその理由を説明することを要求されるよう、開示要件案を修正 - 作成者の基準適用を支援するためのマテリアル(ISSBが適用を支援するためのガイダンスを提供することを含む)を提供するか - 基準の適用において作成者を支援するためのマテリアル(適用を支援するための更なるガイダンス、測定方法及び計算へのインプットのためのリソースとして、他のサステナビリティ関連プロトコル等を参照することを含む)を提供するか - 移行期間に法域で使用できるような、「basic(基本)」要求事項及び「advanced(発展的)」要求事項を識別することにより提案されている開示要求を修正し、企業によって適用を区別する - 特定の適用可能性の課題に対応するために、どのメカニズムが適切であるかを評価するための要因を暫定決定した - 適用可能性の課題が一時的なものか又はより恒久的なものか、②課題を有する企業がどの程度具体的に識別されるか、 ③市場のガイダンス、方法、業界慣行及び技法がどの程度利用可能か、④また基礎となる方法及び技法の成熟度
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	下記の論点について、議論する必要がある - ISSBとしての目標値を低下させることなく、世界の投資家の期待に応えると同時に、多くの企業が開示可能となる基準を策定することの必要性 - 企業による開示用データ入手(Data availability)や人的リソースが主要な課題としてあげられている “Basic”や“Advanced”の基準を定める修正案があるが、“Basic”基準に基づき国・地域で法令やルールが定められてしまうと、更なる基準の発展の妨げになる可能性 - 修正案で使用されている“Unable to do so”の明確化やそれに該当する場合と該当しない場合の例示の必要性 “Scalability”や“Proportionality”を含めた文言の定義、スコープ - 恒久的(“Permanent”)と判断される課題への取り組み

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S1・S2共通検討事項: サステナビリティ及び気候に関連するリスク及び機会が企業の財政状態及び経営成績、キャッシュ・フローに与える現在及び予想される影響(1/2)

サステナビリティ及び気候に関する、現時点や将来時点のリスク、財政状態や経営成績等の開示について、定量化の要点や実務面での懸念、公開草案で使用されている文言の明確化等の課題があげられた。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	回答者から寄せられた、「サステナビリティ及び気候に関連するリスク及び機会に係る現状及び予想される影響」の開示要求における懸念点 ▶ 現状及び予想される財務面への影響を、不確実性の計測や仮定、推計によりどのように定量化するのか ▶ 企業が(要請された)情報を提供できないと記載するに際し、満たすべき要件は何か ▶ 将来的な見通しに係る情報開示に関する法制度面の課題 ▶ 財務面への影響がリスクと機会の両方により生じる場合、特定の財務面への影響とリスク／機会をどのように紐づけるのか 一般的なサステナビリティ関連開示に対する回答者の主なコメント ▶ 多くの作成者から、より明確な説明が求められており、また定量分析のためのシステムの準備には時間を要するという点を含めた適用上の課題に対する懸念が示された ▶ S1の22(c)及び22(d)で示されている、企業の財政状態及び経営成績の動向予測の記述を求める開示要求について、開示形式を明確にするよう要望があった ▶ “Unable to do so”(開示できない)の意味や適用条件についてより詳細な説明の要望があった ▶ 数名の回答者からは、将来的な見通しに係る情報の開示は商業的に機微な情報に繋がる可能性があり、法的またはレピュテーション・リスクを伴う可能性があるため、そのような場合は開示を求めないということも可能とするよう提案があった 気候変動関連開示に対する回答者の主なコメント ▶ (現在のリスク／機会) 大半の回答者からは賛同が示されたが、数名の一般財務報告の利用者及び作成者からは、開示する情報の精度や信頼性が担保できない可能性があること、この開示要求ではリスクや機会の要因が特定できないことについての指摘や財務諸表における開示との統合に係る要望が寄せられた ▶ (予想されるリスク／機会) 会計士、監査人の大半が本要求に賛同しており、財務情報利用者も企業価値の測定に本要求が重要という見解を持っている。一方で、短期、中長期の定義を明確にするよう要望があった ※本項における要求は、S1とS2のそれぞれで記載されているサステナビリティ及び気候関連の財務リスク及び機会の双方に関連しており、当該ISSBスタッフペーパーは、両公開草案への対応をカバーしている

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S1・S2共通検討事項: サステナビリティ及び気候に関連するリスク及び機会が企業の財政状態及び経営成績、キャッシュ・フローに与える現在及び予想される影響(2/2)

項目	内容
ISSBボードメンバーからの意見	▶ 3B&4Bのスタッフペーパーの47項にある「ISSBは、上述の懸念に対処するため、現状及び予想される財務面への影響に係る開示に関して、作成者がさらなる明確さと時間が必要であるか否かについて検討する必要がある。」に関し、事務局(Sandy)から当該時間に関して再審議の対象とする必要があるのでは、と問題提起があった ▶ これらの課題は一時的なものではなく、より恒久的なものとする。適用可能性や比較可能性の検討における手法が(この課題には)適用できるのではと考えているが、作成者が現在、開示要求を満たせるのか、また将来的にはどうかという課題であり、単純に時間的猶予の問題ではないと考える ▶ これは一例だが、いくつかの分野における測定方法の向上の必要性が課題とされているが、現時点で測定、確実性や市場経験等のある分野については開示要求を満たすことができると考える
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	下記の論点について、議論する必要がある ▶ Anticipatedの定義、短期・中長期等の定義の明確化 ▶ 特に定量的情報の収集について、より明確なガイダンスや説明 ▶ 作成者が対応可能な分野等についての検討

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ S1における検討事項:企業価値

企業価値の定義について、スタッフペーパーは概念や定義を明確化する必要があるとしており、審議会でも特段反対意見は出ていない。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	企業価値の概念・定義が明確でない ▶ 企業価値という言葉の一貫した使用が求められている ▶ 企業のリスク特性、資金調達手段及び資本コストを考慮した短期、中期、長期の将来キャッシュフローの金額、時期、確実性、期待値等の記述を支持しているが、企業の時価総額を参照する場合は企業価値の定義をより明確化すべきとの声がある
ISSBボードメンバー からの意見	-
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	企業価値の定義策定、一貫した使用について明らかにする必要がある

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ S1における検討事項:必要な報告の範囲

必要な報告の範囲について、スタッフペーパーはガイダンスの策定を求めている。関連して、バリューチェーンの適用に関する明確化も求めている。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	文言やガイダンスの定義が明確でない バリューチェーンに関する報告は広範囲であり、過大な範囲の開示が要求される可能性があるとの指摘がある
ISSBボードメンバー からの意見	-
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	ISSBは言葉の定義、バリューチェーンの適用に関するガイダンスの提供または明確化を行う必要がある

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S1における検討事項: サステナビリティに関連する「重大な(Significant)」リスク及び機会

サステナビリティに関連する「重大な(Significant)」リスク及び機会について、スタッフペーパーは重大な(Significant)と重要性(Materiality)との関係性の明確化を求めている。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	「サステナビリティに関連するリスクと機会」の表現の前に重大な(Significant)という表現を使用しており、重要性(Materiality)との関係について明確でない
ISSBボードメンバー からの意見	両文言の相互関連性や重要性を踏まえた開示が行われるためのグローバルな基準をどのように開発するかを検討し続けることが重要である
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	下記の論点について、議論する必要がある ▶ 「重大な(Significant)」という言葉の定義や他の言葉に変換ができないか ▶ 重要性(Materiality)との関係について明確にすること

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S1における検討事項: サステナビリティに関連する重大なリスクと機会の特定及び情報開示

サステナビリティに関連する重大なリスクと機会の特定及び情報開示について、スタッフペーパーは、情報の比較可能性と完全性が確保できるのか懸念を示している。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	shall considerという言葉が明確でない 企業によって対応可能なリソースに違いがあることから、開示される情報の比較可能性と完全性が担保されるのか懸念があるとしている
ISSBボードメンバー からの意見	両文言の相互関連性や重要性を踏まえた開示が行われるためのグローバルな基準をどのように開発するかを検討し続けることが重要である
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	shall considerの使い方を明確にする必要がある

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S1における検討事項:重要性(Materiality)の評価の適用

マテリアリティの定義について、スタッフペーパーはさらなるガイダンス提供を含め、定義の明確化が必要か、検討する必要があるとしている。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	重要性の定義が明確かについて、回答者からは様々な意見があった <賛同意見> - 多くの回答者はIASBの概念フレームワークから重要性の定義を採用することに同意 - 一部の回答者は、企業が重要性の評価に責任を持ち、経営者は重要性を評価する際に判断を用いるアプローチを支持 <課題> - サステナビリティ情報の重要性は、財務諸表の重要性とは異なると考える一部の回答者は、重要性の適用に懸念を示し、S1第57項の企業価値評価に関する言及の削除を提案 - 利用者を含む一部の回答者は、企業価値評価に影響を与える情報の範囲と、実際にモニターする情報の幅に違いがある可能性を指摘。企業価値評価に影響を与えない情報が、意思決定全般に影響を与える可能性があるとしている - 一部の回答者は、企業がリスクと機会の重要性を評価するプロセスの開示について、ISSBが追加開示を要求すべきであると提案 - 一部の回答者は、重要性の定義と、他のサステナビリティ基準や枠組みとの関係について明確化を求めた。他基準との一貫性の欠如は、企業の報告負担、利用者の混乱、保証提供上の課題をもたらすという懸念を表明
ISSBボードメンバーからの意見	-
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題 (まだ決定していない点) /議論が必要な点	これら様々な意見を踏まえ、更なるガイダンス提供を含め、重要性の定義をより明確にする必要があるか否かを検討する必要がある

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ S1における検討事項:つながりのある情報

サステナビリティ関連のリスク及び機会の間、及び、これらの情報と財務情報とのつながりのある情報(Connected Information)について、開示要求の明確化が必要という意見が多い。スタッフペーパーは明確化、ガイダンスの提供の検討について触れており、審議会でも特段反対意見は出ていない。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	▶ 多様なサステナビリティ関連リスク・機会の間のつながりのある開示の複雑性、及び、これらのリスク・機会が、どのように財務情報につながりがあるか評価することの複雑性 ▶ それぞれの情報をいつ開示することが、十分な接続性をもたらすのか決定することが課題 ▶ 財務情報と、それらとつながりのある情報が、異なる基準で作成されている可能性があることを考えると、明確性に課題がある ▶ 潜在的な保証の課題
ISSBボードメンバーからの 意見	-
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題 (まだ決定していない点) /議論が必要な点	ガイダンスや例示の提供を含む、作成者を支援するため、より一層の明確化を検討する必要がある

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ S1における検討事項:報告頻度

報告頻度について、特に初期段階では開示の体制を整えることが課題というコメントが多い。緩和措置の必要性についてスタッフペーパーは触れており、審議会でも特段反対意見は出ていない。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	多くの回答者が、財務諸表と同時にサステナビリティ関連の財務情報を開示する際に、特に初期段階では、以下の課題があるとコメントしている ▶ 潜在的な報告上の負担 ▶ サステナビリティ報告のためのプロセスを確立する必要性 ▶ 各国、地域の既存の開示要求と互換性がないこと
ISSBボードメンバーからの意見	-
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題 (まだ決定していない点) /議論が必要な点	緩和措置を認める規定を設けるべきか検討する必要がある

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S2における検討事項: 移行計画を含む戦略及び意思決定

移行計画を含む戦略及び意思決定を開示する方針で進めることについて今後ISSBから確認を得ると共に、一部回答者の懸念に対して、代替案とスタッフ提案を準備し、それに基づき議論を進める。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	- 一部の回答者は、S2のパラグラフ13(移行計画の開示要求)の構造を明確にし、移行計画の開示をより具体的に記述し、S2のパラグラフ23(気候関連指標)の開示要求との重複を減らすことを求めた。ビジネスモデルの調整に関する情報は企業価値を評価するために不可欠であることのため、移行計画に関するより詳細な要求を求めた - 一部の回答者は、カーボンオフセット/クレジットが企業の移行計画において果たす役割を明確にするよう求めた。一方、炭素クレジット市場の急速に進化する性質に鑑み、炭素クレジットに関して開示情報の詳細度を抑え、柔軟性を高めることを求めた - EFRAGとの議論により、S2の用語集における炭素および排出関連の用語の定義を欧州持続可能性報告基準(ESRS)E1と統一させることの提案があった。スタッフは用語に関する修正または新しい定義をISSBへ提出し、S2への追加を検討する予定 - スタッフは、ISSBに対し、企業が「移行計画を含む戦略及び意思決定に対する重大な気候関連リスク及び機会の影響」及び「気候関連目標」を開示する必要があるという提案を確認するよう求めるペーパーを用意する予定。このペーパーの一部として、回答者から提起された懸念に対処するための代替案の分析とスタッフ提案を提示する予定
ISSBボードメンバー からの意見	▶ (論点4について)、代替案の分析について、どの程度の代替を指しているかを明確にする必要がある。あくまでも上に記載しているスタッフペーパーでまとめた懸念点についての代替案とスタッフ提案を明示する必要がある
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	論点3と4に関して、スタッフがこれから用意する資料に基づき、議論する必要がある

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ S2における検討事項: 気候変動レジリエンス

気候変動レジリエンス(強靱性・適応力)は方向性として定まっているが、基準の明確化が必要である。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	気候変動レジリエンスの方向性は回答者が同意している。一方で多くの回答者が以下の課題があるとコメントしている ▶ 小規模企業や経験が浅い企業には開示負担が大きく、どのような場合に気候変動シナリオを分析するか、定量情報、定性情報をどのような場合に開示するかなど、基準を明確化する必要がある ▶ 気候変動シナリオは、発展途上の分野であり、概念・方法・適用上の課題も多い。従って、気候変動シナリオの検討の際もパリ協定のシナリオを含んだ分析を要求するかなど、シナリオ分析の要求基準も明確化する必要がある
ISSBボードメンバー からの意見	-
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	スタッフペーパーで提示された課題について議論が必要である

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ S2における検討事項: GHG排出量(1/2)

企業へのScope1、2、3のGHG排出量の開示要求は概ね同意が得られているが、一方で、Scope1、2ではGHGプロトコル以外での算出方法の代替手段を許容すべきとの意見や、Scope3では、データの入手可能性、推計値の使用、計算方法の不確実性などに関する懸念が示されている。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	GHG排出量開示の方向性は回答者が概ね同意している。一方で多くの回答者が以下の課題があるとコメントしている ▶ Scope1とScope2 ▶ ほぼ全ての回答者が、企業に対するScope1とScope2のGHG排出量の開示要求に基本的に同意。しかし、一部の回答者は基礎となる計算と測定方法に関する要求事項には同意しなかった 例) S2で定められたGHGプロトコル事業者排出量算定基準を用いた排出量の開示要求に同意。 しかし、ISO 14064(温室効果ガス排出量のモニタリング(算定)、報告、検証等)についてのISO規格や各国の制度など、他の測定方法を代替手段として認めるべきとの意見もあった ▶ その他の関連する懸念として、一部の回答者は、投資先のGHG排出量の取扱いの問題や、GHGプロトコル事業者排出量算定基準のような第三者による方法論の使用をISSBが義務付けることが適切であるかどうかについて懸念を表明。また、提案されているGHG排出量原単位の指標が、具体性に欠け、企業がGHG原単位を物理的又は経済的生産高単位あたりのCO2換算トン数で表現するよう求めていることに懸念を示した ▶ Scope3 ▶ ほとんどの回答者は、Scope3 GHG排出量の絶対値に関する提案に同意。一方で、要求事項の特定の側面について様々な懸念を表明。これらの回答者が提起した課題には、データの入手可能性、推計値の使用、計算方法の不確実性などに関する懸念が含まれている ▶ ISSBへの今後の提言 ▶ スタッフは、公開草案に対する回答者のフィードバックを受けて、提案の一部を再検討する必要があると判断している。そのため、スタッフは、以下のような分析と提案をISSBに提出する予定である (a) GHG排出量開示要求案に関するコメントレターのフィードバックの概要 (b) 測定方法に関する再審議を開始するためのスタッフの分析及び提案 (c) GHG排出量開示要求のScope3に関する再審議を開始するためのスタッフの分析及び提案

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析 ～ S2における検討事項: GHG排出量(2/2)

項目	内容
ISSBボードメンバーからの意見	▶ 金融機関はScope3の開示があまり進んでいないため、GHG排出量の開示改善のために、様々な見解を示している ▶ スタッフペーパーで説明されているGHG排出量の観点から、業界横断的なGHG排出量の議論が必要である。金融機関については、Scope3のカテゴリ15(投資)が大半を占めることも考慮する必要がある
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	スタッフペーパーで提示された課題について議論が必要である(特にScope3については、継続して議論が必要である)

4-5. ISSB審議会(2022年9月)資料の分析

～ S2における検討事項:ファイナンス及びファシリテーションに係る排出量を含む産業別要求事項

ファイナンス及びファシリテーションに係る排出量を開示することは概ね賛成されているが、提案された開示トピックの目的、説明及び名称、排出量に係る基礎情報、開示される産業の内訳、複雑性、柔軟性の向上などの内容について、今後も議論を進める。

項目	内容
スタッフペーパー 概要(論点)	大半の回答者は賛成の立場であるが、S2の要求事項(S2の21(a)項)は、GHGプロトコルのカテゴリー15(投資)に示すスコープ3排出量開示を超えるものとして、一部の回答者は懸念や疑問を有している
ISSBボードメンバー からの意見	産業別開示について、ファイナンスに係る排出量とファシリテーションに係る排出量では異なることを留意する必要がある。TCFDでは、GHG排出量スコープ1～3の開示を求めているが、ISSBで例えば銀行に対してスコープ3の開示を求めないとした場合、GHG排出量開示の改善に影響が出る可能性がある
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする
今後の課題(まだ決定していない点)/議論が必要な点	スタッフペーパーで提示された課題について議論が必要である 今後、移行リスク・エクスポージャーの開示事項や開示要求についてのさらなる追加資料を作成予定

4-6.EUのサステナビリティ報告基準(ESRS 1) の概要

4-6. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS 1(全般原則)(1/4)

企業はESRS1に従って、環境、社会、ガバナンス(ESG)の各項目に関連するインパクト、リスク・機会に関するすべての重要な情報を開示し、その情報をマネジメントレポートの一部として提示しなければならない。また、他のESRS基準で明確に特定されていないが、報告企業にとって重要なインパクト等がある場合、企業はこれを開示しなければならない。

項目	開示内容
目的	企業の持続可能性報告指令(CSRD)によって修正された会計指令の下でサステナビリティ関連情報を準備し、提示する際に企業が遵守すべき一般的な要件を定めること
ESRS1-1 ESRS1の基準および開示 のカテゴリー	▶ 企業は、ESRSに従って、環境、社会、ガバナンス(ESG)の各項目に関連するインパクト*1、リスク・機会に関するすべての重要な情報を開示しなければならない ▶ 企業は、マネジメントレポートの一部として、重要なサステナビリティ関連情報を提示しなければならない ▶ サステナビリティ関連情報は、ESRS2「全般的開示要件」、トピック別基準において、ガバナンス(GOV)、戦略(SBM)、インパクト、リスクおよび機会の管理(IRO)、指標と目標(MT)の4つの報告分野を対象とする ▶ ESRSは「開示要件」として何が求められているか説明しており、また「開示要件」はより粒度の細かいデータポイント*2から構成される ▶ ESRS(全体)は、開示要件およびデータポイントについて次の用語を使用し適用する (a) <i>shall disclose</i>—当該規定が開示要件またはデータポイントによって定められていること (b) <i>shall consider</i>—開示要求またはデータポイントによって規定された報告の作成において、企業が考慮することが期待される要素(該当する場合) (c) <i>may disclose</i>—良好な慣行を奨励するための自発的な開示 ▶ 企業固有の開示 他のESRS基準によって明確に特定されていないが、報告企業にとって重要なインパクト、リスクおよび機会が存在する場合、企業はESRS要求事項に加えて、固有の開示を追加で行わなければならない
ESRS1-2 情報の質的特徴	サステナビリティ情報開示には、①関連性があり忠実に表現された情報と②比較、検証、理解可能な情報が求められている(付属書C参照)

*1「インパクト」は企業の事業における持続可能性に関連するプラスおよびマイナスのインパクトの両方を含む

*2「データポイント」は、粒度が細かい開示情報、およびその説明を含む

4-6. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS 1(全般原則)(2/4)

ESRSはマテリアリティに関して、インパクト・マテリアリティと財務的マテリアリティから成るダブルマテリアリティの原則の適用を要求している。また、サステナビリティ・デュー・ディリジェンスが重要なインパクトの評価においては有用であるとしている。バリューチェーンについては、企業の上流と下流における直接的または間接的な重大な影響、リスクおよび機会のすべてを含むこととしている。

項目	開示内容
ESRS1-3 ダブル・マテリアリティ	▶ ダブル・マテリアリティの原則を適用する ① インパクト・マテリアリティ: 人または環境に対する影響の重要性 ② 財務的マテリアリティ: 財務パフォーマンスに対する影響の重要性※ ▶ マテリアリティ評価にあたっては、影響を受ける利害関係者(例:従業員、顧客、サプライヤー、コミュニティ)とサステナビリティ情報の他の利用者(例えば、投資家、債権者、ビジネスパートナー)の両方を考慮する ▶ ダブルマテリアリティは、サステナビリティ報告全体を通じて適用され、閾値の設定に用いられるが、以下の項目は重要性に関係なく開示する ▶ ESRS2 全般的開示要件 ▶ ESRS 2 付属書Cに記載の、他のEU法より要求されるデータポイントのリスト ▶ ESRS E1 気候変動 ▶ ESRS S1.1-1.9(従業員250名以上の場合)
ESRS1-4 サステナビリティ・デュー・ディリジェンス	▶ サステナビリティ・デュー・ディリジェンスの結果は、重要な影響、リスク、機会の評価に反映される ▶ ただし、ESRSは、サステナビリティ・デュー・ディリジェンスに関する行動要件を課すものではなく、またガバナンス機関の役割を拡大または変更するものでもない ▶ すべてのインパクトに同時に対応することは困難なため、サステナビリティ・デュー・ディリジェンスのプロセスに基づき、インパクトの重大性と発生可能性の観点から、ネガティブインパクトの特定及び評価実施の優先順位付けを行うことは、重要なインパクトの評価に役立つ ▶ 重要なインパクトの特定は、重要なサステナビリティに関するリスクと機会の特定にも役立つ
ESRS1-5 バリューチェーン	▶ サステナビリティ報告には、川上および/または川下のバリューチェーンにおける直接的および間接的なビジネス関係を通じて企業に関連する重大な影響、リスクおよび機会に関する情報(「バリューチェーン情報」)を含めるものとする ▶ 川上と川下の情報入手が困難な場合は、セクター平均データやその他の変数などを使用する

※情報の省略、虚偽報告または隠蔽をした場合、一般財務報告の主たる利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、財務的マテリアリティがあると考えられる。インパクト・マテリアリティと財務的マテリアリティは相互に関連しうると考えられ、インパクト・マテリアリティを持つ事象は、各時間軸において、財務的にも重要性を持つ可能性がある。

4-6. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS 1(全般原則)(3/4)

報告期間は原則的に短期、中期及び長期の期間が定められているが、報告企業の特性に応じた独自の時間軸を採用することも認められている。サステナビリティ報告の作成に当たっては、仮定を用いることが不可欠とされているが、これらは財務報告作成にあたり使用される仮定と整合している必要がある。

項目	開示内容
ESRS1-6 時間軸	▶ サステナビリティ情報の報告期間は、財務諸表の報告期間と一致しなければならない ▶ 報告期間の期末時点から起算して、下記の時間軸を採用するものとする (a) 短期: 企業がその財務諸表において報告期間として採用する期間 (b) 中期: (a)に規定する短期的な報告期間の終了後5年までの期間 (c) 長期: 5年を超える期間 ▶ ビジネス特性を考慮して、上記と異なる時間軸を設定することも可能である
ESRS1-7 サステナビリティ情報の作成と表現	▶ 比較情報 ▶ 当期に開示されたすべての指標に関する1年間の比較情報を開示する ▶ 比較情報を開示することが技術的に不可能な場合、その旨を開示する ▶ 仮定情報 ▶ 正確に記載され、説明される限り、シナリオ分析や感度分析などの合理的な仮定や推定は、サステナビリティ関連指標を作成する上で不可欠な要素であり、情報の有用性を害しない ▶ サステナビリティ報告が、財務的データ・仮定を含む場合、またはそれに関連している場合、財務諸表で使用されているものと整合していなければならない ▶ 期末日後に生じた事象に伴う開示の修正 ▶ サステナビリティ報告の期末日後かつ、マネジメントレポートの承認前に新たな情報を入手した場合、必要であれば開示を更新することを検討する ▶ 新たな情報が示唆する状況が、期末日以後に生じたと考えられる場合、開示を更新せず説明を追加する ▶ 指標の定義の変更などにより、指標を修正する場合、過年度比較情報も合わせて修正する ▶ 過年度の誤謬は、不可能でない限り、比較情報を修正して再表示する ▶ すべての子会社を含む連結グループ全体に対して、重大な影響、リスクおよび機会の評価を行わなければならない ▶ 開示要求事項が、公知でない知的財産等に関する場合は、開示が免除される

4-6. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS 1(全般原則)(4/4)

サステナビリティ報告と、財務諸表など他の報告との関連がある情報の開示を要求している。また、一定の条件を満たせば、他の開示情報を参照することにより、サステナビリティ報告を作成することが認められる。

項目	開示内容
ESRS1-8 サステナビリティ報告の構造	サステナビリティ情報は、マネジメントレポート内に「サステナビリティ報告」というセクションを設けた上で、以下のとおり報告する (a) 一般情報、環境情報、社会情報およびガバナンス情報の4つの部分から構成すること (b) ESRSにおける開示によって要求される情報とマネジメントレポートに含まれる他の情報とを区別することができるような方法によること (c) 人および機械が読むことができる形式であって、サステナビリティ報告へのアクセスおよびその理解を容易にする構造の下にあること
ESRS1-9 企業報告の他の部分との 関連性およびつながりのあ る情報	▶ サステナビリティ報告の利用者がインパクト、リスク、機会に関する情報と企業報告の他の部分に含まれるつながりを評価できるような情報を提供しなければならない ▶ 参照による開示 マネジメントレポートと同時に公表される等の条件を満たす場合、以下の開示された情報を参照することにより、サステナビリティ報告を作成することが認められる ▶ マネジメントレポートのサステナビリティ報告以外のセクション ▶ 財務諸表、コーポレート・ガバナンス報告書 ▶ 2007/36/EC指令によって要求される報酬報告書 ▶ 規則575/2013、指令2009/138/EC(ソルベンシーII)に基づく報告 ▶ 財務諸表との関連性 サステナビリティ報告に重要性の基準値を超える金額が記載される場合、当該金額と財務諸表項目との関連性を説明する必要がある
ESRS1-10 経過措置	▶ 企業固有の開示の経過措置 企業固有の開示※を行う場合、サステナビリティ報告作成にあたり、最初の3年間は以下の経過措置が認められている (a) 以前の期間に報告した企業固有の開示が、ESRS1-2の「情報の質的特性」を満たしている場合、これらを開示する (b) 利用可能なベストプラクティス、他のフレームワーク報告基準(IFRS S2(業界固有の気候基準)の付録BやGRIセクター基準など)を用いて、トピック別基準に基づいて作成された開示を補完する ▶ パリューチェーンやサステナビリティ情報の比較等に関する内容も経過措置が認められている

※他のESRS基準で明確に特定されていないが、報告企業にとって重要なインパクト等がある場合、企業はこれを開示しなければならない。(ESRS1-1)

4-7.EUのサステナビリティ報告基準(ESRS 2) の概要

4-7. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS 2(全般的開示要件)(1/3)

「目的」において、ESRS2はすべてのトピック別開示に対して適用される旨が記載されている。

「作成の基礎となる情報」において、TCFDの4つの柱に類似する開示要求以外の全般的開示要件が記載されている。

項目	開示内容
ESRS 2 目的	- この基準は、全セクターの企業に対して適用される - 気候変動開示、マテリアリティ評価のプロセス開示、及びマテリアリティ評価の結果、重要と判断されたトピック別開示について、この基準は適用される
ESRS 2 -1 作成の基礎となる情報	サステナビリティ報告作成の前提事項を開示する - 連結の範囲 - サステナビリティ報告が単体又は連結ベースで作成されたか - 財務報告の連結の範囲と同じであるか、又は連結から除外した法人があるか - 時間軸の定義 - ESRS 1の定義から乖離する場合、「中期」と「長期」の時間軸の定義、 - そのように定義した理由 - バリューチェーン - 上流、下流のどの範囲までを含むか - バリューチェーンのデータに推定を用いる場合、対象指標、前提条件、正確性のレベル、可能であれば正確性改善方法 - 不確実性 - 重大な見積の不確実性が存在する場合、不確実性を含む指標、不確実性の要因・性質等を開示する - 重大な結果の不確実性が存在する場合、用いた仮定と不確実性の要因を開示する - 過年度修正 - 過年度報告から変更があった場合、変更の内容、及びその理由 - 可能であれば、修正後の過年度比較情報、不可能な場合はその理由 - 重要な過年度の誤謬があった場合、誤謬の内容、可能であれば修正後の内容 - 修正が不可能な場合、状況の説明と、いつ、どのように誤謬が修正されたか - その他 - 知的財産等に係る特定の情報開示を行わない選択をするか、CSRDによる例外措置適用があるか - ローカルで要求されるESRS要求事項以外の開示を含むか - 別レポートの情報などを参照する場合、参照情報のリストを開示する

4-7. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS 2(全般的開示要件)(2/3)

ガバナンスの項目では、ガバナンスの構成や管理体制、経営陣や監督機関に関する情報を開示する。また、戦略の項目では、企業の戦略とサステナビリティ課題の関係を理解するための情報として、ビジネス、ステークホルダーとのエンゲージメント、重要なインパクトが人・環境に与える影響等について開示する。

項目	開示内容
ESRS 2-2 ガバナンス	ガバナンスを理解するための情報を開示する ▶ ガバナンスの構成等、管理、経営陣、監督機関に関する情報 ▶ 取締役とそれ以外の分類、雇用者とそれ以外の記述 ▶ 企業のセクターに関連する経験、商品、立地 ▶ ジェンダーの割合(取締役会に占める女性の割合)、その他の多様性の指標、社外取締役の割合 ▶ 役割と責任、サステナビリティ関連スキル ▶ ガバナンスの報告・検討プロセスに関する情報 ▶ 管理、経営陣、監督機関がサステナビリティ課題について、どのように報告を受けるか ▶ 報告期間において、どのようにサステナビリティ課題が検討されるか ▶ サステナビリティ報告プロセスに関連する、リスク管理と内部統制の主な特徴 ▶ その他 ▶ 該当ある場合は、報酬制度とサステナビリティ関連目標がどのように関連しているか ▶ サステナビリティ報告のどの項目で、サステナビリティ・デューディリジェンスのステップが反映されているか
ESRS 2-3 戦略	報告企業の戦略とサステナビリティ課題の関係を理解するための情報を開示する ▶ ビジネスに関する情報 ▶ 製品・サービス、顧客グループ、地域ごとの雇用者数、重要なセクター ▶ 化石燃料、化学製品、兵器、たばこの製造に関与しているか、関与している場合その売上高 ▶ 製品・サービス、顧客分類、地域、ステークホルダーと関連する、サステナビリティ関連目標 ▶ 目標と関連して、現在のマーケットポジションの評価、および戦略の方向性 ▶ インプット(仕入等)とアウトプット(生産等)のアプローチを含む、ビジネスモデルとバリューチェーンについて ▶ ステークホルダーとのエンゲージメントに関する情報 ▶ ステークホルダーに対するエンゲージメント活動の内容、ステークホルダーの関心および視点に関する理解 ▶ 該当ある場合、ステークホルダーの関心を踏まえ、戦略をどのように変更するか ▶ 重要なインパクトが人・環境に与える影響、また重要なリスクおよび機会が財務に与える影響 ▶ 重要なインパクト、リスク、機会がどのように戦略・意思決定に影響を与えるか ▶ 現在のまたは予測される財務影響、レジリエンスの定性分析(該当する場合は定量分析)

4-7. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS 2(全般的開示要件)(3/3)

リスク管理の項目では、マテリアリティ評価の手法や用いた仮定、サステナビリティ関連課題に対応するポリシー実行内容を開示する。また、指標と目標では、ポリシーと目標の関連性、ステークホルダーが目標設定にどのように関与したかを開示する。

項目	開示内容
ESRS 2-4 インパクト・リスクおよび機会の管理	インパクト・リスクおよび機会を特定、管理する方法に関する情報を開示する - リスク管理態勢 - 組織、意思決定プロセスと関連する内部統制 - どの程度、インパクトとリスクが全社的なリスク評価プロセスに組み込まれるか - マテリアリティ評価 - マテリアリティ評価の手法、用いた仮定 - マテリアリティ評価の結果重要性があり、開示を行った開示要求事項のリストを、対応するページ番号をとともに開示する - 全てのセクター横断・セクター別基準の開示要求事項について、重要性がないと判断する場合、結論の根拠 - 機会に関する情報 - 機会が戦略に組み込まれているか - 用いる仮定と不確実性を考慮して、機会の定量的財務影響をサステナビリティ報告に含むことが適切かどうかの判断 - インパクト、リスクおよび機会を管理するためのポリシー、行動に関する情報 - ポリシーの目的、関連する重要なインパクト・リスクおよび機会、対象範囲、所管する責任者 - ポリシーの実行にあたり、今期にとられた、または将来に予定されているアクション - アクションの範囲、時間軸、アクションに用いる支出
ESRS 2-5 指標と目標	指標と目標に関する情報を開示する - 目標の位置づけ、設定のプロセス・方法に関する情報 - インパクト、リスクおよび機会を管理するためのポリシーと、目標の関係性 - 目標の含まれる範囲、基準年と基準値、目標達成年と中間目標、目標達成の進捗度合い - 目標設定に用いた手法と重要な仮定、国の目標との整合性、科学的根拠に基づくか - ステークホルダーが目標設定にどのように関与したか - 計測可能な目標を設定していない場合、いつ設定するか、または設定しない理由 - その他 - 監査人以外の第三者による保証を受けている場合は、その旨を記載する - 貨幣換算の指標を用いる場合、財務諸表の表示通貨と統一する

4-8.EUのサステナビリティ報告基準(ESRS E1) の概要

4-8. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS E1(気候変動)(1/4)

ESRS E1は気候変動に関する基準であり、E1-1～E1-9の9つの開示項目を含む。E1-1～E1-3では気候変動の緩和と適応に関する移行計画や計画を実施するうえでのリソースの開示が求められている。

項目	開示内容
ESRS E1-1 気候変動緩和のための移行計画	気候変動緩和のための、移行計画に関する情報を開示する ▶ 企業の目標がパリ協定に沿った1.5℃目標に適合するか ▶ 脱炭素化への説明や製品・サービスポートフォリオの変更と新技術の採用を含む、計画された主要な行動 ▶ 移行計画の実施のために、投資および資金調達をどのように行うか ▶ 企業の主要資産・製品から排出される、潜在的なGHG排出量の定性的評価 ▶ 該当する場合、EUタクソノミーに準拠する事業者の目的や計画等(収益、設備投資、設備投資計画)の説明 ▶ 企業がパリ協定整合ベンチマークから除外※されているか否か ▶ 移行計画がどのように企業全体の事業戦略や財務計画に組み込まれ、整合しているか ▶ 管理部門、経営層、監督機関によって承認されているか ▶ 移行計画の進捗状況
ESRS E1-2 気候変動の緩和と適応に関する方針	気候変動の緩和と適応に関連する重大な影響・リスクおよび機会を管理するために採用した方針を開示する
ESRS E1-3 気候変動対策に関連する行動とリソース	気候変動の緩和と適応に関する行動ならびにその実施のために配分されたリソースを開示する

※以下の①②の除外基準に該当する場合、パリ協定のGHG排出削減目標に適合しないと判断され、EUの定めるパリ協定整合ベンチマークから除外される

①化石燃料に関して以下の基準に該当する場合

- (a) 収益の1%以上を石炭と褐炭の探査、採掘、販売、精製から得ている企業
- (b) 収益の10%以上を石油燃料の探査、採掘、販売、精製から得ている企業
- (c) 収益の50%以上を気体燃料の探査、抽出、製造、販売から得ている企業
- (d) 収益の50%以上を 100gCO₂e/kWhを超えるGHG強度の発電事業から得ている企業

②以下の環境目標の一つ以上に著しく悪影響を及ぼす場合

- (a) 気候変動とその緩和
- (b) 気候変動への適応
- (c) 水及び海洋資源の持続可能な利用と保護
- (d) 循環型経済への移行
- (e) 公害の防止と管理
- (f) 生物多様性及び生態系の保護と回復

4-8. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS E1(気候変動)(2/4)

E1-4では、目標設定にて使用したガイダンスやフレームワークの開示が求められている。また、E1-5では非再生可能エネルギー、再生可能エネルギーの消費量について、詳細な開示が要求されている。

項目	開示内容
ESRS E1-4 気候変動の緩和と適応に関する目標	▶ 重大な気候変動関連の影響・リスクおよび機会を管理するために、GHG排出削減目標、その他の目標を設定しているか否か、またどのように設定しているか ▶ GHG排出削減目標(絶対値ベース。意義がある場合、原単位も開示) ▶ Scope1～3のGHG排出量削減目標※ ※少なくとも2030年および2050年の目標値を含むものとし、2030年以降は5年ごとに目標値を設定する ▶ 現在の基準年および基準値 ▶ 目標設定にあたり検討した以下項目を開示 ▶ 科学的根拠に基づくものであり、かつ、地球温暖化を1.5℃未満に抑えることに適合するものであるか ▶ 用いたガイダンスやフレームワーク、基礎となる気候および政策関連のシナリオ ▶ 将来の進展(販売量の変化、顧客の嗜好と需要の変化など)、またこれらが排出量および排出削減量の双方にどのような影響を与える可能性があるか ▶ 目標達成に期待される脱炭素化の手段、その全体的な定量的貢献(エネルギーや材料の効率化や消費の削減等)の説明
ESRS E1-5 エネルギー消費量とその構成	▶ 以下の再生可能でないエネルギーの総消費量(MWh) ▶ 石炭、原油、石油製品、天然ガス、その他の非再生可能資源 ▶ 原子力製品 ▶ 非再生可能エネルギー源から購入または取得した電気、熱、蒸気、冷房 ▶ 以下の再生可能エネルギーの総消費量(MWh) ▶ 再生可能エネルギー源(バイオマス、バイオガス、非化石燃料廃棄物、再生可能水素などを含む) ▶ 再生可能エネルギーから購入または取得した電気、熱、蒸気、冷房 ▶ 再生可能エネルギー(非燃料)の自家発電による電力 ▶ 純収益当たりのエネルギー総消費量

4-8. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS E1(気候変動)(3/4)

E1-6ではGHGプロトコルの手法に従い算出し、Scope3や排出量原単位等の開示を要求している。また、E1-7では、計算の前提や方法論、フレームワークを含むカーボンクレジットに関する広範な開示を求めている。

項目	開示内容
ESRS E1-6 GHG排出量	GHG排出量を以下の方法により開示する ▶ 各ScopeのGHG総排出量(Scope1、2、3)及びScope1、2、3の合計値 ▶ GHG排出原単位(純収益辺りの総GHG排出量) ▶ GHG排出量測定手法に関し、以下を考慮する ▶ GHGプロトコル及びGRI305(ISO 14064-1:2018の要求事項を考慮することも可能) ▶ Scope2の開示には、ロケーションベースとマーケットベースの2つによるGHG総排出量の開示を含める ▶ Scope3排出量の計算から、購入、販売または移転されたカーボンクレジットまたは排出枠は除外する ▶ Scope1、2排出量の対象は以下の通り。※なおA、Bを分けて記載しなければならない A) 連結財務諸表において完全連結の対象とされている連結会計グループ(親会社とその子会社) B) 関連会社、合併会社、非連結子会社、共同支配の事業および資産で、グループ財務諸表では完全に連結されていないが、企業が経営支配力を有しているもの ※経営支配力が及ぶ関連会社等のGHG排出量はScope1,2に含める。ただし親会社が金融機関の場合はScope3に含める。経営支配力が及ばない関連会社等のGHG排出量は、Scope3に含まれる可能性がある ▶ 純収益当たりの総GHG排出量
ESRS E1-7 カーボンクレジット	カーボンクレジットに関する情報を開示する ▶ 自社事業、及び上流・下流バリューチェーンからの、GHGの除去・貯留量 (除去活動ごとの排出量内訳、計算の前提、方法論やフレームワークも含む) ▶ バリューチェーン外の気候変動緩和プロジェクトからの、カーボンクレジット購入による、GHG排出削減・除去量(国内または国際的に認証された品質基準で検証され、報告期間中にGHG排出量の相殺に用いたカーボンクレジットの総量、及び既存の契約に基づき、将来GHG排出量の相殺に用いる予定のカーボンクレジットの総量を含む)

4-8. EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ESRS E1(気候変動)(4/4)

E1-8は、内部炭素価格を導入しているか否かに加え、どのようなインセンティブ付けがなされているか開示することが求められている。また、E1-9では、物理的・移行リスクについては、財務に与える影響の開示も求められている。

項目	開示内容
ESRS E1-8 内部炭素価格	▶ 内部炭素価格スキームを適用しているか否か ▶ 適用している場合、内部炭素価格スキームがどのように企業の意思決定を支え、気候変動関連ポリシーや目標の実施を促すか
ESRS E1-9 重要な物理的・移行リスク および気候変動関連の潜在的な機会から生じる財務的影響	▶ 重要な物理的リスクから生じる潜在的な財務的影響 ▶ 重大な移行リスクによる潜在的な財務的影響 ▶ 気候変動に関連する重要な機会を追求する可能性

EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 (参考) 日本企業に与える影響(1/4)

CSRDに基づき、2025年以降、EU子会社においてサステナビリティ情報開示が要求され、また2029年以降、EU域外の最終親会社グループの情報も開示が要求されることから、日本企業にも影響を与える可能性がある。

CSRD①、②については免除規定があるが、一方④EU域外親会社情報の開示義務には免除規程が設けられていない。

CSRD	①19a条	②29a条	③48条	④40条	⑤19a条-9, 29a条-8
義務/任意	義務		任意(経過措置)	義務	任意
報告主体	EU子会社 (単体)	EU子会社 (連結)	EU内子会社 (一番売上が大きい法人)	EU子会社	EU域内/域外親会社
フォーマット	マネジメントレポート (単体)	マネジメントレポート (連結)	マネジメントレポート(連結)	サステナビリティレポート(連結)	
報告範囲	EU子会社単体	EU子会社連結	EU子会社サブ連結※3	EU域外 最終親会社連結	EU域内/域外 親会社連結
開示内容	ESRS要求事項を開示 (又は同等のローカル基準)		- ESRS要求事項を開示(又は同等のローカル基準) - 環境的持続可能な経済活動に関する開示*4	2024年6月30日までに策定予定の開示基準 - ESRS(又は同等のローカル基準)によることも可能	- ESRS要求事項を開示(又は同等のローカル基準) - 環境的持続可能な経済活動に関する開示*4
保証	限定的保証を得る必要がある (後に合理的保証への移行が検討されている)			所管国で認められた資格者による保証意見を得る必要がある	
開示要件	大会社*1かつ従業員500名超: 2025年から 大会社*1: 2026年から 中小上場会社等: 2027年から		-	大会社*1かつ、親会社の連結EU内売上高が一定額*2: 2029年から	-
免除規程	親会社が②を作成する場合、またはEU域内/域外の親会社が⑤を作成する場合は作成不要		-	-	-
経過措置	EU域外に親会社を持つ場合、2030年まで代わりに③を発行できる		-	-	-

*1 次のいずれか2つを満たす会社またはグループ: 総資産残高: 2,000万ユーロ超、純売上高: 4,000万ユーロ超、会計年度中の平均従業員数: 250人超

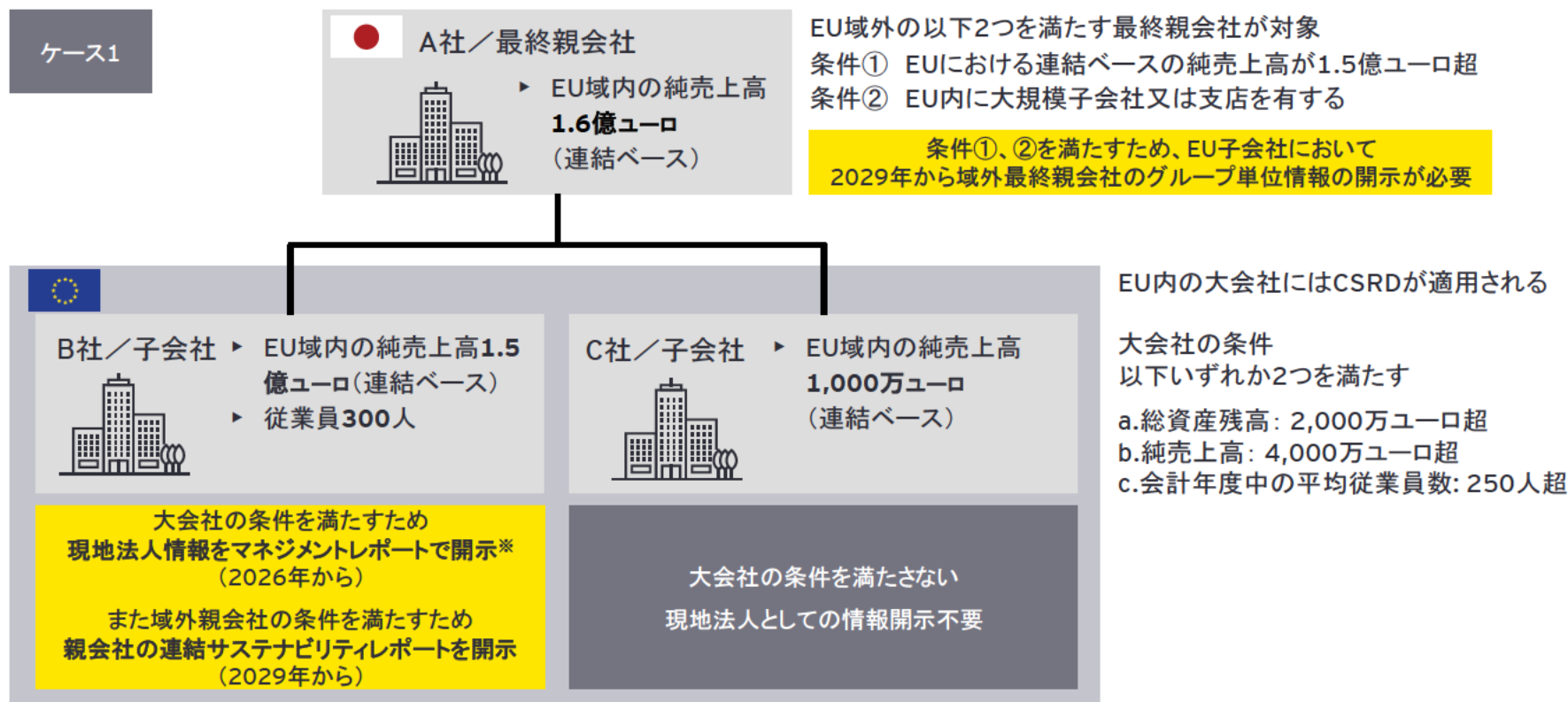
*2 EUにおける連結ベースの純売上高が1.5億ユーロ超

*3 EU域内で19条、29条の対象となるすべての子会社を含める必要がある

*4 Regulation 2020/852 8条の要求事項

EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 (参考) 日本企業に与える影響(2/4)

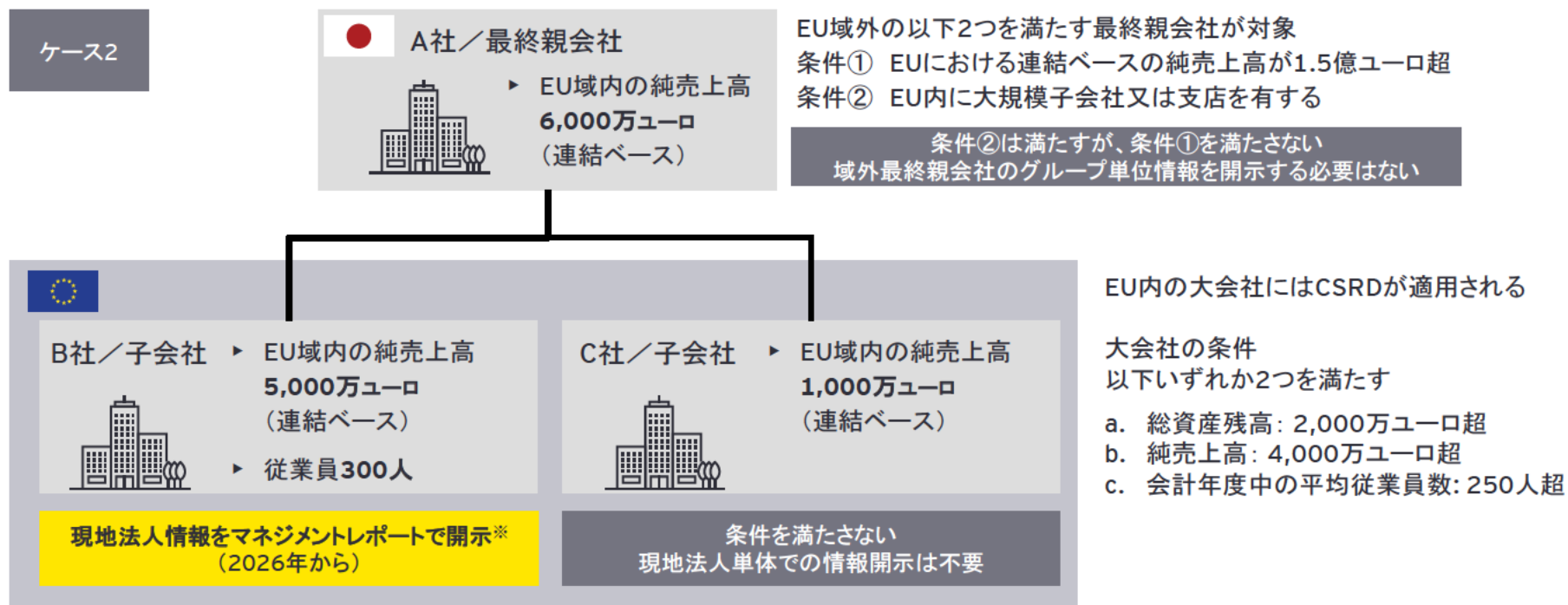
本事例では、EU子会社のB社が大会社に該当するため、2026年から情報開示が求められる。また最終親会社である日本のA社が、EU域外企業の適用要件に該当するため、2029年から、最終親会社の連結ベース情報も開示することが求められる。



※ 19a、29a条に従いESRSを適用し、域外親会社が連結サステナビリティレポートを開示し、かつ保証意見を受ける場合は、現地法人情報の開示は免除される。

EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 (参考) 日本企業に与える影響(3/4)

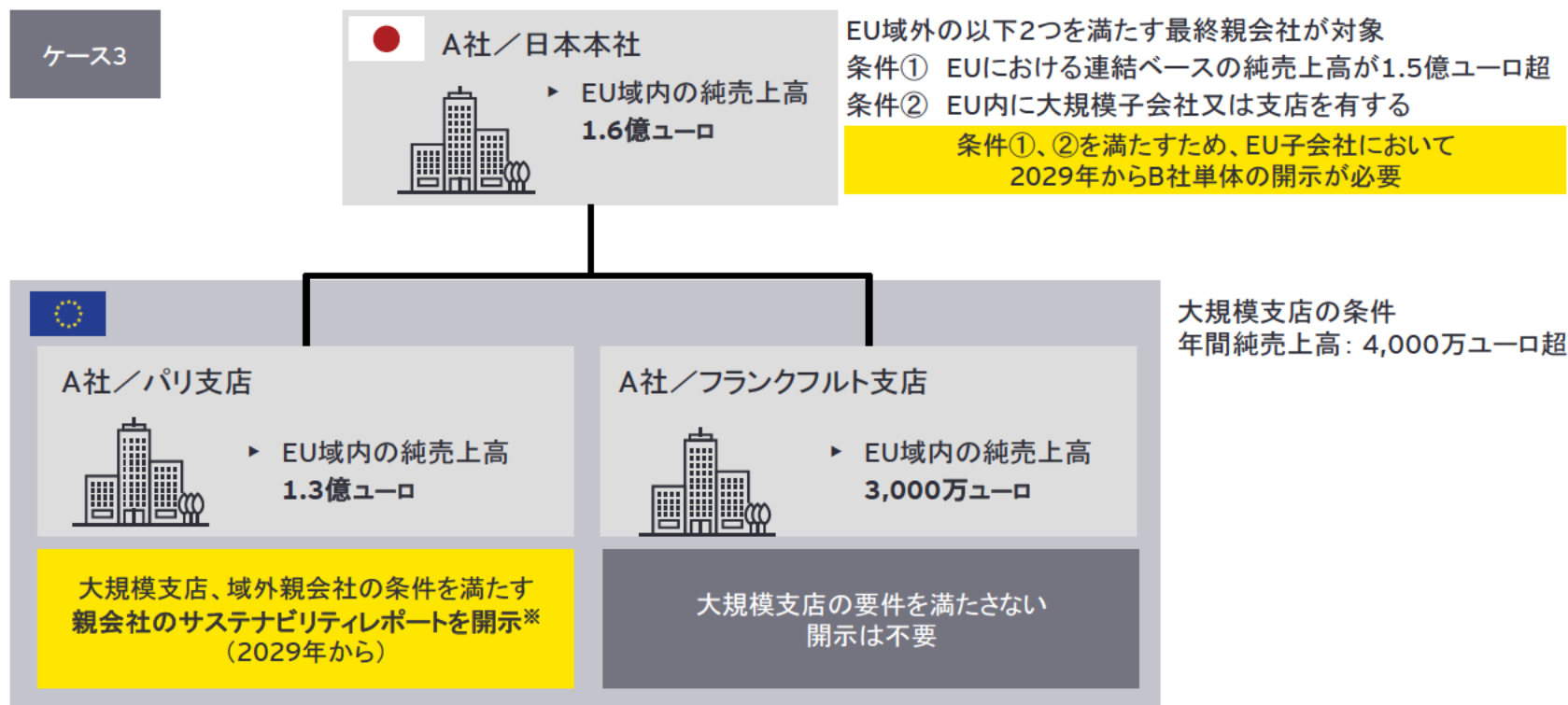
本事例では、EU子会社のB社が大規模企業に該当するため、2026年から情報開示が求められる。一方、最終親会社である日本のA社は、EU域外企業の適用要件に該当しないため、最終親会社の連結ベース情報を開示することは不要である。



※ 19a、29a条に従いESRSを適用し、域外親会社が連結サステナビリティレポートを開示し、かつ保証意見を受ける場合は、現地法人情報の開示は免除される

EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 (参考) 日本企業に与える影響(4/4)

本事例では、日本に所在するA社はEU域内に子会社を有せず、支店のみを有している。支店のうち1つは大規模支店の要件を満たし、A社におけるEU内純売上額が一定規模に達することから、2029年以降、A社の情報を開示することが求められる。

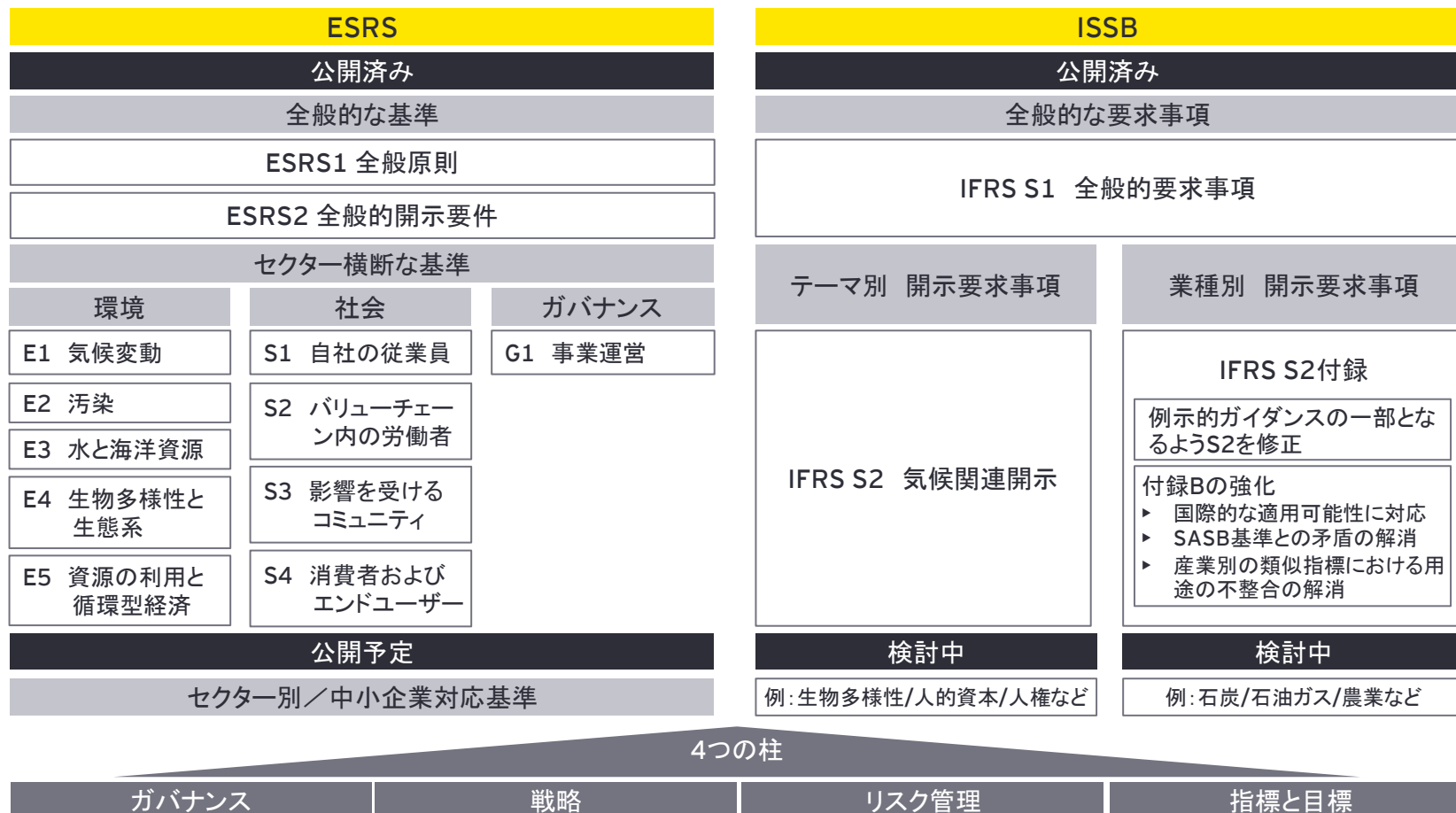


※支店の場合、親会社連結情報が該当しない場合は、単体での開示を要求している

4-9.EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)と ISSB 公開草案との比較

タスク2: EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ISSB公開草案との比較: 基準の構造

両基準ともに、TCFDの4つの柱に沿った開示を要求している点が共通している。一方、ESRSはISSBが要求する気候変動分野に加え、その他のESG領域についても既に関示基準を定めている。



タスク2: EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ISSB公開草案との比較: マテリアリティの考え方

ESRSはダブル・マテリアリティの原則を適用している一方、ISSBはシングル・マテリアリティの原則を適用している。両基準の財務的マテリアリティの定義は、「一般目的財務報告の主要な利用者の意思決定に影響を与えるか」という点で共通している。

ESRS	ISSB
▶ ダブル・マテリアリティの原則を適用する(ESRS1 25項) ① インパクト・マテリアリティ 人または環境に対する影響の重要性(ESRS1 47項) ② 財務的マテリアリティ 財務パフォーマンスに対する影響の重要性 ※情報の省略、虚偽報告または隠蔽をした場合、一般目的財務報告の主たる利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、財務的マテリアリティがあると考えられる(ESRS1 51項) ▶ 2つは相互に関連しうると考えられ、インパクト・マテリアリティを持つ事象は、各時間軸において、財務的にも重要性を持つ可能性がある(ESRS1 41項) ▶ マテリアリティ評価にあたっては、影響を受ける利害関係者(例:従業員、顧客、サプライヤー、コミュニティ)とサステナビリティ情報の他の利用者(例えば、投資家、債権者、ビジネスパートナー)の両方を考慮する(ESRS1 26-28項) ▶ ダブル・マテリアリティは、サステナビリティ報告全体を通じて適用され、閾値の設定に用いられるが、以下の項目は重要性に関係なく開示する(ESRS1 32項) ▶ ESRS2 全般的開示要件 ▶ ESRS 2 付属書Cに記載の、他のEU法より要求されるデータポイントのリスト ▶ ESRS E1 気候変動 ▶ ESRS S1.1-1.9(従業員250名以上の場合)	▶ シングル・マテリアリティの原則を適用する ISSB公開草案では、マテリアリティを「情報を省略、誤表示、覆い隠した時に一般目的財務報告の主要な利用者が特定の報告企業に関する情報を提供する報告書に基づき行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性がある」と定義している ▶ IASBの概念フレームワークやIAS第1号の定義と整合。ただし、長期の財務上の影響やバリューチェーン全体の相互関係の財務上の影響の考慮が必要である ▶ 発生可能性は低いが結果の影響が大きいサステナビリティ開示のリスクと機会に関する情報が含まれることもある ▶ 閾値の定めはなく、個社の状況に応じて判断が必要である(各報告日に再評価) ▶ 情報に重要性がない場合、当該情報の開示は不要である ▶ 各国の法令や規制により情報開示が禁止されている場合には、情報開示の省略が認められている ▶ 重要性の記述から「企業価値を評価する」という文言を削除することを暫定決定した(2022年10月ISSB審議会) ▶ 企業特有の状況を考慮したマテリアリティの判断を行う方法について追加のガイダンスを提供することを暫定決定した(2022年12月ISSB審議会) ▶ 不確実性がある状況でマテリアリティを判断する方法について追加のガイダンスを提供することを暫定決定した(2022年12月ISSB審議会) ▶ ビジネスモデルが複数の産業にわたる複雑なビジネスモデルを有する企業が、SASB基準をどのように用いてサステナビリティ関連リスクおよび機会を識別並びにこれらのリスク及び機会に関する重要性がある情報(material information)の識別に取り組む場合があるかを例示することを暫定決定した(2022年12月ISSB審議会)

タスク2: EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ISSB公開草案との比較: 報告企業の範囲

両基準ともに、報告企業の範囲は財務報告の範囲と同様、親会社と子会社である点で共通している。また両基準はリスクおよび機会の評価においてバリューチェーンを対象に含むことを明記している。

項目	ESRS	ISSB
報告企業の範囲	▶ 連結の場合、サステナビリティ報告の報告主体は、財務報告の親会社および子会社と同様の範囲である(ESRS1 66項) ▶ サステナビリティ報告に記載されている報告主体に関する情報は、上流および/または下流のバリューチェーンにおける直接的および間接的なビジネス関係を通じて事業に関連する重大なインパクト、リスク・機会に関する情報(「バリューチェーン情報」)を含むように拡張される(ESRS1 67項) ▶ 財務諸表で持分法適用、または比例連結されている関連会社等が、企業のバリューチェーンの一部である場合、バリューチェーン内の他のビジネス関係に適用されるアプローチに従い、これらの企業に関する情報を含める(ESRS1 71項)	▶ サステナビリティ関連財務情報の開示は、財務諸表と同じ報告企業が対象である。連結財務諸表を作成する場合、報告主体は親会社および子会社(草案S1 37項)である ▶ 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業のバリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係並びに資源の利用に関連している(草案S1 40項) 他の IFRS サステナビリティ開示基準で、サステナビリティ関連のリスク及び機会(関連会社、共同支配企業、その他の財務的投資及び企業のバリュー・チェーンに関連するリスク及び機会を含む)を企業がどのように開示又は測定することが求められるかを定める予定である(草案S1 41項) (「重大な(significant)」を要求事項案から削除することを、2022年10月ISSB審議会で暫定決定した)
GHG直接・間接排出の範囲	▶ Scope1、2排出量の範囲は以下のとおりである(ESRS E1 44項) ▶ 連結財務諸表において完全連結の対象とされている連結会計グループ(親会社とその財務支配下にある子会社) ▶ 関連会社等の事業および資産で、グループ財務諸表では完全に連結されていないが、企業が事業活動を支配する能力を有しているもの※ ※事業活動を支配する能力が無い場合、Scope1、2には計上しないが、バリューチェーンの一部としてScope3に計上する場合がある	(草案S2 21項)の要求事項 (1) Scope1およびScope2のGHG排出量の範囲は、 ① 連結会計グループ(親会社と子会社) ② 関連会社、共同支配企業、非連結子会社、連結範囲に含まれない関係会社等 (2) 上記の開示において、①②は、別個に排出を開示 (3) ②は加えて使用したアプローチ(持分割合法、経営支配法等)を開示(2022年10月ISSB審議会で暫定決定) (2)をより明確化したうえで進める

タスク2: EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ISSB公開草案との比較: GHG排出量(1/2)

両基準ともに、GHGプロトコルの手法に従い算出することを原則とし、Scope1～3の開示を要求している点で共通している。一方、ESRSは、①Scope2の総排出算出において、ロケーションベースに加えて、マーケットベースを用いた総排出量の開示を明示的に求めている点、②GHG排出原単位の開示を要求している点、③金融機関における関連会社のScope1,2排出量をScope3として計上する点がISSBと異なる。

項目	ESRS	ISSB
GHG 総排出量	Scope1、Scope2※、Scope3およびGHG総排出量を開示 各Scopeの測定値は絶対総量で開示し、CO₂換算のメートルトンで表す(ESRS E1 45-48項) ※Scope2および総排出量の開示には、ロケーションベースとマーケットベースの2つによるGHG総排出量の開示を含める	Scope1、Scope2およびScope3の排出量を開示 各Scopeの測定値は絶対総量で開示し、CO₂換算のメートルトンで表す ※Scope1およびScope2については暫定決定。Scope3も条件付きでED開示要求を維持することを暫定決定 ※Scope2のGHG排出量を開示する際に、企業が購入したエネルギーの管理に関連する契約文書についての関連性がある情報とともに、地域の系統電力(grid)の平均排出原単位を反映するロケーション基準の方法を使用する必要があることを暫定決定した(2022年12月ISSB審議会)
GHG 排出原単位	純収益当たりの総GHG排出量を開示する(ESRS E1 50項)	GHG排出原単位を開示するという要求事項案を削除することを暫定決定した(2022年12月ISSB審議会)
算定手法	GHGプロトコルを考慮しなければならない。企業はISO 14064-1:2018で規定された要求事項を考慮することも可能である。ただし、その場合GHGプロトコルのScope2基準を適用する(ESRS E1 AR39, 43)	産業横断的指標カテゴリーに関連する範囲で、原則GHGプロトコルのコーポレート基準に従った測定を求める。例外として他の基準の使用も認めるが、GHGプロトコルに準拠しているかどうかにかかわらず、GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(Scope3)基準で規定されている15のカテゴリーのうち、どのカテゴリーが測定に含まれているかに関する情報の開示を求める (草案S2 21項、2022年10月及び12月ISSB審議会)

タスク2: EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ISSB公開草案との比較: GHG排出量(2/2)

項目	ESRS	ISSB
Scope3	▶ バリューチェーンの上流および下流を含め、Scope3の15カテゴリーのうち、重要性のあるカテゴリーを開示し、特定カテゴリーを除外する場合は除外の理由も開示する(ESRS E1 AR44項) ▶ 金融機関においては、関連会社等のScope1、2の排出量は、Scope3として計上する(ESRS E1 44項)	▶ バリューチェーンの上流および下流を含め、測定値に含めたカテゴリーを開示する ▶ Scope3排出量の測定値に、バリューチェーンに含まれる企業により提供された情報が含まれる場合はその基礎を説明し、省略する場合はその理由を開示する ▶ GHGプロトコルに準拠しているかどうかにかかわらず、GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(Scope3)基準で規定されている15のカテゴリーのうち、どのカテゴリーが測定に含まれているかに関する情報を含める必要があることを確認した(2022年12月ISSB審議会) ▶ Scope3における条件付きのED開示要求は、S2発効日から最低1年は免除することを暫定決定した(2022年10月および12月ISSB審議会) ▶ Scope3排出量測定の使用データ等を含めたフレームワークの導入や、実際の企業のScope3排出量測定方法について一般目的の財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示するという要求事項の導入を暫定決定した(2022年12月ISSB審議会) ▶ 資産運用及び管理業務、商業銀行及び保険の3つの業界に属する企業の他社への投融資に関して、Scope3について、ファイナンスに係る排出量の開示が求められる(2022年12月ISSB審議会) ▶ ファイナンスに係る排出量について、資産運用及び管理業務産業に属する企業に対して、運用資産残高総額レベルに集約した情報による開示が要求されるが、その集約によって重要な情報が覆い隠されてはならないことの確認を暫定決定した(2022年12月ISSB審議会) ▶ ファイナンスに係る排出量の業界ベースの開示に世界産業分類システム(GICS)を使用することの確認を暫定決定した(2022年12月ISSB審議会)

タスク2:EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ISSB公開草案との比較:サステナビリティ関連リスクおよび機会の時間軸

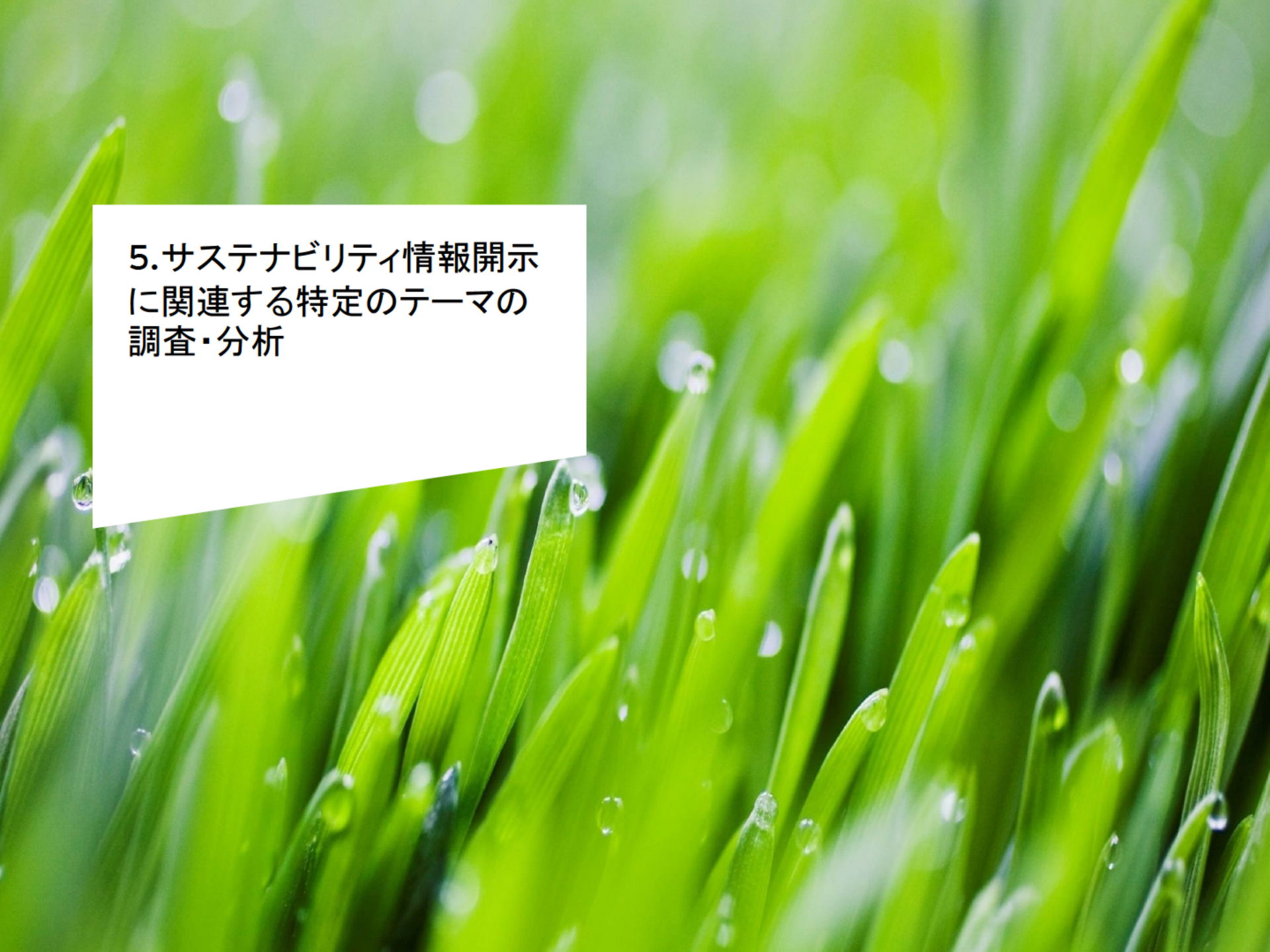
両基準ともに、短期、中期または長期における重要なサステナビリティ関連リスクと機会を開示することを要求しているが、ESRSは短期・中期・長期について明確な定義を定めている点が相違点であり、報告主体が当該定義を採用しない場合は、その理由および採用している時間軸の定義についての説明が求められている。

ESRS	ISSB
▶ サステナビリティ報告を準備する際に、以下の対象期間の定義を採用しなければならない(ESRS1 82項) ▶ 短期:財務諸表の報告期間と一致する期間 ▶ 中期:短期(上述)の期末時点から起算して5年までとする期間 ▶ 長期:5年以上の期間 ▶ 中期や長期について、上記定義と異なる定義を採用する場合、以下を説明しなければならない(ESRS2 9項) ▶ 採用している中期および長期の期間の定義 ▶ 上記定義を採用する理由	▶ 短期、中期または長期の対象期間が定義されていない ▶ 短期・中期・長期の定義、およびその定義と報告主体の戦略計画期間や資本配分計画との関係性を開示しなければならない(草案S1 16項)

タスク2: EUのサステナビリティ報告基準(ESRS)の調査 ～ ISSB公開草案との比較: 修正後の過年度比較情報について

両基準ともに、過年度報告から変更があった場合、変更の内容、理由、また可能であれば修正後の過年度比較情報を開示することを求めている。両基準ともに、更新した見積もりを反映した比較情報の開示を求めているが、ESRSと異なり、ISSBはこの要求事項は、将来予測的な見積もりには適用されないことを明記している。

ESRS	ISSB
▶ 指標と目標の定義の変更または指標と目標の変更等、過年度報告から変更があった場合、報告主体は以下の情報を開示しなければならない(ESRS2 12項) ▶ 変更の内容 ▶ 変更の理由 ▶ 可能であれば修正後の過年度比較情報 ▶ サステナビリティ関連開示を提供する際、更新した見積もりを反映した、過年度比較情報を開示しなければならない(ESRS1 88項) ▶ 報告主体は、前期に報告した情報と異なる比較情報を報告する場合、以下を開示しなければならない(ESRS1 88項) ▶ 前期に報告された金額と、比較対象の更新された金額との差額 ▶ 金額が更新された理由 ▶ 過年度比較情報を修正できない場合、その事実を開示しなければならない(ESRS1 89項)	▶ 指標と目標の定義、または指標と目標そのものに変更があった場合、報告主体は以下の情報を開示しなければならない ▶ 変更の内容 ▶ 変更の理由 ▶ 可能であれば修正後の過年度比較情報 ▶ サステナビリティ関連財務開示を提供する際、更新した見積もりを反映した、過年度比較情報を開示しなければならない ▶ 報告主体は、前期に報告した情報と異なる比較情報を報告する場合、以下を開示しなければならない ▶ 前期に報告された金額と、比較対象の更新された金額との差額 ▶ 金額が更新された理由 ▶ 上記の要求事項は、過去の報告期間に開示された当該期間についての見積もりに限定され、過去の報告期間に開示された将来予測的な見積もりには適用されないことを暫定決定した(2022年11月ISSB審議会) ▶ 1期以上の過去の期間の比較情報を調整することが実務上不可能な場合、報告主体はその旨を開示しなければならない

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Numerous clear water droplets are clinging to the tips and surfaces of the blades, creating a fresh and natural aesthetic. The lighting is soft, highlighting the texture of the grass and the glistening of the water.

5.サステナビリティ情報開示 に関連する特定のテーマの 調査・分析

5-1.企業のサステナビリティ情報の開示 タイミング(日米欧比較)

5-1. 企業のサステナビリティ情報の開示タイミング(日米欧比較) ～ 調査方法(1/2)

検討事項	概要
調査内容	▶ 対象の国・地域における企業の財務情報とサステナビリティ情報の開示時期の差 ▶ サステナビリティ情報の開示形式(例: 財務情報年サステナビリティ情報の個別開示、同一開示等) ▶ サステナビリティ情報の記載内容、記載量、記載深度等
国・地域	▶ 日本 ▶ 米国 ▶ 欧州
対象企業	▶ 各国・地域における直近3会計年度における平均売上高の上位30社
調査方法及び前提	▶ 各対象企業の財務情報及びサステナビリティ情報の開示月は、いずれも直近を採用 ▶ 各対象企業のホームページ(投資家向け情報、サステナビリティページ等)に記載されている報告書や公開日の情報を採用 ▶ 財務情報は原則として、有価証券報告書またはアニュアルレポートの開示月を採用(決算短信は対象外) ▶ サステナビリティ情報は、サステナビリティレポートを採用。ただし、アニュアルレポートにサステナビリティ情報が含まれている場合は、当該レポートを採用。サステナビリティレポートやアニュアルレポートの情報が少ない場合は、WEB上での開示内容を採用している場合もある
備考 本調査における アニュアルレポートの定義	▶ 米国: Form 10-K(法定開示書類)。ただし、企業によっては、Form 10-Kに補足情報を加えたアニュアルレポート(任意開示書類)を開示する場合もある ▶ 欧州: 年次報告書(※1)(法定開示書類)、Universal Registration Document(以下、URD)(※2)(法定開示書類)、Integrated Report(任意開示書類)

※1 EUの透明性指令において年次報告書に経営報告書を含めることを要請しており、NFRDにおいてはサステナビリティ情報を経営報告書等を含めることが要請されている。なお、これらの指令に基づき、主要加盟国及び英国では開示要件を法制化している

※2 目論見書規則9条にて、URDの内容を透明性指令にて要請される年次財務報告に含めることを定めており、当局に承認されたURDを年次報告書としているケースもある

5-1. 企業のサステナビリティ情報の開示タイミング(日米欧比較) ～ 調査方法(2/2)

国・地域		財務情報	サステナビリティ情報
日本		有価証券報告書	統合報告書、またはサステナビリティレポートの開示が早い方
米国		Form 10-K	サステナビリティレポート
欧州 (※1) (※2)	イギリス	アニュアルレポート	アニュアルレポート(戦略報告書含む)(※3)
	フランス	アニュアルレポート	アニュアルレポート(NFRDの要請によりサステナビリティ情報が含まれる)、サステナビリティレポート
	ドイツ	アニュアルレポート	アニュアルレポート(NFRDの要請によりサステナビリティ情報が含まれる)、サステナビリティレポート

※1 URDの中に財務報告及びサステナビリティ情報をを含めて開示しているケースもある

※2 サステナビリティ情報の開示形態は厳密には指定されておらず、詳細をサステナビリティ報告書等で別途開示している企業も多い。ただし、環境に関連する事項、社会・被雇用者に関する事項、汚職防止等に係る事項については経営報告書に含めることが指定されている。経営報告書は通常、アニュアルレポートに含められるケースが多いものの、別途開示することも可能。ただし、当該サステナビリティ情報の記載または別途作成した報告書の提出有無は法定監査人による確認が必要とされている

※3 英国は2013年より企業の年次報告書に含まれる戦略報告書においてサステナビリティ情報の開示を規定している。また、2016年にはNFRDに対応した「「会社、有限責任パートナーシップ及びグループ規則」が公表されたが、2018年の会社規則の改訂及び英国コーポレートガバナンスコードの改訂を受け、FRCは戦略報告書に係るガイダンスを自国法に基づき改訂している

5-1. 企業のサステナビリティ情報の開示タイミング(日米欧比較) ～ 国・地域(日米欧比較)別上位30社の調査結果概要

日本、米国、欧州の各国・地域における企業の財務情報とサステナビリティ情報開示時期の差の調査を行った。調査対象は、各国・地域の売上高上位30社^(※1)で、財務情報とサステナビリティ情報^(※2)の開示タイミング^(※3)のギャップは、欧州が最も少なく、米国が最も大きい結果となった。欧州では大半の企業が、同時開示が確認された一方で、日本は平均ギャップ2.9ヵ月、米国は平均ギャップが4.0ヵ月であった。

国・地域	平均ギャップ	最大ギャップ	概要
日本	2.9ヵ月	8ヵ月	▶ 日本では一社のみ同時開示しており、多くは3ヵ月以内のギャップに収まっている ▶ 調査対象企業で、8ヵ月(1社)、6ヵ月(3社)と比較的長期のギャップがある企業もあるが、一部では開示ギャップを短縮しようとする動きも見られる
米国	4.0ヵ月	9ヵ月	▶ 米国では同時開示の事例はなく、最短ギャップは1ヵ月である(調査対象企業では1社のみ) ▶ 開示差における最大ギャップは9ヵ月であり、調査対象企業では2社確認された ▶ 業界の特徴は、エネルギーセクターに属する企業の多くが3ヵ月から6ヵ月の開示ギャップがある
欧州	0.03ヵ月	1ヵ月	▶ EUに加盟している企業では、財務情報とサステナビリティ情報の同時開示が確認された ▶ 調査対象企業で、1社のみギャップが確認され、そのギャップは1ヵ月であった

※1 各国・地域における直近3会計年度における平均売上高の上位30社を調査対象とした

※2 各対象企業のホームページ(投資家向け情報、サステナビリティページ等)に記載されている報告書を調査対象とした

※3 財務情報は原則として、有価証券報告書またはアニュアルレポートの開示月を採用(決算短信は含まない)し、サステナビリティ情報は、サステナビリティレポート開示月を採用した。ただし、アニュアルレポートにサステナビリティ情報が含まれている場合は、当該レポートの開示月を採用した

5-2.企業のサステナビリティ情報の開示形式等 (日米欧比較)

5-2. 企業のサステナビリティ情報の開示形式等(日米欧比較)

～ 開示形式と開示の内容についての定性分析: 調査結果概要

日本、米国、欧州の各国・地域における企業のサステナビリティ情報開示の粒度について調査及びその傾向の比較を行った。各国・地域で、調査対象とした売上高上位30社の開示のうち、日本においては、環境・社会項目及びKPI設定について短期(1年)目標を開示している企業は開示ギャップが大きい傾向が見られる。一方で米国や欧州については、開示の内容と開示ギャップに相関関係が見られず、欧州では全体的に開示内容が充実している傾向が見られる。

国・地域	概要
日本	▶ 開示のボリュームは企業毎ギャップの大きさによる違いは見られず、開示頁数が多い(※1) ▶ 環境・社会項目及びKPI設定について、短期(1年)目標を開示している企業(調査対象30社中17社、平均ギャップ:3.41ヵ月)は、一部のみ開示(※2)している企業(同13社、2.38ヵ月)に比べギャップが大きい傾向が見られる。一部企業では、ギャップは1ヵ月程度であると同時に短期目標も開示している企業が確認された
米国	▶ 開示のボリュームはばらつきがあり、ギャップとの明確な相関関係は見られない ▶ 環境・社会項目及びKPI設定について、複数のKPI・目標を開示している企業(調査対象30社中20社、平均ギャップ:3.70ヵ月)は小売、自動車、ホームセンター等で構成される。一方、パフォーマンス指標を開示しているが、一部のみ開示(※2)している企業(同9社、4.67ヵ月)は主に石油、宅配便、総合重機で構成される
欧州	▶ 売上上位30社で大きな開示ギャップは見られず(最大1ヵ月)、記載内容のボリュームについても開示ギャップとの関連性は特に見られない ▶ 主なサステナビリティ情報についてはアニュアルレポート及びサステナビリティ・レポートに記載されている ▶ 原則、アニュアルレポートにて財務情報とサステナビリティ情報を同時開示しているが、詳細情報は、過半数の企業がサステナビリティレポートもしくはWeb上で追って開示しており、情報の充実度は高い傾向が見られる ▶ NFRDが適用されるEU加盟国と非加盟国の間では定量的にも定性的にもサステナビリティ情報及び開示時期のギャップによる違いは見られない

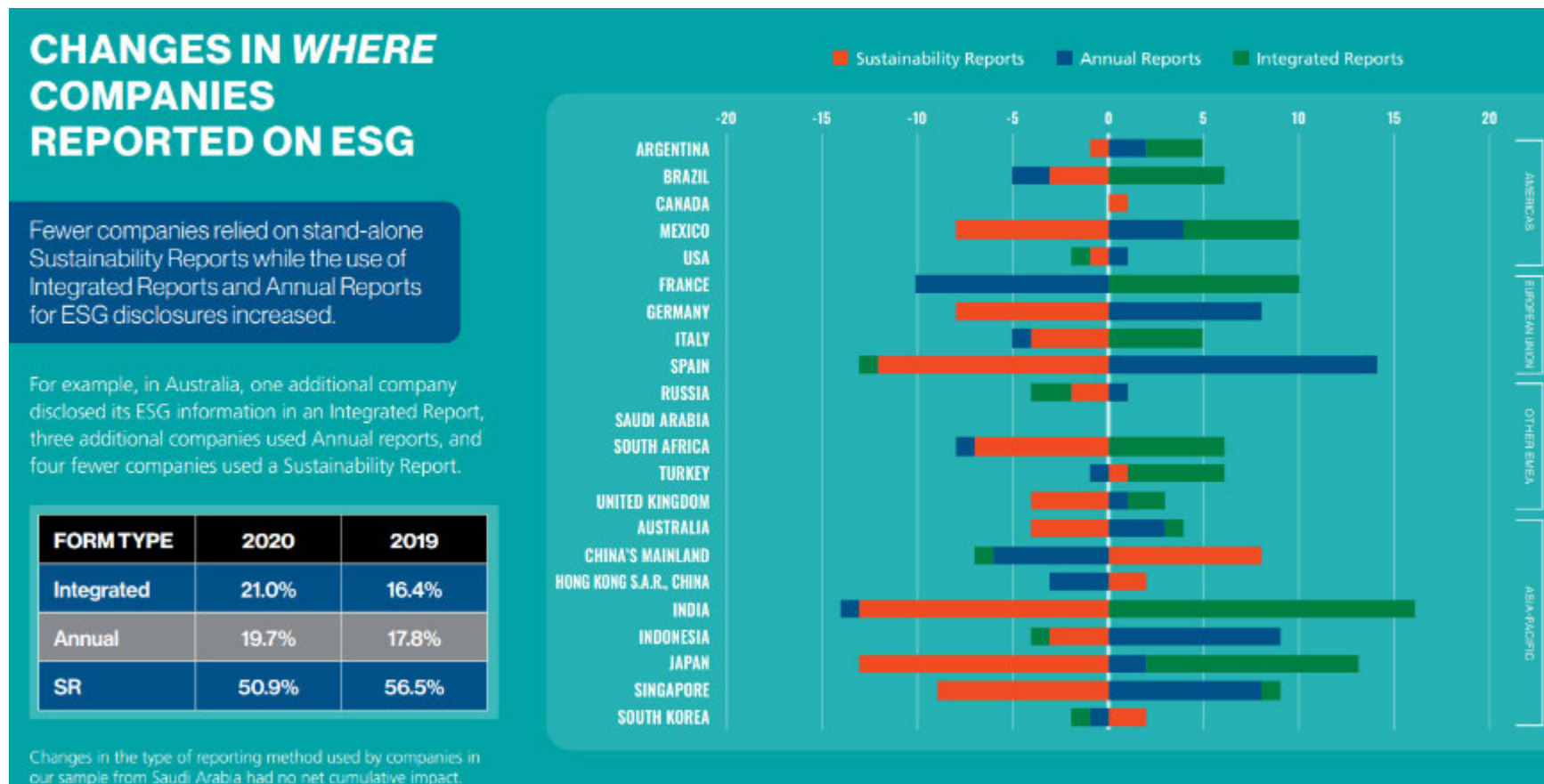
※1 各国・地域のサステナビリティ情報開示項数は、日本が最大で314ページ、米国が同128ページ、欧州が同248ページであった。なお項数は、サステナビリティレポートと統合報告書のうち、より内容が充実している方の頁数を採用し、サステナビリティレポートを発行していない場合は統合報告書の全体頁数とした

※2 開示に複数のパフォーマンス指標を公表しているが、短期的な(1年)目標の記載がない場合に、「一部のみ開示」としている

5-2. 企業のサステナビリティ情報の開示形式等(日米欧比較)

(参考)IFACによるサステナビリティ情報の開示状況の分析(1/3)

サステナビリティについての開示形式は、特に欧州においてサステナビリティレポート単体で開示する企業は減少しており、統合報告書やアニュアルレポートなど複数のレポートに開示する企業が増加している傾向にある。

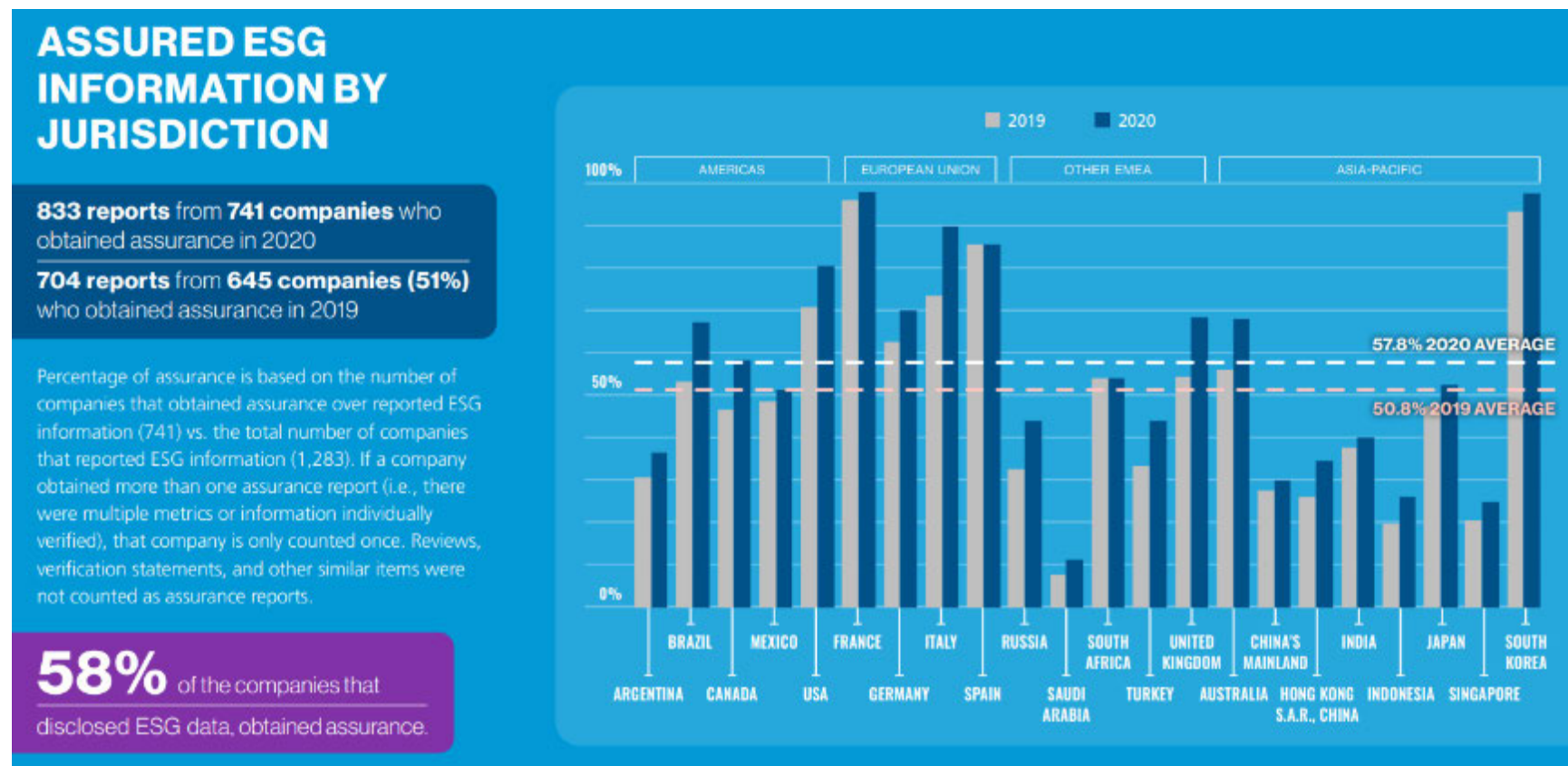


※ 当グラフは、2019年から2020年にかけて、各国においてESG情報開示形式に変化があった企業数を示している。例えば、マイナスの企業数は、サステナビリティレポート単体での開示を停止した企業数を示しており、プラスの企業数はサステナビリティレポートのみならず、他のレポート(アニュアルレポートや統合報告書)でも開示を始めた企業数を示している
(出典)IFAC-State-of-Play-in-Sustainability-Reporting-and-Assurance-2019-2020-date (1).pdf

5-2. 企業のサステナビリティ情報の開示形式等(日米欧比較)

(参考)IFACによるサステナビリティ情報の開示状況の分析(2/3)

欧州企業、米国企業においては、ESG情報の保証を受けている企業の割合が90%を超えている一方で、日本企業は2020年のグローバル平均57.8%を下回っており、ESG情報の保証を受けている企業は約50%に留まっている。



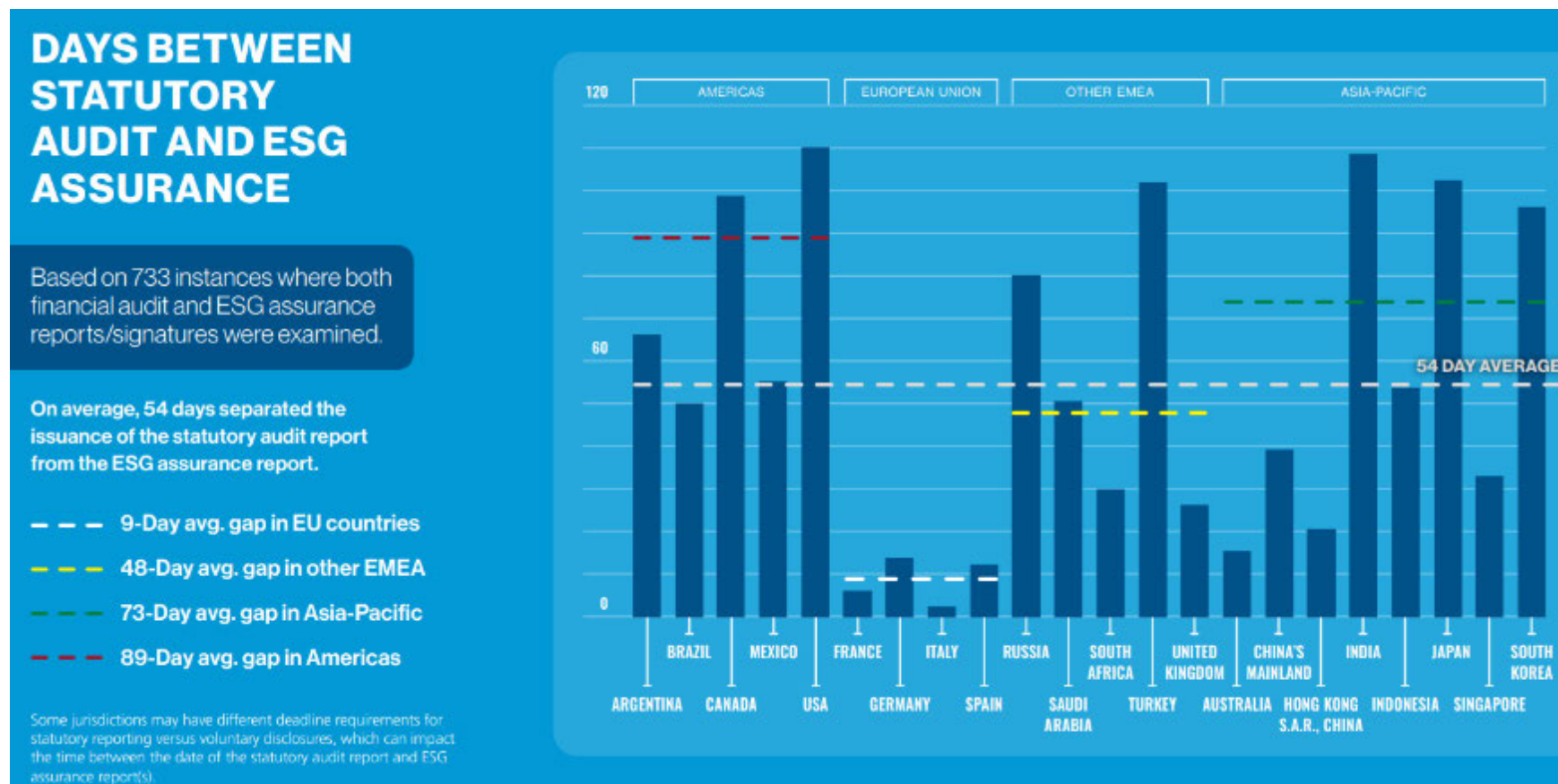
※ 当グラフは、各国の企業のESG情報の保証を受けている企業の割合を示している

(出典)IFAC-State-of-Play-in-Sustainability-Reporting-and-Assurance-2019-2020-date (1).pdf

5-2. 企業のサステナビリティ情報の開示形式等(日米欧比較)

(参考)IFACによるサステナビリティ情報の開示状況の分析(3/3)

財務情報の監査完了時点、およびESG情報の保証の完了時点のタイムラグ(日数)は、イタリア、フランス、スペイン、ドイツなどの欧州企業において少なく、米国企業や日本企業のタイムラグが大きい傾向にある。



※ 当グラフは、財務の監査が完了した時点から、ESG情報の保証が完了するまでの時点のギャップを示している。縦軸は、当該ギャップの日数を示している。数字が大きいほど、開示ギャップの日数が長いことを示している

(出典) [IFAC-State-of-Play-in-Sustainability-Reporting-and-Assurance-2019-2020-date \(1\).pdf](#)

5-3.カーボンオフセット(基礎情報)

5-3. カーボンオフセット(基礎情報) ～ 基礎情報(1/2)

カーボンオフセット の定義

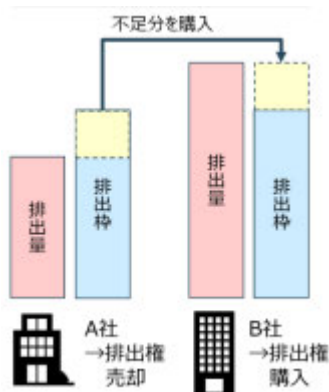
市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を把握し、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)を購入すること、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること

カーボンオフセット による効果

GHG排出量の削減努力をしても排出せざるを得ない部分について、クレジットを購入することで、当該排出分を埋め合わせることができること

排出量取引制度 (キャップ&トレード)

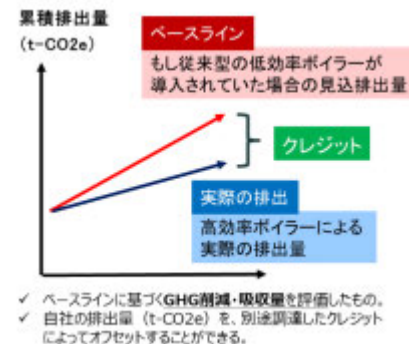
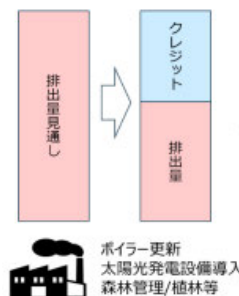
企業ごとに排出量の上限を決め、排出量が上限を超過する企業と下回る企業との間で排出量を売買する仕組み



カーボンクレジット (ベースライン&クレジット)

排出量及び炭素吸収・炭素除去量の見通しと実際の排出量等の差分について、MRV(モニタリング・レポート・検証)を経て、国や企業間で取引できるよう認証したもの

- ▶ 国をまたぐ公的クレジット
- ▶ 域内の公的クレジット
- ▶ 国をまたぐ民間クレジット



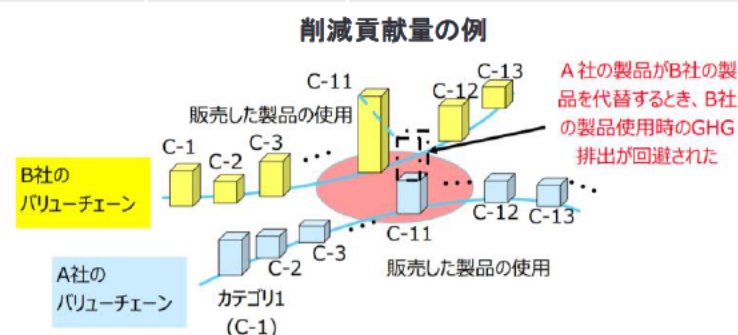
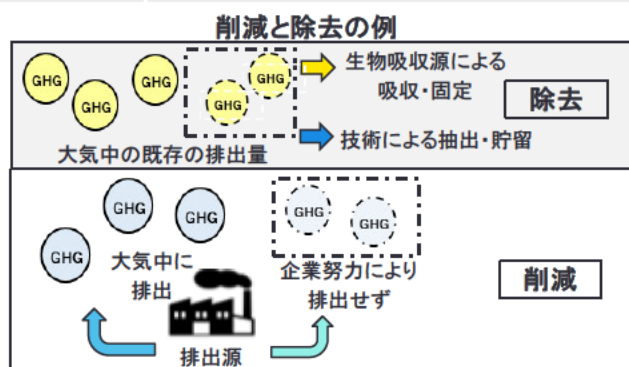
(出典): 経済産業省「[カーボン・クレジット・レポート](#)」、環境省「[カーボンオフセット](#)」の資料よりEY作成

5-3. カーボンオフセット(基礎情報)

～ 基礎情報(2/2)

- ▶ その他カーボンオフセットに関連する主な基礎用語及びその定義は以下の通りである
- ▶ 国内外で広く認識されている一般的な概念、活動や取り組みという観点に基づき、国際機関や政府による定義を中心に記載している

用語(概念)	定義	引用先	URL
排出(Emission)	人為的な活動によって温室効果ガスを大気中に排出すること	IPCC	https://www.ipcc.ch/sr15/cha/pter/glossary/
排出削減(Emissions reduction)	温室効果ガスの排出を削減すること	—※1	—
(人為的)除去(Anthropogenic Removal)	意図的な人為的な活動の結果として大気中から温室効果ガスが除去されること。CO ₂ の生物吸収源の強化と、長期的な除去と貯蔵を達成するための化学工学の利用が含まれる	IPCC	https://www.ipcc.ch/sr15/cha/pter/glossary/
削減貢献量※2(Avoided emission)	従来使用されていた製品・サービスを自社製品・サービスで代替することによる、サプライチェーン上の「削減量」を定量化すること	環境省	SC syousai Option1 202203 17.pdf (env.go.jp)



(出典): 環境省 グリーン・バリューチェーンプラットフォームの参考資料より引用

※1: 明確な定義付けがされていないものの、一般的な概念として認知・使用されている
 ※2: 「排出回避量」と同義である (出典): 上記のIPCC及び環境省の情報に基づきEY作成

5-3. カーボンオフセット(基礎情報)

～ ISSBにおけるカーボンオフセットに係る基礎概念の整理

- ▶ ISSBにおいては、市場メカニズムを中心にカーボン・オフセットに係る議論が進められている※1
- ▶ ISSBでは企業の開示要件を主軸に議論を展開しているため、企業が開示にあたってどの用語を使用するかという観点で概念を整理している
- ▶ バリューチェーン内の温室効果ガスの絶対排出量を抑制することを「削減」、バリューチェーンにかかわらず、すでに排出された温室効果ガスを抽出・貯留することを「除去」と定義づけている

用語(概念)	定義
排出 (Emission)	人為的な活動によって温室効果ガスを大気中に排出すること
削減 (Reduction)	バリューチェーン内の温室効果ガスの絶対排出量を抑制すること。プロセス改良、技術革新、ビジネスモデルの変革による成果である
除去 (Removal)	すでに排出された温室効果ガスを、自然的手段(例: 森林)により吸収・固定する、又は技術的手段(例: CCS)により大気中から抽出・貯留すること
排出回避量 (Avoided emission)	ある製品、サービスもしくはプロジェクトが存在しなかった状況、またはベースラインと比較した場合に、その製品、サービスもしくはプロジェクトにより減少する可能性がある将来の排出量をいう
カーボンオフセット (Carbon offset)※1	温室効果ガスの排出削減又は除去を表す、カーボン・クレジット・プログラムによって発行される排出単位。カーボンオフセットは、電子登録によって一意にシリアル化、発行、追跡及び無効化が行われる※2
認証済カーボン・オフセット (Certified carbon offset)	排出量取引やクリーン開発メカニズム等の市場メカニズムに基づき、政府または独立した認証機関によって認証された譲渡可能又は取引可能な証書の形式をとるカーボン・オフセット。1トンのCO ₂ 又は同等量の他の温室効果ガスの排出の除去を表す

※1: ISSB会議(2022年10月)において、S2草案の中で使用されている「カーボン・オフセット」を「カーボン・クレジット」に置き換えることが暫定決定されている

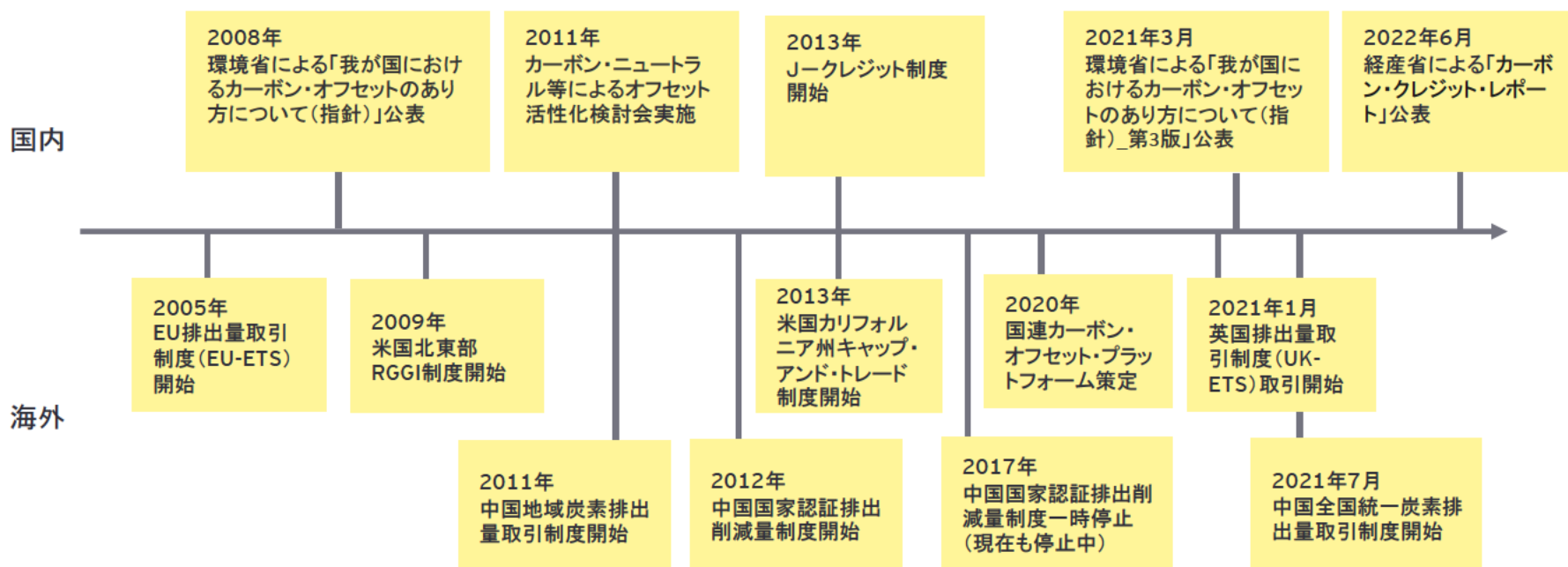
※2: 「IFRS S2号『気候関連開示』[案]に関する結論の根拠」では、補足説明として、カーボン・オフセットは企業のバリューチェーン外の除去のことである旨が記載されている

(出典): ISSB審議会S2関連資料([IFRS - Climate-related Disclosures](#))に基づきEY作成

5-4.カーボンオフセット(国際動向)

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 変革

国内および海外におけるカーボンオフセットの変革は以下の通りである。



5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 各国の制度の比較表(1/2)

地域・制度設計者		具体例	利用者	流通形態	活用方法
二国間	国連主導	▶ CDM	▶ 先進国の政府や企業	▶ 国連が管理	▶ 国の削減目標の達成に活用
	二国間	▶ 二国間クレジット制度 ▶ その他パイロットプログラム	▶ パリ協定に合意したそれぞれの国の政府や企業	▶ 2国間取引	▶ 国の削減目標の達成に活用
日本		▶ J-クレジット制度	▶ 日本国内の企業	▶ 市場で流通	▶ 参加企業の削減目標の達成に活用
米国	州主導	▶ カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度 (California Cap-and-Trade Program)	▶ カリフォルニア州における一部の企業及びその他自主参加企業	▶ 市場で流通	▶ 参加企業の削減目標の達成に活用
		▶ RGGI (The Regional Greenhouse Gas Initiative)	▶ 米国北東部指定州における25MW以上の石炭火力発電企業	▶ 排出枠は市場で流通 ▶ オフセット枠は流通不可	▶ 参加企業の削減目標の達成に活用
	民間主導	▶ VerraによるVerified Carbon Standard ▶ Climate Action Reserve ▶ American Carbon Registry	▶ 各国の企業	▶ 市場で流通	▶ 参加企業の削減目標の達成に活用
欧州	EU主導	▶ 欧州排出量取引制度 (EU Emissions Trading Scheme: EU-ETS)	▶ EU-ETS加盟国のエネルギー集約産業、電力セクター、航空セクターなどに属する企業	▶ 市場で流通	▶ 国の削減目標の達成に活用 ▶ 参加企業の削減目標の達成に活用
	民間主導	▶ Gold Standard	▶ 各国の企業	▶ GS事務局で管理	▶ 参加企業の削減目標に活用

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 各国の制度の比較表(2/2)

地域・制度設計者	具体例	利用者	流通形態	活用方法
英国	▶ 英国排出量取引制度(UK Emissions Trading Scheme: UK-ETS)	▶ 英国内のエネルギー集約産業、電力セクター、航空セクターに属する企業。北アイルランドの電力セクターはEU-ETSに準拠	▶ 市場で流通	▶ 国の削減目標の達成に活用 ▶ 参加企業の削減目標の達成に活用
中国	▶ 全国炭素排出量取引(CEA)制度 ▶ 地域炭素排出量取引制度(パイロット事業) ▶ 国家認証排出削減量(CCER)制度	▶ 中国国内の企業	▶ 市場で流通	▶ 国の削減目標の達成に活用 ▶ 参加企業の削減目標の達成に活用
豪州	▶ ACCUs (Australian carbon credit units)	▶ 豪州内の農家や企業	▶ 政府系基金(ERF/CSF)による買取 ▶ 市場で流通	▶ 国の削減目標の達成に活用 ▶ 参加企業の削減目標の達成に活用

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

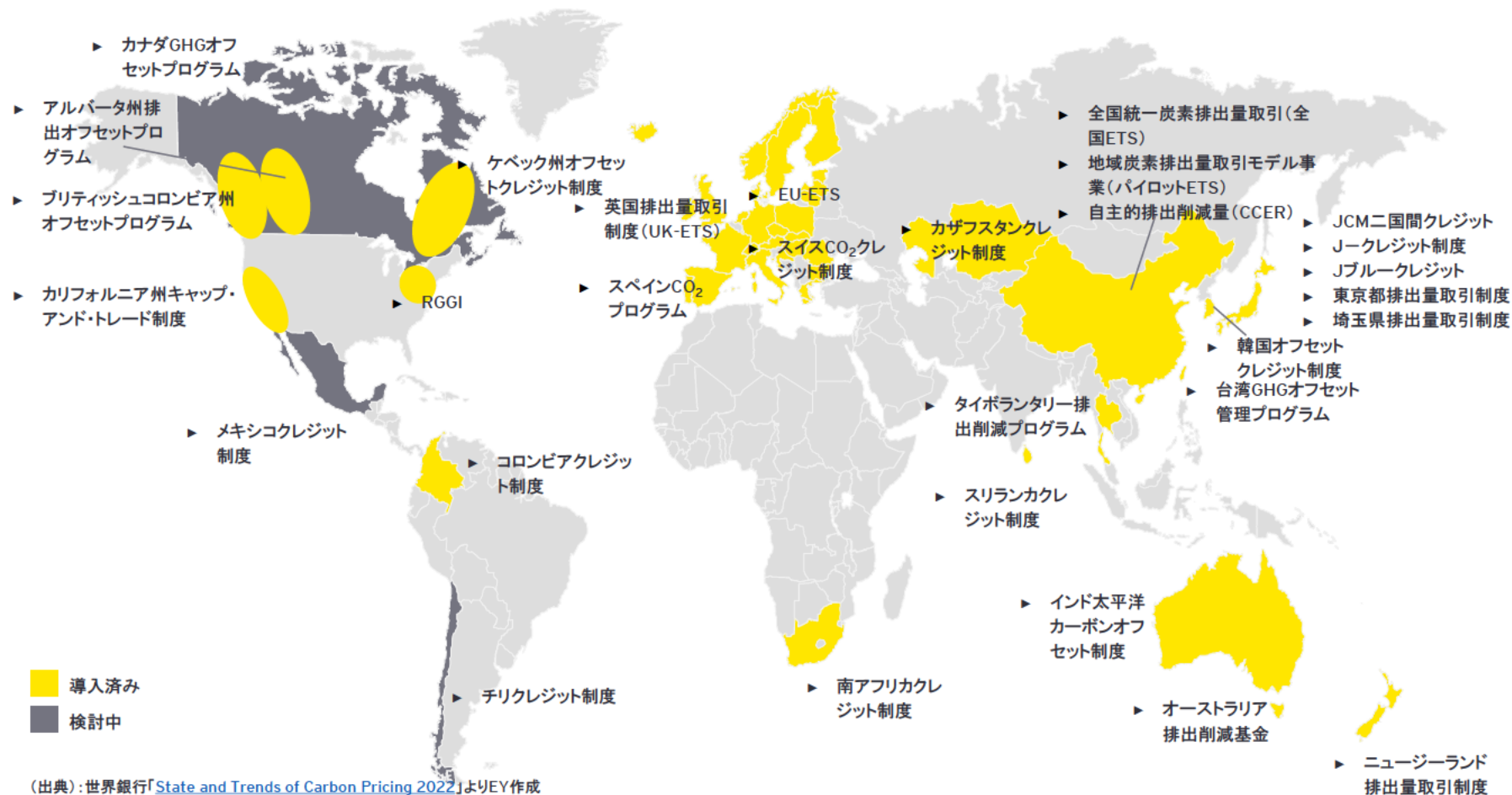
～ 各国の排出量取引およびカーボンクレジット取引の比較表

	日本	米国		欧州	英国	中国
制度	J-クレジット制度	カリフォルニア州 キャップ・アンド・ トレード制度	RGGI制度	EU域内排出量取引制度 (EU-ETS)キャップ／ト レード型	英国排出量取引制度 (UK-ETS)キャップ／ト レード型	▶ 全国統一炭素排出量取引制度 ▶ 地域炭素排出量取引制度 ▶ 国家認証排出削減量制度
フェーズ	2013年度より国内クレ ジット制度とJ-VER制度 を一本化し開始	2013年開始	2009年開始	▶ フェーズ1:2005年～ 2007年 ▶ フェーズ2:2008年～ 2012年 ▶ フェーズ3:2013年～ 2020年 ▶ フェーズ4:2021年～ 2030年	▶ 第1フェーズ:2021 年-2030年 ▶ 2021年5月19日に 取引開始	▶ 全国統一炭素排出量取引制度: 2021年7月開始 ▶ 地域炭素排出量取引制度: 2011年開始、2021年以降全国 制度に移行 ▶ 国家認証排出削減量制度: 2012年開始、2017年より停止 中
取引所名 称・役割	相対取引で流通してい るが、2022年9月～ 2023年1月でカーボン クレジット市場を試行	指定取引所なし (CITSSにて取引 を記録)	指定取引所なし (RGGI COATSに て取引を記録)	欧州エネルギー取引所 (EEX)で取引、取引単位 はEUA	有償の排出枠(単位: UKA)はICEフュー チャーズ・ヨーロッパを 通じて市場で調達	全国統一炭素排出枠取引市場及び 地域炭素排出枠取引市場で取引さ れる
取引規模	2021年度(2021年4月 ～2022年3月))のクレ ジット取引量は87.4万 t-CO ₂	2021年度(1月 ～12月)の排出 枠取引量は4.5 億t-CO ₂ 、クレ ジット取引量は 5770万t-CO ₂	2021年度(1月～ 12月)の排出枠取 引量3.3億t-CO ₂	2021年度(1月～12月) の排出枠取引量は約13 億t-CO ₂ eq EU域内の総排出量の半 分程度である	2021年度(1月～12 月)の排出枠取引量は 約8,383万t-CO ₂ UK-ETSの市場規模は EUの10分の1以下であ る	▶ 全国炭素排出枠取引量(CEA): 2021年度(7月～12月)は約 1.8億t-CO ₂ ▶ 地域炭素市場排出枠取引量(累 積):2011年～2021年9月30 日は4.95億t-CO ₂ (参考) 全国炭素排出枠取引量(累計): 2022年度(1月～12月)は約 5,089万t-CO ₂ 地域炭素市場排出枠量(累計): 2011年～2022年7月8日は5.37 億t-CO ₂
価格推移	クレジット取引価格は上 昇傾向	排出枠価格・クレ ジット取引価格は 上昇傾向	排出枠価格は上昇 傾向	排出枠価格は上昇傾向	排出枠価格は上昇傾向	排出枠価格は上昇傾向

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 世界の排出量取引制度およびカーボンクレジット取引制度について

排出量取引制度およびカーボンクレジット取引制度は、様々な国・州・都市で導入されており、一部は大きい市場に成長している。二国間クレジット制度はあるものの、各制度ごとの相互取引はされていないため、価格形成も分断されている。



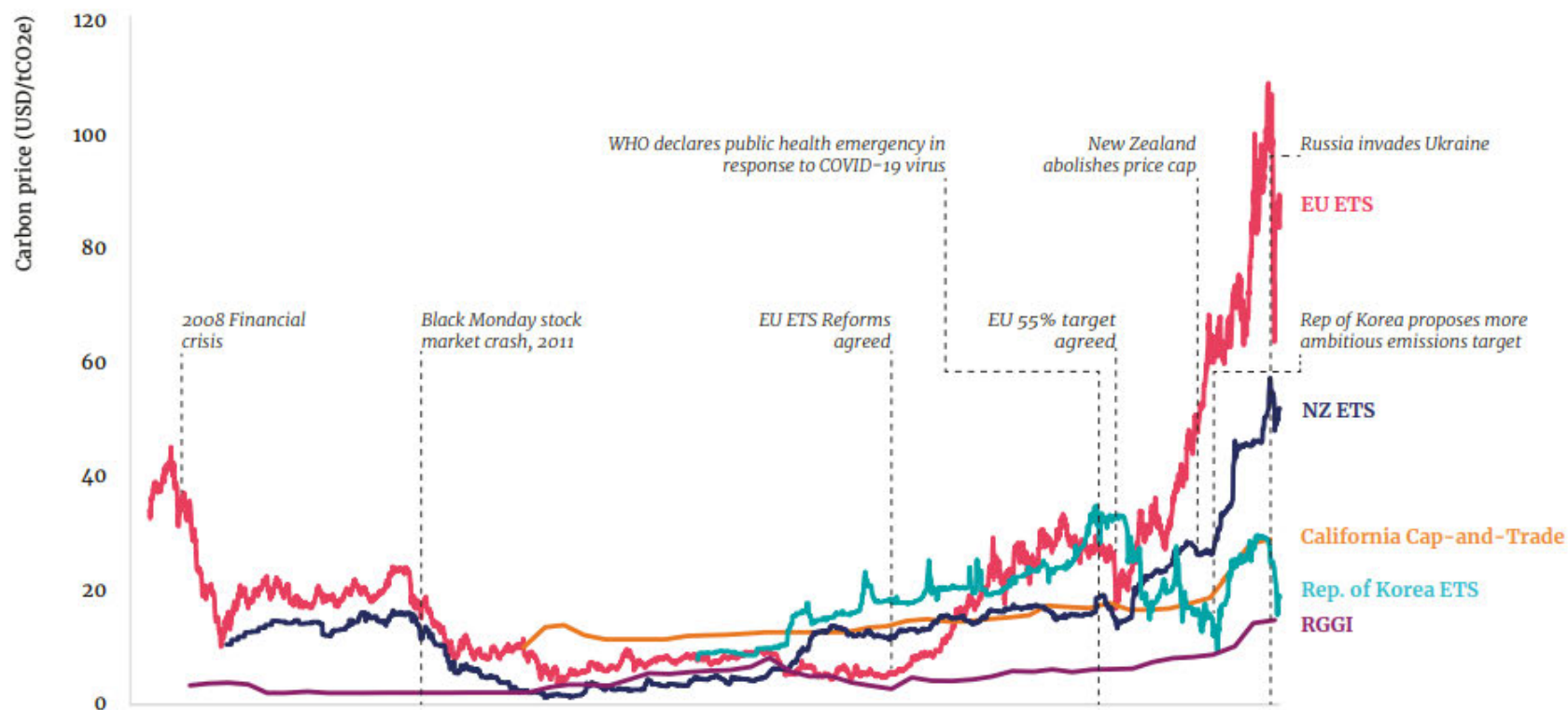
(出典): 世界銀行「[State and Trends of Carbon Pricing 2022](#)」よりEY作成

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC, 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向) (参考)一部のETSの価格推移

2020年10月以降、EU ETSは他国のETSよりも高い価格で推移している。この背景としては、新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策として環境を重視した経済政策を打ち出したことのほか、EUの2030年温室効果ガス排出削減目標の引き上げ等の複合的な要因が考えられる。

2008年から2021年までの一部の排出量取引制度(ETS)の価格推移



(出典): 世界銀行「[State and Trends of Carbon Pricing 2022](#)」

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 国連主導の制度について

国連主導のカーボンクレジットの枠組みであるCDM(Clean Development Mechanism)は、京都議定書によって創設された。市場で売買されるクレジットではないため、国連の承認を得たプロジェクトのみが対象となる。

項目	内容
制度	CDMは、国連主導のカーボンクレジット制度である。GHG排出量削減や排出抑制にコミットしている国が、京都議定書に則り、途上国での排出量削減プロジェクトを実施することにより、実施されなかった場合に比べ追加の排出削減があった場合、削減量に対し、自国の目標達成に利用できるクレジット(Certified Emission Reduction (CER))が発行される仕組みである。特定の市場でクレジットが売買されておらず、承認を得たプロジェクトが投資の対象となる(プロジェクト承認までの流れについては、下図を参照)
単位	カーボンクレジットは、CERという単位で取引されている。なお、1CERは1t-CO ₂ である
直近1年間の取引規模	2021年のカーボンクレジット全体の市場規模は、4億7,800万t-CO ₂ となっており、そのうち、国連主導のCDMは全体の11%(5,260万t-CO ₂)を占めている

プロジェクトの承認までの流れ



(出典): [CDM, State and Trends of Carbon Pricing 2022](#)

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 日本の制度について(1/3)

日本には、J-クレジットをはじめ、Jブルークレジット(JBE(ジャパンエコノミー技術研究組合)が発行・販売しているブルーカーボン・クレジット)といったカーボンクレジットがあるものの、市場規模が小さく、今後の市場拡大に向け、取引市場の整備などが行われている。その他、東京都や埼玉県では、独自の排出量取引制度が設けられている。

J-クレジット制度の概要

- ▶ J-クレジットについて
 - ▶ 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営
 - ▶ 削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレジット認証される
 - ▶ 中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す
 - ▶ 「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」(仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定されるCO₂排出量)の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証する
- ▶ 報告制度
 - ▶ J-クレジットの公式HPIにて、今まで認証したプロジェクトの閲覧が可能。カーボンクレジットの認証量や再エネ、省エネの量、また経団連カーボンニュートラル行動計画への利用可否等が開示される
 - ▶ 排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法が定められている。現在は、省エネルギー、再生可能エネルギー、工業プロセス、農業、廃棄物、森林の6つの分野ごとに測定基準が定められている

(出典): [J-クレジット](#)

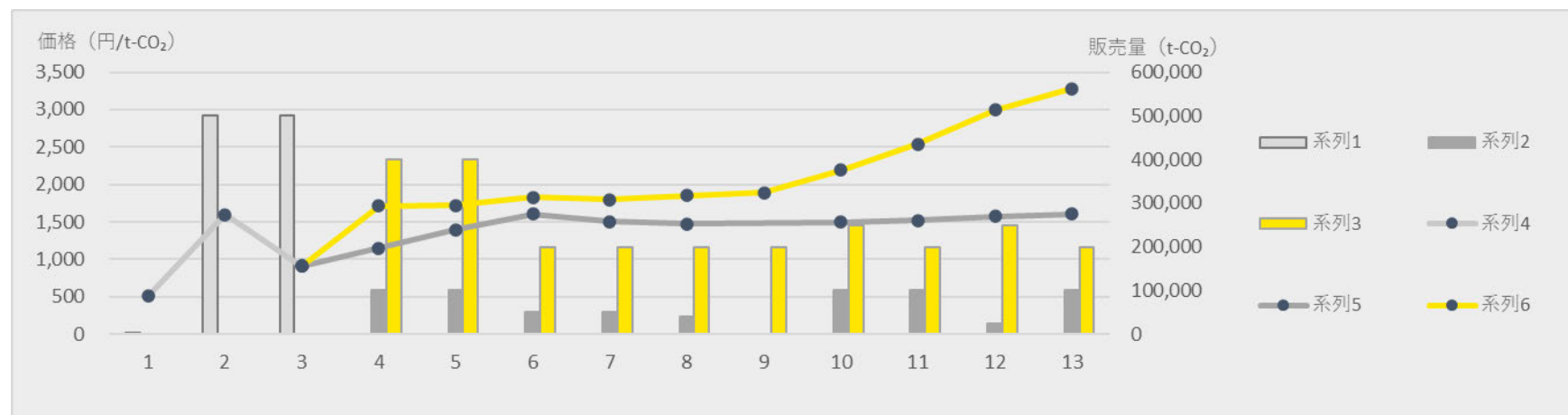
5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 日本の制度について(2/3)

J-クレジットは、近年の需要の高まりに応じて販売量が増加し、平均落札価格も上昇している。

J-クレジット取引の概要

項目	内容
取引	J-クレジットは入札販売及び仲介業者を介した相対取引にて売買される。
市場規模	J-クレジットの認証状況(移行含む)は、2022年度(9/16時点)811万t-CO ₂ /989回(累積)。
価格推移	J-クレジットの平均落札価格は、試行取引前は再エネ発電 約2,000円/t-CO ₂ 、省エネ 約1,500円/t-CO ₂ 程で上昇傾向で推移。

J-クレジットの平均落札価格及び販売量の推移(カーボン・クレジット市場実証以前)



(出典): J-クレジットの資料よりEY作成

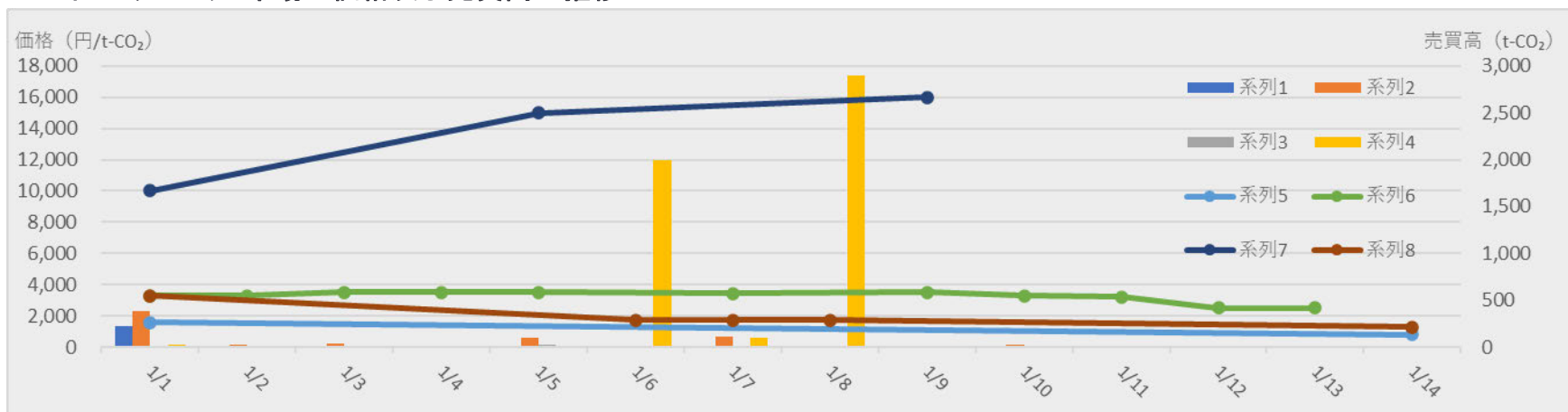
5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 日本の制度について(3/3)

東京証券取引所では、経済産業省からの委託事業として試行取引を行うカーボン・クレジット市場の実証が、2022年9月22日に開始された。

カーボン・クレジット市場の概要

項目	内容
取引	2022年9月22日に東京証券取引所で156者の実証参加者にてカーボン・クレジット市場の試行取引を開始。取引単位は1t-CO ₂ とし、取引約定は午前と午後の1回ずつ行う
市場規模	カーボンのクレジット試行取引では、9/22~10/21で5,958t-CO ₂ の取引が発生。このうち、再エネ(バイオマス)の取引が5,021t-CO ₂ と最多となった
価格推移	試行取引では9/22初日は再エネ発電 3,300円/t-CO ₂ 、省エネ 1,600円/t-CO ₂ で約定となった。直近である4/11~4/18のオークションの平均落札価格(再エネ発電 3,278円/t-CO ₂ 、省エネ 1,607円/t-CO ₂)と同程度

カーボン・クレジット市場の価格及び売買高の推移



(出典): JPX カーボン・クレジット日報よりEY作成

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度(1/3)

- ▶ 米国では、現在国全体にかかる公的制度はないが、一部地域では独自の公的制度が設けられている
- ▶ カリフォルニア州では、排出量取引制度及びオフセット制度にて構成されるキャップ・アンド・トレード制度が設けられている。年々逡減する排出枠総量や逡増する排出枠取引価格が対象企業の排出量削減努力を加速させると同時に、オフセットの活用が低炭素技術に対する投資に強力な経済的インセンティブを与えている

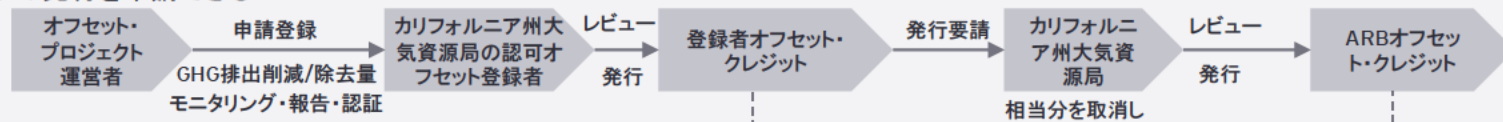
カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度の概要

排出量取引制度

- ▶ カリフォルニア州内の、指定された温室効果ガス多排出セクターにおける排出閾値を超える主体は、本制度への参加が義務付けられている。その他指定セクターにおける排出閾値を超えていない主体も任意で参加可能である
- ▶ 各コンプライアンス期間内に、参加者のGHG排出量が、所有している排出枠やARBオフセット・クレジット※等によって計算されたコンプライアンス義務にマッチしている旨、報告する必要がある
- ▶ カリフォルニア州大気資源局により配分された排出枠に加え、追加の排出枠をオークション又はセカンダリー市場で購入する

オフセット制度

- ▶ オフセット制度の利用は任意である。米国国内の仲介業者、オフセットプロジェクト運営者等も本制度の参加者となる
- ▶ カリフォルニア州大気資源局のコンプライアンス・プロトコルは6種類(①US森林プロジェクト、②オゾン破壊物質(を消滅する)プロジェクト、③家畜プロジェクト、④鉱業メタン捕獲プロジェクト、⑤稲作プロジェクト、⑥都市森林プロジェクト)あり、これらに基づいて開発された米国国内のオフセット・プロジェクト等は適格プロジェクトとなる
- ▶ 適格プロジェクトの運営者はVerra、Climate Action Reserve(CAR)及びAmerican Carbon Registry(ACR)といったカリフォルニア州大気資源局の認可オフセット登録者から、登録者オフセット・クレジットの発行を受けたうえ、カリフォルニア州大気資源局にARBオフセット・クレジットの発行を申請できる



- ▶ ARBオフセット・クレジットは購入できる。ARBオフセット・クレジットの利用は、最大コンプライアンス義務の4%(2021年～2025年の上限値)に限る。当該上限値は2026年～2030年では6%になる
- ▶ 発展途上国の規制当局による認証済みのセクターに基づくクレジットは、プログラムの認可を受ければ流通可能であるが、現時点では認可済みのクレジットがない。セクターに基づくクレジットの利用は、最大コンプライアンス義務の50%に限る

※: California Air Resources Boardが発行するクレジット

(出典): [California Air Resources Board - Cap-and-Trade Program](#)

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度(2/3)

カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度のもとでは、各参加者のGHG排出量の報告が義務化され、カリフォルニア州大気資源局のウェブサイトにて公表されている。また、排出枠及びオフセット・クレジットの利用に関する記録もカリフォルニア州大気資源局のウェブサイトにて公表されている。

GHG排出量の報告・公表

- ▶ 参加者は毎年前年度のGHG排出量をカリフォルニア州GHG排出量義務報告プログラム(MRR)を通じてカリフォルニア州大気資源局に報告しなければならない。報告の締切日は、電力セクターは6月1日、非電力セクターは4月10日である。GHG排出量報告の第三者検証の結果も毎年9月1日までにカリフォルニア州大気資源局に提出する必要がある
- ▶ 各参加者のGHG排出量報告や第三者検証結果等はカリフォルニア州大気資源局のウェブサイトにて公表される

排出枠及びクレジットの引渡し

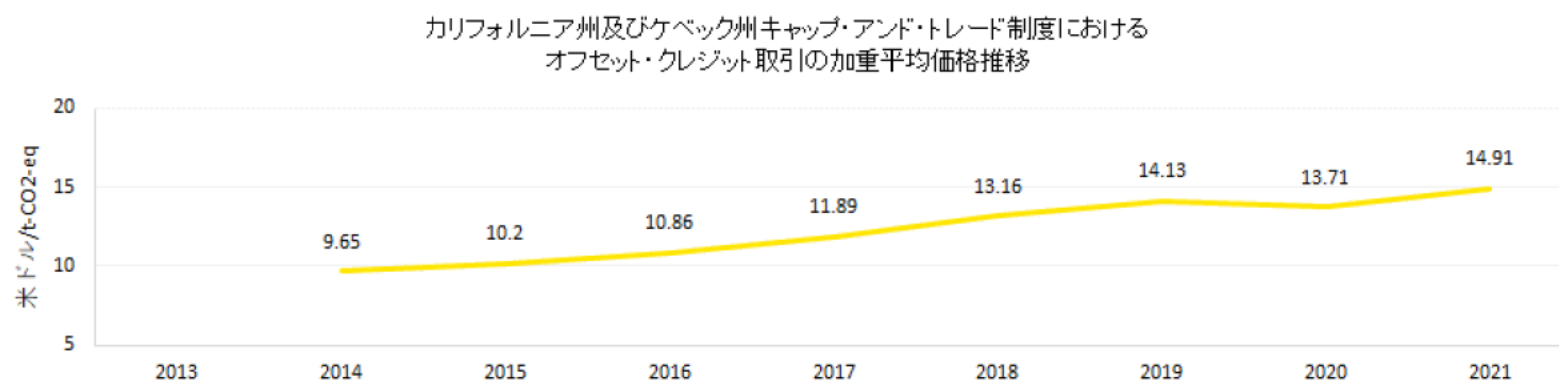
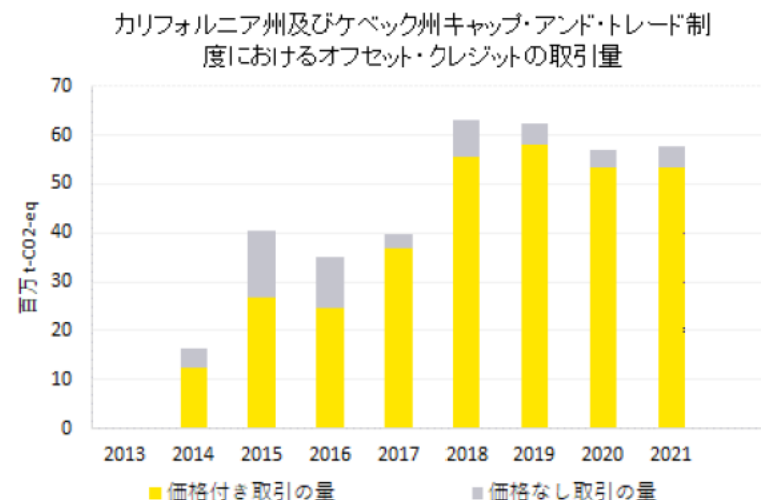
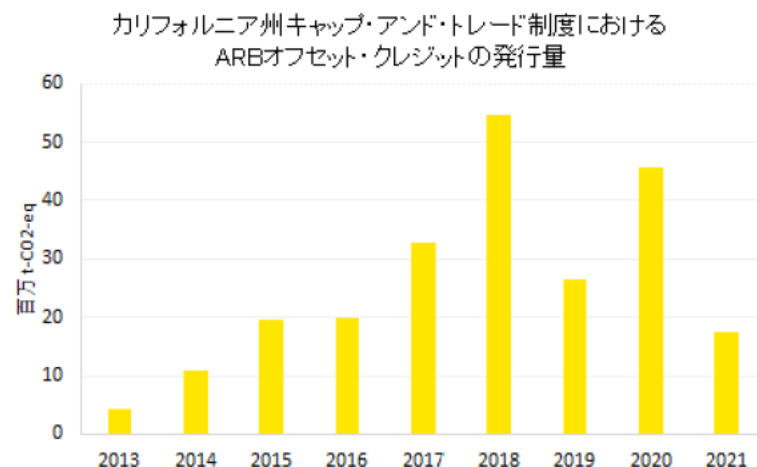
- ▶ 年間コンプライアンス義務を満たすために、各参加者は毎年11月1日までに前年度に利用する排出枠及び／又はクレジットをカリフォルニア州大気資源局に引渡さなければならない。3カ年コンプライアンス期間におけるコンプライアンス義務について、コンプライアンス期間最終年度の翌年度の11月1日までに、期間内GHG排出総量と各年度引き渡した排出枠及びクレジットの総量の差に相当する排出枠及び／又はクレジットをカリフォルニア州大気資源局に引渡す必要がある
- ▶ 各参加者の排出枠及び／又はクレジットの引渡しに関する記録はカリフォルニア州大気資源局のウェブサイトにて公表される

(出典): [California Air Resources Board - Cap-and-Trade Program](#), [Mandatory Greenhouse Gas Emission Reporting](#)

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度(3/3)

ARBオフセット・クレジットの発行量、カリフォルニア州及びケベック州の制度におけるオフセット・クレジットの取引量及び取引価格※1は以下の通りである。ケベック州制度に基づくオフセット・クレジットの取引規模は非常に小さく、取引価格への影響も限定的である。



※1: カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度は、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度と共に、CITSSにてオフセット・クレジット取引を実施している

(出典): [California Air Resources Board - Cap-and-Trade Program - Program Data](#) よりEY作成

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ RGGI制度(1/2)

カリフォルニア州のほか、北東部地域の12州は地域温室効果ガスイニシアティブ(The Regional Greenhouse Gas Initiative: RGGI)を結成し、公的制度を設けている。RGGIは各参加州の炭素予算取引プログラムによって構成され、各州内の25MW以上の石炭火力発電事業者がCO₂排出量規制の対象となる。対象となる事業者は、自らオフセット・プロジェクトのスポンサーとなり、そのプロジェクトに付与されたオフセットを利用して排出規制の一部を満たすことが可能である。

RGGI制度の概要

排出量取引制度

- ▶ 各参加州内の25MW以上の石炭火力発電事業者がCO₂排出量規制の対象となる
- ▶ 規制対象事業者は3年間のコントロール期間内で自社のCO₂排出量を所有している排出枠にマッチさせる必要がある
- ▶ 排出枠は配分されず、各参加州が主催するオークション、又はセカンダリー市場で購入する

オフセット制度

- ▶ 利用者は排出量取引制度におけるCO₂排出量規制の対象である
- ▶ 電力セクター以外のセクターにおいてCO₂排出削減又は炭素除去に貢献するプロジェクトに対し、一部の参加州はCO₂オフセット枠(CO₂ offset allowances)を付与
- ▶ 5種類(①土地メタン捕獲、②六フッ化硫黄、③森林造林、④最終使用効率、⑤農業メタン回避)のプロジェクトがオフセット枠の付与対象となる。一部の州は2種類のみ(①土地メタン捕獲、⑤農業メタン回避)
- ▶ オフセット枠を利用したい規制対象事業者は、プロジェクト・スポンサーとしてプロジェクト所在州へ申請登録を実施。自社プロジェクト以外に、他のプロジェクト開発者と協議したうえプロジェクト・スポンサーになることも可能
- ▶ オフセット枠はプロジェクトベースで付与されるが、売却はできない。オフセット枠の利用は、排出量規制の3.3%が上限となる
- ▶ 現時点で利用実績が1件のみである

各参加州制度適用状況	コネチカット州	デラウェア州	メイン州	メリーランド州	マサチューセッツ州	ニューハンプシャー州	ニュージャージー州	ニューヨーク州	ペンシルベニア州	ロードアイランド州	バーモント州	バージニア州
排出量取引	○	○	○	○	○	○	○	○	(2022年制度見直し中)	○	○	○
CO ₂ オフセット枠付与	○	○	○	○	×	×	○	○	(2022年制度見直し中)	×	○	×

(出典): [RGGI Overview and Design](#), [RGGI Offsets](#)

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ RGGI制度(2/2)

RGGIの下、規制対象石炭火力発電事業者は米国環境保護庁のCO₂排出量測定システムの導入によりタイムリーにCO₂排出量を報告し、そのデータがRGGIのトラッキングシステム上で公表される。各事業者の排出枠及びオフセット枠の利用記録がRGGIのウェブサイトにて公表されている。

CO₂排出量の報告・公表

- ▶ 規制対象石炭火力発電事業者は、米国環境保護庁による排出量収集及びモニタリング・プラン・システム(ECMPS)を導入し、1時間ごとにCO₂排出量データを報告する。ECMPS上データの保証も自動的に行われる
- ▶ 各規制対象事業者の発電所レベルのCO₂排出量データはRGGIのトラッキングシステム上で公表される

排出枠及びオフセット枠の引渡し

- ▶ 規制対象事業者は、3カ年コントロール期間の1年目と2年目において、毎年当該年度のCO₂排出量の50%に相当する排出枠を規制当局に引渡さなければならない。3カ年コントロール期間の最終年度に、期間中のCO₂排出総量と既に引渡した排出枠の合計の差分に相当する排出枠を規制当局に引渡さなければならない
- ▶ 各規制対象事業者の排出枠及びオフセット枠の引渡し記録はRGGIのウェブサイトにて公表されている

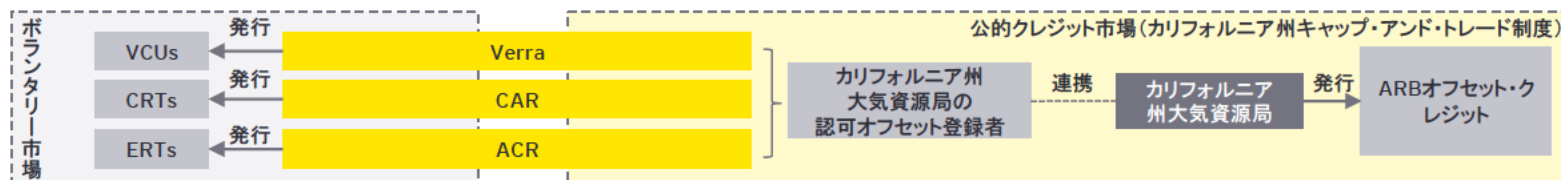
(出典): [RGGI Emissions](#), [Allowance Distributions](#), [Offsets](#)

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 米国の民間クレジット制度について(1/2)

米国には、米国企業のみならず、他国の企業も利用可能な民間クレジット制度も多く存在している。VerraによるVerified Carbon Standard(VCS)、Climate Action Reserve(CAR)による認証制度及びAmerican Carbon Registry(ACR)による認証制度がその代表である。これらの認証者はカリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度とも連携している。

制度	概要
VerraによるVerified Carbon Standard (VCS)	▶ 米国企業のみならず、他国の企業も利用可能 ▶ Verra登録者によって提出されたプロジェクトのうち、VCS品質保証原則に整合するプロジェクトにクレジット(Verified Carbon Units, VCUs)が発行される ▶ Verra登録者は、他の登録者とVCUsを取引できる。また、所有しているVCUsを利用し、自社の排出量をオフセットすることが可能 ▶ Verraはカリフォルニア州大気資源局の認可オフセット登録者である
Climate Action Reserve(CAR)による認証制度	▶ 米国企業のみならず、他国の企業も利用可能 ▶ CAR登録者によって提出されたプロジェクトのうち、CARの基準に整合するプロジェクトにクレジット(Climate Reserve Tonnes, CRTs)を発行。主に米国国内又はメキシコのプロジェクト開発者が対象 ▶ 取引成立後、発行されたCRTsはCAR登録者の間でCARのシステムを通じて移転される。VCUsに転換することも可能 ▶ CARはカリフォルニア州大気資源局の認可オフセット登録者である
American Carbon Registry(ACR)による認証制度	▶ 米国企業のみならず、他国の企業も利用可能 ▶ ACRの基準及び方法論に基づき、クレジット(Emission Reduction Tons, ERTs)を発行。主に米国国内のプロジェクト開発者が対象となる ▶ 取引参加者は対面又は認可済みのオフセット取引所にて合意し、ACT登録システムにてその所有権の移転を記録する ▶ ACRはカリフォルニア州大気資源局の認可オフセット登録者である



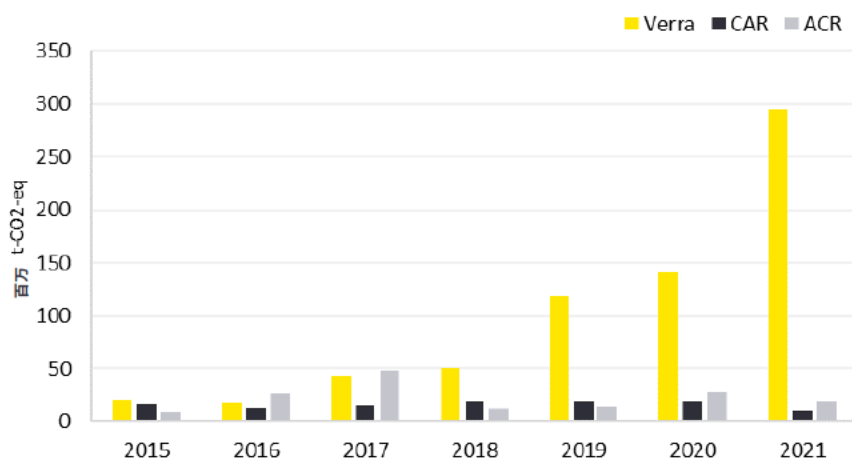
(出典): [Verra - Verified Carbon Standard](#), [Climate Action Reserve](#), [American Carbon Registry](#)

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 米国の民間クレジット制度について(2/2)

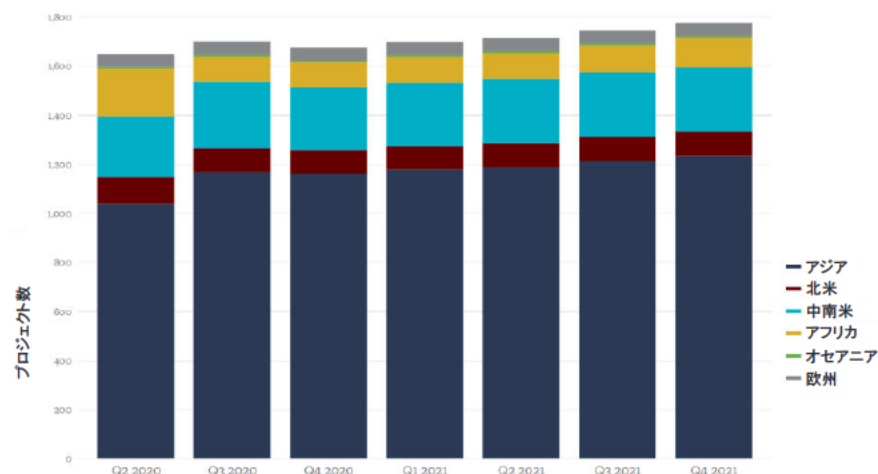
- ▶ 民間クレジットの発行量は年々増加している
- ▶ CARやACRと比較し、Verraはグローバルなプロジェクトについて認証を行っているため、3団体のうち発行量が最も多い
- ▶ Verraが発行したクレジットの大半をアジアのプロジェクトが占めている

クレジット発行量



(出典): [Verra - Verified Carbon Standard](#), [Climate Action Reserve](#), [American Carbon Registry](#) よりEY作成

Verra: プロジェクトの地域分布



(出典): [Verra - Verified Carbon Standard - Data and Insights](#)

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 欧州の制度について(1/4)

EU域内排出量取引制度(EU-ETS)が欧州におけるカーボンオフセットに係る取引制度である。2008年より段階的に導入されており、EU域内のCO₂総排出量の半分程度をカバーしている市場である。EU-ETSは欧州委員会の削減目標と整合的な運営が実施されている。欧州委員会が規制対象業種を決定しており、規制対象業種に属する企業はEU-ETSの枠組みに参加する義務が生じる。

EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の概要

EU-ETS

- ▶ 規制対象業者は排出枠の範囲内にCO₂排出量を抑える必要があり、CO₂排出量が排出枠を上回る場合には、市場にて排出枠を購入する義務が生じる。一方で、CO₂排出量を抑え排出枠が余った企業は、市場にて排出枠を売却する権利がある
規制対象業種は以下の通りである
 - ▶ 電力産業
 - ▶ 石油精製所、製鉄所、鉄、アルミニウム、金属、セメント、石灰、ガラス、セラミック、パルプ、紙、段ボール、酸、バルク有機化学品の生産を含むエネルギー集約型産業、欧州経済領域内の商業航空産業
- ▶ その他、排出枠が余った場合に次期遵守年度に繰り越す事を可能にするバンキング(Banking)制度も設計されている。また、遵守義務を達成できない場合に、次期遵守期間に割り当てられ排出枠の一部を前借して、遵守義務を果たすBORROWING(Borrowing)制度も設計されている
- ▶ 全体の排出可能量に上限(キャップ)を設定し、規制対象事業者に排出枠が割り当てられる。ベンチマーク(Benchmark)割当手法を採用しており、利用可能な最善の技術を利用した場合のエネルギー効率(例えば、単位生産量当たりの消費エネルギー量)を計算し、規制対象者への排出枠の配分量を算定している
- ▶ 排出枠は原則としてはオークションにて有償で購入する必要があるが、規制対象業種毎に一部の企業に無償割当が行われる。

報告制度

- ▶ EU-ETSの対象となる固定施設の事業者および航空事業者は、測定、報告および検証(MRV)を実施し、モニタリング及び報告規制(MRR)に従って年間排出量報告書(AER: Annual Emission Report)を管轄当局(CA: Competent Authority)に提出する必要がある。また、年間排出量報告書は、認定及び検証規制(AVR)に従って認定検証機関(Accredited Verifier)により検証される
- ▶ 測定単位はEUA※1であり1単位当たり1t-CO₂である。目標排出量は企業単位ではなく施設単位に割り当てられる

※1: EUAはEU Allowanceの略称であり、排出枠の取引単位である。また、測定・報告にもこの単位が使用される

(出典): European Commission「[EU Emissions Trading System \(EU ETS\)](#)」よりEY作成

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC, 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 欧州の制度について(2/4)

EU-ETS市場の概要

項目	内容
取引	▶ EU-ETSの排出枠取引は、欧州エネルギー取引所（EEX）で行われている。EUAがオークション形式で売買される。排出枠の取引単位はEUA（1EUA=1t-CO₂eq）である ▶ EUA販売のオークション収入はEU加盟国の収入となり、収入は再生可能エネルギーの普及や省エネルギー政策に利用される
価格推移	▶ 1EUAあたりの単価は、2022年10月21日時点で1 EUAあたり67EURである ▶ 2008年前後に、EUAの需給の状況やリーマンショック等の経済情勢の変化の影響によりEUAの価格は変動している ▶ EUAの価格安定化を図るために、市場安定化リザーブ（MSR）の運用を2019年1月より開始しており、EUAの買取・売却オペを通じて、価格安定化を図っている

EUAの価格推移



(出典):「[tradingeconomics](#)」よりEY作成

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

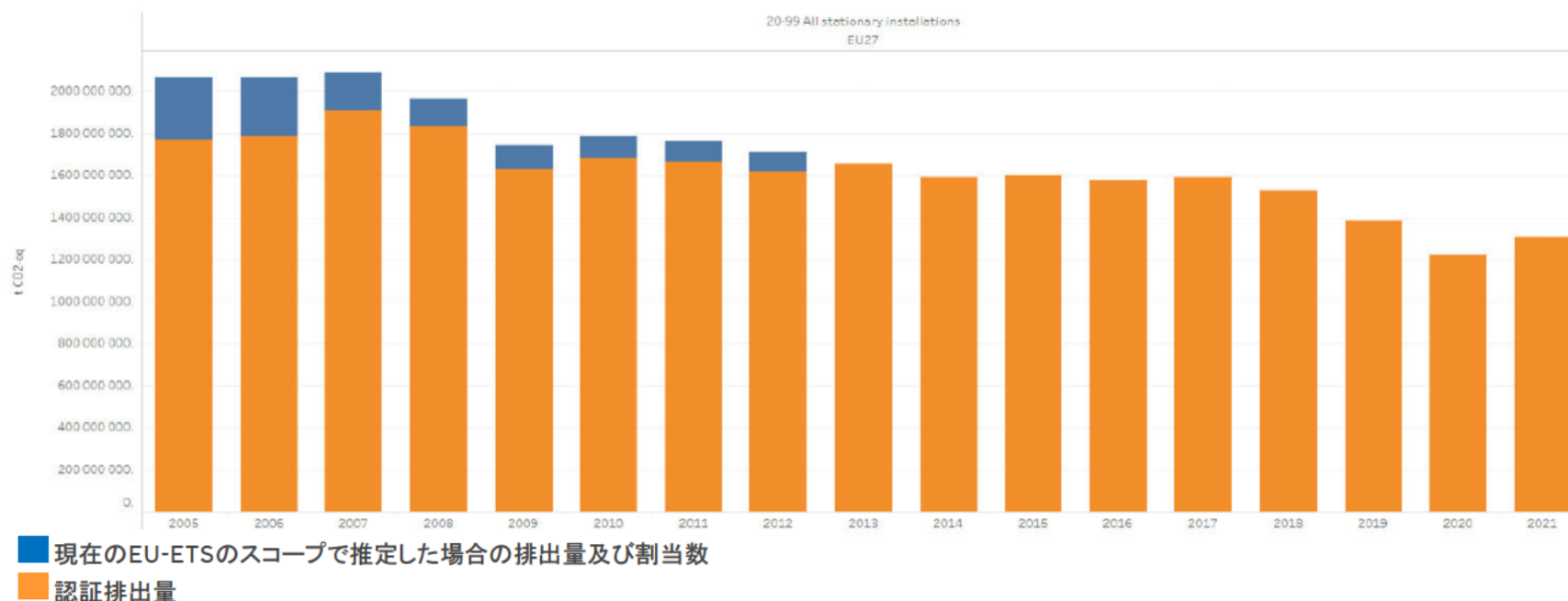
5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 欧州の制度について(3/4)

EU-ETS市場の概要

項目	内容
市場規模	▶ EU-ETSの2021年のCO2排出量は約13億t-CO2eqであり、EU域内の総排出量の半分程度である。EU-ETSで取引される総排出量は年々減少傾向である ▶ フェーズ3(2013年～2020年)に規制対象業者の範囲が拡大されたため、排出量の比較可能性を担保する観点でフェーズ1(2005年～2007年)及びフェーズ2(2008年～2012年)の排出量の一部を見積もっている(青色の部分)

EU-ETSのCO2総排出量

Historical Emissions



(出典): European Commission「[Revision for phase 4 \(2021-2030\)](#)」「[EU Emissions Trading System \(ETS\) data viewer](#)」よりEY作成
Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

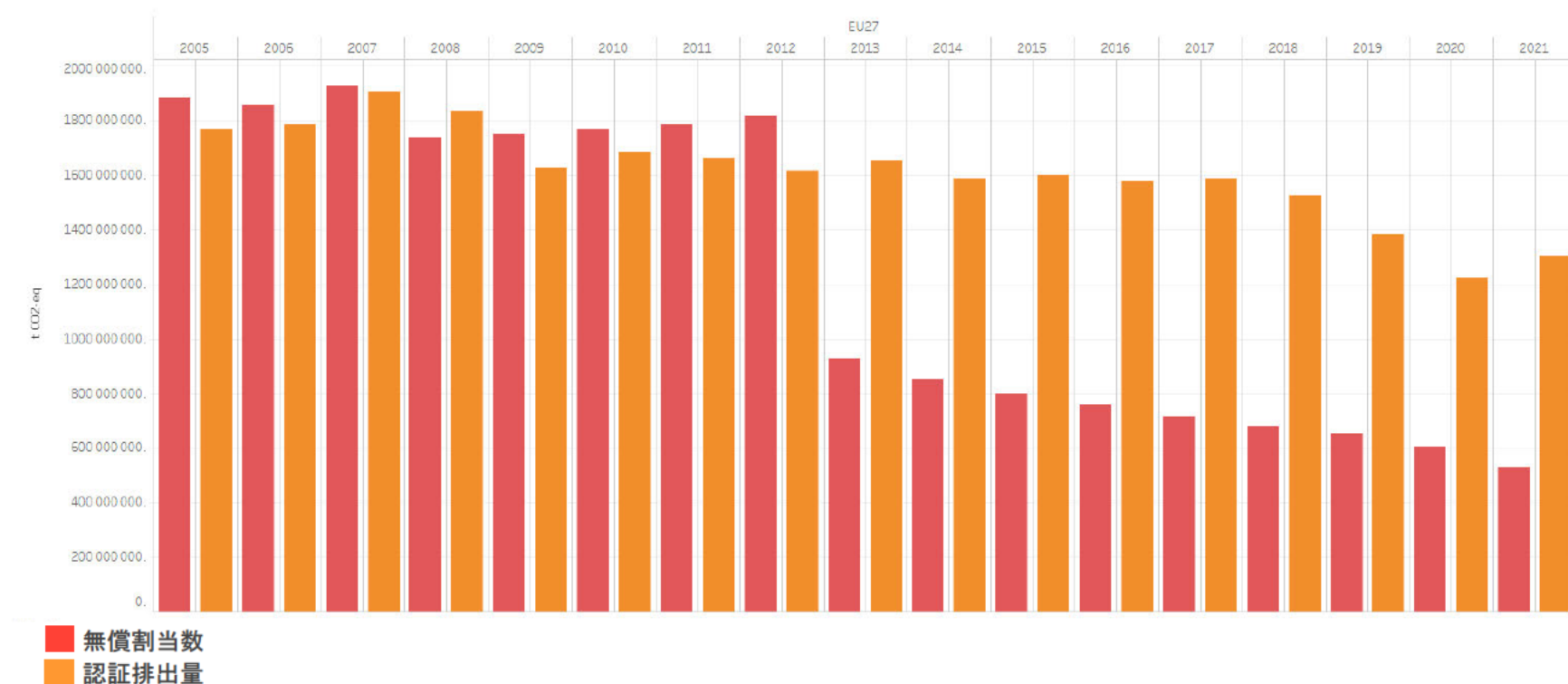
5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 欧州の制度について(4/4)

EU-ETS市場の概要

項目	内容
無償割当	▶ フェーズ3以降は無償割当は徐々に削減されており、今後は段階的に廃止される予定である

排出量と割当数

Allowances and emissions



(出典): European Commission「[Revision for phase 4 \(2021-2030\)](#)」「[EU Emissions Trading System \(ETS\) data viewer](#)」よりEY作成

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 英国の制度について(1/2)

欧州連合離脱に伴い、2021年1月よりEU-ETSに代わる自国の制度として英国排出量取引制度(UK-ETS)を開始。EU-ETSと同様にキャップ・アンド・トレード型であり、類似するスキームで設計されている。英国のネットゼロ戦略に貢献する施策として実施されている。

英国排出量取引制度(UK-ETS)の概要

排出量取引制度:

- ▶ 規制対象業者は規制当局から排出許可証を取得する。対象者には無償割当として排出枠(allowance)が配分され、その範囲内にCO2排出量を抑える必要がある。CO2排出量が無償割当の排出枠を上回る場合には、市場にて排出枠を購入する義務が生じる。一方で、CO2排出量を抑え排出枠が余った企業は、市場にて排出枠を売却する権利がある

規制対象業種は以下のとおり

- ▶ 国内の総定格熱入力20MWを超える燃焼ユニットを有する燃料燃焼施設等のエネルギー集積型産業、発電セクター※1、および航空セクター※2

報告制度

- ▶ UK-ETSの対象企業(施設・航空事業者)に対する公表・報告ルールとしては、EUと同様に「モニタリング及び報告規制(MRR)」及び「検証規制(AVR)」に基づき、年間排出量報告書の規制当局への提出及び認証検証機関による同報告書の検証を義務付けている

UK-ETSの規制当局は以下のとおり

- ▶ 英国:環境庁、スコットランド:スコットランド環境保護庁、ウェールズ:天然資源ウェールズ(Natural Resources Wales)、北アイルランド:北アイルランド環境庁、全国:英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省(OPRED: Offshore Petroleum Regulator for Environment and Decommissioning)
- ▶ 測定単位はUKA※3であり、1単位当たり1t-CO₂である。排出枠は企業単位ではなく施設単位に割り当てられる

※1: 北アイルランドの発電セクターはEU-ETSの制度に準拠している

※2: 航空会社の国籍に関わらず、国内線、英国 - ジブラルタル間フライト、また英国発EEA域内国着のフライトが該当

※3: UKAはUK Allowanceの略称であり、排出枠の取引単位である。また、測定・報告にもこの単位が使用される

(出典): 英国政府のHP「[Emissions and emissions trading - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/emissions-and-emissions-trading)」よりEY作成

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 英国の制度について(2/2)

英国排出量取引市場の概要

項目	概要
取引	- 取引は英国のデリバティブ取引所であるICEフューチャーズ・ヨーロッパを通じて2週間に1度、オークション形式で行われる - UKAの過剰供給や価格下落防止のため、オークションの最低価格(ARP)(22英ポンド/1UKA)が設定されている - UKA価格の高騰を抑制するため、政府が介入する市場安定化措置として、UKA価格が一定の価格を上回った場合に発動される「コスト抑制メカニズム(Cost Containment Mechanism: CCM)」を定めている
市場規模	- UK-ETSの対象施設は約1,000。また2021年の英国のCO₂排出量は約3.42億Mt(GHG総排出量は約4.25億MtCO₂eq)であり、英国の排出枠市場規模はEUの約10分の1である。無償割当及び市場で調達可能なUKAの供給規模は表1のとおり - 第1フェーズは2021年～2030年である
価格推移	UKA価格は2021年5月19日に45.25英ポンドで取引開始以降、上昇傾向にある。価格推移の詳細は図1を参照

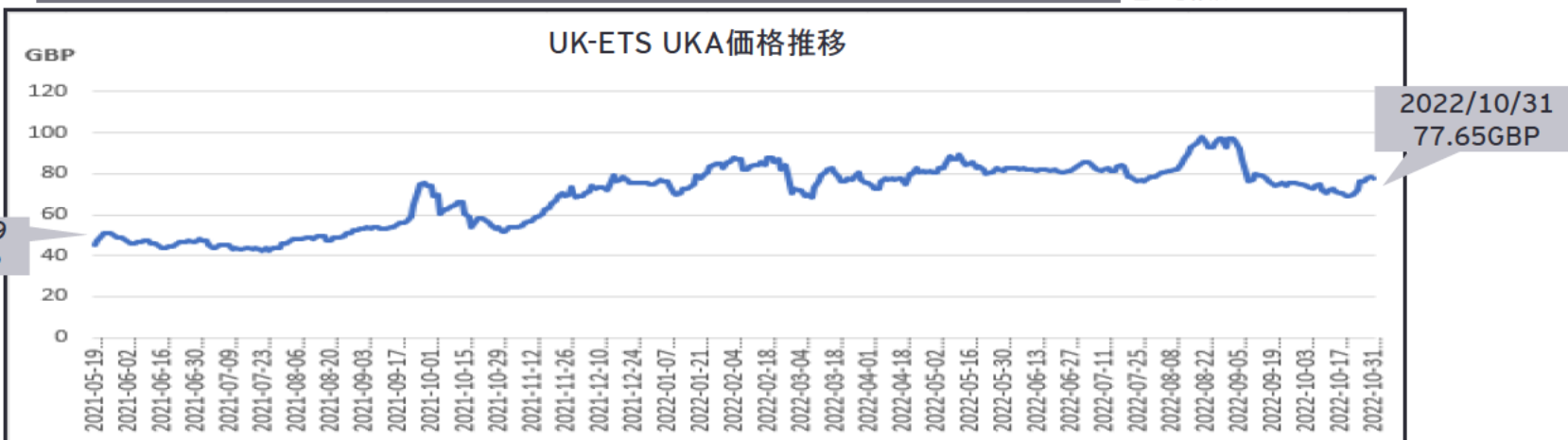
(表1)

UKA(無償、市場取引)の割当実績・計画(※)

UKA	2021年(実績)	2022年(実績)	2023年(見込み)	2024年(見込み)	2025年(見込み)
無償	42,107,015	41,433,754	41,314,452	41,204,575	41,094,695
市場取引	83,828,500	81,338,500	78,857,000	N/A	N/A

※無償割当ての規模、各施設への配分状況は随時更新される。表1は2022年11月時点の情報に基づき作成

(図1)



5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 中国の制度(強制排出枠取引制度)について(1/6)

中国では国と地域レベルの公的制度があり、主に取引されているのは強制排出枠と自主的排出削減量の二種類である。2021年7月16日に正式に取引が開始された全国統一炭素排出枠取引市場が、現時点における世界最大規模のETSである。

制度の概要

強制排出枠取引制度(ETS)

- ▶ 政府によって企業に割り当てられた炭素排出枠を取引する制度
- ▶ 生態環境部より部令(日本の省令に相当)の形で公布された「炭素排出枠取引管理弁法(試行版)※1」に基づき、各重点排出事業者※2の排出量の上限となる排出枠(キャップ)を設定し、キャップを無償で割り当てられた事業者間で余剰排出量や不足排出量を売買することができる「キャップ&トレード」方式を採用している
- ▶ 排出割当量の計算方法は、ベンチマーク法である
- ▶ 中国におけるETSへの取り組みは、地域レベルの地域炭素排出枠取引制度から開始し、その後に全国統一炭素排出枠取引制度が開始された

地域炭素排出枠取引制度(以下、パイロットETS)

- ▶ 2011年10月、国家発展改革委員会(NDRC)は、「炭素排出枠取引モデル事業の展開に関する国家発展改革委員会弁公庁の通知」を发出し、7つの都市・地域(北京市、天津市、上海市、重慶市、広東省、湖北省、深セン市)において、2013年からパイロット事業を開始
- ▶ 国の主管当局(国家発展改革委員会)※3が排出枠総量を確定し、省級の炭素取引主管当局に割り当てる。省級の炭素取引主管当局は管轄地域内の重点排出事業者に排出枠を配分する

全国統一炭素排出枠取引制度(以下、全国ETS)

- ▶ 2021年7月16日、中国の全国統一炭素排出枠取引市場が正式に取引を開始
- ▶ 全国ETSの初期の対象者(重点排出事業者)は、発電・熱供給事業者や自発電設備を保有する事業者※4などのうち、2013～2019年の任意1年間の温室効果ガスの排出量が2万6,000t-CO₂以上の2,162事業者(2021年12月末時点)である※5
- ▶ 全国ETSの総括機関は生態環境部。登録システムは湖北省炭素排出枠取引所が構築・運営。取引システムは上海市炭素排出枠取引所が構築・運営。またデータ報告システムとして国家排出許可管理情報プラットフォームが使われている

※1:「炭素排出枠取引管理弁法(試行版)」: <https://www.mee.gov.cn/gzk/qz/202112/P020211227655223460432.pdf>

※2: 炭素排出量取引制度の対象業種であり、年間排出量或いはエネルギー消費量が所定基準値に達する事業者を指す

※3: 2018年3月の中央省庁再編により、気候変動政策担当部署は国家発展改革委員会から新たに設立された生態環境部に移管した。その後、全国ETSの担当部署は生態環境部となった

※4: 医薬、石油化学、金属製造、化学繊維、食品製造、製紙など自発電設備を保有する事業者

※5: 中国の気候変動対応の政策と行動 2022年白書 <https://www.mee.gov.cn/ywgz/ydqhbh/syqhbh/202210/W020221027551216559294.pdf>

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 中国の制度(強制排出枠取引制度)について(2/6)

制度の概要

全国ETSとパイロットETSの関係

- ▶ パイロットETSの対象事業者であっても、全国ETS制度の適用基準を満たした場合、2021年以降は原則、全国ETSに移行する
- ▶ ただし、全国ETS制度に関する割当方法論や事業者名簿の決定時期が予定より遅れたことを勘案し、既にパイロットETSの排出枠が配布された事業者は、パイロットETSの仕組みに残る特定措置が取られた
- ▶ 当面全国ETSとパイロットETSは並行して運営されるが、長期的には全国ETSに移行する見通しである

報告制度

- ▶ 重点排出事業者は、生態環境部が策定するGHG 排出量報告・検証技術ガイドラインに基づき、所定の期限までに第三者検証機関の検証を受けた前年度の排出量を明記した報告書を作成し、毎年3月31日までに所在地の省レベル生態環境部門を経由して生態環境部に提出することが求められる
- ▶ 重点排出事業者は、作成した排出量報告書(国家秘密と企業秘密を除く)を、定期的に「国家排出許可管理情報プラットフォーム」にて公開しなければならない

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 中国の制度(自主的排出削減量取引制度)について(3/6)

制度の概要

自主的排出削減量取引制度

- ▶ 再生可能エネルギー、林業炭素シンク、メタン利用などの国内の特定のプロジェクトにおける温室効果ガス排出削減量は国が認定した第三者審査機構の検証を受けて国家温室効果ガス自主排出削減取引登録システムに登録されてから、中国認証排出削減量(CCER: Chinese Certified Emission Reduction)として取引市場にて売買する制度※¹
- ▶ 事業者はCCERを利用し、検証済み排出量の 5%未滿を償却することは認められる

報告制度

- ▶ 不明

※1:「温室効果ガス自主排出削減取引管理暫定措置」:<https://www.ccer.com.cn/article/zcfb/201501/20150100000430.shtml>

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 中国の制度について(4/6)

項目	内容
市場規模	全国炭素市場 ▶ 全国ETSの初期の対象事業者らによる合計排出量は45億トン前後(2021年12月末時点)であり(規制排出量)、中国全体のCO₂排出量の4割前後を占める。現時点における世界最大規模のETSである。2022年10月25日までに取引された炭素排出枠は、累計1.96億トンに達し、取引総額は85.9億元となった※¹ 地域炭素市場 ▶ 2020年8月末の時点で、7つのパイロット炭素市場は電力、鉄鋼、セメントを含む20以上の業種、2,837の重点排出事業者をカバーしている。対象事業者のほか、1,082の団体(対象外事業者)や11,169の個人が取引に参加している※²。2022年7月8日までに取引された炭素排出枠は、累計5.37億トンに達し、取引総額は136.76億元となった※³
取引方式	取引は協議による譲渡、オークション方式及びその他の方法に分けられる。協議による譲渡は更に、公示協議取引と大口協議取引に分けられる。 自主的排出削減量の取引(CCER)の大半は大口協議取引によるものである 公示協議取引 ▶ 譲渡希望者、または、買取希望者が、取引システムを通じ、あらかじめ希望取引量・価格を提示し、システムが価格競争上位5位の範囲においてマッチングさせる方法であり、取引目的量が10万t-CO₂eq未満の場合が対象になる ▶ 成約価格は、前の取引日の終値のプラスマイナス10%以内で確定される 大口協議取引 ▶ 大口協議取引は、取引目的量が10万t-CO₂eq以上の場合が対象となり、取引所が提供したオンラインシステムを介して、譲渡希望者と買取希望者の一対一の価格協議を経て合意された金額で契約・取引を実施する方法である ▶ 成約価格は、前の取引日の終値のプラスマイナス30%以内で確定される

※1. 全国炭素取引ネットワーク <http://www.tanjiaoyi.com/article-41994-1.html>

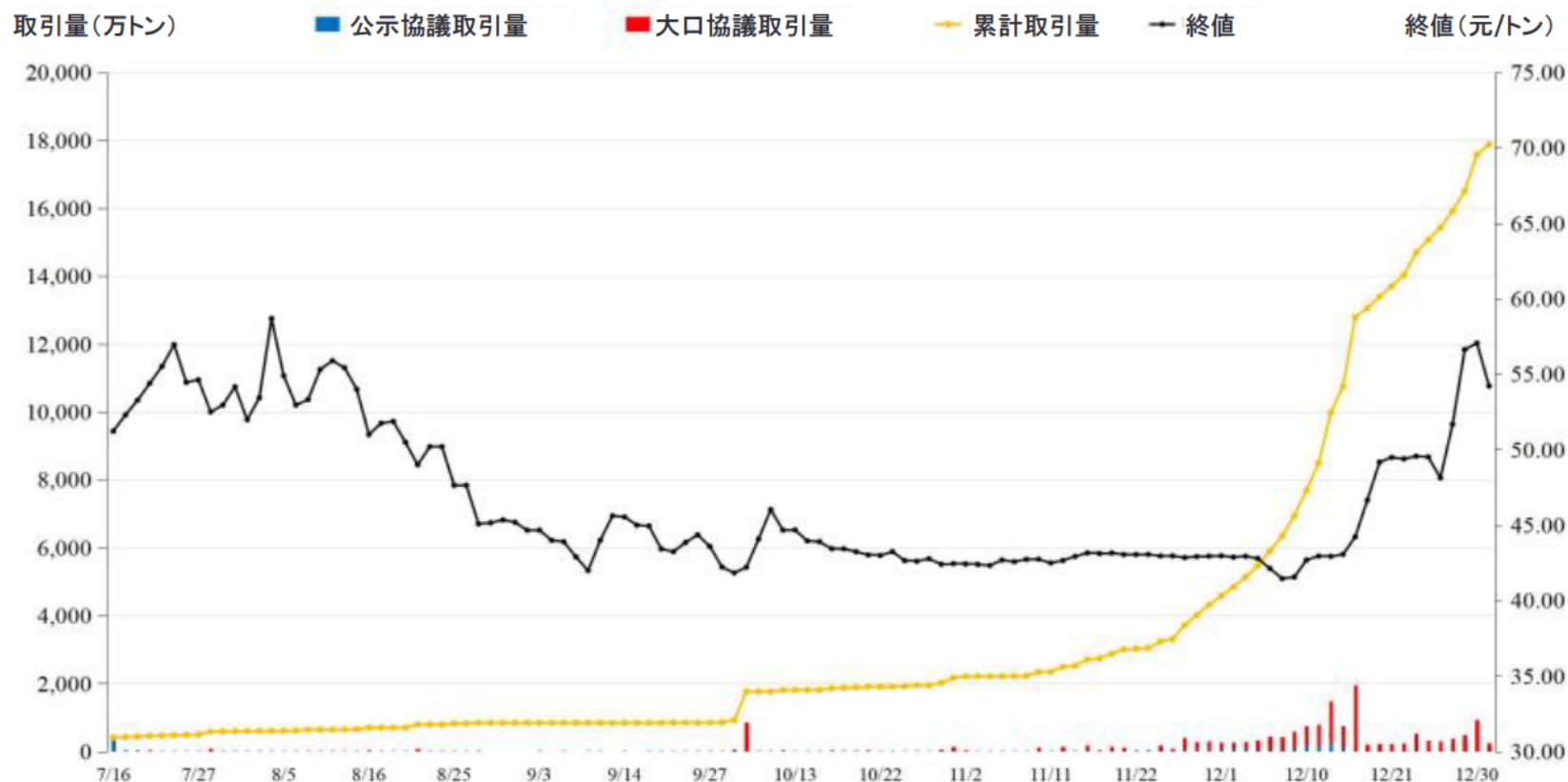
※2. 中国全国炭素排出量取引制度の進捗と展望 https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/workingpaper/jp/11362/中国全国ETSの進捗と展望_Liu_Final.pdf

※3. 中国の気候変動対応の政策と行動 2022年白書 <https://www.mee.gov.cn/ywgz/ydqhbh/syqhbh/202210/W020221027551216559294.pdf>

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 中国の制度について(5/6)

2021年7月16日正式に取引開始から、2021年12月末までに、全国統一炭素排出枠取引市場(全国ETS)の取引量は、累計で1.79億トン。12月31日の最終取引価格は54.22元/トン、7月16日の開始取引価格(48.00元/トン)より13%上昇した。

2021年中国全国統一排出枠取引量及び最終取引価格の状況(2021年7月16日～2021年12月末)



(出典): 上海環境エネルギー取引所 2021年炭素市場ワーキングレポートの図、EY翻訳 <https://www.cneec.com/upload/resources/file/2022/04/29/28212.pdf>

5-4. カーボンオフセット(国際動向) ～ 中国の制度について(6/6)

2021年の全国統一炭素排出枠取引市場(全国ETS)の取引総額は、累計で76.61億元である。

2021年の全国統一炭素排出枠取引市場(全国ETS)の取引総額の状況



(出典): 上海環境エネルギー取引所 2021年炭素市場ワーキングレポートの図、EY翻訳 <https://www.cneec.com/upload/resources/file/2022/04/29/28212.pdf>

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ 各国の開示規則の比較表

	日本	米国	欧州	英国	中国
年次報告書等の開示規則におけるオフセットに関する開示要求の有無	現在なし	現在なし (SEC気候関連開示規則案では、気候関連目標の達成計画におけるオフセット利用に係る情報(利用予定量等)についての開示を求めている)	現在なし (ESRS E1 Climate Change草案では、カーボンプレジットの利用状況、利用程度および品質水準についての開示を求めている)	現在なし	現在なし
取引所規則等におけるオフセットに関する開示要求の有無	なし	なし	なし	なし	なし
外部機関による検証義務の有無	なし	なし	なし (CSRD/ESRSは、限定的保証※2を求めているが、現時点でオフセットの保証については言及されていない)	なし	なし
オフセット制度に基づく開示	▶ J-クレジットは承認されたプロジェクトがHP上で公表される ▶ 東京都と埼玉県の排出量取引は、事業所ごとの排出量や排出枠の利用状況がHPにて公表される	▶ 各参加者のオフセット※1引渡し記録は規制当局(CARB又はRGGI)のHPにて公表される ▶ 承認されたオフセット・プロジェクトは規制当局(CARB又はRGGI)及び民間認証団体のHPIにて公表される	▶ 欧州エネルギー取引所(EEX)により、EUAのオークション結果が公表される	▶ ICE Futures Europe(ICE)により、UKAのオークション結果が公表される ▶ 無償割当の配分及び規制当局によるUK-ETSの実施状況のレビュー結果は英国政府のHPで公表される	▶ 国のデータ報告システム上、対象となる重点排出事業の排出枠に係る遵守状況が公表される

※1: 排出枠、ARBオフセット・クレジット、(RGGIの)オフセット枠を含む

※2: 保証水準には、合理的保証と限定的保証に大別できるが、限定的保証とは合理的保証と比較して、保証水準が低い保証の事を意味している。EUでは限定的保証を導入した後に、合理的保証に移行する計画であり、すなわち、低い保証水準から高い保証水準に移行する計画である

5-4. カーボンオフセット(国際動向)

～ カーボンオフセットへの懸念・課題について

カーボンオフセットに係る懸念・課題としては、オフセットに取り組んでも実際の排出削減に繋がらない懸念、統一されたレジストリがなく、また情報開示が不十分等の要因があり、データやクレジットの信頼性に関する課題、またこれらへの適切な対応を怠った場合にカーボンオフセットを実施する事業者のレピュテーション・リスクに繋がる等の懸念がある。

課題	具体的な要因
【課題1】 実際の排出削減に繋がらない懸念	▶ 自然的手段によるオフセット・プロジェクト(例:森林プロジェクト等)は適切な管理・保護を行わなかった場合、森林の減少・消滅等によりクレジットが発生しない、または認定された削減量が達成されない可能性がある。また、山火事や自然災害等の不測の事態が発生した場合にも、同様にオフセットの効果が得られない可能性がある ▶ 統一された測定方法がないため、質の高い(永続性や効果が高いことが認められた)クレジットが、質の低い安価なクレジットに対し市場で不利になる可能性があり、その場合排出削減の達成の阻害要因となり得る ▶ カーボンリーケージ(※1)が生じる可能性がある
【課題2】 データやクレジットの信頼性に関する課題	▶ VER市場ではグローバルで統一されたレジストリが存在せず、例えばCERとして取引されたクレジットが、VERとしてもクレジット取引が可能になる等、ダブル・カウンティングの可能性もある。また、このような事例が起きてもチェックできない可能性がある(英国下院環境監査委員会の指摘事項) ▶ オフセット・プロバイダーから購入するオフセット商品のクレジットの種類や購入金額のうちプロジェクトに支払われた金額、管理費用等の内訳等の情報が消費者には提供されず、透明性に課題がある ▶ オフセット・プロジェクトで達成された削減量と、同プロジェクトで獲得したクレジットのオフセット分がそれぞれ削減量として重複して計上されるケースもある ▶ 英メディアのSkyが投資したオフセット・プロジェクトで追加性(※2)の課題が生じたケースがある。同社はブルガリアの再生エネルギープロジェクトに投資することで2006-2007年の排出量をオフセットしたが、同プロジェクトには以前からSofia銀行も投資をしており、資金的な追加性が問題視された
【課題3】 その他の負の影響等、懸念される事項	▶ オフセット購入者のほとんどは先進国に拠点を置いている一方、オフセット・プロジェクトは開発途上国で実施されるケースが多い。歴史的にGHG排出量の多い地域の企業が、直接的に行動をとるのではなく、他の地域での削減分(オフセット)を購入することは倫理に反するという批判がある ▶ 上述の懸念・課題に伴いカーボンオフセットに対する批判が強まっており、カーボンオフセットに取り組む事業者が、これらの課題に適切に対応していない場合、レピュテーション・リスクに繋がる可能性がある

※1 オフセット・プロジェクトサイトで抑制された排出活動が他の場所で行われ、全体として排出削減に繋がらないケースがある

※2 新たな活動を始めることでのみGHG排出削減量が生じ、オフセットとして獲得可能になるということ。そのためオフセット・クレジットは既存の活動の継続では獲得できない

出典:環境省「カーボン・オフセットのあり方に関する検討会(第2回)」参考資料、[豪州環境庁HP](#)、[英国政府HP](#)、[chapterzero\(NGO\)のHP](#)及び[米国議会調査局\(CRS\)報告書](#)を参照し、EY作成

5-5.カーボンオフセット(開示事例)

5-5. カーボンオフセット(開示事例)

～ 国内のカーボンオフセットについての開示の好事例: イトーキ社

イトーキ社では同社製品によるオフセットを実施している。また、排出枠の仲介業者としてクレジットを販売している。定量的な開示だけでなく、オフセットのプロジェクト選定理由についても開示していることが特徴である。

ESGデータブック

(t-CO ₂)	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
お客様への オフセット量	22,062.0	31,092.0	2,486.0	62,211.0	19,764.0
お客様先オフセット 過去5年累計	22,062.0	53,154.0	55,640.0	117,851.0	137,615.0
製品の オフセット量	1,335.4	1,808.8	1,400.6	1,471.1	830.6
製品オフセット 過去5年累計	1,335.4	3,144.2	4,544.8	6,015.8	6,846.4

- ▶ 同社は排出量の仲介業者としてJ-クレジットプロバイダーに参加。顧客のCO₂排出量のオフセット支援や、同社製品のオフセット量を開示している(左図参照)
- ▶ また、同社HPでは取引可能なクレジット一覧が掲載されている

統合報告書

- ▶ 2017年より、同社は一部の製品のライフサイクル全体を対象にカーボンオフセットを実施。インドネシアの泥炭地保全により創出されたプロジェクトを活用している
- ▶ 排出量の選定理由について、以下のように記述している

インドネシア国内にイトーキの事業拠点があること、そしてインドネシアは泥炭湿地の急激な開発によりCO₂排出量が世界屈指であることです。泥炭湿地は落ち葉などが堆積しているため、炭素の貯蔵庫ようになっており、泥炭湿地を保全・修復することはインドネシアの環境保全、煙害改善のみならず、地球規模での温暖化防止につながります。

- ▶ なお、同社は統合報告書の製造工程において発生するCO₂をインドネシアの泥炭地保全により創出されたプロジェクトにより、カーボンオフセットを実施している

(出典): イトーキ「[統合報告書2022](#)」、「[ESGデータブック](#)」

5-5. カーボンオフセット(開示事例)

～ 海外のカーボンオフセットについての開示の好事例: Microsoft社

Microsoft社では年次のサステナビリティレポートにて、カーボンオフセットの取組状況を定量的に開示している。

サステナビリティレポート

Carbon offsets (mtCO₂e)

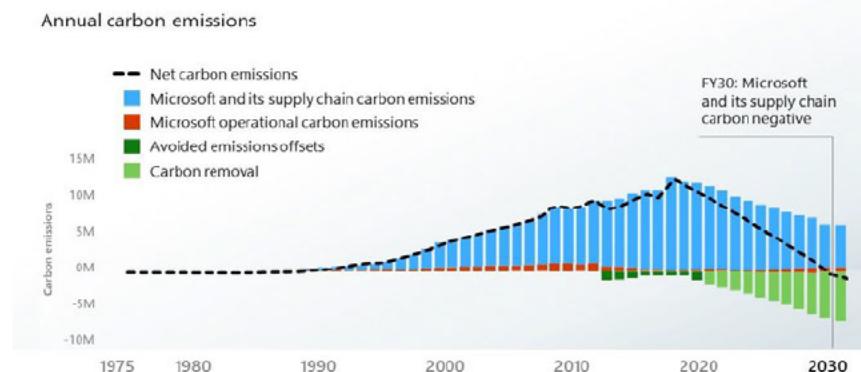
	FY17	FY18	FY19	FY20	FY21
GHG Emissions within Carbon Neutral Boundary ^{9,10}	573,871	652,282	781,345	612,927	292,106
Offsets Applied to Reporting Year	573,871	652,282	781,345	612,927	292,106
Net GHG Emissions within Carbon Neutral Boundary ¹⁰	-	-	-	-	-
Total Removal Offsets Contracted ¹¹					1,391,187

- ▶ 左図は過去5年間のカーボンオフセットの取組状況について定量的に開示をしている
- ▶ また、オフセットの量を単純に増加させるだけでなく、GHG排出量の削減にも継続して取り組むことを公表している

カーボンネガティブコミットメント

- ▶ 世界がネットゼロ達成を目標に掲げる中、同社はより早い達成が可能な事業者は早めに目標を達成すべきという考えのもと、2020年1月に2030年までのカーボンネガティブを宣言
- ▶ 2012年よりオフセットを開始し、2030年までに直接的な排出、サプライチェーンとバリューチェーンに関連する排出を含め、CO₂排出量を削減するプログラムを開始
- ▶ 右図は2030年までのカーボンネガティブへの同社のパスウェイを示している

Microsoft's pathway to carbon negative by 2030



(出典): Microsoft 「[2021 Environmental Sustainability report](#)」「[Microsoft will be carbon negative by 2030](#)」

5-5. カーボンオフセット(開示事例)

～ 海外のカーボンオフセットについての開示の好事例: Apple社

Apple社では過去5年間のオフセットの取組状況を定量的に開示している。また、サステナビリティレポートにて、活用したプロジェクトの詳細について開示している。

サステナビリティレポート

- ▶ 下図は同社の過去2年間のカーボンオフセットを含むGHG排出量を表している。
- ▶ ケニア、グアテマラ、中国のプロジェクト※1のクレジットを活用しており、VCSとCCBの基準で認証されている。

		Fiscal year				
		2021	2020	2019	2018	2017
Corporate emissions ¹ (metric tons CO ₂ e)	Scope 1 (gross emissions)	55,200	47,430	52,730	57,440	47,050
	Natural gas, diesel, propane	40,070	39,340	40,910	42,840	36,210
	Fleet vehicles	12,090	4,270	6,950	11,110	8,300
	Process emissions ²	3,040	3,830	4,870	3,490	2,540
	Scope 2 (market-based)	2,780	0	0	8,730	36,250
	Electricity	0	0	0	8,730	36,250
	Steam, heating, and cooling ³	2,780	-	-	-	-
	Scope 3 (gross emissions) ⁴	23,130,000	22,550,000	24,980,000	25,070,000	27,330,000
Product life cycle emissions ⁵ (metric tons CO ₂ e)	Business travel ⁶	22,850	153,000	326,000	337,000	121,000
	Employee commute ⁶	85,570	134,000	195,000	183,000	172,000
	Corporate carbon offsets ⁷	-167,000	-70,000	-	-	-
	Manufacturing (purchased goods and services)	16,200,000	16,100,000	18,900,000	18,500,000	21,100,000
	Product transportation (upstream and downstream)	1,750,000	1,800,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000
	Product use (use of sold products)	4,990,000	4,300,000	4,100,000	4,700,000	4,700,000
	End-of-life treatment	80,000	60,000	60,000	50,000	40,000
	Product carbon offsets ⁸	-500,000	-	-	-	-
Total gross carbon footprint (without offsets) ¹⁰ (metric tons CO ₂ e)		23,200,000	22,600,000	25,100,000	25,200,000	27,500,000
Total net carbon footprint (after applying offsets) ¹⁰ (metric tons CO ₂ e)		22,530,000	22,530,000	25,100,000	25,200,000	27,500,000

※1: ケニアではチュールヒルズにある荒廃したサバンナを回復するプロジェクト。グアテマラは湾岸保全プロジェクトで、森林の減少や劣化から森林を保護・保全するもの。中国では、使用されていない不毛の土地に森林を新たに作るプロジェクトである

(出典): Apple「[Environmental Progress Report](#)」

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

2030年カーボンニュートラル

- ▶ 同社は既にカーボンニュートラルを達成している。かかる中、2030年までにサプライチェーンの100%カーボンニュートラルとすることを2020年に宣言
- ▶ 2030年までに2015年比で75%のGHG排出量削減を目指し、残りの排出量については二酸化炭素を除去するためのソリューションに投資することで達成する予定
- ▶ 経済リターンを追求しながら自然の力による気候変動対策に投資することを目的として2億ドル規模のRestore Fundをコンサベーションインターナショナル、ゴールドマンサックスとともに設立。年間100万トン以上の二酸化炭素の削減を目指している

5-5. カーボンオフセット(開示事例) ～ カーボンオフセットの開示における懸念・課題について

企業におけるカーボンオフセットの開示における懸念・課題として以下のような事項が考えられる。

項目	内容
比較可能性	▶ カーボンオフセットについての開示のルールが存在しておらず、かつ有価証券報告書のような指定されたフォーマットが無いことから、企業間の比較が難しくなる可能性がある
開示場所	▶ サステナビリティレポートにて開示している場合、カーボンオフセットの定性情報は本文中で記載されていることがあるが、定量情報はappendixや別の資料に掲載されていることが多く、一覧で確認できないことがある
開示における明瞭性	▶ 企業自身が排出量削減を行い、それでも削減が難しい部分に関してオフセットを行うこととなっている。GHG排出量とオフセット量を別々の表で開示するよりも、GHG排出量とオフセット量の両方を同一の表で開示した方がよりわかりやすい
数字の正確性	▶ 企業が開示している数値について、第三者保証を受けていない場合は正確性に懸念がある
開示データの重複	▶ 同一のオフセット取引について、仲介業者と買い手側で開示する数値が重複してしまう可能性がある
定性情報の粒度	▶ 具体的なオフセットプロジェクトの内容や、どの認証機関(例: VerraやGold Standard等)が承認したプロジェクトであるかなどを開示している企業もあれば、開示していない企業もあり、定性情報の開示の粒度にバラつきがある

5-6.内部炭素価格(基礎情報)

5-6. 内部炭素価格(基礎情報) ～ カーボンプライシングの概念

- ▶ 内部炭素価格は、カーボンプライシングのアプローチの一つであり、民間企業等の自主的な取組みにより決定される
- ▶ カーボンプライシングの目的は、GHG排出に係る外部コストの特定、および排出源との紐づけである

炭素価格付け (カーボンプライシング) の定義

温室効果ガス(GHG)排出の外部コスト(農作物への被害、熱波や干ばつによる医療費、洪水や海面上昇による財産の損失等)を把握し、また排出される二酸化炭素(CO₂)の価格設定を通じて排出源と紐づける手段である。具体的な手法は炭素税、排出量取引、クレジット取引、内部炭素価格等

カーボンプライシングの主なアプローチ

政府・国際機関が主導	炭素税	燃料・電気の利用(=CO ₂ の排出)に対して、その量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組みである
	排出量取引	企業ごとに排出量の上限を決め、上限を超過する企業に下回る企業との間で「排出量」を売買する仕組みである。炭素の価格は、「排出量」の需要と供給によって決定される
	クレジット取引	CO ₂ 削減価値を証書化し、取引を行うものである。日本政府では非化石価値取引、Jクレジット制度、JCM(二国間クレジット制度)等が運用されている他、民間セクターにおいてもクレジット取引を実施している
	国際機関等によるカーボン・プライシング	国際海事機関(IMO)では炭素税形式を念頭に検討中であり、国際民間航空機関(ICAO)では排出量取引形式で実施している
民間企業等の自主的な取組み	内部炭素価格	企業が独自に自社のCO ₂ 排出量に対して価格を設定するものであり、設備投資、R&D等の意思決定において活用されている。詳細については7頁を参照のこと

(出典): 環境省「[インターナルカーボンプライシング活用ガイドライン\(2022年3月更新\)](#)」、世界銀行「[Carbon Pricing Dashboard](#)」及びCDP「[Carbon Pricing: CDP Disclosure Best Practice](#)」を参照しEY作成

5-6. 内部炭素価格(基礎情報) ～ 内部炭素価格の概念

- ▶ 内部炭素価格は、企業の気候関連リスク・機会の特定や気候変動関連目標達成のための事業・投資計画の策定に貢献することを目的としている。
- ▶ 内部炭素価格の設定にあたっては、シャドー・プライスが最も多くの企業・組織で採用されている。

内部炭素価格(インターナル・カーボンプライシング)の定義

企業等の組織内部で自主的かつ独自に見積もる炭素の価格であり、企業の脱炭素投資を推進する仕組み。気候変動関連目標(カーボンニュートラル/ SBT/ RE100)に紐づく企業の計画策定に用いる手法であり、脱炭素推進へのインセンティブ、収益機会とリスクの特定、R&Dの促進あるいは投資意思決定の指針等として活用される

主な内部炭素価格メカニズムの種類

シャドー・プライス Shadow Price	現在または将来の外部価格(市場価格、排出権取引の価格等)からの想定に基づき CO2 換算トンあたりの価格を設定する方法である。気候変動関連の機会とリスクを明らかにし、将来の資本投資に関連する戦略的意思決定を支援するためのツールであり、最も多くの企業に採用されている
インプリシット・プライス Implicit Carbon Price	削減・調達コストを GHG 排出削減量等で割る等、過去の同業他社価格のベンチマーク、社内協議、また GHG 削減コストからの分析に基づき算定して価格を設定する方法である。気候関連目標を達成する上で必要な投資の定量化やより戦略的な内部炭素価格実施のためのベンチマークとして用いられる
内部炭素課金 Internal Fee	企業の各部署・事業単位で発生した GHG 排出量に応じた資金を回収し、脱炭素投資等に再投資することで、企業全体のカーボンニュートラルに向けた取り組みを促進する
内部炭素取引 Internal Trading	内部炭素取引は内部炭素課金を応用したもので、企業内の各事業部門が各々の排出量に基づいて割り当てられたカーボンクレジットの取引を可能にする
オフセット Carbon offsets/credits	企業内の排出量の削減や、カーボンニュートラルの達成のための内部炭素価格(インターナルカーボンプライシング)またはクレジットを意味する。クレジット等の購入コストを内部炭素価格として開示している企業もある

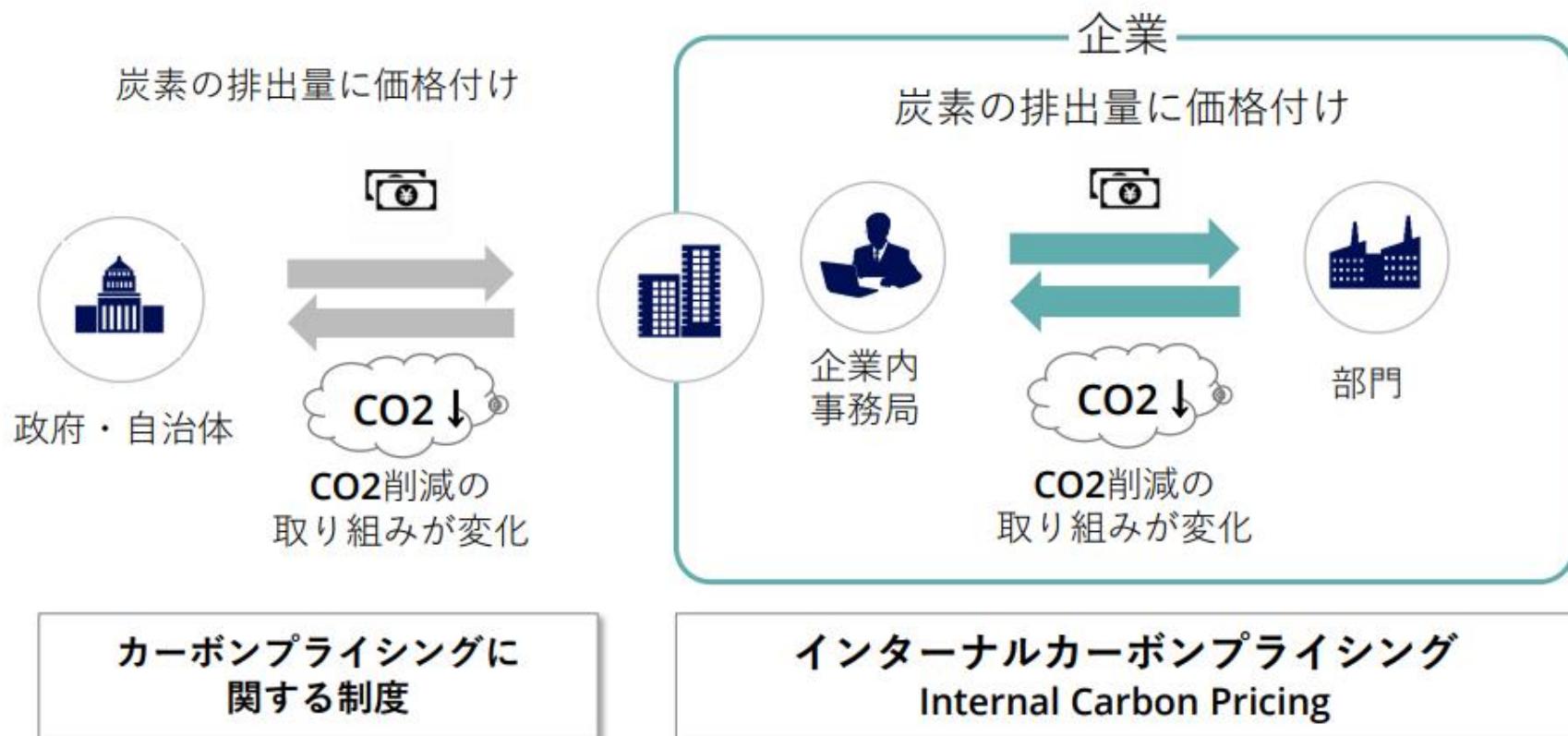
※上記は CDP の報告様式に基づく分類である

(出典): 環境省「[インターナルカーボンプライシング活用ガイドライン\(2022年3月更新\)](#)」、世界銀行「[Carbon Pricing Dashboard](#)」及び CDP「[Carbon Pricing: CDP Disclosure Best Practice](#)」を参照し EY 作成

5-6. 内部炭素価格(基礎情報)

～ カーボンプライシングと内部炭素価格の関係性

- ▶ カーボンプライシングに関する制度は、政府・自治体により定められている一方、内部炭素価格は企業による自主的な取組である
- ▶ カーボンプライシングの制度により設定された炭素価格は、外部価格として内部炭素価格の算定にも活用される



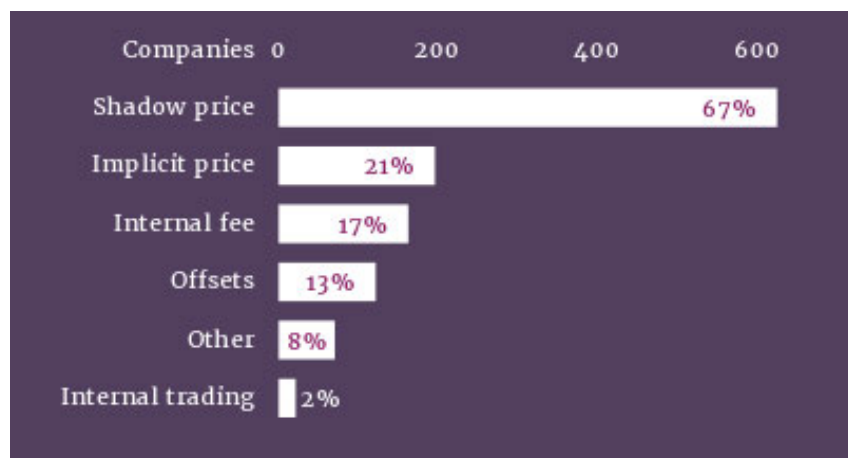
(出典): 環境省「[インターナルカーボンプライシング活用ガイドライン\(2022年3月更新\)](#)」

5-6. 内部炭素価格(基礎情報)

～ 企業による内部炭素価格の設定方法に係る国際的な傾向

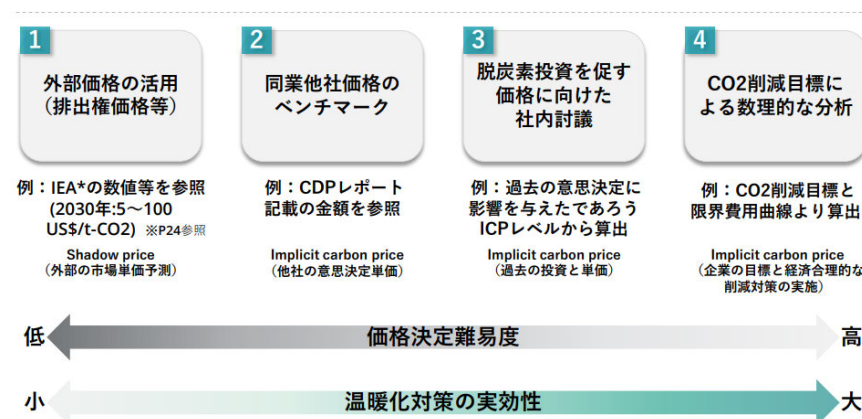
- ▶ 各企業により内部炭素価格の設定方法は異なるが、シャドー・プライスが最も多くの企業で採用されており、次にインプリシット・プライスが採用される傾向にある
- ▶ シャドー・プライスは、排出権価格やIEAの数値等の外部価格から設定するため、価格決定の難易度が比較的低い傾向にあるが、どの地域のデータを用いるかによって価格が大きく異なる傾向にあり、温暖化対策の実効性が小さいとされる
- ▶ インプリシット・プライスはどのデータを活用するかにより難易度と温暖化対策の実効性が異なる

企業が採用している内部炭素価格の種類(2021)



(出典): 世界銀行「[Carbon Pricing Dashboard](#)」(世界銀行がCDPの報告書を参照し作成)

内部炭素価格の設定方法に係る難易度と温暖化対策の実効性



(出典): 環境省「[インターナルカーボンプライシング活用ガイドライン\(2022年3月更新\)](#)」

5-6. 内部炭素価格(基礎情報)

～ IFRSサステナビリティ開示基準公開草案における内部炭素価格

- ▶ 内部炭素価格の定義に関し、IFRSサステナビリティ開示基準公開草案ではTCFDにおける内部炭素価格の定義を使用している
- ▶ 開示要件について、内部炭素価格(温室効果ガスの1トンあたりの価格)および内部炭素価格を意思決定にどのように適用しているのかについての説明を開示することが求められている

IFRSサステナビリティ開示基準公開草案における内部炭素価格

定義	▶ 投資、生産及び消費のパターンの変化の財務上の影響、潜在的な技術上の進歩および将来の排出削減コストを評価するために企業が使用する価格である。企業の内部炭素価格は、さまざまな事業の応用に使用することができる ▶ 企業がよく使用する内部炭素価格には、2種類がある ① シャドー・プライス: 理論上のコストまたは名目上の金額であり、企業により課されるものではなく、リスクの影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、及びさまざまな取組みの費用対効果など、経済影響またはトレードオフを評価する際に使用できる ② 内部炭素税または内部炭素課金: 事業活動、製品ライン、または他の事業単位の温室効果ガス排出に基づいて課される炭素価格である(これらの内部炭素税または内部炭素課金は、企業内移転価格に類似している)
開示要件	▶ 産業横断的な指標カテゴリーとして、以下の開示要件を設定している ① 報告主体が自身の排出コストの評価に用いている、温室効果ガスの1トンあたりの価格 ② 報告主体が内部炭素価格を意思決定(例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析)にどのように適用しているのかについての説明

(出典): ISSB審議会IFRSサステナビリティ開示基準公開草案S2関連資料([IFRS - Climate-related Disclosures](#))に基づきEY作成

5-6. 内部炭素価格(基礎情報)

(参考)TCFDにおける内部炭素価格

- ▶ TCFDの開示要求項目である「指標と目標」のうち、全てのセクターの企業に対し、気候関連リスクおよび機会を管理するための指標の開示が求められている
- ▶ 指標の具体例として、内部炭素価格の開示が推奨されている

TCFDにおける内部炭素価格

定義	▶ 気候変動インパクト、リスクと機会に関し、組織内部の意思決定をする際に利用するGHG排出量の金銭的価値(MTCO₂eあたりの価格)である ▶ 投資、生産及び消費のパターンの変化の財務上の影響、潜在的な技術上の進歩および将来の排出削減コストを評価するために組織が使用する価格である。組織の内部炭素価格は、さまざまな事業の応用に使用することができる ▶ 組織がよく使用する内部炭素価格には、2種類がある ① シャドー・プライス:理論上のコストまたは名目上の金額であり、企業により課されるものではなく、リスクの影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、及びさまざまな取り組みの費用対効果など、経済影響またはトレードオフを評価する際に使用できるものである ② 内部炭素税または内部炭素課金:事業活動、製品ライン、または他の事業単位の温室効果ガス排出に基づいて課される炭素価格である(これらの内部炭素税または内部炭素課金は、企業内移転価格に類似している。)
開示内容	「指標と目標」における推奨される開示内容(a) ▶ 全てのセクターの企業は、気候関連リスクおよび機会を管理するための指標を開示する必要がある(中略) ▶ 必要に応じて組織の内部炭素価格や、低炭素経済に向けてデザインされた商品やサービスによる収入など、組織の気候関連の機会に関する指標を開示すべきである(後略) 指標・目標に関するガイダンス 投資や戦略計画の意思決定に使用している実際の内部炭素価格に加え、内部炭素価格を意思決定にどのように適用しているのかについての開示を推奨する。後者について、以下の詳細情報を提要することを検討すべきである ▶ 内部炭素価格の設定に使用した方法論 ▶ 内部炭素価格が、様々な気候政策の暗黙のコスト(例:パフォーマンス基準、再生可能エネルギー・ポートフォリオ基準、効率性基準等)、またはGHG排出量の明示的なコスト(市場に基づく価格、キャップ・アンド・トレード、炭素税等)をどのように反映しているか ▶ 炭素価格の対象となるGHG排出量の分類、およびそれぞれの割合(Scope1,2,3、GHGの種類等) ▶ 炭素予算の減少、政策の変更、排出量予測の変化に対応して、内部炭素価格が時間の経過とともにどのように変化するかについての仮定 ▶ 内部炭素価格の導入範囲(地域・ビジネス)と、マージン・ベースコストとして適用されるのかどうか ▶ 組織が共通の内部炭素価格を使用するのか、差別化された内部炭素価格を使用するのか
開示意義	▶ 内部炭素価格は、組織のリスクと機会の評価や戦略のレジリエンスの合理性を開示の利用者に理解させる ▶ 開示の利用者が、気候変動に対する将来の政策対応が脆弱であるビジネスモデルを有する組織や、移行リスクに対するレジリエンスを確保するためにビジネスモデルを適応させている組織を特定する際に、内部炭素価格は有用である

(出典):TCFD「[Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures \(October 2021\)](#)」,「[Guidance on Metrics, Targets and Transition Plans](#)」

5-7.内部炭素価格(国際動向)

5-7. 内部炭素価格(国際動向) ～ 各国の開示規則の比較表

	日本	米国	欧州	英国
年次報告書等の開示規則における内部炭素価格に関する開示要求の有無	現在なし	現在なし (SEC気候関連開示規則案では内部炭素価格に関する開示が求められる)	現在なし (ESRS E1 Climate Change草案では、内部炭素価格についての開示を求めている)	対象企業は年次報告書に含まれる戦略報告書の中で、TCFDに準拠した気候関連開示が義務付けられている※2※3
取引所規則等における内部炭素価格に関する開示要求の有無	東京証券取引所は東証プライム市場上場企業に対し、TCFDに準拠した開示※3を義務付けている	現在なし	なし	英国金融行為規制機構(FCA)はロンドン証券所のプレミアム市場上場企業に対し、TCFDに準拠した開示※3を義務付けている
外部機関による検証義務の有無	なし	なし	なし (CSRD/ESRSは、ESRS E1 Climate Changeの開示について、限定的保証※1を求めているが、現時点で内部炭素価格の保証については言及されていない)	なし

※1: 保証水準には、合理的保証と限定的保証に大別できるが、限定的保証とは合理的保証と比較して、保証水準が低い保証の事を意味している。EUでは限定的保証を導入した後に、合理的保証に移行する計画であり、すなわち、低い保証水準から高い保証水準に移行する計画である

※2: 現在は英国内の貿易セクター、銀行・保険セクター及び保険商品を扱っている企業のうち、500人を超える従業員を有する企業、また売上が5億英ポンドを超える企業が対象となる

※3: TCFDにおいては、「4.指標と目標」の「開示が推奨される項目(a)」において「必要に応じて組織の内部炭素価格や、低炭素経済に向けてデザインされた商品やサービスによる収入など、組織の気候関連の機会に関する指標を開示すべきである。」と定められている

5-7. 内部炭素価格(国際動向) ～ 日本の開示について

日本では独自の内部炭素価格の定義付けや開示規則は設けられていない。東証プライム市場では、TCFDに準拠したサステナビリティ情報開示が実質的に義務付けられており、該当する場合は内部炭素価格に係る情報開示が行われる。

日本における内部炭素価格の開示規則の概要

定義	日本政府による内部炭素価格の定義は定められておらず、TCFDに準拠している
開示要件	2022年4月4日の市場再編で、東証プライム市場上場企業はTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示が必要となる
参考	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正 2022年11月7日に金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案(以降、「本改正案」とする)、2023年1月31日に本改正案に対するパブリックコメントの結果等が公表された。本改正案によって、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」を必須記載事項とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載が求められる。TCFDにおいては、内部炭素価格は「指標及び目標」の開示項目であるが、本改正案では、「指標及び目標」は必須となっておらず、内部炭素価格に係る開示が義務付けられているものではない。

(出典): JPX「[コーポレートガバナンス・コード](#)」

(出典): 金融庁「[「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について](#)」、「[「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について](#)」

5-7. 内部炭素価格(国際動向)

～ 米国 SEC気候関連開示規則案

米国のSEC気候関連開示規則案(2022年3月)では、内部炭素価格を導入している企業に対し、内部炭素価格およびその設定や、内部炭素価格を気候関連リスクの評価・管理にどのように利用しているかについての説明等を開示することを求められている。

SEC気候関連開示規則案における内部炭素価格

定義	内部炭素価格とは、企業内部で使用する炭素排出量の推定価格である
開示要件	内部炭素価格を導入している企業は、以下の情報を開示しなければならない ▶ 内部炭素価格の単価(通貨/t-CO₂eq) ▶ 内部炭素価格の総額。必要に応じて、総額がどのように変化するかについての説明 ▶ 内部炭素価格の総額のベースとなるCO₂eqの計測範囲(企業のGHG排出量の計測範囲と異なる場合) ▶ 適用している内部炭素価格を選択した理由 ▶ 内部炭素価格を気候関連リスクの評価・管理にどのように利用しているかについての説明 ▶ 複数の内部炭素価格を使用している場合、それぞれの情報を開示するうえ、複数の内部炭素価格を使用する理由も開示する必要がある

(出典): SEC「[Proposed Rule: The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors](#)」

5-7. 内部炭素価格(国際動向)

～ 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)案(2022年11月)では、内部炭素価格制度を導入しているかどうかについて開示する必要がある。導入している企業に対し、内部炭素価格制度をどのように意思決定、気候関連方針や目標の導入に活用しているかについても開示を求めている。

ESRS E1における内部炭素価格

定義	内部炭素価格 ▶ 将来的に炭素排出量によってコスト発生が予想される場合、企業がそのコストを管理するために企業内部で設定する炭素価格である 内部炭素価格制度 ▶ 企業が内部炭素価格を意思決定に活用するための組織内制度である ▶ 企業がよく使用する内部炭素価格には、2種類がある ① シャドープライス: 政策的に炭素価格が課せられた場合の事業やプロジェクトへの財務影響を把握するとともに、温室効果ガス排出削減を促進することを目的として、温室効果ガスに仮想内部価格を設定するものである ② 内部炭素税(internal carbon fees, internal carbon price funds): 事業活動、製品ライン、または他の事業単位の温室効果ガス排出に基づいて課される炭素価格である
開示要件	▶ 内部炭素価格制度を導入の有無について開示義務。導入している場合、内部炭素価格制度をどのように意思決定、気候関連方針や目標の導入に活用しているかについても開示する必要がある ▶ 開示内容について、以下の内容が含まれる ▶ 内部炭素価格制度の種類(例: シャドープライス、内部炭素税) ▶ 内部炭素価格制度の適用範囲の詳細(活動、地理的要件、主体等) ▶ 内部炭素価格制度に基づく内部炭素価格、および内部炭素価格の決定に関する重要な仮定条件。内部炭素価格の計算の方法論を開示してもよい ▶ 今年度のスコープ1、2および3(それぞれ)のGHG排出総量における内部炭素価格制度を利用したGHG排出量の割合

(出典): [Draft European Sustainability Reporting Standards ESRS E1 Climate change](#)

5-7. 内部炭素価格(国際動向) ～ 英国 開示規則

- ▶ 英国政府は内部炭素価格について独自の定義を示していない
- ▶ 2021年に会社法が改訂され、英国内の金融機関を含む対象企業はTCFDの開示要件に沿い、年次報告書の中で気候関連の開示を行うことが法的に義務付けられている

内部炭素価格に係る開示規則

定義	英国政府による内部炭素価格の定義は定められておらず、TCFDに準拠している
開示要件	▶ 英国政府は2021年、「戦略報告書及び気候関連財務開示に係る企業規則」において会社法を改訂し、企業の年次報告書に含まれる戦略報告書(Strategic report)の中で非財務情報及びサステナビリティ情報を記載し、気候関連開示もその中に含めることを義務付けている。気候関連開示はTCFDに準拠することを定めている。本規制は2022年4月6日以降に開始する会計年度から適用される ▶ 英国内の貿易セクター、銀行・保険セクター及び保険商品を扱っている企業のうち、500人を超える従業員を有する企業、また売り上げが5億英ポンドを超える企業が本規制の対象となる。現時点で対象企業は1,300社を超える ▶ TCFDでは「指標と目標」における推奨される開示内容(a)の項目において、「必要に応じて組織の内部炭素価格や、低炭素経済に向けてデザインされた商品やサービスによる収入など、組織の気候関連の機会に関する指標を開示すべきである」と定められており、内部炭素価格に係る開示は必ずしも義務的要件ではない

(出典): 英国政府HP「[UK to enshrine mandatory climate disclosures for largest companies in law](#)」

関連法規「[企業規則\(戦略報告書\)\(気候関連財務開示\)\(2021\)](#)」、「[Mandatory climate-related financial disclosures](#)」

5-7. 内部炭素価格(国際動向)

(参考)TCFDにおける内部炭素価格(再掲)

- ▶ TCFDの開示要求項目である「指標と目標」のうち、全てのセクターの企業に対し、気候関連リスクおよび機会を管理するための指標の開示が求められている
- ▶ 指標の具体例として、内部炭素価格の開示が推奨されている

TCFDにおける内部炭素価格	
定義	▶ 気候変動インパクト、リスクと機会に関し、組織内部の意思決定をする際に利用するGHG排出量の金銭的価値(MTCO₂eあたりの価格)である ▶ 投資、生産及び消費のパターンの変化の財務上の影響、潜在的な技術上の進歩および将来の排出削減コストを評価するために組織が使用する価格である。組織の内部炭素価格は、さまざまな事業の応用に使用することができる ▶ 組織がよく使用する内部炭素価格には、2種類がある ① シャドー・プライス:理論上のコストまたは名目上の金額であり、企業により課されるものではなく、リスクの影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、及びさまざまな取組みの費用対効果など、経済影響またはトレードオフを評価する際に使用できるものである ② 内部炭素税または内部炭素課金:事業活動、製品ライン、または他の事業単位の温室効果ガス排出に基づいて課される炭素価格である(これらの内部炭素税または内部炭素課金は、企業内移転価格に類似している)
開示内容	「指標と目標」における推奨される開示内容(a) ▶ 全てのセクターの企業は、気候関連リスクおよび機会を管理するための指標を開示する必要がある(中略) ▶ 必要に応じて組織の内部炭素価格や、低炭素経済に向けてデザインされた商品やサービスによる収入など、組織の気候関連の機会に関する指標を開示すべきである(後略) 指標・目標に関するガイダンス 投資や戦略計画の意思決定に使用している実際の内部炭素価格に加え、内部炭素価格を意思決定にどのように適用しているのかについての開示を推奨する。後者について、以下の詳細情報を提要することを検討すべきである ▶ 内部炭素価格の設定に使用した方法論 ▶ 内部炭素価格が、様々な気候政策の暗黙のコスト(例:パフォーマンス基準、再生可能エネルギー・ポートフォリオ基準、効率性基準等)、またはGHG排出量の明示的なコスト(市場に基づく価格、キャップ・アンド・トレード、炭素税等)をどのように反映しているか ▶ 炭素価格の対象となるGHG排出量の分類、およびそれぞれの割合(Scope1,2,3、GHGの種類等) ▶ 炭素予算の減少、政策の変更、排出量予測の変化に対応して、内部炭素価格が時間の経過とともにどのように変化するかに関する仮定 ▶ 内部炭素価格の導入範囲(地域・ビジネス)と、マージン・ベースコストとして適用されるのかどうか ▶ 組織が共通の内部炭素価格を使用するのか、差別化された内部炭素価格を使用するのか
開示意義	▶ 内部炭素価格は、組織のリスクと機会の評価や戦略のレジリエンスの合理性を開示の利用者に理解させる ▶ 開示の利用者が、気候変動に対する将来の政策対応が脆弱であるビジネスモデルを有する組織や、移行リスクに対するレジリエンスを確保するためにビジネスモデルを適応させている組織を特定する際に、内部炭素価格は有用である

(出典):TCFD「[Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures \(October 2021\)](#)」,「[Guidance on Metrics, Targets and Transition Plans](#)」

5-7. 内部炭素価格(国際動向)

～ 内部炭素価格への懸念・課題について

- ▶ 内部炭素価格に係る課題は、①内部炭素価格の導入に係るグローバル・ガイドラインが存在しないこと、②金融機関が自社の内部炭素価格を設定するために必要となる投融資先企業の排出量データが不足していること、③パリ協定の目標達成に必要な価格水準に達していないこと、④内部炭素価格に関する情報開示が不足していることの4つに分類される
- ▶ 課題④に関し、IFRSサステナビリティ開示基準、SEC気候開示関連規則および欧州サステナビリティ報告基準などの発効により、内部炭素価格に係る情報開示の充実が期待される

課題	内容
【課題1】 内部炭素価格の導入に係るグローバル・ガイドラインが存在しない	▶ 内部炭素価格に係るグローバル・ガイドラインが現時点では存在しない。内部炭素価格は比較的新しい取り組みであり、また内部炭素価格は、企業が自主的に取り組むものであることから、価格設定方法が多岐にわたっている
【課題2】 金融機関が自社の内部炭素価格を設定するために必要となる投融資先企業の排出量データが不足している	▶ 金融機関が自社の内部炭素価格を設定するにあたり、投融資先の企業や自社の保有資産のGHG排出量のデータが不可欠であるが、主にスコープ3に係るデータの不足がボトルネックになっている ▶ 投融資先の将来的な炭素コストには不確実性が伴うが、金融機関が適切なシナリオ分析を行うことで、データの不足をカバーし、不確実性の評価と管理をすることが重要とされている
【課題3】 パリ協定の目標達成に必要な価格水準に達していない	▶ パリ協定の目標を達成するためには、炭素価格が2030年までに1トンあたり50~100米ドルの価格水準にある必要がある※1 ▶ 2021年のCDPデータによると、各社が設定している内部炭素価格の大半は上記の価格水準を下回っている。現在の価格水準では、パリ協定の気温目標が達成できないと指摘されている
【課題4】 内部炭素価格に関する情報開示が不足している	▶ 内部炭素価格の開示については、現時点では主にCDPの質問票への回答やTCFDに基づく開示などの自主開示となっている。そのため、内部炭素価格の設定に関する方法論および価格水準に関する情報開示が不足していると指摘されている

※1: 世界銀行が支援する炭素価格ハイレベル委員会は、パリ協定の目標達成のために2030年までに炭素価格を1t-CO₂eqあたり50-100米ドルの水準とすることを提言している。企業による内部炭素価格も同水準とすべきとされている

(出典): CDP「[Internal Carbon Pricing for Low-carbon Finance](#)」、世界銀行「[State and Trends of Carbon Pricing 2021](#)」、「[State and Trends of Carbon Pricing 2022](#)」、「[炭素価格ハイレベル委員会報告書\(2017\)](#)」及びUNFCCCのHP「[Companies Turn to Carbon Pricing as Part of Climate Action](#)」

5-8.内部炭素価格(開示事例)

5-8. 内部炭素価格(開示事例)

～ 国内の内部炭素価格についての開示の好事例: 日立製作所

企業による内部炭素価格についての開示が少ない中、日立製作所では、同価格の目的や金額の変遷の開示に加え、直近年度の活動実績や同価格の概要を図で開示している。また、内部炭素価格を活用して、CO₂削減に向けた設備投資の拡大を行っていることが明記されている。

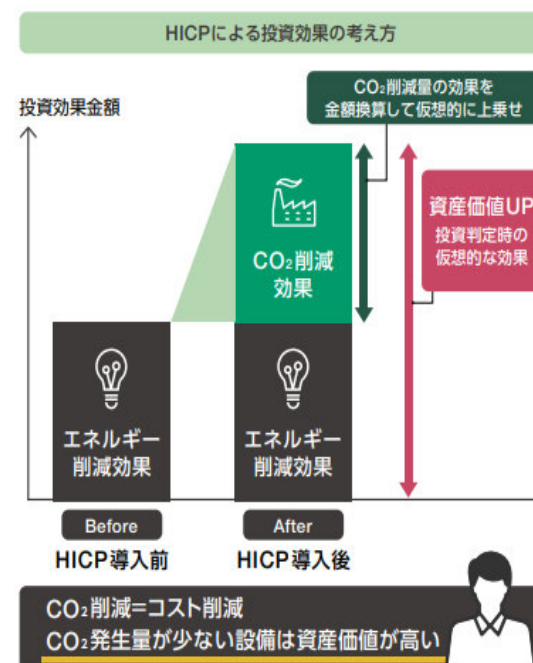
サステナビリティレポート

制度概要

- ▶ 2019年度から事業所由来のCO₂削減を促進するため、日立インターナルカーボンプライシング(HICP)制度を導入している
- ▶ 炭素税の負担増加や新たな排出規制などのリスクへの早期対応やCO₂削減に向けた設備投資の拡大を目的としている。特に脱炭素設備投資による効果を金額換算し、エネルギー削減量の効果に上乗せして投資効果を評価することで、社内の事業検討者にインセンティブを付与している。右図のようにHICP導入後は、エネルギー削減効果に加え、CO₂削減効果を含めることにより、投資効果が向上する
- ▶ 当初は、2025年の炭素税や炭素取引価格を考慮し、5,000円/t-CO₂と設定していた。2021年に、2030年を見据えた炭素税や炭素取引価格を考慮して14,000円/t-CO₂へ引き上げを実施した

2021年度の取組内容

- ▶ 従来では効率が低いことが理由で十分な投資にならなかった案件のうち、CO₂削減効果があると判断した設備の場合は、追加投資を実施した
- ▶ HICPによる省エネルギー投資案件は59件で、投資額は14億6,000万円、年間のCO₂削減量は1,230tとなった。その結果2021年度の事業所でのCO₂削減効果は前年度比2%向上した
- ▶ 脱炭素投資全体の33%がHICPにより選定された。投資内容は、従来の高効率機器への更新や生産設備のエネルギー削減など適用範囲が拡大した



(出典): 日立製作所「[サステナビリティレポート](#)」

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-8. 内部炭素価格(開示事例)

～ 海外の内部炭素価格についての開示の好事例: Philip Morris International

Philip Morris Internationalは、シャドープライスと炭素賦課金の2つの内部炭素価格を導入しており、同価格の目的や独自の算出方法等を開示している。

統合報告書

- ▶ 2020年に内部炭素価格に関する施策の見直しを実施。シャドープライス(65USD/t-CO₂e)と炭素賦課金(8USD/ t-CO₂e)を活用することを決定した

	シャドープライス(Shadow price) 65USD/t-CO ₂ e	炭素賦課金(Carbon levy) 8USD/ t-CO ₂ e
目的	▶ 環境コストを含むすべてのコストを投資決定に反映させることで、炭素排出削減を加速させることを目的としたものである	▶ 特定のビジネスユニットのGHG排出量に対して仮想的に課される内部課税であり、算出された仮想収益を事業における脱炭素化に貢献する投資の規模や資金調達に活用(コストを内部化し、行動変革を支援)することを目的としている
工夫内容	▶ 国際的なベストプラクティス、2040年までに予測される移行リスクに関する最悪なケースのシナリオ分析、同社の排出量の詳細情報や地域的なフットプリントの内容を勘案し、同社に適したシャドープライスをモデル化している ▶ 財務評価と同社の炭素排出量に有利にも不利にも影響を与えるビジネスケースの準備に組み込まれている	▶ 予測されるボランタリーな炭素市場価格、同社のオフセットの詳細情報、カーボンニュートラルへの時間軸、オフセット戦略のデータに基づいて炭素賦課金をモデル化している
取組内容	▶ 2021年は、8つの炭素排出量削減プロジェクトを承認する際に、シャドープライスを活用した実績がある	▶ 2020年度より、直接排出の大部分を占める事業部門(製造拠点やオフィス、車両等)において炭素賦課金を導入し、削減が不可避なCO₂を補填し、カーボンニュートラルを達成するための気候変動投資ポートフォリオを構築するための予算編成を実施している

(出典): Philip Morris International 「[Integrated report 2021](#)」「[Integrated report 2020](#)」

5-8. 内部炭素価格(開示事例)

～ 海外の内部炭素価格についての開示の好事例: Atos

Atosでは、内部炭素価格を導入する目的について、自社のみならず、社外(サプライチェーン・顧客)も含めて記載していることが特徴である。また、内部炭素価格が経営層の賞与支給へ影響を与えることや同価格の時系列のデータも開示している。

Universal Registration Document

目的	
対象	内容
自社	事業運営(データセンター、オフィス、出張、IT機器)から発生する排出量を削減すること
サプライヤー	グリーンサプライヤー※1からの購入活動を促進させること
顧客	顧客との脱炭素ビジネスプロジェクトの量を増加させること

※1 サプライチェーンの脱炭素化を促す施策として、EcoVadis(社外)や社内基準をベースにサプライヤーのGHG排出量削減の度合いに応じて、グリーンサプライヤーとレッドサプライヤーに分類している

制度概要

- ▶ 2020年後半より内部炭素価格(80EUR/t-CO₂e)を導入している
- ▶ 内部炭素価格の取組を経営層の賞与支給額に反映している。具体的には、賞与計算に使用される営業利益率に、プラスまたはマイナスの影響を与えている※2

※2 なお、開示情報からは具体的な営業利益率への影響は不明である

(出典): Atos「[Universal Registration Document 2021](#)」

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

Standard code	Indicator name	2021	2020	2019	2021 Perimeter (%)		2020 PERIMETER (%)	
		Group	Group	Group	Per employee	Per revenue	Per employee	Per revenue
GRI 305-5	Emissions Offset							
GRI 305-5_A_c1	Offsetting of Atos Carbon Operational Perimeter (in %)	100%	100%	100%	-	100%	-	100%
GRI 305-5_A_c3	Offsetting of Datacenters GHG emissions (in %)	100%	100%	100%	-	100%	-	100%
GRI 305-5_A_c4	Offsetting of Offices GHG emissions (in %)	100%	100%	100%	-	100%	-	100%
GRI 305-5_A_c5	Offsetting of Travel GHG emissions (in %)	100%	100%	100%	-	100%	-	99%
A14	ISO 14001 certification of Atos main sites (offices and DCs)							
A14_c5	Number of Offices and Datacenters ISO14001 certified	99	99	103	100%	-	-	100%
A14_c6	Percentage of main Offices and core Datacenters ISO14001 certified or in the process of being certified	90%	89%	89%	100%	-	-	100%
A19	Waste Electrical and Electronic Equipment (WEEE)							
A19_A9_b3	WEEE collected or recovered (in Kg)	145,986	176,006	366,398	-	61%	-	61%
A19_A2_b3	WEEE professionally disposed (in Kg)	138,765	160,115	366,398	-	61%	-	61%
GRI 201-2	Financial implications and other risks and opportunities due to climate change							
GRI 201-2_A.iv_c1	Internal carbon price (in €/tCO ₂ e)	80	80	Not disclosed	-	100%	-	100%
A20	Natural disasters							
A20_A	Percentage of the core Datacenters that have synchronous data replication capacities (in %)	100%	100%	100%	-	100%	-	100%
SASB TC-SI-130a.3	Discussion of the integration of environmental considerations into strategic planning for data center needs	Qualitative	Qualitative	Not disclosed	-	100%	-	100%
GRI 419-1	Significant fines for non-compliance concerning the provision and use of products and services							
GRI 419-1_A	Significant fines for non-compliance concerning the provision and use of products and services	0	0	0	-	100%	-	100%
A7	Green technologies and solutions							
A7_A_c1	Decarbonization revenue (in € million)	76.6	47.5	Not disclosed	-	100%	-	100%

5-8. 内部炭素価格(開示事例)

～ 内部炭素価格の開示における懸念・課題について

企業における内部炭素価格の開示における懸念・課題としては、企業間の比較可能性、定量情報および定性情報の粒度が考えられる。しかし、今後開示規則が順次適用されることにより、開示の改善が見込まれる。

項目	内容
比較可能性	▶ 内部炭素価格について、財務情報開示のような法定開示のルールが存在しておらず、かつ有価証券報告書のような指定されたフォーマットが無いことから、企業間の比較が難しくなる可能性がある
定量情報の粒度	▶ 内部炭素価格を導入している旨が開示がされている場合において、当該金額が開示されていないことがある ▶ 金額が開示されている場合においても、その算出根拠が開示されていないことがある
定性情報の粒度	▶ 内部炭素価格の目的や活用方法・事例に関する開示粒度にバラつきがある

5-9.サステナビリティ関連データプロバイダー

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ サプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データの種類

- ▶ 開示規制、国際機関の報告書および格付会社の評価基準によれば、現在企業にとって収集することが望まれるサプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データは主に環境と社会の2分野に分類される
- ▶ 社会データについては主にサプライヤーに対する監査・評価結果の収集が望まれる一方、環境データではそれに加えてGHG排出量などのデータも望まれている

	現在収集することが望まれるデータ	根拠
環境	▶ GHG排出量(スコープ3)	▶ 世界経済フォーラム ホワイトペーパー ▶ MSCI ESGレーティング・メソドロジー
	▶ エネルギー消費量	▶ MSCI ESGレーティング・メソドロジー
	▶ 水消費量および取水量	▶ 世界経済フォーラム ホワイトペーパー
	▶ 土地利用面積	▶ 世界経済フォーラム ホワイトペーパー
	▶ 大気汚染関連(重大な大気排出物等)	▶ 世界経済フォーラム ホワイトペーパー
	▶ 水質汚染関連(消費された肥料に含まれる栄養素の量等)	▶ 世界経済フォーラム ホワイトペーパー
	▶ 固形廃棄物関連(シングルユースプラスチックの消費量等)	▶ 世界経済フォーラム ホワイトペーパー
	▶ 第三者機関の環境規範の認証を受けた調達原材料の割合	▶ SASBスタンダード
	▶ サプライヤーの環境的責任監査不適合率および是正措置率	▶ SASBスタンダード ▶ FTSE Russell ESGデータ・モデル
社会	▶ サプライヤーの環境関連課題のリスク評価の結果	▶ FTSE Russell ESGデータ・モデル
	▶ 第三者機関の社会規範の認証を受けた調達原材料の割合	▶ SASBスタンダード
	▶ サプライヤーの社会的責任監査不適合率および是正措置率	▶ SASBスタンダード ▶ FTSE Russell ESGデータ・モデル
	▶ サプライヤーの労働行動規範監査不適合率および是正措置率	▶ SASBスタンダード ▶ MSCI ESGレーティング・メソドロジー ▶ FTSE Russell ESGデータ・モデル
	▶ サプライヤーの社会関連課題のリスク評価の結果	▶ 世界経済フォーラム ホワイトペーパー ▶ FTSE Russell ESGデータ・モデル

(出典): [SASB Standards](#)、[MSCI ESG Rating Methodologies](#)、[FTSE Russell ESG Data Model](#)、世界経済フォーラムによる「[ステークホルダー資本主義の進捗の測定](#) ホワイトペーパー(2020年9月)」

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ サプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データの開示事例

- ▶ トヨタ自動車及びファーストリテイリングは両社ともにCDPのサプライヤーエンゲージメント評価の結果及びサプライヤーの労働環境デューデリジェンス、モニタリングの結果を開示している
- ▶ ファーストリテイリングは水使用量や廃棄物の排出量等、より詳細な環境データを開示しており、トヨタ自動車はセクター特有のデータとして紛争鉱物の使用状況を開示している
- ▶ ファーストリテイリングはサステナビリティ関連データの収集方法として、アパレル・縫製業界共通で活用されている環境及び労働環境の評価ツールを使用し、サプライヤーのアセスメントを実施している

トヨタ自動車株式会社

開示されているサプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データ	
環境	▶ CDPサプライチェーンプログラムの主な結果
社会	▶ 「トヨタ仕入先サステナビリティガイドライン」遵守確認書の回収率
	▶ 外国人労働者アンケート(トヨタグループ各社とその主要一次仕入先)結果
	▶ 外国人労働者追跡アンケート(トヨタの主要一次仕入先・連結子会社)結果
	▶ サプライチェーン・デューデリジェンス活動において、不当労働行為になりかねない案件を調査し、是正を働きかけた件数
	▶ 紛争鉱物の使用状況に関するサプライチェーンの調査結果
	▶ サプライヤー数(日本および海外の一次サプライヤー)

株式会社ファーストリテイリング

開示されているサプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データ	
環境	▶ CDPへの対応・評価(サプライヤーエンゲージメント)
	▶ Scope3(カテゴリ1のうち、商品の原材料生産、素材生産、縫製に関わる排出量)
	▶ 水使用量(ユニクロ素材工場、ユニクロ、ジーユー縫製工場)
	▶ 廃棄物排出量(ユニクロ素材工場、ユニクロ、ジーユー縫製工場)
社会	▶ 有害化学物質排出ゼロ排水基準に対する遵守率(ファーストリテイリングの主要縫製・素材工場)
	▶ 主要生産パートナーリスト
	▶ サプライヤーの労働環境モニタリング結果(評価結果、監査における指摘事項)
	▶ 工場従業員向けホットライン相談案件の内訳

サステナビリティ関連データの収集方法の事例(ファーストリテイリング社)

環境データ

- ▶ 2020年に、生産パートナーが最低限遵守すべき環境保護に関する基準を示した「環境コミットメント」を制定し、工場への遵守を要請している
- ▶ 主要な縫製工場と素材工場に対して環境影響評価ツール「Higg Facility Environmental Module (Higg FEM)」を活用し定例アセスメントを実施している
- ▶ Higg FEMの評価項目には環境マネジメントシステムの評価(環境の目標など)、エネルギー使用・温室効果ガス排出、水の使用、排水、大気への排出、廃棄物、化学物質管理がある

社会データ

- ▶ 業界共通のフレームワーク「SLCP: Social and Labor Convergence Program(労働環境基準統合プログラム)」の評価ツールを通じて、工場における労働環境のモニタリングを実施中
- ▶ 2023年度末までに、全ての縫製工場と主要素材工場にSLCPを導入予定
- ▶ SLCPを通じた定例アセスメントは原則毎年実施される
- ▶ 著しく人権を侵害する問題(児童労働、強制労働、抑圧とハラスメント、差別、組合結成の妨害、最低賃金未達、虚偽報告など)に対して、ゼロトレランス方針を採用し、検証・評価している

(出典):トヨタ社の「サステナビリティデータブック」、「外国人労働強制労働に関する取組み報告」、「紛争鉱物報告書」、「ファーストリテイリング社HP」及び「サステナビリティデータブック」

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー

～ サプライチェーンに関連するサステナビリティ関連データ: 今後の対応事項

- ▶ 今後数年以内に収集・開示が義務付けられるサプライチェーン上のサステナビリティ関連データについて、ISSB及びSECはGHG排出量のスコープ3を定めており、ESRSは環境5分野、社会1分野の開示を定めている
- ▶ また、ISSBの開示要求のテーマとして、今後環境分野では生物多様性、石炭・石油ガス、農業、社会分野では人権、人的資本が協議される可能性がある

今後収集が義務付けられるデータ			根拠(開示基準等)
全般		▶ バリュエーションの上流および/もしくは下流における重大な影響、リスクおよび機会に関する情報	ESRS 1
		▶ 重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデル及びバリューチェーンに与える影響	ISSB (S1)
		▶ 重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているサプライチェーンの場所	
環境	気候関連	▶ GHG排出量(スコープ3に該当) ▶ バリューチェーン上の炭素除去及び貯留 ▶ バリューチェーン上で発生したバイオマスの燃焼または分解による生物由来の炭素排出量 ▶ 土地の利用またはその変化による炭素(CO ₂ , CO, CO ₄)の取込量と排出量 等	ESRS (E1)、ISSB (S2)、SEC ESRS (E1) ESRS (E1)
	汚染	▶ バリューチェーンの上で自然と接点のある事業活動が行われている場所	ESRS (E2)
	水と海洋資源	▶ 水と海洋資源に関連するインパクト、依存度、 ▶ 水が重要課題とされる事業活動やバリューチェーンの実施場所のリスト	ESRS (E3)
	生物多様性と生態系	▶ 関連するステークホルダー及びステークホルダーによるインパクト ▶ 生態系リスクの高い地域に施設を有するサプライヤーの施設の比率及びサプライヤーからの調達比率 ▶ 自社の事業及びバリューチェーン上における生物多様性と生態系への実際の影響と潜在的影響、依存度	ESRS (E4)
	資源の利用と循環型経済	▶ 製品・サービスの生産工程で発生する原材料のうち、循環原則に準拠するものの総重量または割合 ▶ バリューチェーンの下流の製品寿命の向上及びリサイクルの質・量の向上 等	ESRS (E5)
社会	バリューチェーン上の従業員	▶ サプライヤー行動規範があるか、またバリューチェーンの労働者に係る方針に人身売買、強制労働、児童労働への対応方針が明記されているか	ESRS (S2)
		▶ 負の影響の是正プロセスとバリューチェーン上の従業員のための問題提起チャネル	
		▶ 重要な負の影響への対応及び機会の推進、また重要なリスクと機会の対応に係る目標	

(出典) 欧州財務報告諮問グループHP「<https://www.efrag.org/lab6>」、ISSBHP「[IFRS - Exposure Draft and comment letters](#)」、SEC HP「[SEC.gov | HOME](#)」

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ データプロバイダーの種類および特徴(1/2)

- ▶ サプライチェーンにおけるサステナビリティ関連データのプロバイダーは、主にRBA、Sedex、Ecovadis及びCatena-Xの4つがあり、それぞれがデータを共有できるプラットフォームを運営している
- ▶ RBAとSedexは会員企業の自社工場やサプライヤー施設に対し、オンサイト監査を実施している

	RBA	Sedex	Ecovadis	Catena-X
国籍	米国	英国	フランス	ドイツ
開始年	2004年(2017年に名称変更)	2004年	2007年	2021年
カバレッジ(地域・セクターなど)	▶ 会員: 米国企業を中心に216社が加盟 ▶ セクター: 電子機器メーカー、小売り、自動車・玩具メーカー等	▶ 会員: 英国の小売業界を中心に発足。180か国・地域、65,000以上の企業、団体、工場、自営業者等が利用 ▶ セクター: 農業漁業、建設、飲食、ヘルスケア、小売等	▶ 会員: 約715社が加盟。175か国、200の業種において90,000社以上がデータを登録 ▶ セクター: 化学製品、ヘルスケア、美容、消費財・食品、鉄道、電気通信等	▶ 会員: 欧州を中心に137社が加盟 ▶ セクター: 自動車関連、TMT、化学素材、研究機関等
特徴	▶ プラットフォームでデータ共有 ▶ 強み: 人権 ▶ 労働、安全衛生、環境保全、倫理及びマネジメントシステムの5つの領域で構成される	▶ プラットフォームでデータ共有 ▶ 強み: 人権 ▶ 労働、健康安全、環境、ビジネス倫理の4つの領域で構成される	▶ プラットフォームでデータ共有 ▶ 強み: 人権 ▶ 環境、労働と人権、倫理、持続可能な調達の4つの領域で構成される	▶ プラットフォームでデータ共有 ▶ 強み: 環境 ▶ 自動車のバリューチェーン全体でCO₂総排出量データの集積・分析やトレーサビリティ
クオリティ(精度) 監査の状況など	▶ 監査はサイトレベル ▶ 有効監査プログラム(VAP監査)により、サプライヤーの製造施設等における5要素の遵守状況を監査する	▶ 監査はサイトレベル ▶ SMETAはETIベースコード(※1)と現地法に基づき実施される社会監査により担保されている	▶ 会社レベルのオンライン審査、サイト審査はなし ▶ CSR専門アナリストが質問票及び添付された証明書類を検証する ▶ 監査なし	▶ Catena-Xのエコシステムに基づき、各参加者のリアルデータの相互運用性、主権および安全性を確保する ▶ 監査なし

(出典) 各データプロバイダーHP RBA「[Responsible Business Alliance](#)」、Sedex「[Sedex](#)」、EcoVadis「[Ecovadis HP](#)」、Catena X「[Catena-X HP](#)」

※1: 国際労働機関(ILO)の条約に基づく国際的に認められた労働慣行規範をさす。本コードは、国際的な参照基準と認識されており、社会倫理監査の実施や、倫理的取引のアクションプラン策定のためのベンチマークとして広く利用されている

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ データプロバイダーの種類および特徴(2/2)

データプロバイダーを日本企業が活用する目的は主にサプライチェーン上のリスクマネジメントの強化、行動規範への準拠及びデータベースの活用が挙げられる。

	RBA	Sedex	Ecovadis	Catena-X
日本企業の活用状況	▶ キヤノン、富士フイルム、富士通、コニカミノルタ、京セラ、三菱電機、シャープ、セイコーエプソン、住友電気工業、ソニー 等、約20社が加盟	▶ アサヒグループホールディングス、味の素、花王、キッコーマン、麒麟ホールディングス 等、1,000社以上が加盟(※1)	▶ 武田薬品工業、セイコーエプソン、ブリヂストン、オムロン、コニカミノルタ、リコー、キヤノン、日本板硝子、ミルボン、シグマ紙業等	▶ DMG森精機(※2)、旭化成、富士通、デンソー、NTTコミュニケーションズの5社が加盟
日本企業の活用目的	▶ 監査結果データへのアクセス ▶ RBA行動規範の準拠へのPR ▶ サプライチェーンにおけるリスクマネジメントの強化・効率化 等	▶ プラットフォームを活用し、取引先とサプライチェーンにおけるリスクマネジメントの強化・効率化を行う 等	▶ 幅広いサプライヤーに対する評価及びコミュニケーション ▶ 評価メダル獲得によりESG対応をPR 等	▶ 欧州のデータスペース(※3)と相互接続でき、日本のポリシーで安全にデータを管理できる日本独自の仕組みの実現 等

※1: バイヤー会員数が最も多い食品・飲料業界において、Sedexの共同活用を提案するワーキングが発足。各社サプライヤーに対する情報提供やSedexの共通使用と標準化の促進、バリューチェーン全体での有効活用について議論する予定

※2: DMG森精機の子会社で、工場のデジタル化などのサービスを提供するISTOSが参画している

※3: データスペースとは、単一のポリシーで管理されるデータ空間である

(出典) 各データプロバイダーHP RBA「[Responsible Business Alliance](#)」、Sedex「[Sedex](#)」、EcoVadis「[Ecovadis HP](#)」、Catena X「[Catena-X HP](#)」

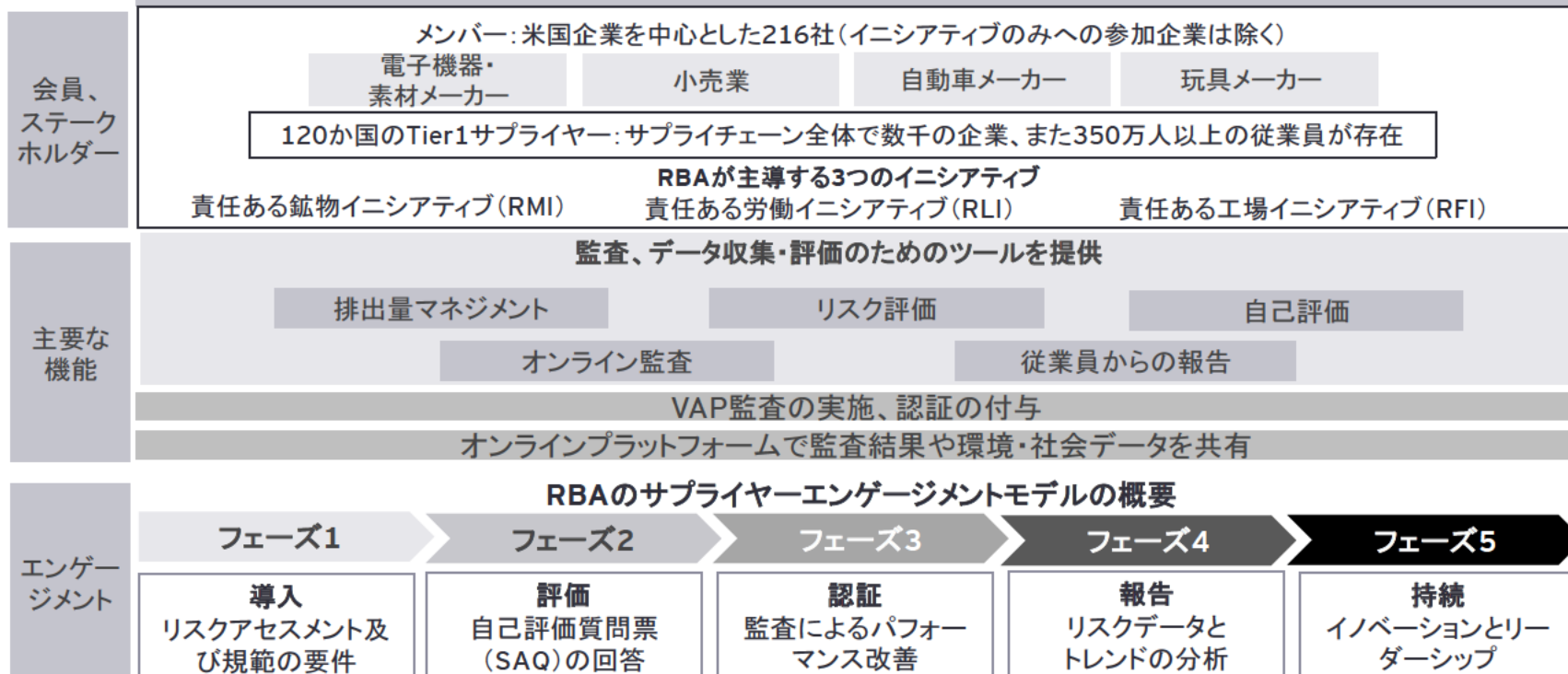
5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ レスポンジブル・ビジネス・アライアンス(RBA) (1/2)

- ▶ レスポンジブル・ビジネス・アライアンス(Responsible Business Alliance:RBA)はサプライチェーンにおける企業の社会的責任(CSR)に取り組む世界最大の連合である
- ▶ 現在216社のメンバーが加盟(日本企業は全体の約10%)、また120か国で数千のサプライヤーが存在している
- ▶ メンバー企業は、RBAの評価・監査ツールを活用することができ、また研修教材等のリソースや監査結果等が共有されている

Responsible Business Alliance

※2017年、Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC)からRBAに改名

ビジョン:グローバル・サプライチェーン全体で従業員、環境及びビジネスの持続可能な価値を推進する企業連合



5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ レスポンジブル・ビジネス・アライアンス(RBA) (2/2)

- ▶ VAP監査はRBAの主要な機能であり、企業のサプライヤーまたは自社施設におけるオンサイト監査を実施している
- ▶ VAP監査後は、レコグニション・プログラムに基づき監査先の施設のステータスを評価する
- ▶ 監査結果は、オンラインデータベース上で他メンバーと共有される

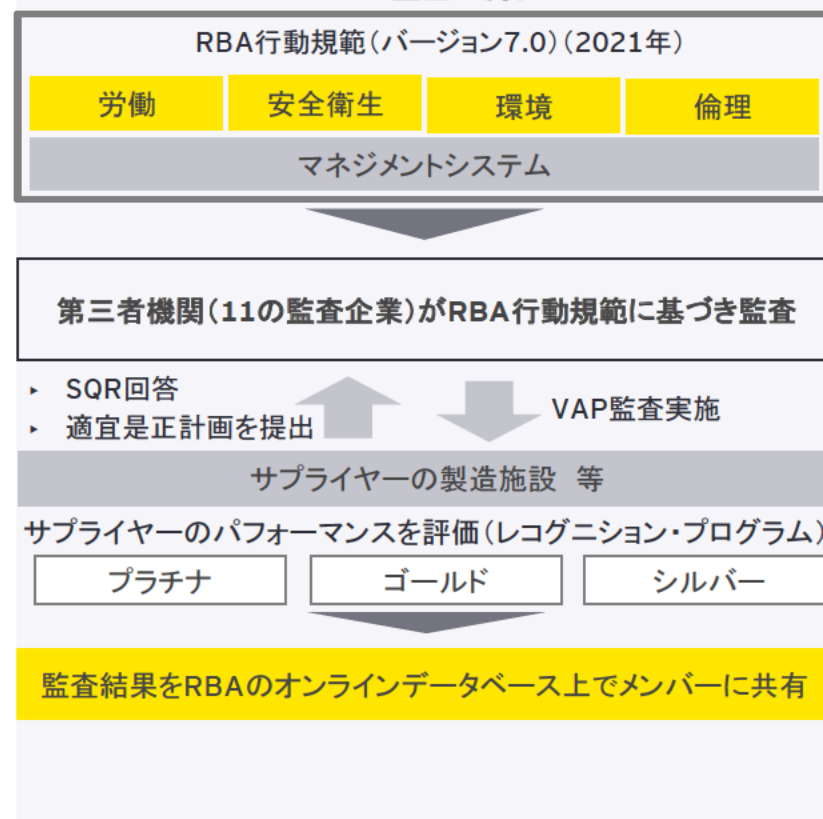
Validated Assessment Program (VAP) 監査

- ▶ メンバー企業のサプライヤーや自社工場等のRBA行動規範への準拠状況を確認するため、労働、安全衛生、環境、倫理及びマネジメントシステムの観点から監査を実施する
- ▶ 監査は第三者機関が監査先の製造施設等、オンサイトで実施する。監査の流れは以下のとおり
 1. 企業からの要請
 2. 監査費用やスケジュールの合意
 3. オンサイト監査の実施
 4. 監査報告書(VAR)の作成。必要に応じて監査先は監査機関へ是正処置計画を監査機関へ提出する
 5. フォローアップ(是正事項の解決、監査認証等)
- ▶ 監査報告書は2年間有効
- ▶ VAP監査の結果、企業は「RBAレコグニション・プログラム」に基づき、獲得したスコアに従ってプラチナ、ゴールド、シルバーのステータスを付与される

その他の監査

- ▶ 全てのプロセスや観点が含まれるVAP監査の他、企業は以下の監査を選択することも可能
- ▶ RBAレコグニション・プログラムはVAP監査のみが有効
 - ▶ Customer Managed Audit (CMA): 監査先の顧客が監督する監査
 - ▶ Auditee Managed Audit (AMA): 監査先自身が監督する監査
 - ▶ Customized Assessment: RBA行動規範の一部の領域に関する監査

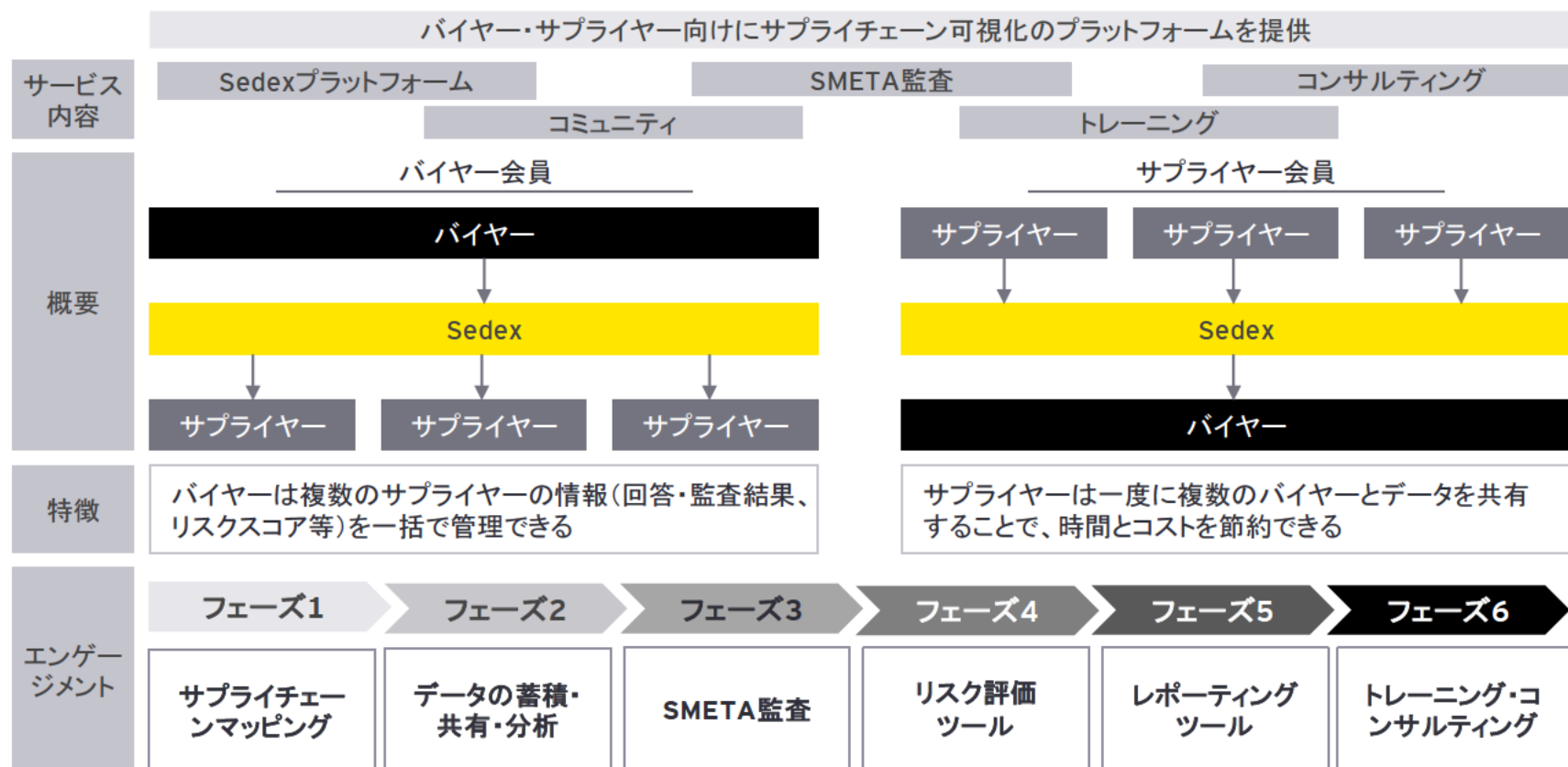
VAP監査の流れ



(出典)RBA HP「[Validated Assessment Program \(VAP\)](#)」

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ セデックス(Sedex) (1/2)

- ▶ Sedexはグローバルサプライチェーンにおけるエシカルかつ責任あるビジネス慣行の実現を目的に、英国の小売業界を中心に設立された非営利団体である
- ▶ バイヤー・サプライヤーにおけるサプライチェーンの可視化を行っており、サプライヤー向けにSMETA監査も実施している



(出典) Sedex HP「[Sedex](#)」

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ セデックス(Sedex) (2/2)

- ▶ SMETA監査は、サプライヤーまたは自社施設におけるオンサイト監査を実施している
- ▶ 監査結果は、Sedexのオンラインプラットフォームにて他メンバーと共有される

Sedex Members Ethical Trade Audit (SMETA)

- ▶ サプライヤーサイトにおけるETIベースコードと現地法に基づき、労働、安全衛生、環境、ビジネス倫理の観点から監査を実施する
- ▶ 監査は第三者機関が監査先の製造施設等、オンサイトで実施する。監査の流れは以下のとおり
 1. Sedexのサプライヤー会員に登録
 2. SAQを回答する
 3. SMETA監査の実施
 - 3.1. 委託先の監査企業へSMETA監査の応募を実施
 - 3.2. サイトのSAQを監査企業と共有し、監査用の手続き書入手する
 - 3.3. 自社・サイトの内部監査員・コンプライアンス担当の能力向上
 - 3.4. オンサイト監査の実施
 - 3.5. 監査人はSMETA監査報告書をSedexのプラットフォームにアップロードし、企業が許可した取引先には報告書の閲覧が可能
 4. 継続的な改善
- ▶ Sedexとして有効期限は定めていない。バイヤー会員が自社の方針に沿って期間を設ける
- ▶ 合格かどうかを判断するわけではなく、企業やサイトがオンサイトや現場での監査を通じて管理・運営上の問題を発見し、継続的に改善すべき領域を特定することを目的としている

SMETA監査の流れ

SMETA監査測定基準(バージョン6.1)(2019年)

労働

安全衛生

環境

ビジネス倫理

第三者機関(52の提携監査企業)が測定基準に基づき監査

SQR回答

SMETA監査実施

サプライヤーの製造施設 等

監査結果を監査先へ伝達

監査結果をSedexのオンラインプラットフォームにて公開。顧客やステークホルダーにサプライチェーンの取組をアピールし、より多くのビジネスチャンスを探すことができるようになる

(出典) Sedex HP「[SMETA](#)」

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ エコバディス(Ecovadis) (1/2)

- ▶ Ecovadisは、グローバルなクラウドベースのSaaSプラットフォームを介して、企業のCSR評価サービスを提供する
- ▶ 2022年時点で約715社がEcovadisのサービスを利用し、データベース登録企業は約9万社(175か国、200業種)にのぼる
信頼度が高く世界的に認められたサステナビリティ評価と洞察を提供し、地球と社会に対してプラスの影響を与える

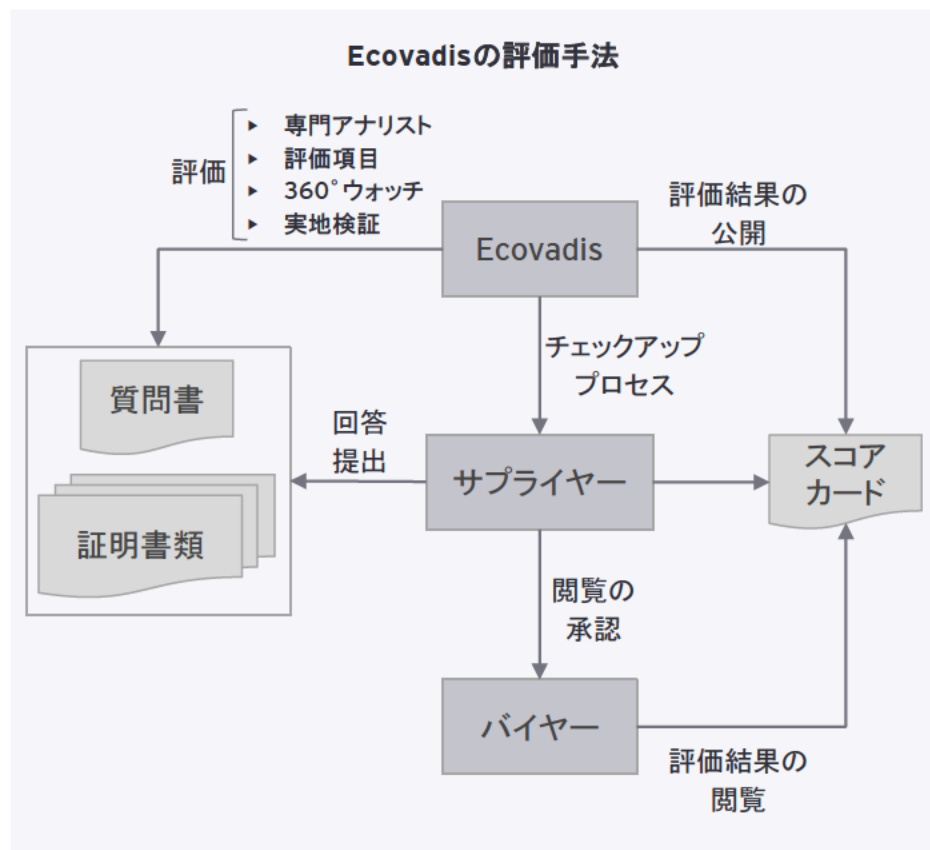
主要な機能	オンラインプラットフォームで評価結果や環境・社会データを共有				
	サプライヤー評価	サステナビリティ・ファイナンス	リスク&チャンスマッピング	カーボン・アクション・モジュール	トレーニング
評価プロセス	Ecovadisのサステナビリティ評価はオンラインで完結				
	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	
	オンライン登録 全評価対象企業がプロフィール(業種、規模、地域等)を登録	評価 Ecovadisのサステナビリティ専門家が様々なデータソースを分析	結果 オンラインプラットフォーム上で定量・定性分析結果を公開	改善 オンライン上の是正措置計画モジュールで継続的な改善	
日本企業の登録	全業種・企業に対する評価の総合得点に応じたメダルが付与される(以下は2022年度における日本企業の実績)				
	プラチナ(上位1%) ▶ セイコーエプソン ▶ ブリヂストン ▶ オムロン など	ゴールド(上位5%) ▶ コニカミノルタ ▶ リコー ▶ キヤノン など	シルバー(上位25%) ▶ 日本板硝子 ▶ ミルボン ▶ シグマ紙業 など	ブロンズ(上位50%) ▶ Abalance ▶ 富士古河E&C ▶ 戸田工業 など	
セクターイニシアチブ					
	食品 AIM-PROGRESS	化学 TfS(Together for Sustainability)	化学 RHI(Responsible Health Initiative)	美容 RBI(Responsible Beauty Initiative)	鉄道 Railspensible

(出典) Ecovadis HP「[Ecovadis](#)」

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ エコバディス(Ecovadis) (2/2)

- ▶ EcoVadisの評価手法は、方針、実施対策、結果を通して、企業のサステナビリティ管理体制(サステナビリティ・マネジメントシステム)の質を評価することを目的としている
- ▶ 評価結果は、Ecovadisのオンラインプラットフォームにてサプライヤーの承認のもとバイヤーに共有される



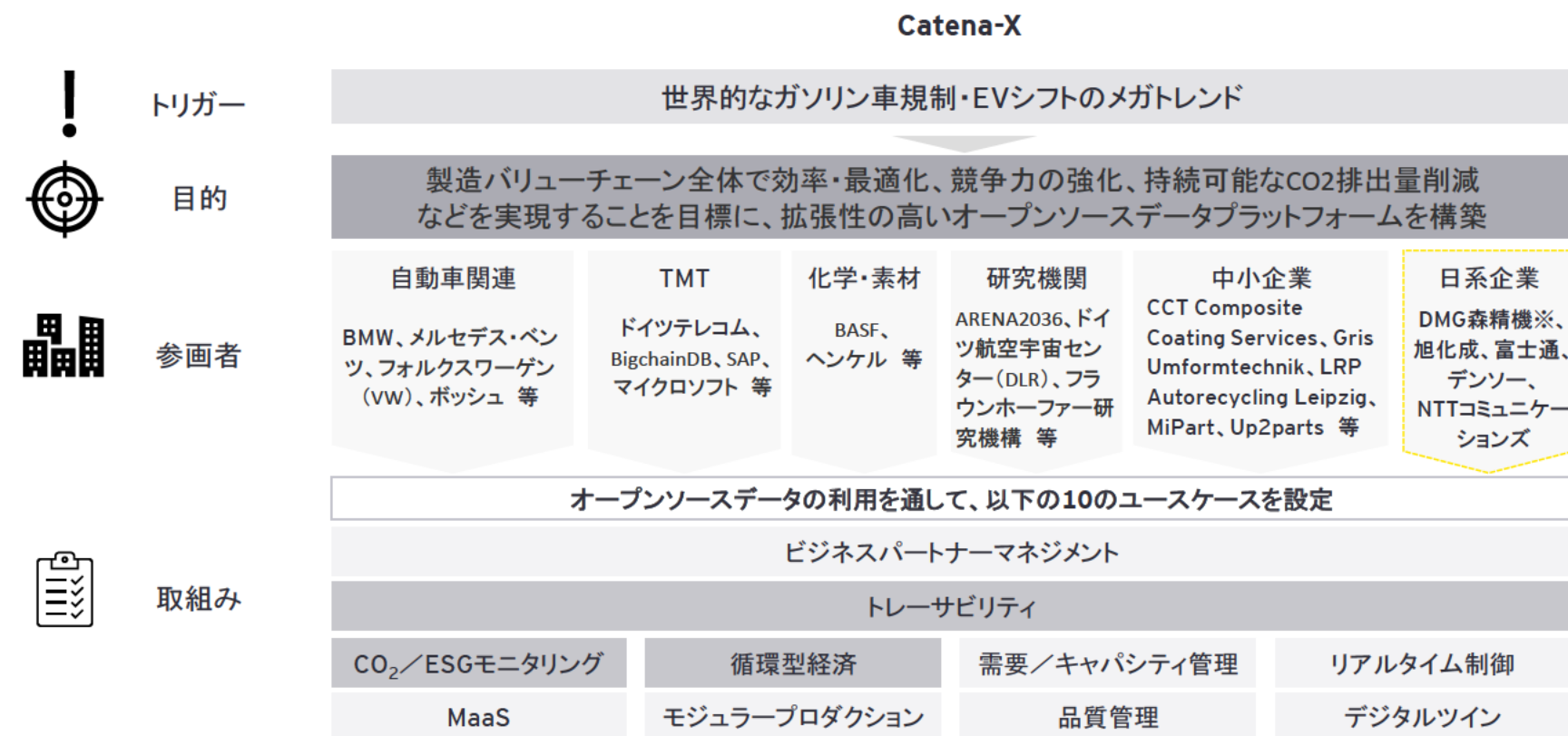
(出典) Ecovadis HP : [「EcoVadis Ratings Methodology Overview and Principles」](#)

評価手法の補足

- ▶ 評価項目: 評価項目は、国連グローバル・コンパクトの10原則、国際労働機関(ILO)協定、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)規格、ISO 26000規格、シリーズ(CERES)ロードマップ、国連ビジネスと人権に関する指導原則(ラギー・フレームワーク)といった国際的なサステナビリティ規格に基づいている
- ▶ 360°ウォッチ: 数千にのぼる外部ソース(NGO、労働組合、国際機関、地方自治体、監査機関、その他の第三者機関など)を日次で取り入れて、ステークホルダーの関心や懸念事項に迅速に対応する
- ▶ 実地検証: 証明書類に基づく評価の補足として、必要に応じて独立監査機関に評価対象企業に対する実地検証を依頼する
- ▶ 証明書類: サステナビリティレポート・方針・手順書・認証・研修教材をはじめとした、企業のサステナビリティ・マネジメントシステムにおいて作成された書類。第三者機関によって実施された実地監査の報告書を提出することも可能
- ▶ チェックアッププロセス: 重要な証拠が証明書類に見当たらない場合や分析中に追加の証拠が必要となる際など、必要に応じてアナリストチームがEcoVadisのプラットフォームを介して評価対象企業に連絡を取り、追加書類を要求する
- ▶ スコアカード: スコアカードには各評価領域の得点だけでなく、「方針」、「実施対策」、「結果」という3つのマネジメント層に基づいた評価対象企業の「強み」と「改善点」が表示される。「強み」は評価対象企業が証明した有効なサステナビリティ慣行を示しており、「改善点」は是正措置を行う必要がある領域を示している

5-9. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ カテナ-X (Catena-X) ～

- ▶ Catena-Xは自動車産業の競争力強化やCO₂削減などを目的に、自動車のバリューチェーン全体でデータを共有するためのプラットフォームである。第一弾の取組みとして、自動車の素材・部品から完成車までの製造工程のCO₂総排出量データの集積・分析や、トレーサビリティ（生産履歴の追跡）を実現するシステムを稼働させる



※DMG森精機の子会社で、工場のデジタル化などのサービスを提供するISTOSが参画している

(出典) Catena-X HP「[Catena-X](#)」

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Numerous clear, spherical water droplets are clinging to the tips and surfaces of the blades, creating a fresh and dewy appearance. The lighting is soft, highlighting the texture of the grass and the clarity of the water.

Appendix

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(1/92) ～ 調査方針について

項目	内容
調査対象	下記のサステナビリティ情報開示制度 ▶ 米国(SEC) ▶ 英国(FRC) ▶ EU(欧州委員会・EFRAG・ESMA) ▶ IFRS財団ISSB
調査方法	各当局の公式ウェブサイト ▶ SEC: SEC.gov HOME ▶ FRC: Homepage Financial Reporting Council (frc.org.uk) ▶ 欧州委員会: European Commission, official website (europa.eu) ▶ EFRAG: Home - EFRAG ▶ ESMA: ESMA (europa.eu) ▶ ISSB: IFRS - International Sustainability Standards Board
調査期間	▶ 情報提供日から見た過去2週間

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(2/92)

～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022-2026年度の中期計画案の公表およびパブリック・コメントの募集 (2022年8月24日)	SECは、2022年度から2026年度までの中期計画案について、パブリック・コメントの募集を開始した。 中期計画案は、以下の3つの主要目標を定めている。 ▶ 詐欺、不正操作、不正行為から働く家族を守る ▶ 発展する市場、ビジネスモデル、技術に歩調を合わせた強固な規制の枠組みを開発し、実施 ▶ 多様性、公平性、包括性、機関の目標を推進するための十分な能力を備えた技能を有する人材を支援 SECは、これらの目標を達成するために下記の取組みを行う予定である。 ▶ 不適切な行為を防止、検出、および告発するために、市場データおよび業界データの使用を強化する ▶ 投資家が投資判断を行う際に、一貫性があり、比較可能で、重要な情報にアクセスできるようにするため、投資家への開示の設計、提供、内容の近代化(現在のニーズに合わせた変革)を推進する ▶ 技術、ビジネスモデル、資本市場の発展を反映するために、既存のSEC規則とアプローチを更新することを目指す ▶ 多様性と一体性の取組みを支援するため、スキル、経験、専門知識を適切に組み合わせたスタッフの採用、トレーニング、維持に重点を置く	https://www.sec.gov/news/press-release/2022-148
報酬と業績に関する開示規則の修正 (2022年8月25日)	SECは、登録企業に対し、登録企業が実際に支払った役員報酬と登録企業の財務実績との関係を反映した情報を開示するよう求める規則を修正した。 この規則は、Dodd-Frank法によって義務付けられた要件を実施するものであり、修正案では、登録企業に対して、直近に完了した5会計年度の特定の役員報酬および財務パフォーマンスの指標を示す表を提供するように求めている。 パフォーマンスの測定に関して、登録企業は、総株主利益率(TSR)、登録企業の同業他社のTSR、純利益、および登録企業が選択した財務パフォーマンスの測定値を報告することが要求される登録企業は、実際に支払われた役員報酬と各パフォーマンス測定値との関係、ならびに登録企業のTSRと選択された同業他社のTSRとの関係を説明することが要求される。 また、登録企業は、実際に支払われる役員報酬と業績を関連付けるための最も重要なパフォーマンス指標と判断した3～7個の財務パフォーマンス指標のリストを提供することが要求される。ただし、小規模の企業においては、この規則のもとで段階的な開示要求が課されることとなる。 登録企業は、2022年12月16日以降に終了する会計年度において、新しい開示要件への準拠を開始しなければならない。	https://www.sec.gov/news/press-release/2022-149

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(3/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
SEC投資家諮問委員会、人的資本経営における労働力評価／有価証券関連スワップ／受益所有権／ESG開示について9月21日に議論(2022年9月19日)	証券取引委員会の投資家諮問委員会は、9月21日、公開VR会議を開催する。同委員会は、人的資本経営における労働力評価・業績データ、ESGファンドの開示を含む以下の4つの議題でパネルディスカッションを行う。 ▶ 人的資本経営における労働力評価と業績データ ▶ 10B-1のポジション・レポート ▶ 13D及び13Gの受益所有権レポート ▶ ESGファンドの開示 その他、サイバーセキュリティ及び気候関連の開示、会計の近代化に関する将来に向けた提案についても議論する。	https://www.sec.gov/news/press-release/2022-166
米国上院 銀行・住宅・都市委員会での講演(2022年9月15日)	SEC委員長のゲイリー・ゲンスラーは、米国上院 銀行・住宅・都市委員会において、株式発行会社やこれらによる開示に関する多くの課題について講演を行った。本講演は、暗号資産の規制と気候開示/SEC気候関連開示規則に関する議論が中心となった。その他、中国関連の問題(中国の米国上場企業の監査記録について、PCAOBによる香港での検査を可能にす協定)、SECのルール策定アジェンダ、多国籍企業における国ごとの税務開示、米国におけるIPOの減少、自社株買い、サイバーセキュリティ・リスクと関連するSECの開示提案、資本へのアクセス、市場の透明性と回復力、資産運用会社の多様性、プライベートファンドの透明性などが含まれた。 気候変動の開示については特に、3月のルール公表について以下のように強調した。 「過去数年間、投資家は気候関連のリスクと機会を含む要因に基づいて投資決定を行っている。しかしながら現状、多くの企業が異なる枠組みにより、一貫性と信頼性に欠ける方法で開示している。SECでは、当該情報開示に対する一貫性、比較可能性及び意思決定の有用性を高めるため、3月に気候変動に関する情報開示をルール化した。」	https://www.sec.gov/news/testimony/gensler-testimony-housing-urban-affairs-091522

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(4/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
投資家諮問委員会(IAC)※ における発言 (2022年9月21日) ※ドッド・フランク法911条に 基づき設立された、投資家 や研究者らで構成される SECのアドバイザー機関	SEC委員長のゲイリー・ゲンスラーは、9月21日のSEC投資家諮問委員会において、ヘスター・M・パース委員、ハイメ・リザラガ委員、マーク・T・ウエダ委員とともに演説した。それぞれがSECの気候関連と人的資本の開示ルール策定について言及し、またパース委員は委員会での議論を刺激するため、ESGファンドの開示等を巡る一連の問題を提起した。 【ゲンスラー委員長の発言】 (最新技術の活用、報告期限の短縮により、情報開示における透明性、比較可能性がもたらされる主旨の発言) 今日、投資家達は、気候やサイバーセキュリティに関するリスクと機会を含む情報に基づいて投資決定を下すようになっている。SECでは、当該状況を鑑み、より徹底した一貫性、比較可能性、及び意思決定への有用性をもたらすための提案を続けてきた。透明性と市場の一体性を促進するためには、投資家がファンド・マーケティングの背後にある情報を評価できることが重要となる。 そこで、本年初頭、SECでは、環境・社会・ガバナンス(ESG)関連のラベルを掲げて自らをマーケティングするアドバイザーや投資会社に対して開示要件を強化するルールを提案した。これは、投資家がファンドやアドバイザーによる主張の背後にある情報を確実に入手するのに役立つものとなるだろう。 受益所有権に関する報告については、2月に、受益所有権者が重要なポジションを開示する期限を10日から5日に短縮することを提案した。SECでは1968年以来、このような開示を義務付ける規則を設定してきたが、市場、技術、現代のコミュニケーションは、この50年間で劇的に変化している。技術の活用やルール改定により報告期限を短縮することで、現代の市場に適した方法によって情報の非対称性が解消されていくものと考えている。 規則10B、及び9j-1に関する提案は、クレジット・デフォルト・スワップやトータル・リターン・スワップといった有価証券関連スワップの透明性と市場の完全性に関わるものである。 大規模な有価証券関連スワップのポジションを公開・集計することは、これまで不透明だったこの市場の透明性を高めるのに役立つと考えられる。また、規則9j-1は、有価証券関連スワップ取引に関連した詐欺、操作、欺瞞の防止に役立つと考える。 最後に、会計の近代化に関する委員会の議論にも期待しており、サーベンス・オクスリー(SOX)法と整合する方法で、ビジネス慣行の変化に対する会計基準の対応力を強化する方法、例えば、FASB(財務会計基準審議会)の会計基準を一般の人々が無料で容易に入手・検索できるようにするなど、の提言も期待している。	https://www.sec.gov/news/speech/gensler-remarks-investor-advisory-committee-092122

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(5/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
投資家諮問委員会(IAC)※ における発言(つづき) (2022年9月21日) ※ドッド・フランク法911条 に基づき設立された、 投資家や研究者らで構 成されるSECのアドバイ ザリー機関	【パース委員の発言】 (人的資本管理、有価証券関連スワップと受益所有権の報告に関するSECの最近の提案、ESG投資に関する問題提起) ■人的資本管理と労務に関するディスカッション ▶ 2020年、SECは、上場企業が重要な「人的資本リソース」を開示するための、より原則ベースの要件を採択した。この開示要件が投資家に対する情報として不十分なのはなぜか？ ▶ 従業員は企業の成功の鍵であるが、特定の企業における人的資本対策は他の企業ではかわりがない場合がある。比較可能性のために共通指標を設定すると、企業間における実際の違いが不明瞭になる可能性がある。SECが人的資本について特定の指標を規定すべきだと仮定すると、これらの指標は多岐に渡る企業やzでなく、当該スワップに基づく義務／権利に関連して取られたあらゆる行動にまで及ぶ。提案された有価規定は、市場参加者に、例えば、マージンコールを行ったり、借り手への信用エクスポージャーをヘッジしたりするなどの安心感を与えるのに十分か？等 ■受益所有権レポート ▶ 報告期限について、現在の10日間、新たに提案された5日間、またはその他の日数は、目前に迫った支配の変動に関する透明性と、警戒心の強い投資家が市場にもたらす健全なダイナミズムの両方を促進するのに適切な日数か？ ■ESG投資に関する開示 ▶ ESGファンドが急増した背景には、資産運用会社がそこに収益性を見出したことも一因である。当然の懸念は、資産運用会社が実際にはESGではないものをESGとして販売している可能性である。既存のルールを利用して、環境保護に取り組んでいると世間に思わせるために偽りの情報を流布するケースが発生している状況下で、なぜ追加のルール設定が必要となるのか？それよりも、SEC規則でギャップがある可能性のある部分を特定し、それに応じて新たな規則を設定すること焦点を合わせるべきではないか？ ■サイバーセキュリティに関するリスクマネジメント、戦略、ガバナンス、インシデント開示 ▶ サイバーセキュリティに関する推奨事項では、登録事業者がマテリアリティ評価に苦慮する可能性があることを認め、「登録事業者がサイバーセキュリティ・インシデントについて投資家に報告することが期待される状況下での混乱を緩和する」ために必要な措置を講じることを検討することが示唆されている。SECは、企業が孤立したサイバーインシデントの重要性を評価することについて、何ができるか？等	https://www.sec.gov/news/statement/peirce-remarks-iac-092122

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(6/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
投資家諮問委員会(IAC)※ における発言(つづき) (2022年9月21日) ※ドッド・フランク法911条 に基づき設立された、 投資家や研究者らで構 成されるSECのアドバイ ザリー機関	【パース委員の発言】 (人的資本管理、有価証券関連スワップと受益所有権の報告に関するSECの最近の提案、ESG投資に関する問題提起)(つづき) ■気候関連開示ルールの提案 (3月に公表された新たな気候関連開示ルールについて、コスト面、投資判断上の有用性の観点から指摘) ▶ SECによる3月の気候情報開示ルールの提案は、直接経費、機会の放棄、訴訟リスクの増大といった観点から非常に高額になる可能性が高い。SECは、規則によるコストを緩和するために、どのような変更を加えるべきか? ▶ 当該提案では、特定の気候関連の財務諸表指標が財務諸表項目の1%に達するか、またはそれを超えた場合に開示する必要がある。このような低い閾値に従って開示された情報が、はたして投資家にとって有用となるのか? ▶ 当該提案が非標準的なマテリアリティ指標を使用し、仮定とモデルに大きく依存し、その長い時間的視野が、気候情報開示の比較可能性と一貫性を損なう可能性があることが懸念されないか? ▶ 当該提案が、例えば、スコープ3要件の対象となる公開企業が、排出量データを生成できる大企業に取って代わる可能性があるが、小規模の民間企業や農家に及ぼす間接的な影響について、どのように考えているか? ■会計の近代化に関する提言 ▶ 財務会計基準審議会(FASB)では、投資家の懸念に応える多くの技術的・研究的課題に取り組んでいる。その内容は提言事項にもっと反映されるべきではないか? 等	https://www.sec.gov/news/statement/peirce-remarks-iac-092122

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(7/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
SEC、パブリック・コメント受信に関する技術的エラーのため、一定のルールメイキング・リリースについてコメント募集を再開(2022年10月7日)	SECは、気候関連の開示提案を含む11のルール案について、同委員会のwebコメント・フォームを通じて提出された多くのパブリック・コメントが受信されないという技術的エラーが生じたことを受け、パブリック・コメント募集を再開した。影響を受けたコメントの大部分は2022年8月に提出されていたが、技術的エラーは早くも2021年6月に発生していたことが確認されている。影響を受けたコメント投稿者を含む利害関係者が、影響を受けたルール案についてコメント又は再提出する機会を確保するため、同委員会は連邦官報で再開の旨が公表されてから14日後まで、影響を受けたルール案のコメント募集を再開している。 影響を受けたルール案は以下のとおり: ▶ 証券貸出に関する報告 リリースNo.34-93613 (2021年12月8日) ▶ 有価証券関連スワップに関連する詐欺、操作、又は不正会計の禁止。チーフ・コンプライアンス・オフィサーによる不当な影響力の禁止。有価証券関連スワップについてのポジション・レポート リリースNo.34-93784 (2022年2月4日) ▶ マネー・マーケット・ファンド改革 リリースNo.IC-34441 (2022年2月8日) ▶ 自社株買いに関する開示の近代化 リリースNo.34-93783、IC-34440 (2022年2月15日) ▶ 機関投資家によるショート・ポジション及びショート・アクティビティ・レポート リリースNo.34-94313 (2022年3月16日) ▶ サイバー・セキュリティ・リスク管理、戦略、ガバナンス、インシデント開示 リリースNo.33-11038、34-94382、IC-34529 (2022年3月23日) ▶ プライベート・ファンド・アドバイザー;登録投資アドバイザーによるコンプライアンス・レビューの文書化 リリースNo.IA-5955 (2022年3月24日) ▶ 投資家向け気候関連開示の強化と標準化 リリースNo.33-11042号、34-94478 (2022年4月11日) ▶ 特別買収目的会社、ペーパーカンパニー、事業予測 リリースNo.33-11048、34-94546、IC-34549 (2022年5月13日) ▶ 投資会社名 リリースNo.33-11067、34-94981、IC-34593 (2022年6月17日) ▶ 環境、社会、ガバナンスに係る投資慣行について、一定の投資アドバイザー及び投資会社による開示の強化 リリースNo.33-11068、34-94985、IA-6034、IC-34594 (2022年6月17日) ▶ 投資アドバイザーとして活動する一定の情報提供者に関するコメントの要求 リリースNo.IA-6050、IC-34618 (2022年6月22日)	SEC.gov SEC Reopens Comment Periods for Several Rulemaking Releases Due to Technological Error in Receiving Certain Comments

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(8/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
高品質なESGデータに対する投資家からの要求に応えるには(SEC委員による講演) (2022年10月17日)	SECは、米国内の各州が同等のESG開示を促進し、投資家に提示される書類について虚偽または誤解を招くことを防止することに焦点を当てた3つのルール案を公表した。 「1 発行会社による気候リスク開示の強化」、「2 ファンド運用会社及び投資アドバイザーによるESG開示の強化」及び「3 ESG関連ファンドの名称に関するルール」である。 米国行政管理予算局が実施した気候リスク評価では、米国政府は気候関連の金融リスクを軽減するための政策に、年間250億ドルから1280億ドルの追加支出が必要であるとされており、また、Network for Greening the Financial Systemの分析では、現在の政策では、気候変動により今世紀末までに米国のGDPが3～10%減少する可能性があると推定されている。 そのため、気候変動に関する情報開示を求める投資家の要望は非常に強いものである。 1 発行会社による気候リスク開示の強化 これは、上場企業に対し、事業、経営、財務状況に重大な影響を及ぼす気候関連リスクの開示を義務付けるものである。また、企業の財務諸表における特定の関連する定量情報の開示、広く採用されているGHGプロトコルを適用した企業の温室効果ガス排出量の開示も必要となる。企業の温室効果ガス排出量、特に、企業が所有／管理している、又は購入したエネルギーの生成を通じて消費される排出源からの排出量は、投資家によって広く採用されている指標であることを理解することが重要である。 2 運用会社及び投資アドバイザーによるESG開示の強化 これは、1の提案について、特に、資産運用会社とファンド運用会社向けに補完するものであり、ファンド運用会社とその意思決定においてESG要因をどのように考慮しているかについて、投資家の意思決定に有用な定性的及び定量的情報を提供するように設計されている。同様に、投資アドバイザーはESGの要因や戦略に関する情報を開示する必要があり、投資家はそのアドバイザーを採用するかどうかの決定するのに役立つものとなる。これらのルールは、比較可能性と一貫性をもたらすものであるが、最も重要なことは、ファンドとアドバイザーに対してESGの趣旨を支持することを要求するものである。 3 ESG関連ファンドの名称に関するルール化 これは、投資信託をどのようにラベル付けするかに焦点を当てたものである。SECによるルールが提案された時点で、約3640億ドルの資産がESGに焦点を当てた戦略を示唆する名称のファンドに投資されたと推定されている。当該案は、ESG要因と非ESG要因とを併せて持つファンドが、ESG関連の用語を名称に使用することを禁止するものである(ファンドの名称は、投資判断に重要な意味を持つことがあり、投資判断が財務目標に合致しているかどうかを確認する上でも有用である)。	https://www.sec.gov/news/speech/lizarraga-speech-meeting-investor-demand-high-quality-esg-data

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(9/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
多様性、公平性及びインクルージョンに関する水準の向上 (2022年10月13日)	SEC Jaime Lizarraga委員による講演: 2021年7月に、SECのAMAC (Asset Management Advisory Committee)は、資産運用業界におけるDEI(ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン)の状況を調査し提言を行った。2022年春のSEC規則改正アジェンダは、この調査の延長線上にあるものである。 調査結果: 投資家がDEI情報を投資の判断材料とみなすようになってきている。調査報告書の中で、GAO (Government Accountability Office)が公表した2017年の統計について言及しており、当時は世界の運用資産のうち1%未満の約70兆ドルを、女性又はマイノリティが所有する資産運用会社が運用していた。 GAOの1%のような統計を引用すると、その投資に対するリターンが限られていると考える可能性があるが、1%は未開発の大きな可能性であり、今後成長し続けるとJaime委員は考えている。 SECに対する4つの提言内容: ▶ 投資アドバイザーとファンドに対して、ジェンダーと多様性に関する情報開示をより一層要求すること ▶ 受託者が他の資産運用会社を選択するためのガイダンスをSECが発行すること ▶ 証券業界における差別的慣行の記録を分類し保管するための一元化されたメカニズムを確立すること ▶ 委員会が最後にPay-to-play慣行の詳細な調査を行ってから10年以上が経過したことを踏まえて、Pay-to-play慣行の問題がどのように変化してきたかを調査すること SEC 2022年規則改訂アジェンダ: 2021年のAMAC提言の先を目指して、委員会は2022年春の規則制定アジェンダを発表した。 取締役会の多様性の強化と人的資本管理の開示に関する規則改正が含まれている。 これらの規則が採択された場合、投資判断に役立つ、標準化された透明性のある多様性関連の情報開示が行われるとJaime委員は考えている。	https://www.sec.gov/news/speech/lizarraga-remarks-raising-bar-diversity-equity-and-inclusion-101322 2021年のレポート: https://www.sec.gov/files/amac-recommendations-di-subcommittee-070721.pdf

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(10/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
DEI(ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン)ファクターに係る投資アドバイザーの考慮事項に関するSECスタッフによるFAQ(2022年10月12日)	SECスタッフは、投資アドバイザーが他のアドバイザーを選定又は推薦する場合において、DEI(ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン)に関連する要因を考慮する際の、投資アドバイザーとしての受託者義務に関するFAQを発行した。当該FAQは、ダイバーシティ&インクルージョンに関する2021年資産運用諮問委員会(AMAC)による報告とSECへの提案に対応するものであり、資産運用業界におけるジェンダーと人種に関する多様性の欠如に取り組むものである。 【FAQ抜粋】 Q: 投資アドバイザーは、受託者義務の下、クライアントに対して他のアドバイザーを選定又は推薦する場合において、DEIに関連する要因を考慮することができるが、それは、これらの要因がクライアントの目的と関係の範囲、その他のアドバイザーによる開示情報と一致している場合に限ると考えて差し支えないか？ A: 差し支えない。他の投資アドバイザーをクライアントのために推薦または選定するアドバイザーは、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンに関連する要因に限らず、その他の様々な要因を考慮することができるが、これらの要因の採用がクライアントの目的、関係の範囲、及びその他のアドバイザーによる開示情報と一致する場合に限る。	https://www.sec.gov/news/statement/crenshaw-lizarraga-dei-factors-20221013 https://www.sec.gov/tm/staff-faq-relating-investment-adviser-consideration-dei-factors
SEC、FY2022-2026の長期計画を発表(2022年11月23日)	SECは、FY2022-2026の長期計画を発表し、米国の投資家保護を目的とした3つの主要目標:「不正対策」、「確固たる関連規制の枠組みの維持」及び「熟練した多様な労働力の維持」を掲げた。 ▶ 目標1: 不正行為、改ざん等から投資家を保護すること ▶ 目標2: 発展する市場やビジネスモデル、テクノロジーに対応した確固たる規制の枠組みを構築し導入すること ▶ 目標3: SECの目標を推進するためスキル、多様性、公平性、包括性を兼ね揃えた熟練した労働力を確保すること 特に、目標1の個別目標である「開示の設計・提供・内容を改め、個人を含む投資家が一貫性のある比較可能な重要情報にアクセスし、十分な情報を得たうえでの投資決定を行えるようにすること」の中で、投資家は今日、気候リスク、サイバーセキュリティ方針及び人的資本に関する情報を特に重視していることに言及している。	https://www.sec.gov/news/press-release/2022-210

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(11/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) SEC、気候関連開示規則(確定版)及び人的資本開示規則(案)を2023年4月に公表見込み(2023年1月4日)	米国情報・規制問題室(OIRA)の2022年度秋の制度関連アジェンダ更新情報によると、SECによる気候関連開示規則(確定版)及び人的資本開示規則(案)は2023年4月に公表される見込みである。	【気候関連】 https://www.reginfo.gov/public/do/eAgendaViewRule?pubId=202210&RIN=3235-AM87 【人的資本】 https://www.reginfo.gov/public/do/eAgendaViewRule?pubId=202210&RIN=3235-AM88
(参考) SECのマーケットウエダ氏による講演(資産運用会社による環境・社会・ガバナンス(ESG)投資戦略の活用に関する問題点について)(2023年1月27日)	SECのマーケットウエダ委員は、カリフォルニア40アクトグループのイベントにおいて、資産運用会社(アセット・マネージャー)による環境・社会・ガバナンス(ESG)投資戦略の活用に関する問題点を挙げ、その中でESGの定義とその標準化の難しさについて触れた。 SECが提案した投資アドバイザーと資産運用会社向けのESGルールについては、「ESG投資の意味、ESG投資に含まれる問題や目的、ESG戦略の推進方法等の点で様々な視点がある」と認識している。投資家が気候変動や労働慣行等のESG問題に焦点を当てるとき、これらの問題をどの様に対処するか、またその結果投資目標が果たされたのかについては評価が異なる。よって、ESG対策は標準化され得るものではない。特定のESG指標を使用して企業の予測される財務収益を評価することができるが、ESG投資の目標は多くの場合財務実績以外のものとなる。利害関係者は、望ましい社会的・政治的結果を構成するものについては異なる見解を持っているため、ESGの観点から投資について良い／悪いに分類することは困難となる可能性がある。この点は、ESG格付けと信用格付けを比較することで説明される。ある調査によると、2つの大手格付け機関では、投資適格性を評価する際、78%の確率で同じカテゴリーの格付けを行い、1%未満の確率で異なる結果となった。対照的に、同じ調査では、2つの大手ESG格付け会社がESG格付けについて同じ結果となったのは僅か18%であることが示されている。ESG格付け機関毎で結果が異なる要因としては、(1)範囲(ESGパフォーマンスについて関連するカテゴリーを何と位置付けるか)、(2)重み(ESG連カテゴリーの重要性)、(3)測定(企業が特定のカテゴリー内でどれだけうまく機能しているか)の違い等が考えられる。	https://www.sec.gov/new/speech/uyeda-remarks-california-40-acts-group

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(12/92) ～ 米国(SEC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) マクヘンリー氏、スコット氏等が、SEC委員長に対し、気候開示規則案の策定プロセスについて情報を求める (2023年2月22日)	米下院金融サービス委員会委員長であるパトリック・マクヘンリー氏(R-NC)と、上院銀行・住宅・都市委員会の最高委員であるティム・スコット上院議員等は、SEC委員長に書簡を送り、SECの開示規則策定プロセスに関する情報を求めた。この書簡では、昨年のウェストバージニア対EPAの最高裁判決を引用し、気候関連開示規則案が「規則策定プロセスの乱用」であることを指摘した。気候関連開示規則が最終化されてから、法的課題に直面することになるだろう(注:最高裁の判決は、連邦ESG規制に対する主要な議論の一つになりつつある)。	https://financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=408573
(参考) 民主党議員がSEC委員長へ書簡を送付(気候関連開示規則案の最終化とスコープ3の温室効果ガス排出量の開示義務維持を促す) (2023年3月5日)	エリザベス・ウォーレン上院議員(D-MA)とダン・ゴールドマン下院議員(D-NY)を筆頭とする数十人の民主党議員が、SEC委員長ゲイリー・ゲンスラーに書簡を送付した。書簡では、気候関連開示規則案の最終化を催促し、規則最終版においてスコープ3の温室効果ガス排出量開示の義務付けを維持するよう求めた。	https://subscriber.politico.com/f/?id=00000186-b3b7-d967-a396-f7ffda490000&source=email

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(13/92) ～ 英国(FRC):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
FCAは、ESG課題に関する作業を形成するための外部専門家を募集(2022年8月23日)	今年初め、FCA理事会は、ESG関連の責任の遂行を支援するために、新しいESG諮問委員会を設立することを決定。これには、2050年までにネットゼロ経済を達成するという英国のコミットメントを「考慮」するという政府の期待に応えることが含まれる。委員会の役割は、以下について理事会に助言を提供することである。 ▶ FCAに関連するESG問題の監督を、規制当局として、またFCA自身の業務としてどのように実施するか ▶ 関連する新たなESGトピックまたは課題 ▶ FCAが組織の法的目的と規制原則に従ってESG戦略をどのように策定すべきか	https://www.fca.org.uk/news/news-stories/fca-looks-external-experts-help-shape-work-esg-issues
より良いESGデータは、企業によるインパクトのある意思決定を促進(2022年8月30日)	FRCラボは、ESGデータの作成に関するレポート「Improving ESG data production」を発行し、企業がESGデータをより効果的に収集して使用し、より良い意思決定を支援する方法を検討するのに役立つように設計されている。 本レポートでは、ESGデータ作成の3つの重要な要素、すなわちモチベーション、方法、意味について述べている。現在のデータ環境が複雑な状況であり、取締役会や経営幹部にとって、最も関連性の高い情報を特定して使用する方法についての課題があることは明らかである。このレポートでは、これらの課題に対処するために提案されたいくつかの前向きな行動と、取締役会がESGデータの収集と適用方法を最適化する方法について概説している。	https://www.frc.org.uk/news/august-2022/better-esg-data-drives-more-impactful-decision-making https://www.frc.org.uk/investors/frc-lab/esg-data
(参考) FCAによるESGデータおよび格付け機関の行動規範(2022年11月22日)	FCAは、ESGデータおよび格付け機関の行動規範を開発するためのグループの結成を発表した。 金融サービス企業がESGを自社の活動に統合し、ESGにフォーカスした商品を拡張するにつれて、第三者のESGデータおよび評価サービスへの依存度が高まっている。 FCAは、「ESGの英国資本市場における統合に関するフィードバック・ステートメント(FS22/4)」(2022年6月22日発行)にて、特定のESGデータおよび格付け機関に対する規制監督の導入に対する支持を表明した。これは、ESGデータと格付けサービスの市場における透明性と信頼性を高めることにつながる。 財務省が規制範囲を拡大する場合、FCAは、国際証券監督者機構(IOSCO)の提言で強調されている以下の分野における成果に焦点を当てつつ、均衡のとれた効果的な規制制度を策定し、協議するために必要な措置をとることにコミットした。 ▶ IOSCOの強調分野:透明性、優れたガバナンス、利益相反の管理、システムとコントロール	https://www.fca.org.uk/news/news-stories/code-conduct-esg-data-and-ratings-providers

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(14/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ESMA第三国ベンチマークのEU体制の改善を提案 (2022年8月19日)	EU証券市場規制当局である欧州証券市場監査局(ESMA)は本日、第三国で実施されるベンチマークの使用に適用される制度に関する欧州委員会の協議に対する回答を公表した。ESMAはその回答にて、現行制度の機能についてコメントし、規制・監督上の枠組みおよびEUのベンチマークラベルの改善について提案した。 ESMAの回答の主な特長は次のとおりである。 ▶ 第三国ベンチマークの使用に関する制限は、EUと第三国の管理者間の公平な競争条件を確保しつつ、リスクベースのアプローチに従って撤廃されるべきである ▶ 「戦略的」ベンチマークの新カテゴリーを創設する提案はESMAによって支持されている。このカテゴリーは、現行の規則と同様に、強制的な使用制限の対象となる唯一のベンチマークのカテゴリーである ▶ EU ESGベンチマークラベルの導入は、グリーンウォッシングに対抗するための追加支援ツールとなる ESMAは、ベンチマーク規制がEUで使用されるベンチマークを幅広くカバーしているが、これまでのところ、ベンチマークの提供と使用に関して同様の規制アプローチをとっている国・地域はほとんどないと強調している。したがって、ベンチマーク規制の範囲が広いことは、EU以外の投資家とは対照的に、EUの投資家に対して第三国ベンチマークの利用が制限されるという望ましくない結果を招くことになる。 【次のステップ】 この回答は欧州委員会に提出されている。欧州委員会は、欧州議会および評議会に対し、ベンチマーク規制の有効性に関する勧告を含む報告書を作成する予定である。	https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-proposes-improvements-eu-regime-third-country-benchmarks

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(15/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGのサステナビリティ・レポーティング・チームへの参加募集 (2022年9月1日)	欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)草案策定における欧州委員会のテクニカルアドバイザーとしての幅広い役割の中で、EFRAGはサステナビリティ報告に関する正社員と出向者(有償・現物支給)の両方を募集しており、応募期限は2022年9月30日である。 EFRAGは、継続的なサステナビリティ基準策定活動に参加することに意欲的で、当該分野の経験があり、さらに、当該分野のトピックや企業報告に関する専門知識を深めるために時間を費やすことをいとわず、急速に発展するサステナビリティ報告の状況に適応できる人材を求めている。 EEA国籍で、有償の場合はEFRAGのブリュッセルオフィスに転勤する意思のあること。また、スキルや専門性に応じてジュニアからシニアまでの様々な経験値を持つ候補者を求めている。また、出向者の派遣(現物支給)も歓迎している。	https://www.efrag.org/News/Public-374/Join-EFRAGs-Sustainability-Reporting-Team
EFRAG Sustainability Reporting BoardとEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Groupは、9月8日に合同会議を開催すると発表 (2022年9月7日)	EFRAGは、2022年9月8日(木)にEFRAG Sustainability Reporting BoardとEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Groupウェブキャスト合同会議を開催することを発表した。合同会議では、パブリック・コンサルテーション調査1の主要統計に関する報告について議論が行われた。	https://www.efrag.org/News/Meeting-465/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board--EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-Joint-meeting

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(16/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGはが年次レビュー2021を発表 (2022年9月8日)	EFRAGは、年次レビュー2021を発表した。この年次レビューは、過去1年間における組織の主な成果や、2022年上半期に実施されたガバナンス改革や、財務報告の進展に加え、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)案の形で技術的助言を提供するECのテクニカルアドバイザーとしてのEFRAGの役割の確認などの重要な進展が取り上げられている。 2021年及び2022年上期の主な進捗状況は以下のとおり。 ▶ 基準策定活動とガバナンス改革を含むEFRAGのサステナビリティ報告活動 ▶ EFRAG財務報告活動(特にIFRS第17号「保険契約」に関する研究活動および主力プロジェクト「無形資産に関するより良い情報」、IFRS基準の改善への貢献および推奨助言プロジェクトを含む) ▶ ガバナンスと透明性:新たに14の団体が加盟 Jean-Paul Gauzès氏(EFRAG前理事会議長)は、「Project Task Force-European Sustainability Reporting Standardsとその臨時事務局にボランティアとして参加したすべての人々に感謝と感謝の気持ちを表したい。彼らは、厳しい労働条件の下での欧州のイニシアチブの成功に対して、揺るぎない模範的なコミットメントを示した。」と表した。	https://www.efrag.org/News/Public-377/EFRAG-releases-its-Annual-Review-2021
環境対策:欧州委員会が人間の健康と環境を保護するためにEU環境規則のより良い適用を要請 (2022年9月8日)	欧州委員会は第3回環境実施レビュー(EIR)を発行した。これは、環境規制の実施を支援し、環境規則の実施の重要性に関する意識を高める重要な報告ツールである。EUレベルで決定されたことと現場で実行されたこととのギャップを埋めることは、市民の環境面での良好成果を確保し、経済発展の機会を創出しつつ企業の公平な競争環境を維持するために不可欠である。 Virginijus Sinkevičius環境海洋水産局長は、「今年の環境実施レビューは、行動を喚起するものである。前回のレビューから進展が見られる分野もあるが、他の分野では依然として実施の格差が広がっており、そのために私たち全員が環境汚染や関連するリスクに対してより脆弱になることを懸念している。この分析は、実施状況を改善し、私たちの健康と環境をよりよく守るために必要なツールと情報を加盟国に提供するものである。有効に活用しましょう。」と述べている。 この環境実施レビュー(EIR)は、EU環境法の実施状況を示す27か国の個別の報告書に基づいて、EUレベルでの結論を導きだし、共通の傾向を明らかにするものである。 EU各国政府が、空気の質、飲み水、自然をどれだけ保護しているかについての豊富な情報を含んでいる。さらに、このレビューでは、各加盟国における改善のための優先的な行動も示している。	https://ec.europa.eu/competition/presscorner/detail/en/ip_22_5367

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(17/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
環境対策:欧州委員会が人間の健康と環境を保護するためにEU環境規則のより良い適用を要請(つづき)(2022年9月8日)	主な環境政策分野における取組状況 ▶ 生物多様性: EUの生物多様性は減少を続けている。EU全体で最も状態が悪いと評価されている生息地のいくつかは、半自然の草原、湿原、湿原、シダ類である。森林は大きな圧力下にあり、ほとんどの加盟国はNatura2000ネットワークを完成させるための努力を加速する必要がある ▶ 水: 水域の良好な状態の達成に向けた進展は遅く、一部の加盟国は、これに対処するための主要な手段、特に河川流域管理計画の採用が遅れている。加盟国は、自国の洪水リスクをより良く管理するために、適時に洪水リスク管理計画を策定することが求められている。また、一部の国では、飲料水に関する規則の実施が依然として懸念されている。さらに、硝酸塩と都市下水処理に関するEU規則の実施は、EUの資金が利用可能であるにもかかわらず、計画とインフラが不十分であるために遅れている ▶ 循環型経済: ほとんどの加盟国は循環型経済戦略と行動計画を策定しているが、加盟国の資源生産性と循環型資源使用率との間にはかなりの差がある。生産性率は経済が生産に必要な資源をどれだけ効率的に使用しているのかを測定し、循環資源使用率は回収されて経済に還元される資源の割合を測定する。プラスチック、建設材料および繊維のリサイクル可能性を向上させるために、さらなる取組が必要。廃棄物の防止は、すべての加盟国において依然として重要な課題であり、一部の国では依然として基準以下の埋立地に取り組む必要がある ▶ 大気汚染: 大気汚染は依然として欧州人にとって健康上の大きな問題である。加盟国は、国およびEUレベルでよりクリーンな大気を作るために、体系的かつ一貫した方法で大気質のモニタリング要件を満たす必要がある。そのためには、自然エネルギーを動力源とする持続可能なモビリティへの転換、家畜、糞尿、肥料の管理を含む低排出農業技術の導入など、厳しい措置が必要である ▶ 気候変動: 全体的に、EU全体で気候変動関連法の実施レベルは良好であり、2030年に向けて気候法で定められた55%削減目標を達成するための一連の対策を合意し、実施することが重要。しかし、気候変動への影響が増大するという厳しい現実に対応するために、各加盟国およびEUレベルでの適応努力を強化する必要がある。気候に起因する被害を防止および/または最小化するための適切な行動は、経済的、環境的および社会的利益をもたらす	https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5367

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(18/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
環境対策:欧州委員会が人間の健康と環境を保護するためにEU環境規則のより良い適用を要請(つづき)(2022年9月8日)	【実装を可能とする要因】 多くの加盟国は、環境目的と優先事項にまたがる投資ニーズを満たすために、より多くの資金を確保する必要がある。この環境実施レビュー(EIR)では、初めて各加盟国に対して、環境実施に利用可能な資金と投資ニーズを比較した。環境目標を達成するために必要な投資額は年間1,100億ユーロである。環境投資ギャップの約3分の2は、一般的な汚染への取り組みと、水域の保護と管理に関係している。 加盟国の行政能力を適応させ強化することは、EUの法令遵守と実施に不可欠であり、国レベルでの司法への効果的なアクセスを確保することは、環境法の実施に不可欠である。これが環境ガバナンスの柱である。ほとんどの加盟国には、特に水、自然および/または大気の質に関する計画の分野において、決定、行為または不作為に異議を唱えるために、裁判所への公衆のアクセスを改善する余地がまだある。また、ほとんどの加盟国は、司法権へのアクセスについて、より多くの情報を国民に提供する必要がある。 【背景】 2017年2月に第1回環境実施レビューを採択した。EIRは、既存の法律および政策の実施を改善することに焦点を当てた欧州委員会の政策とともに機能する。その採択以来、多くの加盟国、報告書で特定された優先テーマに関する各国のEIR対話を組織してきた。多くの場合、地域・地方当局と主要な利害関係者が関与している。欧州委員会は、EIRのプロセスを通じて、加盟国がより適切に環境政策および規則を適用できるようにするために加盟国と協力を行い、合意された規則が適切に実施されない場合、欧州委員会は法的措置を取ることができる。	https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5367

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(19/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGは、EFRAG Sustainability Reporting Boardのウェブキャスト会議を9月13日(火)に開催することを発表 (2022年9月9日)	EFRAGは、2022年9月13日(火)にEFRAG Sustainability Reporting Boardのウェブキャスト会議を開催することを発表した。この会議では、EFRAGの重要性(マテリアリティ)に関するアプローチについて議論が行われる。	https://www.efrag.org/News/Meeting-467/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-13-September-2022
EFRAGは、2022年9月14日(水)にEFRAG Sustainability Reporting Boardのウェブキャスト会議を開催することを発表 (2022年9月13日)	EFRAGは、2022年9月14日(水)にEFRAG Sustainability Reporting Boardのウェブキャスト会議を開催することを発表した。この会議では、2022年4月から2022年8月8日までに実施されたESRS公開草案に関して、EFRAGが実施したパブリック・コンサルテーションの結果が共有される。また、GRIコメントの評価に基づくEFRAG SR TEGによる勧告、ESRS1とESRS2草案への提案とその結果としての変更についても議論される。	https://www.efrag.org/News/Meeting-469/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-14-September-2022
EFRAGは、2022年9月19日(月)にEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表 (2022年9月16日)	EFRAGは、2022年9月19日(月)にEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表した。 この会議では、ESRS(欧州サステナビリティ報告基準)における時間軸、子会社免除に関する論点、ESRSの公開草案に対するコメントと修正について議論する予定。	https://www.efrag.org/News/Meeting-472/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
EFRAGは、2022年9月20日(火)にEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表 (2022年9月19日)	EFRAGは、2022年9月20日(火)にEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表した。 この会議では、環境問題から生じる潜在的な財政的影響と、気候、生物多様性および生態系に関連するESRS(欧州サステナビリティ報告基準)に関するパブリックコンサルテーションの結果の評価について議論する予定。	https://www.efrag.org/News/Meeting-473/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(20/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGは、2022年9月21日(水)にEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表(2022年9月20日)	EFRAGは、2022年9月21日(水)にEFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表した。 この会議では、汚染、水・海洋資源、資源利用及び循環経済に関連するESRS(欧州サステナビリティ報告基準)に関するパブリックコンサルテーションの結果の評価について議論する予定。	https://www.efrag.org/News/Meeting-474/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
2022年9月のIFASS会合に関する最新情報(2022年9月21日)	会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)は、2022年9月に27-28日でロンドンにて開催され、財務報告と持続可能性報告に関するトピックについて議論する。 ここ数年間のバーチャル会議を経て、IFASSのメンバーは2022年9月27～28日にロンドンにて対面会合を開く予定。会議の議長は、EFRAG FR TEG 議長及び EFRAG SR TEG 議長代理のキアラ・デル・プレテが務める。 この会議では、財務報告およびサステナビリティ報告に関連する以下のトピックを取り上げる。 会議1日目: ▶ のれんの後発的測定 ▶ IFRS 第9号-分類と測定の導入後レビュー。ESGに関連する金融商品とFVOCIのリサイクルと減損 ▶ キャッシュフロー報告をいかに改善するか ▶ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の導入後レビュー 会議2日目: ▶ サステナビリティ報告に関する管轄の視点: 気候関連リスク ▶ Looking ahead - 気候の次は何だ? - 自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD) ▶ デジタルアセットに関するパネルディスカッション ▶ 中小企業向けIFRSの第2次包括的レビューに関するパネルディスカッション 基準設定主体向けの会議である。 IFASSは、世界各国の会計基準設定主体、および企業報告に密接に関わるその他の組織で構成される団体である。	https://www.efrag.org/News/Project-609/Update-on-IFASS-meeting-in-September-2022?AspxAutoDetectCookieSupport=1

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(21/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表 (2022年9月21日)	この会議では、Just Transition Issue Paper、ESRS S1 Diversity Issue Paper、ESRS S2 Workers in the value chain、ESRS S3 Communities and Environmental Standardsについて議論する予定。	https://www.efrag.org/News/Meeting-475/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group webcast meetingのウェブ会議を開催することを発表 (2022年9月22日)	この会議では、ESRS S3の影響を受けるコミュニティ、ESRS S4の消費者とエンドユーザー、ESRS E5の資源利用と循環経済、ESRS G1のガバナンス、リスク管理と内部統制、ESRS G2の企業行動、マテリアリティビジュアルマップについて議論する予定	https://www.efrag.org/News/Meeting-476/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
セクター別ESRS草案の策定を支援するEFRAGコミュニティ・セクター・グループに参加 (2022年9月23日)	EFRAGは、さまざまな外部ステークホルダーがセクター別ESRS草案の作成に関して意見を提供し、貢献し、支援することができるように、多くのセクターにおいてコミュニティ・セクター・グループを設立している。 コミュニティメンバーは、各セクターに関連する重要なサステナビリティに関する事項の特定をサポートし、基準案の開発にインプットを提供し、ワークショップに積極的に参加し、必要に応じてEFRAGセクター別ESRSドラフト作成チームとさらに連絡を取り合うことになる。コミュニティセクターグループへの参加は、2022年12月までに終了する予定である。	https://www.efrag.org/News/Project-611/Join-EFRAGs-Community-Sector-Groups-supporting-the-development-of-Sector-specific-draft-ESRS-
低・中所得国における持続可能な金融の拡大: ハイレベル専門家グループが活動開始 (2022年9月27日)	低・中所得国における持続可能な金融の拡大に関するハイレベル専門家グループ(HLE)は、ブリュッセルで初会合を開き、民間部門からの資金調達を拡大する方法について欧州委員会に勧告を行うべく、パートナー国における持続可能な金融の課題と機会に関する検討を開始する。複数の世界的な危機が世界経済に大きな打撃を与え、持続可能な開発目標(SDGs)に向けた長年の進捗を覆している今、グローバル・ゲートウェイ戦略に沿って、パートナー国が持続可能なインフラプロジェクトに資金を利用できるようにすることは、世界の回復に不可欠である。	https://ec.europa.eu/mission/presscorner/detail/en/ip_22_5724

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(22/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ESRSの最初のXBRLタクソノミの開発のための入札募集 (2022年9月28日)	EFRAGは、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)第1セットのXBRLタクソノミの開発をXBRL専門の専門家に委託する入札を募集(回答期日は2022年10月24日まで)。 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)は、EFRAGが策定するEUサステナビリティ報告基準(ESRS)の採用を求めている。これに伴い、EFRAGはESRS草案の最初の13の公開草案を作成しており、EFRAGは2022年11月中旬までにESRS草案を最終化し、技術的助言の形で欧州委員会に提出する予定である。 CSRDは、企業に対して欧州単一電子フォーマット(ESEF)で経営報告書を作成することを求めている。それにはEUで採択された最終ESRSが要求する情報が含まれることになる。そのため、EFRAGは、ESRSの開示要件に反映される全ての報告項目をXBRL形式で定義するためのXBRLタクソノミを準備する必要がある。 EFRAGは、ESRSのXBRLタクソノミの開発をXBRLの専門家に委託することを検討しており、主な成果物は、ESRS XBRLタクソノミと、iXBRL形式による報告書である。ESRS XBRLタクソノミとそれに付随するタグ付けされた報告書は、欧州委員会に提出されたセット1に含まれる全てのESRSをカバーする必要がある。入札の手引きとして、いくつかの開示要求をカバーするXBRLタクソノミの概念実証例が、環境報告基準ESRS E1の結論の根拠(44ページ)の一部として既に公開されている。	https://www.efrag.org/News/Public-381/Call-for-tenders---Developing-the-XBRL-Taxonomy-of-the-first-set-of-ESRS
ESAsは、化石燃料原子力への投資に関する情報開示を提案 (2022年9月30日)	欧州3監督当局(EBA、EIOPA、ESMA - ESAs)は、サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)に基づく、化石燃料や原子力活動への投資に関する金融商品のエクスポージャー開示に関する規制技術基準案(RTS)を含む最終報告書を欧州委員会に提出。 RTSの修正最終草案では、ESAは、タクソノミに沿ったガスおよび原子力の経済活動への投資について透明性を提供するために、特定の開示を追加することを提案している。これらの開示は、補完的気候委任法の定義に沿ったものであり、投資家が十分な情報を得た上で意思決定を行うことを支援するものである。 今後、ECはRTS草案を精査し、公表後3ヵ月以内に承認する予定である。本件は緊急性が高く、補完的気候委任法の適用時期が難しいため、ESAはRTS草案を承認する際に適用予定日を含めるようECに委ねている。	ESAs propose disclosures for fossil gas and nuclear energy investments Eiopa (europa.eu)

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(23/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
消費者の専門性を重視した「EFRAGサステナビリティ・リポーティングTEG」の募集 (2022年9月30日)	EFRAGは、消費者の専門性に焦点を当てた EFRAG サステナビリティ・レポーティング TEG の候補者を募集(回答期日は2022年10月24日まで)。 EFRAG Sustainability Reporting TEG (SR TEG) には、ESG 領域における幅広い専門知識と専門分野を含む。バランスの取れた専門性、経験、知識を持つために、EFRAGは、消費者の視点からの特別な専門性と経験を持つEFRAG SR TEGの候補者を募集しており、消費者は、顧客として、また(個人)投資家として、インパクト・マテリアリティが重要な役割を果たすサステナビリティ報告の側面に関する実践的なニーズが含まれる。 これは、EFRAG SR TEGの第1期において、欧州委員会のために様々な欧州サステナビリティ報告基準の草案を作成する必要があるため、特に関連性の高いものとなっている。任命は任命された日から始まり、EFRAG SR TEG メンバーの時差交代を行うため、1年または2年(すなわち、2023年3月31日または 2024年3月31日に終了)の期間となる。	https://www.efrag.org/News/Public-382/Call-for-candidates-for-EFRAG-Sustainability-Reporting-TEG-focused-on-consumer-expertise
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meeting のウェブ会議を10/4に開催することを発表 (2022年10月3日)	この会議では、ESRS1の一般原則及びESRS2の一般戦略、ガバナンス及び重要性の評価について議論する。 また、DRの削減や環境・社会への段階的導入についての議論する予定。 ※ Disclosure Requirements (情報開示の要件)	https://www.efrag.org/News/Meeting-480/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-04-October-2022
EFRAGが「企業報告の方向性」に関する会議の開催を発表 (2022年10月3日)	2022年12月7日、EFRAGはブリュッセルで、設立21周年を記念し、EFRAGの主要な成果、過去と未来について議論する会議 "Where is Corporate Reporting heading? (コーポレート・レポーティングはどこへ向かうのか?)"を開催予定。環境・社会・ガバナンス(ESG)革命に伴う企業報告の新たなトレンドや、財務報告との接続性について議論する場となる予定。また、基調講演には、金融安定化・金融サービス・資本市場同盟担当の欧州委員のメイリード・マクギネス氏が登壇予定。	https://www.efrag.org/News/Meeting-478/Save-the-date---EFRAG-announces-its-Conference-Where-is-Corporate-Reporting-heading-

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(24/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年9月版「EFRAG Update」を発行 (2022年10月3日)	公開技術討論と決定事項をまとめた2022年9月版「EFRAG Update」を発行。 (EFRAG Update: デュープロセスの公表、開催されたパブリック・テクニカル・ディスカッション、その月に行われた決定について有権者に知らせるために、毎月発行される。) ※ EFRAG Updateより以下一部抜粋 EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group (EFRAG SR TEG) は、2022年9月6日、15日、19日～23日、30日に下記のトピックで一連の会議を開催した ▶ 重要性アプローチ、ESRS G2 草案におけるインシデントの定義、時間軸、補助的免除に関する今後の方向性の議論 ▶ 脱炭素化の手段とリソースの粒度、環境問題に関連する影響による潜在的な財務的影響、リスクと機会、公正な移行、多様性、影響を受けるステークホルダーの定義に関する今後の進め方の議論 ▶ ESRS 1 ED草案の変更点リスト(更なる議論のための項目リストを含む)の承認 ▶ ESRS 1、ESRS 2、ESRS E1、ESRS E2、ESRS E3、ESRS E4、ESRS E5のパブリックコンサルテーションのフィードバックに基づく今後の進め方についての議論と合意 ESRS S1, ESRS S2 ESRS S3, ESRS S4, ESRS G1, ESRS G2 のパブリックコンサルテーションのフィードバックに基づく ▶ 重要性評価をサポートするビジュアルマップの提示と議論	https://www.efrag.org/News/Public-383/EFRAG-Update-September-2022
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を10/5に開催することを発表 (2022年10月4日)	この会議ではDRの削減方法と段階的導入の検討について議論する予定。	https://www.efrag.org/News/Meeting-481/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-05-October-2022
EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を10/7に開催することを発表 (2022年10月6日)	この会議では、ESRS1及びESRS2における社会的及び人権的要因に関するデュー・ディリジェンスのプロセス並びに関連するデュー・ディリジェンスの原則及び開示について協議する予定。 なお、本会議の協議対象であるIssue Paperの目的は、SRT、GRI及びパブリックコンサルテーションで寄せられた意見を踏まえ、デュー・ディリジェンスに関するESRS EDの変更点を提案することである。	https://www.efrag.org/News/Meeting-482/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(25/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGは鉱業、石炭採掘、石油・ガスのサステナビリティ報告セクター別基準案の持続可能性に関する事項や関連規制について議論するためのワークショップの開催時期を発表(2022年10月6日)	2022年10月と11月に、EFRAGは、ESRSセクター別基準案の作成について、関連するコミュニティ・セクター・グループと議論するための複数のワークショップを開催し、Community Sector Groupのメンバーは、プライベート・ワークショップで意見交換を実施予定。 これらのワークショップの最後の40分間に、EFRAGはセッションを一般に公開し、新規参加者は議論の要約を受け取り、他の関心のあるステークホルダーとトピックについて議論することが可能。 【以下のセクターのワークショップを予定】 #1 鉱業・石炭鉱業ワークショップ(10月17日(月)13.00 CET) #1 石油・ガス(上流・下流)ワークショップ(10月18日(火)9:30 CET) #2 鉱業・石炭鉱業ワークショップ(開催日は近日中に公表) #2 石油・ガス(上流・下流)ワークショップ(開催日は近日中に公表) ※ 各セクターごとに、2つのワークショップを企画 #1: ステナビリティに関する事項や規制について議論する #2: 情報開示のドラフトを議論する	https://www.efrag.org/News/Project-614/Calling-the-mining-coal-and-oil-and-gas-community-sector-groups-Workshops-for-draft-Sector-Sustainability-Reporting-Standards-
EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を10/11、12に開催することを発表(2022年10月10日)	この会議では、ESRSのエクスポージャードラフト(気候変動、生物多様性と生態系、汚染、水と海洋資源)について議論する予定。	EFRAG SRB Meeting 11 October - EFRAG EFRAG SRB Meeting 12 October - EFRAG

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(26/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) ESMA 今後5年間の戦略的優先事項を発表 (2022年10月10日)	ESMAは、2023年から2028年までの戦略を発表。この戦略の中で、ESMAは長期的な優先事項と、将来の課題や進展に対応するためにその能力とツールボックスをどのように活用するかについて詳述し、監督の強化、個人投資家保護の強化、効果的な市場と金融安定の促進、持続可能な金融の実現、技術革新とデータの有効活用の推進に重点を置くことを想定。 ●議長のベレナ・ロスは、以下のように述べている。 “ESMA戦略は、急速に変化する市場や地政学的な発展を考慮に入れている。確立された戦略目標は、EUの金融市場規制・監督機関であるESMAが、投資家保護を強化し、秩序ある安定した金融市場を促進するという使命を引き続き達成するために重要である。” “2023-2028年のESMA戦略は、3つの優先順位と2つのテーマ別推進力を中心に据えている。EU市場の有効性と安定性を促進し、個人投資家の保護を強化すること、そしてその両方を監督強化を通じて行うことは、ESMAが目指すものの中核をなすものである。また、持続可能性と技術・データ革新という2つの主要な推進力は、現在、組織の全領域に組み込まれている。” ●戦略の主な要素 [効果的な市場と金融の安定の促進] ESMAは欧州資本市場の深化を積極的に支援し、その健全性を確保し、より効果的にすることを目指す。この目的のため、今後5年間、ESMAは公正で秩序ある効果的な市場の確保、透明性の向上(例: European Single Access Pointの実施)、金融安定性の強化に焦点を当てる。我々は、単一ルールブックの開発、維持、合理化を継続し、国際的な規制・監督の議論におけるEUの共通の声を支援していく。 [EU金融市場の監督強化] ESMAと各国の所轄官庁(NCA)の活動は補完的であり、EU単一市場全体の監督を強化するために機能している。戦略の中で、ESMAは、EU共通の監督文化、リスクの優先順位付け、監督アプローチと結果の収束を達成する野心を強調。	https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma71-99-2022_esma_announces_strategic_priorities_for_the_next_five_years_press_release.pdf

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(27/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) ESMA 今後5年間の戦略的優先事項を発表(つづき) (2022年10月10日)	[個人投資家の保護強化] ESMAとNCAは、特に個人投資家に焦点を当て、投資家が効果的に保護されるよう全力を尽くす。また、本戦略において、投資家エンゲージメント、効果的な情報開示に関連するアクションを提唱。 [持続可能な金融の実現] ESMAの全ての活動に持続可能性を組み込むことで、より持続可能な経済・金融システムへの移行を支援する。持続可能な金融ロードマップの優先事項は、ESG情報の有効性と完全性、ESG規制枠組と監督の改善、環境に優しい経済への移行に向けた資金調達における個人投資家の役割の認識といった、戦略で言及した道筋と密接に関連。 [技術革新とデータの有効活用の促進] ESMAは、金融規制が技術革新を妨げないよう、新興のプレーヤーや商品と従来の商品との間の公平な競争の場を維持することに努める。ESMAの焦点は、金融市場で使用される技術が既存の規制枠組みに与える影響と、この分野で今後制定されるEU法の実施状況を評価することにある。	https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma71-99-2022_esma_announces_strategic_priorities_for_the_next_five_years_press_release.pdf

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(28/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGコミュニティ・セクター・グループへの呼びかけ-サステナビリティ報告基準案のセクターごとのワークショップ (2022年10月14日)	EFRAGは、サステナビリティ報告基準案のセクター別基準に関して、サステナビリティ課題と関連規制について議論するワークショップの日時を発表した。 以下2つのセクターについて、サステナビリティ課題と規制、公開草案について議論を行う。 ▶ Motor Vehicles(自動車) ▶ Agriculture, Farming and Fishing(農業と漁業)	https://www.efrag.org/News/Project-616/Calling-the-EFRAG-Community-Sector-Groups---Workshops-for-draft-Sector-Sustainability-Reporting-Standards
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を10/19に開催することを発表 (2022年10月14日)	この会議では、ESRS S2: Workers in the Value Chain(バリューチェーン内の労働者)、S3: Affected Communities(影響を受けるコミュニティ)およびS4: Consumers and end Users(消費者とエンドユーザ)、ESRS G1/G2: Governance(ガバナンス)、ISSB-EFRAGの相互運用性について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-486/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-19-October-2022
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を10/20に開催することを発表 (2022年10月14日)	この会議では、ESRS S1: Own workforce(自社の従業員)について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-487/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-20-October-2022
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を10/21に開催することを発表 (2022年10月14日)	この会議では、ESRS E5: Resource and Circular Economy(資源の利用と循環型経済)およびESRS G1/G2: Governance(ガバナンス)について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-488/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-21-October-2022
(参考) EFRAGサステナビリティ・レポート・ティン・テクニカル・エキスパート・グループ会議を非公開で開催することを発表 (2022年10月15日)	サステナビリティ・テクニカル・エキスパートメンバーが一週間にわたってESRS草案を起草するため、来週(2022年10月17日~21日)に予定されていたEFRAGの公開会合がキャンセルされたことを、EFRAGは発表した。	https://www.efrag.org/News/Public-384/EFRAG-Sustainability-Reporting-TEG-meetings---closed-meetings

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(29/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) EFRAG サステナビリティ・レポート・テクニカル・エキスパート・グループ会議を10/25に開催することを発表 (2022年10月24日)	この会議では、修正を前提とした12のドラフトについて議論を行う。これらの草案は以下の通り。 ESRS1全般原則、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、ESRS E1気候変動、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E4生物多様性と生態系、ESRS E5資源の利用と循環型経済、ESRS S1自社の従業員、ESRS S2バリューチェーン内の労働者、ESRS S3影響を受けるコミュニティ、ESRS S4消費者及びエンドユーザー、ESRS G1ガバナンス、リスク管理及び内部統制	https://www.efrag.org/New/Meeting-492/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
(参考) EFRAGコミュニティ・セクター・グループへの呼びかけ-サステナビリティ報告基準案のセクターごとのワークショップの開催について (2022年10月24日)	EFRAGは、サステナビリティ・レポート・ドラフトの産業基準に関して、サステナビリティに関する事項と関連規制について議論するワークショップの日時を発表した。 以下のセクターについて、サステナビリティに関連する規制及び公開草案について議論を行う。 ▶ 自動車 ▶ エネルギー、公益 ▶ 陸上輸送	https://www.efrag.org/New/Project-618/Calling-the-EFRAG-Community-Sector-Groups---Workshops-for-draft-Sector-Sustainability-Reporting-Standards
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を10/26,27に開催することを発表 (2022年10月24日)	10月26日の会議では、ESRS E1気候変動、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E4生物多様性と生態系、ESRS E5資源の利用と循環型経済、ESRS S1自社の従業員、ESRS S2バリューチェーン内の労働者、ESRS S3影響を受けるコミュニティ、ESRS S4消費者及びエンドユーザーについて議論する。 10月27日の会議では、ESRS1全般原則、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件について議論する。	https://www.efrag.org/New/Meeting-493/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting
サステナブル投資サミット (Sustainable Investment Summit)におけるフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長の挨拶 (2022年10月28日)	このスピーチでは、民間資本を促す公共投資の必要性和、グリーントランジションを推進するための労働者の技能向上に焦点を当てている。	https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_22_6463
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を10/31に開催することを発表 (2022年10月28日)	この会議では、午前の部でESRS1全般原則、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、午後の部ではESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E5資源の利用と循環型経済について議論する。	https://www.efrag.org/New/Meeting-494/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-31-October-2022

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(30/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を11/1に開催することを発表 (2022年10月31日)	この会議では、ESRS1全般原則、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E5資源の利用と循環型経済について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-495/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-1-November-2022
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を11/2に開催することを発表 (2022年11月1日)	この会議では、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E5資源の利用と循環型経済について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-496/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-2-November-2022
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を11/2に開催することを発表 (2022年11月2日)	この会議では、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E5資源の利用と循環型経済について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-497/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-2-November-2022-PM
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を11/3に開催することを発表 (2022年11月3日)	(上記の続き) この会議では、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E5資源の利用と循環型経済について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-499/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-3-November-2022
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を11/7に開催することを発表 (2022年11月4日)	(上記の続き) この会議では、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E5資源の利用と循環型経済について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-500/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-7-November-2022
2022年10月のEFRAGのアップデート (2022年11月4日)	2022年10月に開催されたディスカッションと決定した内容等、サステナビリティ報告および関連活動の実施に関する報告書が発行された(EFRAG Updateは毎月発行される)。	https://www.efrag.org/News/Public-386/EFRAG-Update-October-2022

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(31/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
多国籍企業に対するEUの新しいサステナビリティ報告規則 (2022年11月8日)	欧州議会は、11月9日(水)に議論を行い、11月10日(木)に企業のサステナビリティ報告に関する指令(CSRD)を採択する。2024年以降、大企業は環境、人権、社会基準への影響について情報開示する必要がある。CSRDは、企業が人々や環境に与える影響に関するデータを定期的に開示することを義務付けることで、企業がより公的な説明責任を果たすようにするものである。その目的は、私たちが信頼性の高い比較可能なデータに最終的にアクセスできるようにすることで、サステナビリティ報告を長期的に財務報告と同等の立場にすることにある。	https://www.europarl.europa.eu/news/en/agenda/briefing/2022-11-09/5/new-eu-sustainability-reporting-rules-for-multinationals
持続可能な経済: 欧州議会が多国籍企業向けの新しい報告規則を採用 (2022年11月10日)	欧州議会は、11月10日(木)に賛成525票、反対60票、棄権28票で、企業のサステナビリティ報告に関する指令(CSRD)を採択した。環境、社会問題、ガバナンスの問題に関する透明性が大企業に求められ、EUはグローバルなサステナビリティ報告基準の最前線に立つこととなる。範囲は現行の規則(NFRD)が対象となる11,700社から、約50,000社に拡大する。	https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20221107IPR49611/sustainable-economy-parliament-adopts-new-reporting-rules-for-multinationals
(参考情報) EFRAGコミュニティ・セクター・グループへの呼びかけ-サステナビリティ報告基準案のセクターごとのワークショップの開催について (2022年11月10日)	EFRAGは、サステナビリティ・レポーティング・ドラフトの産業基準に関して、サステナビリティに関する事項と関連規制について議論するワークショップの日時を発表した。以下のセクターについて、サステナビリティに関連する規制及び公開草案について議論を行う。 ▶ 繊維、アクセサリ、履物、宝飾品(11月15日(火)) ▶ 食品、飲料(11月17日(木)) ▶ 農業(11月22日(火)) ▶ 石油ガス(11月25日(金))	https://www.efrag.org/News/Project-620/Calling-the-EFRAG-Community-Sector-Groups---Workshops-for-draft-Sector-Sustainability-Reporting-Standards
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingとサステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループの合同ウェブ会議を11/11に開催することを発表 (2022年11月10日)	この会議では、ESRSの第一次草案の費用便益に関するCEPS-Milieuの評価について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-504/EFRAG-SR-TEG--SRB-Joint-meeting-11-November-

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(32/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meeting のウェブ会議を11/15に開催することを発表 (2022年11月14日)	この会議では、ESRS1全般事項、ESRS2全般的、戦略、ガバナンス及びマテリアリティ評価に関する開示要件、ESRS E1気候変動、ESRS E2汚染、ESRS E3水と海洋資源、ESRS E4生物多様性と生態系、ESRS E5資源の利用と循環型経済、ESRS S2バリューチェーン内の労働者、ESRS S3影響を受けるコミュニティ、ESRS S4消費者及びエンドユーザー、ESRS G1ガバナンス、リスク管理及び内部統制について議論する。また、第1セットの費用便益分析に対するEFRAGのカバーレター、ESRS S1自社の従業員、EFRAGカバーノートESRS第1弾の承認についても議論を行う。 検討結果としてEFRAGサステナビリティ・レポーティング・ボードは11月15日、ESRSの第一次草案を承認した。当該草案は、現在もEFRAG事務局によるレビューの対象となっており、EFRAGは、11月22日(火)にESRSの第一次草案(編集上の変更を含む)を欧州委員会に送付する予定である。	https://www.efrag.org/News/Meeting-506/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-15-November-2022
(参考情報) EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を11/17に開催することを発表 (2022年11月15日)	この会議では、中小企業に関するEFRAGのワークストリーム、非上場中小企業向け自主的サステナビリティ報告基準に関するPTF-ESRS提案のプレゼンテーション、上場中小企業向けESRS基準策定へのアプローチについて議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-508/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting-17-November-2022
EFRAGが「企業報告はどこへ向かうのか？」と題した会議を12/7に開催することを発表 (2022年11月15日)	この会議では、ESG革命の新しいトレンドとサステナビリティと財務報告の関連性について議論をする予定。具体的には、「サステナビリティ報告」、「EFRAGの過去と未来」、「財務報告とコネクティビティ」についてパネルディスカッションを行う。	https://www.efrag.org/News/Meeting-507/Programme-for-EFRAG-Conference-Where-is-Corporate-Reporting-heading
EFRAG Sustainability Reporting Board(SRB)の新組織、新メンバー、報告委員会の議長を歓迎 (2022年11月16日)	EFRAGは、11月15日の EFRAG 総会で決定された、EFRAGのガバナンス構造における承認と任命について報告する。 ▶ CNC-CBN(Commission des Normes Comptables - Commissie Voor Boekhoudkundige Normen(ベルギー))が「EFRAG Financial Reporting Pillar」の新たなメンバー組織として承認 ▶ Wolf Klinz氏を EFRAG Financial Reporting Board(FRB)の議長に任命 ▶ Patrick de Cambourg氏をEFRAG Sustainability Reporting Board(SRB)の議長に任命 また、EFRAG SRBの新メンバー3名を任命 ▶ Aleksandra Palinska(European Stakeholder Organisations - users sector) ▶ Thierry Philipponnat(Civil Society Organisations Chapter - consumer organisations sector) ▶ Laurence Rivat(National Organisations Chapter - ANC(France))	https://www.efrag.org/News/Meeting-509/EFRAG-welcomes-new-member-organisation--chairs-of-our-Reporting-Boards-and-new-members-of-the-EFRAG-SRB

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(33/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考情報) EFRAGコミュニティ・セクター・グループへの呼びかけ-サステナビリティ報告基準案のセクターごとのワークショップの開催について (2022年11月18日)	EFRAGは、サステナビリティ・レポーティング・ドラフトの産業基準に関して、サステナビリティに関する事項と関連規制について議論するワークショップの日時を発表した。 以下のセクターについて、サステナビリティに関連する規制及び公開草案について議論を行う。 ▶ 11月21日(月) 繊維、アクセサリ、履物、宝飾品 ▶ 11月21日(月) 鉱業、炭鉱業 ▶ 11月24日(木) 陸上輸送 ▶ 11月28日(月) 食品、飲料 ▶ 11月30日(水) エネルギー、公益 また、以下のセクターに関してはすでにワークショップの日時が発表されている。 ▶ 11月22日(火) 農業 ▶ 11月25日(金) オイル&ガス	https://www.efrag.org/News/Project-622/Calling-the-EFRAG-Community-Sector-Groups---Workshops-for-draft-Sector-Sustainability-Reporting-Standards
EFRAGがESRS公開草案の第1セットを欧州委員会に提出 (2022年11月23日)	EFRAGは、欧州委員会の技術顧問として、11月22日にESRS公開草案の第1セットを欧州委員会への提出を発表した。この最初のセットは12のドラフトで構成され、EFRAG SR TEGによりサポートされるEFRAG SRBIによって承認され、ESRS EDドラフトに関する公開協議からのインプットを考慮している。 提出したドラフトは下記のとおり。 ESRS 1、ESRS 2 ▶ 環境 【ESRS E1、ESRS E2、ESRS E3、ESRS E4、ESRS E5】 ▶ 社会 【ESRS S1 ESRS S2、ESRS S3,ESRS S4】 ▶ ガバナンス 【ESRS G1】	https://www.efrag.org/News/Public-387/EFRAG-delivers-the-first-set-of-draft-ESRS-to-the-European-Commission
欧州理事会が企業サステナビリティ報告指令(CSRD)を最終承認 (2022年11月28日)	欧州理事会は2024年度から大企業を対象に段階的な実施する欧州委員会の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)を承認した。欧州理事会は欧州議会の見解を承認したうえ、立法が採択された。欧州議会議長および閣僚評議会議長により署名された後、EU官報に掲載され、20日後に発効する。新規則は18ヵ月後に加盟国が実施する必要がある。	https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/28/council-gives-final-green-light-to-corporate-sustainability-reporting-directive/
(参考情報) EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を12/5に開催することを発表 (2022年12月2日)	この会議では、上場中小企業向けESRS基準策定へのアプローチについて議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-515/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(34/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年11月のEFRAGのアップデート (2022年12月5日)	2022年11月に開催されたディスカッションと決定した内容等、サステナビリティ報告および関連活動の実施に関する報告書が発行された。	https://www.efrag.org/News/Public-388/EFRAG-Update-November-2022
(参考情報) EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を12/12に開催することを発表 (2022年12月8日)	この会議では、上場中小企業のためのESRSの策定へのアプローチと、非上場中小企業のための自主的ESRSに関するSR TEGのコメントについて議論をする。	https://www.efrag.org/News/Meeting-516/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
(参考情報) EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を12/13に開催することを発表 (2022年12月9日)	この会議では、セクター別のESRSアプローチ案について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-518/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
(参考情報) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を12/14に開催することを発表 (2022年12月12日)	この会議では、中小企業に関する基準及びセクター別ESRS草案について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-517/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting-14-December-2022
非上場中小企業の自主的なESRSの作成支援に関する会議 (2022年12月12日)	EFRAGは既存の専門家ワーキンググループに加え、中小企業に関する直接的な経験を有し、非上場中小企業向け自主的なサステナビリティ報告基準(VSRS)ドラフト作成への参加に関心を持つステークホルダーのコミュニティの創設を検討している。2023年1月後半にコミュニティメンバーを対象としたワークショップを開催する予定。	https://www.efrag.org/News/Public-390/Join-EFRAGs-Community-supporting-the-development-of-draft-Voluntary-Sustainability-Reporting-Standard-for-non-listed-SMEs

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(35/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
上場中小企業向けのESRS草案の作成支援に関する会議 (2022年12月12日)	EFRAGは、中小企業に直接関連する経験を持ち、上場中小企業のためのESRS策定へ参加する関心を持つステークホルダーのコミュニティの創設を検討している。2023年1月後半にコミュニティメンバーを対象としたワークショップを開催する予定である。	https://www.efrag.org/News/Public-389/Join-EFRAGs-Community-supporting-the-development-of-draft-ESRS-for-listed-SMEs
EBAはサステナブルファイナンスに関するロードマップを公表 (2022年12月13日)	欧州銀行監督機構(EBA)は、サステナブルファイナンスと環境・社会・ガバナンス(ESG)リスクの分野における指令と任務を遂行するための目的とスケジュールに関するロードマップを公表した。本ロードマップでは、ESGリスクへの配慮を銀行の枠組みに統合し、より持続可能な経済への移行を達成するためのEUの取組を支援するための、今後3年間のEBAのアプローチについてまとめている。 本ロードマップの主な目的は、①透明性と開示、②リスク管理、③ストレステスト、④エクスポージャーの取扱い、⑤グリーン基準とラベル、⑥グリーンウォッシング、⑦監督上の報告、⑧ESGリスク・サステナブルファイナンスに関するモニタリング、である。	https://www.eba.europa.eu/eba-publishes-its-roadmap-sustainable-finance
EFRAG Reporting Boardの新たなメンバーを発表 (2022年12月16日)	以下メンバーの就任が新たに決まった。 ▶ Serge Pattyn氏をEFRAG Financial Reporting Board (EFRAG FRB)の副委員長に任命 ▶ Sadi Podevijn氏をEFRAG FRBの新メンバーに任命 ▶ Kerstin Lopatta氏をEFRAG Sustainability Reporting Board (EFRAG SRB)の副委員長に任命 欧州投資銀行(EIB)がEFRAG SRBの公式オブザーバーに就任。EIBは、EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group (EFRAG SR TEG)の公式オブザーバーにもなった。	https://www.efrag.org/News/Public-391/EFRAG-Reporting-Boards---new-appointments
欧州委員会: 自然と人間のための歴史的な世界的合意 (2022年12月19日)	カナダのモントリオールで開催された国連生物多様性条約締結国会議COP15において、EUは195か国とともに、「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」を採択した。この枠組みは、現在および将来世代のために自然を保護・回復し、その持続可能な利用を確保するとともに、環境に配慮した世界経済への投資を促進することを目的とした目標・ターゲットを含んでいる。気候変動に関するパリ協定とともに、クライメイト・ニュートラル、ネイチャー・ポジティブで回復力のある世界を2050年までに達成するための道を切り開く。本合意は明確で測定可能な4つの目標と23のターゲット、進捗状況のモニタリング、報告、レビューの取り決め、また強固な資源動員により補完されている。特にターゲット15は企業の生物多様性に関連する情報開示が推奨される。 当該協定は、生物多様性のための資金の動員を、国内、海外、公共、民間のすべてのソースから大幅に増加させ、2030年までに少なくとも年間2000億ドルを動員するものである。 また、生物多様性に関する企業の行動を改善するための一歩として、大企業や金融機関等では、生物多様性に関するリスク、依存性、影響を定期的に監視、評価、開示することが要求される。	https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7834

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(36/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGはPedro Faria氏を環境部門のリーダーとして、テクニカルリーダーシップチームに迎える(2022年12月21日)	EFRAGは、過去6か月間EFRAGに出向していたPedro Faria氏をテクニカルリーダーシップチームの環境リーダーに任命した。	https://www.efrag.org/News/Public-392/EFRAG-welcomes-Pedro-Faria-in-its-technical-leadership-team-as-environmental-leader
EFRAGは新しいESRS Digital Reporting Consultative Forum (DRCF)に参加する候補者を募集している(2022年12月22日)	EFRAGは、2023年1月23日を〆切として、ESRS DRCFに参加する新しい候補者を募集している。ESRS DRCFは、XBRLタクソノミーに関連する問題についての定期的な意見と提言をEFRAG SRBおよびEFRAG SR TEGに行くことで、欧州サステナビリティ報告基準のXBRLタクソノミーの開発と維持に寄与する。 ▶ EFRAGは、テクニカルアドバイザーとしてESRSの開示要件に反映されるすべての報告項目をXBRL形式で定義するためのXBRLタクソノミーを準備する必要がある ▶ EFRAGに意見・提言を行うESRS DRCFを立ち上げ、少なくとも年4回会合が開催される予定である ▶ ESRS DRCFは2023年2月下旬から3月上旬にかけて活動を開始する予定である ▶ ESRS DRCFのメンバーは20名程度で構成予定 ▶ XBRLを使用した電子財務報告書やサステナビリティ報告書の作成者やユーザーとしての専門知識があるメンバーであることが望ましい	https://www.efrag.org/News/Public-394/EFRAG-seeks-candidates-to-join-its-new-ESRS-Digital-Reporting-Consultative-Forum
2022年12月のEFRAGのアップデート(2022年12月28日)	2022年12月に開催されたディスカッションと決定した内容等、サステナビリティ報告および関連活動の実施に関する報告書が発行された。主なサステナビリティに関する内容は以下の通り。 ▶ CSRDの最終文書がEUの官報に掲載。CSRDの最終版ではESRSの草案を作成する欧州委員会のテクニカルアドバイザーとしてのEFRAGの役割が確認された ▶ また、EFRAG Reporting Boardの新たなメンバーを発表した	https://www.efrag.org/News/Public-396/EFRAG-Update-December-2022
(参考) EFRAG ファイナンシャル・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループとサステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループの共同会議を1/17に開催することを発表(2023年1月4日)	この会議では、EFRAGの財務報告とサステナビリティの作業計画を紹介するほか、EFRAG研究プロジェクト「無形資産に関するより良い情報」の成果とEFRAG研究プロジェクト「財務報告とサステナビリティ報告の関連」のスコープについて発表する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-520/EFRAG-FR-TEG-and-EFRAG-SRB-TEG-Joint-Meeting-17-January-2023

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(37/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group会議を1/12に開催することを発表(2023年1月11日)	この会議では、ESRSにおける鉱業・石炭セクターの基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-522/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group会議を1/16に開催することを発表(2023年1月12日)	この会議では、ESRSにおける鉱業・石炭セクター、石油・ガスセクターの基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-523/EFRAG-SR-TEG-Meeting-16-January-2023
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group会議を1/17に開催することを発表(2023年1月12日)	この会議では、上場中小企業向けESRS基準策定へのアプローチについて議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-526/EFRAG-SR-TEG-Meeting-17-January-2023
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を1/20に開催することを発表(2023年1月16日)	この会議では、ESRSにおける鉱業・石炭セクターの基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-527/EFRAG-Sustainability-Reporting-Board-meeting
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Technical Expert Group会議を1/25に開催することを発表(2023年1月23日)	この会議では、ESRSの石油・ガスセクターの基準策定と上場中小企業向けへのアプローチについて議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-530/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting-25-January

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(38/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を2/3に開催することを発表 (2023年1月25日)	この会議では、ESRS2、鉱業・石炭セクターの基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-535/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group
(参考) 上場中小企業向けのESRS草案に関するワークショップを1/27に開催することを発表 (2023年1月26日)	EFRAGは、上場中小企業向けのESRS草案の作成を支援するため、EFRAG listed SMEs (LSME) コミュニティと共同でワークショップを開催する。	https://www.efrag.org/News/Public-399/EFRAG-holds-its-first-workshop-for-the-draft-listed-SMEs-sustainability-reporting-standards
(参考) EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を2/2に開催することを発表 (2023年1月26日)	この会議では、上場中小企業向けESRS草案の全般原則(セクション1)と全般的開示要件(セクション2)について議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-533/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-meeting-02-February
(参考) EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ会議を1/30に開催することを発表 (2023年1月27日)	この会議では、ESRSの石油・ガスセクターの基準策定と上場中小企業向けへのアプローチについて議論する。	https://www.efrag.org/News/Meeting-536/EFRAG-Sustainability-Reporting-Technical-Expert-Group-Meeting-30-January-2023

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(39/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
EFRAGとICASは、企業がビジネスモデルとそのリスクを説明する際の知的資本の要素に関する共同研究を発表 (2023年1月27日)	この研究は、Aalborg UniversityのChiara Crovini氏とChristian Nielsen氏、University of FlorenceのFrancesco Giunta氏、University of GenoaのLorenzo Simoni氏が率いる研究チームによって実施された。 本研究は、統合報告書に関する価値創造プロセスにおける知的資本の役割を調査し、知的資本を多く活用するハイテク企業(レポート上では、医薬品、コンピュータ・エレクトロニクス、航空機・宇宙船)について以下2点の調査を実施した。 ① ハイテク企業がビジネスモデルやリスクに関するセクションについて、知的資本に関する情報をどの程度提供しているかを調査すること ② ビジネスモデルのセクションで報告された知的資本の内容とリスクのセクションで報告された知的資本との整合性と統合のレベルを評価すること 分析の結果、ビジネスモデルに関する情報開示と主要リスクの開示が義務付けられているにもかかわらず、多くの企業が開示していないことが明らかになった。また、開示している企業に焦点を当てると、ビジネスモデルのセクションで知的資本を開示している傾向にある。しかし、知的資本に関する開示の量と範囲は限られており、広く知られている知的資本フレームワークの中のいくつかの項目が記載されているのみであった。	https://www.efrag.org/News/Project-627/Academic-Study---Do-companies-disclose-relevant-information-about-intangibles--Insights-from-business-model-reporting-and-risk-reporting
Sustainability Reporting Technical Expert Group議長の任命を発表 (2023年2月2日)	EFRAG管理委員会はChiara Del Prete氏を2023年1月31日より3年間の任期でSR TEG議長に任命した。 Chiara氏は、2019年4月からEFRAG FR TEG議長としてEFRAG管理チームのメンバーであり、さらに2022年5月からEFRAG SR TEG議長代理を務めている。今後は、EFRAG SR TEG議長の役割に専念する。	https://www.efrag.org/News/Public-402/Chiara-Del-Prete-appointed-EFRAG-SR-TEG-Chair
2023年1月のEFRAGのアップデート (2023年2月2日)	2023年1月に開催されたディスカッションと決定した内容等、サステナビリティ報告および関連活動の実施に関する報告書が発行された。また、今後の議論内容についても公表した。主なサステナビリティに関する内容は以下の通り。 ▶ 4月初めに、SEC1(セクター分類基準)草案、石炭及び鉱業に関するESRSの草案、石油・ガスに関するESRS草案について100日間の協議の実施する予定 ▶ 5月初めに上場中小企業(LSME)向けESRS草案、農業、漁業、陸上輸送に関する草案について90日間にわたって協議する予定である	https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2FEFRAG%2520Update%2520January%25202023.pdf

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(40/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を2/7に開催することを発表 (2023年2月6日)	この会議では、ESRSにおける鉱業・石炭セクターの基準策定や上場中小企業(LSME)について議論する。	https://www.efrag.org/Meetings/2302030907584173/EFRAG-SRB-Meeting-07-February-2023
(参考) Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を2/13に開催することを発表 (2023年2月10日)	この会議では、Global Reporting Initiative(GRI)スタンダードの鉱業プロジェクトチームの担当によるGRI12:石炭およびGRI14:鉱業セクター(草案)の基調プレゼンについて意見交換する。	https://efrag.org/Meetings/2212281047143343/EFRAG-SRB-meeting-13-February-2023
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Groupのウェブ会議を2/15に開催することを発表 (2023年2月10日)	この会議では、ESRSにおける鉱業・石炭セクターの基準策定について前回に引き続き議論する。	https://efrag.org/Meetings/2301041618356554/EFRAG-SR-TEG-Meeting-15-February-2023
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Groupのウェブ会議を2/17に開催することを発表 (2023年2月14日)	この会議では、ESRSにおける石油・ガスセクターの基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/Meetings/2212281612349049/EFRAG-SR-TEG-Meeting-17-February-2023
(参考) EFRAG「Where is Corporate Reporting heading?(企業報告はどこに向かっているか)」会議の概要レポートを発表 (2023年2月15日)	EFRAGは2022年12月7日ブリュッセルで開催された会議「企業報告はどこに向かっているか」に関する概要報告を公表した。 報告書は会議の主要な議論を要約したものであり、主要な企業報告の利害関係者が、環境、社会、ガバナンス(ESG)革命の新たな動向と、サステナビリティと財務報告の接続性の重要性の高まりについて議論した。	https://www.efrag.org/News/Meeting-544/EFRAG-releases-its-summary-report-on-the-conference-Where-is-Corporate-Reporting-heading

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(41/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を2/22に開催することを発表(2023年2月16日)	この会議では、SRB会員を対象としたセクター別ESRSのGeneral Approach(一般的アプローチ)に関する調査と、金融機関のセクター別ESRSプロセスについて議論する。	https://efrag.org/Meetings/2212281048195309/EFRAG-SRB-Meeting-22-February-2023
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Groupのウェブ会議を2/21に開催することを発表(2023年2月16日)	この会議では、ESRSにおける上場中小企業(LSME)とSEC1(セクター分類基準)について議論する。	https://www.efrag.org/Meetings/2212281613269318/EFRAG-SR-TEG-Meeting-21-February-2023
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Groupのウェブ会議を2/23に開催することを発表(2023年2月17日)	この会議では、ESRSにおける鉱業・石炭セクターの基準策定、農業・漁業セクターのアプローチについて議論する。	https://efrag.org/Meetings/2302160908410353/EFRAG-SR-TEG-meeting-23-February-2023
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を2/24に開催することを発表(2023年2月20日)	この会議では、ESRSにおける石油・ガスセクターの基準策定とSEC1(セクター分類基準)について議論する。	https://efrag.org/Meetings/2302200928076128/EFRAG-SRB-Meeting-24-February-2023

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(42/92)

～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Group のウェブ会議を3/2に開催 することを発表 (2023年2月24日)	この会議では、ESRSにおける鉱業・石炭セクター、石油・ガスセクター、SEC1(セクター分類基準)の 基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/Meetings/2301041619566467/EFRAG-SR-TEG-Meeting-2-March-2023
(参考) 1月に開催されたIFASSの ウェブ会議レポートを発表 (2023年2月28日)	EFRAGは、2023年1月12日に開催された国際会計基準設定者フォーラム(IFASS)のウェブ会議の 議論をまとめたレポートを発表した。 当会議の議長は、元EFRAG 財務報告TEG議長及びEFRAGサステナビリティ報告TEG議長Chiara Del Prete氏が務めており、36ヶ国・地域からの代表が参加した。 主に以下の議題が提示され、議論された。 ▶ IASB及びISSBの最新情報(IASB及びISSBによる発表) ▶ 財務報告とサステナビリティ報告の関係(英国会計基準エンドースメント審議会: UKEBとEFRAG による発表) ▶ IAS第12号「法人所得税」の一時的例外修正(IASBによる発表) ▶ IFRS第16号「リース」に関する調査(フランス国家会計基準局:ANCによる発表) ▶ IFRS第16号「リース」における移行の経過措置と現状の実務上の簡便法(オーストラリア会計 基準委員会(AASB)およびマレーシア国家会計基準審議会(MASB)による発表)	https://www.efrag.org/News/Project-634/Report-with-key-messages-from-the-January-2023-IFASS-meeting-available
2023年2月のEFRAGの アップデート (2023年3月3日)	2023年2月に開催されたディスカッションと決定した内容等、サステナビリティ報告および関連活動 の実施に関する報告書が発行された。また、今後の議論内容についても公表した。主なサステナビ リティに関する内容は以下の通り。 ▶ Chiara Del Prete氏がEFRAG SR TEG委員長に就任 ▶ 2023年3月より「サステナブルファイナンスに関するプラットフォーム(PSF)」のオブザーバーに 再任	https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2FEFRAG%2520Update%2520February%25202023.pdf

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(43/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA): サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ESRS草案に関する簡単な動画を公開 (2023年3月3日)	EFRAGがESRS草案に関する簡単な動画を公開 このシリーズは、EFRAG Sustainability Reporting TEGメンバーと事務局による20本の動画から構成。 ▶ ESRS1 全般原則 (Chiara Del Prete, EFRAG SR TEG委員長) ▶ ESRS2 全般的開示要件 (Gemma Sanchez Danes, EFRAG Central PMOリード) ▶ ESRS E1 気候変動 (Eric Duvaud, EFRAG SR TEGメンバー) ▶ ESRS E2 汚染 (Andrea Giannini EFRAG SR中央事務局) ▶ ESRS E3 水と海洋資源、E5 資源利用とサーキュラーエコノミー (Julie Mary, EFRAG SR TEGメンバー) ▶ ESRS E4 生物多様性と生態系 (Philippe Diaz, EFRAG SR TEGメンバー) ▶ ESRS S1 自社の従業員 (Sigurt Vitols, EFRAG SR TEG副議長代理) ▶ ESRS S2 バリューチェーン内の労働者、S3 影響を受けるコミュニティ、S4 消費者およびエンドユーザー (Joanne Houston, EFRAG SR TEGメンバ) ▶ ESRS G1 事業運営 (Fredré Ferreira, EFRAGシニア・テクニカル・マネージャー)	https://www.efrag.org/News/Public-407/EFRAG-releases-a-series-of-educational-videos-on-the-first-set-of-draft-ESRS-
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Groupのウェブ会議を3/7に開催することを発表 (2023年3月3日)	この会議では、ESRSにおける石油・ガスセクター、農業セクターの基準の採択、陸上輸送セクターの基準策定について議論する。	https://efrag.org/Meetings/2301041621421206/EFRAG-SR-TEG-Meeting-7-March-2023
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Groupのウェブ会議を3/6に開催することを発表 (2023年3月3日)	この会議では、ESRSにおけるSEC1(セクター分類基準)、鉱業セクターの採択について議論する。	https://www.efrag.org/Meetings/2301041621011691/EFRAG-SR-TEG-Meeting-6-March-2023
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meetingのウェブ会議を3/10に開催することを発表 (2023年3月7日)	この会議では、SR TEGによる採択された鉱業セクター、石油・ガスセクターの基準について報告し、議論する。	https://efrag.org/Meetings/2302240933340703/EFRAG-SRB-meeting-10-March-2023

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(44/92) ～ 欧州(欧州委員会、EFRAGおよびESMA):サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) Sustainability Reporting Technical Expert Group のウェブ会議を3/13に開催することを発表 (2023年3月7日)	この会議では、ESRSにおける上場中小企業(LSME)、農業・水産セクター、陸上輸送セクターの基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/Meetings/2301041622369521/EFRAG-SR-TEG-Meeting-13-March-2023
(参考) EFRAG Sustainability Reporting Board meeting のウェブ会議を3/14に開催することを発表 (2023年3月7日)	この会議では、ESRSにおけるSEC1(セクター分類基準)、鉱業セクター、石油・ガスセクターの基準策定について議論する。	https://www.efrag.org/Meetings/2212281052427035/EFRAG-SRB-meeting-14-March-2023

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(45/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
欧州及び日本よりISSBに3名を新たに理事に任命(2022年8月23日)	IFRS財団は、ISSBの理事にJenny Bofinger-Schuster氏、小森博司氏、Veronika Pountcheva氏の3名をISSBの理事に任命し、今回の任命で理事は13名となった。今回の任命により、理事全体の地理的なバランスを保ちつつ、より一層の投資の専門知識や企業の持続可能性の慣行等実務的知見等が加わることとなる。 ▶ Bofinger-Schuster氏・・・Siemensにおいてサステナビリティ及びオペレーショナル・エクセレンスの上級副社長を務め、同社のサステナビリティ戦略の策定と新しい開示要件の実装を担当 ▶ 小森氏・・・2015年から2022年まで日本のGPIFにてシニアディレクターとしてスチュワードシップ・ESG部門の責任者を務め、GPIFの投資家エンゲージメントと国際的なサステナビリティイニシアチブへの参加を推進 ▶ Pountcheva氏・・・METROにおいてコーポレート・レスポンスビリティ担当上級副社長及びNX Foodの共同最高経営責任者を務め、同社の長期的なサステナビリティ戦略の策定を担当	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/08/three-members-appointed-from-europe-and-japan-to-the-issb/
元世界銀行副総裁Jingdong Hua氏のISSB副議長任命及びISSBのメンバー選考の完了(2022年8月31日)	IFRS財団評議会は、Jingdong Hua氏を2022年10月付けで第二副議長に任命し、ISSBのメンバー募集を完了した。Hua氏はSue Lloyd副議長とEmmanuel Faber議長を含むISSBリーダーシップチームに加わる。ファ氏の拠点はモントリオールにあるIFRS財団のISSB事務所となる予定であり、新興国、発展途上国や中小企業といったステークホルダーへの支援とその監督の役割が期待されている。 ▶ Jingdong Hua氏・・・世界銀行や国際金融公社(IFC)で副総裁及び財務部長を務め、グリーンボンド発行やサステナブルファイナンス拡充に向けた方策を推進	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/08/former-world-bank-vice-president-jingdong-hua-appointed-as-issb-vice-chair/
「IFRSサステナビリティ開示タクソノミーに対する意見募集」に関するセミナー予定(2022年9月1日)	IFRS財団は、デジタル報告用のIFRSサステナビリティ開示タクソノミーの開発ため、9月12日(月)に「IFRSサステナビリティ開示タクソノミーに対する意見募集」に関する2つのライブウェビナーを開催する。募集された意見は、IFRSサステナビリティ開示タクソノミーを適時に公表するために、早期の検討を要する基本的事項に焦点を当てている。 アジェンダ 本ウェビナーでは、IFRS財団テクニカルスタッフであるAida Vatrenejak、Jatin Garach、Owen Jones、Ravi Abeywardanaが、以下の内容を説明。 ▶ ISSB: デジタルレポーティングへの焦点とアプローチ ▶ デジタルレポーティングとは何か、なぜそれが重要なのか ▶ タクソノミーの草案とフィードバックの依頼 ▶ 参加方法とネクストステップ ▶ QA	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/09/forthcoming-webinar-on-the-staff-request-for-feedback-on-the-ifrs-sustainability-disclosure-taxonomy/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(46/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
サステナビリティ諮問委員会への任命を発表 (2022年9月6日)	IFRS財団は、サステナビリティ諮問委員会(SCC)に7つの組織と代表者が選任されたことを確認した。これは8月に発表されたISSBのメンバー任命に続くものである。SCCは、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)、国際連合、世界銀行の4つの国際機関から構成されており、今回は当該4つの機関に加えて7名の専門家(CDP、TCFD、GSG、GRI、JSE、UNEP、WBCSDより)が追加で任命された。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/09/ifrs-foundation-announces-appointments-to-sustainability-consultative-committee/
「Meet the Experts」会議にてIFRS財団による会計及びサステナビリティ関連情報を発表予定 (2022年9月7日)	11月7日、8日にロンドンで開催される「Meet the Experts」では、IASB議長のAndreas Barckow氏、ISSBの副議長のSue Lloyd氏、IASBメンバーのNick Anderson氏などが講演する予定である。会議では、基準設定主体、規制当局、投資家、産業専門家等を交えて、IASBやISSBからの最新情報、欧米の規制当局の動向について議論を行うことを予定している。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/09/ifrs-foundation-talks-accounting-and-sustainability-matters-at-meet-the-experts/
2022年9月に開催のISSB評議会議題及び資料を公表 (2022年9月9日)	9月20日から23日にフランクフルトで予定されているISSB会合に先立ち、ISSBは会合の議題及び評議会資料を公表した。会合資料には、開示草案であるIFRS S1基準(全般的要求事項)及びS2基準(気候関連開示)に対する各機関、団体からの意見がまとめられている。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/sep-tember/international-sustainability-standards-board/
第1回SCC会合の議題 (2022年9月15日開催) を公表 (2022年9月13日)	ISSBは9月15日の第1回SCC(Sustainability Consultative Committee)会合の議題を公表した。会合にはEmmanuel Faber(議長)とMardi McBrien(ディレクター)が参加する。 ▶ 議題 1. 冒頭挨拶(Emmanuel Faber) 2. ISSB活動のアップデート(Emmanuel Faber) 3. SCCの役割について(Mardi McBrien) 4. その他 ▶ Mardi McBrienについて IFRS財団のマネージング・ディレクターで、ISSBの設立にも多大な役割を果たす。IFRS財団へ参加前は、気候変動開示基準委員会(CDSB)のディレクターを10年以上務める。元々はメルボルン大学の環境科学者、農業経済学者(英国、SOAS)、林業家としての肩書きを持つ。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/sep-tember/sustainability-consultative-committee/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(47/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
アフリカ閣僚がISSBを支持、アフリカにおけるISSB基準の早期採択を奨励(2022年9月13日)	アフリカの閣僚、金融・環境・サステナビリティを担当する高官及びその他国際機関や開発機関の代表者は、9月7日から9日にかけてエジプトで開催された国際協力フォーラムおよびアフリカ財務・経済・環境大臣会合に関連して発表した報告で、ISSBの活動への支持を表明した。また、当該報告は、ISSBがアフリカのステークホルダーと密接に協力し、アフリカにおけるISSB基準の早期採用を達成するために強力な助言と導入支援を行うことを奨励している。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/09/african-ministers-support-the-issbs-work-and-call-for-early-adoption-of-its-standards-by-african-jurisdictions-companies/
2022年9月のアップデート(9月20日～23日開催の評議会について)(2022年9月27日)	9月20日～23日にフランクフルトでISSB評議会が開催された。本評議会では意思決定は行われず、意見交換やメンバー間による内容の確認に留まった。最終決定はDue Process Handbookに基づき投票にて採決される。 本評議会に際して、以下の資料も公表された。 ▶ 回答及びコメントの概要(資料3A及び4A) ▶ 継続検討事項(資料3B及び4B) ▶ 公開草案の拡大可能性(資料3C及び4C) ▶ ファイナンス及びファシリテーションに係るGHG排出量(資料4D) ISSBは次回以降の評議会で、継続的に協議予定である。 ▶ 公開草案S1・S2に対する回答及びコメントの継続協議 ▶ 公開草案の更改検討開始 ▶ 公開草案の拡大可能性に関する推進の検討 ▶ ファイナンス及びファシリテーションに係るGHG排出量の開示に係る草案の更改	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-september-2022/
2022年9月ISSBポッドキャスト(第2回)の公開(2022年9月29日)	ISSB議長Emannuel Faber氏と副議長Sue Lloyd氏より、第2回ISSB評議会(2022年9月20日から23日にドイツ・フランクフルトで開催)のポッドキャストが公開された。ポッドキャストにおける主要な論点は以下の通りである。 ▶ 第1回評議会からの主な進展 ▶ 公開草案に対する主要な回答及びコメント ▶ 実情に即した運用(Proportionality)と拡張性(Scalability)の重要性 ▶ 検討課題とその優先順位付け ▶ 10月にカナダ・モントリオールで開催される評議会での期待事項	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/09/september-2022-issb-podcast-now-available/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(48/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
10月度審議会 (2022/10/18日～21日) におけるスタッフペーパー の公表 (2022年10月11日)	2022年10月18日から21日にかけてカナダのモントリオールでISSB審議会が開催される。審議会に先立ってスタッフペーパーが公表された。スタッフペーパーの主な事項は以下の通り。 ▶ 公開草案S1・S2を基にした第1段の計画書の作成を提案する (1) 公開草案S1・S2の補強 SASB基準を改善し、より国際的に適用可能なものにするなど (2) 開示対応能力の向上 公開草案S1・S2の適用可能性及び有用性の向上(重要性評価やシナリオ分析等に関するガイダンス、重要性(Materiality)といった用語の定義など) (3) つながりのある情報(Connectivity)や他の既存の類似概念との整合性(interoperability)の向上 一貫性のある財務及び非財務情報の開示を実現するためにIASBや他のサステナビリティ基準との調整を行う ▶ 継続した調査及び研究を通じてS2の改善を図る ▶ スタッフペーパーの中でISSBは、コーポレートガバナンスに関する国際的な開示基準の設定に関して、SECやEFRAGの利用、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)実施のための計画及び要件、産業別基準の開発などに言及している ▶ 2022年中に予定されていた基準設定の協議が2023年上半期に延期された。現時点では、S1とS2に対しての正式なパブリックフィードバックの予定はないが、ISSBスタッフは今後数週間から数カ月の間に様々なステークホルダーとの意見交換を行う予定である	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/october/international-sustainability-standards-board/
サステナビリティ諮問委員会(2022/10/13)の議題を公表 (2022年10月11日)	ISSBは10月13日開催のサステナビリティ諮問委員会(Sustainability Consultative Committee)の議題を公表した。議題には、公開草案S1・S2に対するフィードバック、発展途上国や新興国における開示対応能力の向上が含まれる。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/october/sustainability-consultative-committee/
G7の財務相による気候変動開示に対する再宣言とISSBグローバルベースラインの支持 (2022年10月13日)	G7の財務相や中央銀行総裁により、気候変動関連開示の義務化に向けたコミットメントが再度宣言され、ISSBが策定を行っている投資判断に資するサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインについても支持された。 ISSBは現在、一般的なサステナビリティ関連開示(S1)にかかる要求事項、及び特定の気候関連開示(S2)にかかる要求事項について寄せられたフィードバックを検討しているところである。 ISSBは10月17日の週に、基準の相互運用可能性について公開会議で議論を行い、今後の課題を含めた意思決定を行うことを見込んでいる。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/10/g7-reiterates-commitment-to-mandatory-climate-disclosures-and-welcomes-the-issbs-work-on-global-baseline/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(49/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
IFRS財団主催の2022年世界会計基準設定主体会議の概要 (2022年10月17日)	2022年9月26日から27日にかけて、IFRS財団主催の世界会計基準設定主体会議がイギリス・ロンドンのCanary Wharfで開催され、2019年以来の対面での会議となった。また、IASBとISSBの両者からアップデートが共有された初めての会議となり、60の主体より100名以上の代表者が対面またはオンラインで参加した。 ISSB議長のEmmanuel Faber氏より初めて同会議で発言があり、目標とするサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインの構築や、これまでのISSB作業の進展についての説明がされた(制度的にも技術的な面でも大きな進展があった)。 ISSBのメンバー14人全員が任命され、様々な地域から専門的知識を持った非常に優秀な基準設定委員会が誕生し、多角的に意思決定を検討することが可能になった。 また、異なる国・地域での基準の相互運用実現のため、世界の基準設定主体との連携の重要性についても説明がされた。 会議の終盤では、サステナビリティ関連開示の公開草案(S1、S2)へのフィードバックについての概要が共有された。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/10/ifrs-foundations-world-standard-setters-conference-2022-a-summary/
G20による国際サステナビリティ基準最終版への期待 (2022年10月18日)	G20の財務相や中央銀行総裁による会議が2022年10月12日から13日にかけて、アメリカ・ワシントンDCで行われ、その概要が公表された。 会議では、気候変動リスクを意識させるために、グローバルで利用可能な一貫したデータの必要性が確認されたと同時に、ISSBによる相互運用可能なグローバル・ベースラインの策定についても支持された。 ISSBは同週に、基準の相互運用可能性について公開会議で議論を行い、今後の課題を含めた意思決定を行うことを見込んでいる。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/10/g20-looks-forward-to-issb-finalised-standards/
ISSBがスコープ3のGHG排出量開示要件を全会一致で承認 (2022年10月21日)	カナダ・モントリオールで行われたISSB審議会において、公開草案S1及びS2の精緻化に向けて大きく前進した。審議会にてISSBは、現行版のGHGプロトコル事業者排出量算定報告基準(GHG Protocol Corporate Standard)を適用して、事業者にもスコープ1、2及び3のGHG排出量の開示を義務付けることを全会一致で承認した。要件の一部としてISSBは、スコープ3の開示要件を支援するための救済策を合わせて検討しており、今後の審議会決定される予定である。 本審議会で検討されたその他の内容は以下の通りである。 ▶ 草案における主要な概念の明確化 ▶ 相互運用性の促進に伴う国、地域の開示要件との関連 ▶ 今後対応が必要となる優先課題の決定とアプローチの検討	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/10/issb-unanimously-confirms-scope-3-ghg-emissions-disclosure-requirements-with-strong-application-support-among-key-decisions/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(50/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年10月のアップデート(10月18～21日開催の審議会について) (2022年10月25日)	10月18日～21日にカナダ・モントリオールでISSB審議会が開催された。本審議会では、以下について審議が行われた。 ▶ S1の更改の検討とその計画案について(資料3A) ▶ S1の目的、要求事項、用語の定義について(資料3B) ▶ S1及びS2におけるISSBグローバルベースラインの構築と相互運用性及び国、地域の開示要求について(資料3C及び4D) ▶ S2におけるスコープ1、2及び3の開示要求の提案について(資料4A、4B及び4C) ▶ 産業別の参照資料組み込み提案とその計画について(資料6) ISSBは次回以降の審議会以下を含めて継続的に審議予定である。 ▶ 公開草案S1・S2に対する回答及びコメントの継続協議 ▶ 公開草案の更改検討 ▶ S1の基本的な概念の開示における更改案の検討 ▶ S2のGHG排出量の開示における更改案の検討	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-october-2022/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(51/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年9月19日に開催されたISSB管轄区ワーキンググループ会議の概要 (2022年10月25日)	2022年9月19日にISSB管轄区ワーキンググループ会議(The ISSB Jurisdictional Working Group (JWG))が開催された。 【参加者】 ▶ IFRS財団: Emmanuel Faber氏 (ISSB議長)、Sue Lloyd氏 (ISSB副議長)、Lee White氏 (IFRS財団Executive Director) ▶ 中国: 財務省 ▶ EU: 欧州委員会(EC)、EFRAG ▶ 日本: 金融庁、SSBJ ▶ UK: FCA、FRC ▶ 米国: SEC (Observer: IOSCO) 【概要】 ISSBとEU二者間協議の継続:ISSBとEFRAGの相互運用性の向上に向けた協議を継続していくことを決定した。参加者も、作成者にコストがかかることや、グローバル投資家に複雑性を与えることを防ぐ観点から、両者の相互運用性の向上は歓迎しており、ISSBの基準に従って報告する場合には、欧州企業が二重報告を行う必要がないように進めていくことが重要であると確認した。 ▶ 2022年9月のISSB会議の資料に対する参加者からのコメントは以下の通り。 ▶ 基準策定プロセスが規律正しく、適時に再審議されることが重要 ▶ ボードで再審議される課題の優先順位付けと、再審議の対象とならない課題についての明確なコミュニケーションの必要性 ▶ 最初の国際サステナビリティ基準 (ISSBの最初の基準) が、管轄地域において適切に採用されることを確保するための拡張性 (scalability) に関する議論が重要 ▶ 以下事項について、参加者はJWGが継続的に参加することを歓迎した ▶ グローバルベースラインの設定に関する協議 ▶ ISSBの議論に対する考え方の提供 ▶ IFRSサステナビリティ基準の適用に関する事項	https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/september/jwg/jwgmeeting-summary-sep-2022.pdf

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(52/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年10月ISSBポッドキャストの公開 (2022年10月25日)	ISSBより、第3回ISSB審議会とモントリオールでの第1回会議のハイライトについてのポッドキャストが公開された(ISSB議長のEmmanuel Faber氏と副議長のSue Lloyd氏による討論)。 ポッドキャストにおける主要な論点は以下の通りである。 ▶ 会議における主な決定事項 ▶ GHG排出量に関する議論の背景 ▶ ISSBの優先作業に関する決定事項の概要 ▶ 明瞭さを向上させるために行われた決議事項 ▶ 業界固有の基準に関する今後の期待	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/10/october-2022-issb-podcast-now-available/
渋澤氏がISSBの議長特別顧問に就任 (2022年10月27日)	ISSBは、議長特別顧問に、渋澤健氏が任命されたことを発表した。日本におけるIFRSサステナビリティ開示基準の適用に関連する管轄権に関する戦略的な助言を提供する予定である。また、渋澤氏は、国連開発計画(United Nations Development Programme; UNDP)のSDGs ImpactのSteering Groupメンバー、経済同友会の幹事も務めている。 渋澤氏は戦略アドバイザーファーム「シブサワ・アンド・カンパニー」の創業者であり、岸田総理が立ち上げた「新しい資本主義実現会議」にも所属している。またその他、非財務情報開示やその影響度測定に係る政府委員会等にも所属している。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/10/ken-shibusawa-appointed-as-special-adviser-to-the-issb-chair/
IFRSサステナビリティシンポジウムについて (2022年10月27日)	2023年2月17日に開催される第1回IFRSサステナビリティシンポジウムでは、グローバル企業、投資家、政策策定者が集結し、サステナビリティ開示のグローバルベースライン構築に向けて議論を行う予定である。主なテーマは以下の通りである。 ▶ 開示草案に対するフィードバックと最終基準の公開に向けた進捗状況 ▶ 規制当局によるIFRSサステナビリティ開示基準の適用見通し ▶ 新興経済国や中小規模企業の開示能力の構築の必要性 ▶ サステナビリティ開示に係る投資家の利用や企業の開示の準備状況 ▶ 統合報告のベストプラクティス事例や使用例	https://www.ifrs.org/news-and-events/events/2023/february/ifrs-sustainability-symposium/
グローバル作成者フォーラムのミーティングアジェンダの公開 (2022年10月31日)	11月11日にイギリス・ロンドンで対面及びオンライン形式の両方で開催されるグローバル作成者フォーラム(Global Preparers Forum)のミーティングアジェンダが公開された。アジェンダは主に会計基準のアップデートとなっているが、ミーティングの終盤にISSB関連のアップデートが予定されており、過去のISSBミーティングの概要について議論するとしている。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/november/global-preparers-forum/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(53/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ISSBの追加ミーティングアジェンダの公開 (2022年10月31日)	11月1日に行われるISSBの追加ミーティングのアジェンダが公開された。ミーティングはオンライン形式で行われる。 ▶ 公開草案S2(気候関連の開示)第15項「気候レジリエンス」における気候関連の変動、進展又は不確実性に対するレジリエンスを開示するための要求事項案を、継続して審議すること ▶ 公開草案S1(サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項)第50～54項における「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示」の出典について	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/november/international-sustainability-standards-board-supplementary-meeting/
IFRS財団評議員会によるIntegrated Reporting and Connectivity Council (IRCC)のメンバーの発表 (2022年11月1日)	IFRS財団評議員会により、新たな諮問機関である Integrated Reporting and Connectivity Council (IRCC)のメンバーの発表があった。IRCCは、IFRS財団評議員会、IASB及びISSBの諮問機関 (IASBとISSBが要求する報告をいかに統合するか、IASBとISSBが統合報告フレームワークの原則と概念をいかにプロジェクトに適用するかを検討するためのガイダンスを提供することを目的としている)であり国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council) 及び英国勅許管理会計士協会 (Chartered Institute of Management Accountants) の元CEOであるCharles Tilley氏が議長に就任し、IFRS財団評議員であるSursh Kana氏が副議長に就任した。 メンバーには、世界中の規制当局、投資家、各国の基準設定主体、会計専門家、学者、企業やNGOに属する個人などが含まれる。 IRCCは11月10日(木)に初会合を開催する予定である。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/ifrs-foundation-announces-membership-of-ircc/
ISSBによる気候変動シナリオ分析使用要求の承認 (2022年11月1日)	11月1日にオンライン形式で行われたISSBの追加ミーティングにて、気候レジリエンス及び気候変動関連のリスク及び機会の識別並びに開示を行う目的で、企業に気候変動シナリオ分析の使用を求める旨を全会一致で承認した。 ISSBは同時に、TCFDの資料を活用したシナリオ分析のガイダンスやサポート資料を、シナリオ分析実施者となる企業へ提供することも確認した。この決定は、ステークホルダーより寄せられた「気候変動関連シナリオ分析」の用語の意味についての質問に対応したものである。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/issb-confirms-requirement-use-climate-related-scenario-analysis/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(54/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
他の基準との整合性の向上に係る議論について (2022年11月3日)	ISSBは11月3日の追加ミーティングで、他の国、地域のサステナビリティ関連開示とスタッフペーパーとの整合性(Interoperability)に係る議論を行った。会議では、以下の点が承認された。 ▶ SASB基準参照の義務化 これはSASB基準が、投資家に焦点を当て設計された様々なサステナビリティ事項の開示を提供していること、産業特有の開示が、投資家の情報ニーズを満たすISSBのアプローチの基本であることによる。また、S1を適用する際にSASB基準を考慮することは、開示の比較可能性の向上にもつながると考えられる。 ▶ 旧気候変動開示基準審議会(Climature Disclosure Standards Board; CDSB)の内容の検討及び参考としての使用 CDSBの内容はサステナビリティリスク及び機会、開示について、特に生物多様性や水資源の領域において有用である。 ▶ 特定の項目における基準がISSBに明記されていない場合に欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standard; ESRS)やGRI基準(Global Reporting Initiative Standards)を参照することに係る検討 S1を適用する企業が、GRI基準や欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を、投資家の情報ニーズを満たす範囲での有用な開示情報源として利用することの可否について議論された。ISSB開示基準を適用することができない場合に、これら別の基準の利用を許可することは、企業の報告負担を軽減するが、別の基準に準拠して開示された情報が主要ユーザーのニーズを満たすというISSB基準の趣旨と一致していることが重要である。一方で、ESRSのE1が、S2の付録B(産業別開示要求)を含むISSB開示基準を参照することで、産業別開示を促進することができる。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/issb-progresses-discussions-on-reference-to-other-standards/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(55/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年11月のアップ デート(11月1日～3日開 催の追加ミーティングにつ いて) (2022年11月4日)	11月1日～3日にオンライン形式で追加ミーティングが開催された。本ミーティングでは以下の通り議論が行われた。 公開草案S1に係る議論(資料3): ISSBは草案の変更を含めて、以下の点を、全会一致で暫定決定した。 ▶ 53項におけるサステナビリティリスク及び機会について、ISSBに基準がない場合の開示情報の特定要件 ▶ 51項(a)及び54項におけるSASB基準を考慮することの義務化 ▶ 開示情報の特定について、CDSBフレームワークの参照を義務化から任意に緩和(その旨を51項(b)及び54項にて修正) 公開草案S2に係る議論(資料4): ISSBは以下の点を、全会一致で暫定決定した。 ▶ シナリオ分析を用いてのレジリエンス分析の義務化 ▶ レジリエンス分析について、15項より、「代替方法(Alternative methods)」の削除 ▶ TCFDを活用した15項の適用ガイダンスの開発 ▶ Appendix Aの「気候レジリエンス "Climate resilience"」の定義の変更 ▶ 15項のレジリエンス分析を年次で行うことの明記 ▶ 15項における「分析(Analysis)」と「評価(Assessment)」の定義の変更 ▶ 関連シナリオやレジリエンス分析及び評価の開示について、外部資料をベースとしたガイダンスの構築 今後の評議会において、ISSBはS1の基本的概念や定義、Global Reporting Initiative Standards、ESRSの参照について、継続的に協議予定である。	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/supplementary-issb-update-november-2022/
ISSBの追加ミーティングア ジェンダの公開 (2022年11月4日)	11月15日～16日にフランクフルトで行われるISSBの追加ミーティングのアジェンダが公開された。 ▶ 公開草案S1(サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項)の中で、現在及び将来の影響に関する要求事項の再議論を実施する ▶ 公開草案S2(気候関連開示)の中で、戦略・意思決定(移行計画を含む)及び気候変動に関連する目標に関する情報開示の要求事項の再検討を実施する ▶ IFRS Sustainability Disclosure Taxonomyのスタッフドラフトへ寄せられたフィードバックコメントについて議論を実施する	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/november/international-sustainability-standards-board/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(56/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
COP27でのISSB関連の議論 ISSBの気候関連開示基準をCDPの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示プラットフォームに組み込むことについて(2022年11月8日)	COP27において、CDPがS2 気候関連開示基準を環境影響を管理するためのグローバルな情報開示プラットフォームに組み込むことを発表した。当該発表の概要は以下の通り。 ▶ 2022年時点で世界の時価総額の半分に相当する18,700社がCDPを通じて環境情報を開示することになり、CDPのプラットフォームへの組み込みは世界経済全体における気候関連開示の早期普及を加速させることを意味する ▶ 当該決定により、投資家に対する気候関連情報の一貫性が向上し、また、要求事項の調整により企業の開示負担が軽減される ▶ ISSBによる開示基準の策定はG20、G7及びFSB(金融安定理事会)から歓迎されている ▶ 今回の発表は、COP27で11/9開催のファイナンスデーを前に、CDPとISSBが気候関連開示に対する市場の要求に応えていることを、グローバルマーケットに明確に示すものである CDP: CDPは、英国の慈善団体が管理する非政府組織(NGO)であり、投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営している。2000年の発足以来、グローバルな環境課題に関するエンゲージメント(働きかけ)の改善に努めてきた。日本では、2005年より活動している。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/cdp-to-incorporate-issb-climate-related-disclosure-standard-into-global-environmental-disclosure-platform/
COP27でのISSB関連の議論 2023年の気候関連開示基準の導入に向けて(2022年11月8日)	COP27において、ISSBが2023年の気候関連開示基準の導入に向けた重要な発表を行った。当該発表の概要は以下の通り。 ▶ 開示能力の構築:COP27ファイナンスデーで、20以上のパートナー組織との新しいパートナーシップフレームワークを発表した。フレームワークは、開示作成者、投資家、その他のステークホルダーを支援するために設計されたものである ▶ 管轄区域との国際的な協力:ISSBはEC(欧州委員会)及びEFRAGと共に、両者の基準の相互運用性の最大化に向けて取り組んでいる。これは、ISSBが、IOSCOと定期的に協議し、策定中の開示基準に対するIOSCOの承認のための準備を進めていることを意味する ▶ 重要なイニシアティブとの継続的な整合性:CDPはS2 気候関連開示基準をCDP開示プラットフォームに組み込むことを発表した。当該発表により、2024年においてS2に準拠した情報の開示が要求される。また、当該発表はClimate Data Steering CommitteeのNet Zero Public Utility(NZDPU)を達成の支援となる。さらに、当該発表は、早ければ2023年に最終化した開示基準を公表する計画であることから、重要なマイルストーンとなるものである	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/issb-cop27-progress-implementation-climate-related-disclosure-standards-in-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(57/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
COP27にてナイジェリア財務報告評議会によるISSB開示基準の採用の表明 (2022年11月10日)	エジプトで開催のCOP27にてナイジェリア財務報告評議会は、2023年に公表される予定のISSB開示基準を、同国のサステナビリティ開示基準として採用することを表明した。表明はCOP27の新興国市場における導入支援や能力開発の話し合いの中で表明された。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/issb-at-cop27-frc-of-nigeria-to-adopt-ifrs-sustainability-disclosure-standards/
COP27におけるISSBIについてのポッドキャストの公開 (2022年11月11日)	IFRS財団の戦略関連ディレクターのMardi McBrien氏とISSB議長Emmanuel Faber氏、副議長Jingdong Hua氏、ISSBメンバーNdidi Nnoli-Edozien氏によるポッドキャストが公開され、以下を含むCOP27の主要な論点が議論された。 ▶ COP27におけるISSBからの発表 ▶ 拡張性(Scalability)と実情に即した運用(Proportionality)の支援について ▶ 発展途上国のサステナビリティ基準適用における準備状況 ▶ グローバルベースラインを確立するためのアフリカ諸国の重要性に関する議論 ▶ 今後12ヵ月の展望	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/cop27-issb-podcast-now-available/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(58/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年10月開催の地域ワーキング・グループ会議内容について (2022年11月16日)	2022年10月17日に開催されたISSB管轄区ワーキンググループ会議(JDW)の概要が公表された。IFRS財団からはISSB議長のEmmanuel Faber氏と同副議長のSue Lloyd氏の2名が参加した。また、中国、欧州、米国、英国、日本が参加し、うち日本からは金融庁とサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が参加している。 共有された情報は以下の通り。 ▶ ステークホルダーに対するISSBサステナビリティ開示基準適用の働きかけ(エンゲージメント) ▶ EU及び米国におけるサステナビリティ開示基準案の進捗状況 また、議論された事項及び参加者からの意見は以下の通り。 ▶ ISSBサステナビリティ開示基準適用を支援するための例示やガイダンスの提供を含め、国・地域によってレベルが異なる開示への対応を引き続き考慮する必要がある ▶ 開示用データ入手(Data availability)及びデータのクオリティは、開示の正確な情報を得る上でステークホルダーにとって依然として引き続き課題である ▶ 他の既存の類似基準との整合性(interoperability)、特に欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)との整合性に関する周知 ▶ ISSBのサステナビリティ開示基準の初期版が完成した段階でESRSと比較することが必要であり、その整合性についてステークホルダーに情報を提供する ▶ シナリオ分析及び炭素削減戦略に関する具体的な検討 ▶ 産業別開示におけるセクター分類が管轄区域でどのように適用されるのかについての更なる検討 ▶ アジェンダの優先順位に関する協議のために、IFRS財団の諮問機関を活用する Sustainability Standards Advisory Forum(SSAF)の設立が近づいていることを考慮し、IFRS財団評議員会と協議しながら今後のグループの役割をさらに検討する予定。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/october/jurisdictional-working-group/
2022年11月ISSBポッドキャストの公開 (2022年11月22日)	ISSBより、2022年11月のポッドキャストが公開され、ISSB議長Emmanuel Faber氏と同副議長Sue Lloyd氏より直近のISSBミーティングにおける論点について共有された。ポッドキャストにおける主要な論点は以下の通りである。 ▶ シナリオ分析に係る論点 ▶ 企業向けの参照資料に係る主な暫定決定 ▶ 整合性(Interoperability)について ▶ デジタル・タクソノミに係る進捗 ▶ 気候変動計画の要求事項について ▶ 開示時期の要件について	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/november-2022-issb-podcast-now-available/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(59/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年11月のアップデート(11月15～16日開催の審議会について) (2022年11月22日)	11月15日～16日にドイツ・フランクフルトでISSB審議会が開催された。本審議会では、以下について審議が行われた。 ▶ S1及びS2の更改の検討とその計画案について(資料4) ▶ 予想される財務上の影響と関連情報について(資料3A及び4B) ▶ 比較情報と推計値更新の際の要件について(資料3B) ▶ サステナビリティ情報の報告時期について(資料3C) ▶ 戦略、意思決定及び気候変動の目標設定について(資料4A) ▶ サステナビリティ開示のタクソノミについて(資料7) 上記論点の中で、ISSBは以下について暫定決定した。 ▶ 予想される財務上の影響に係る要件の緩和と、実例ガイダンスの提供 ▶ サステナビリティ情報と財務情報の報告を同時とする要件や、運用開始後、一定期間の救済処置(同時開示を要求しない)の設定 ▶ 気候関連リスク及び機会の開示方法についての明確化 ▶ 気候関連リスク及び機会、移行計画の設定における前提の開示、目標のスコープや参照した国際合意の開示 ▶ 前提が満たされない場合の影響の開示を企業に求めない点 ISSBは次回以降の審議会以下を含めて継続的に審議予定である。 ▶ 予想される財務上の影響と関連情報におけるスタッフ提案の検討 ▶ 比較情報と推計値更新の際の要件に対応する具体的な草案の更改、ガイダンスの提供 ▶ サステナビリティ情報と財務情報の同時報告を許容するための短期的な経過処置の明確化方法、救済処置の適用期間 ▶ 気候変動の目標設定と国際合意との比較 ▶ サステナビリティ開示のタクソノミにおけるフィードバックの検討	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-november-2022/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(60/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ISSBの追加ミーティングアジェンダの公開 (2022年12月2日)	12月13~15日にモントリオールで行われるISSBの追加ミーティングのアジェンダが公開された。 ▶ 開示に含めることを推奨する持続可能性に関する潜在的なプロジェクト(生物多様性、人的資本、人権など)に関する議論 ▶ S1草案について、価値の概念、サステナビリティ関連のリスクと機会の識別、マテリアリティの判断などの提案に関する議論 ▶ S2草案について、GHG排出量開示に関する要求事項の案や、付録Bの産業別資料など議論。具体的には、以下が含まれる 1. GHG排出原単位の開示、構成されるガスごとのGHG排出量の開示、市場ベースと地域ベースのScope2の開示、Scope3開示に関する緩和などについて 2. 付録Bの内容を将来的にさらに発展させる計画案について 3. ファイナンス及びファシリテーションに係る排出に関する要求事項の提案について	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/december/international-sustainability-standards-board/
米国SEC/AICPA会議におけるIASB議長 Andreas BarckowのISSBとの協働に関するコメント (2022年12月2日)	国際会計基準審議会 (IASB) の Andreas Barckow 議長は、AICPA & CIMA の会議において、「Current SEC and PCAOB Developments」について講演を行った。その中で、ステークホルダーから、IASBとISSBの間のコミュニケーション、コラボレーション、コーディネーションを望む声が挙げられた。両審議会からの要求事項は、投資家のニーズを満たすために連結される必要があり、IASBはISSBとの協力が可能な分野を特定した。例えば、現在IASBの独立したプロジェクトとして実施している「マネジメント・コメンタリー」は、両者間の横断的なプロジェクトの対象となる。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/prepared-remarks-by-iasb-chair-andreas-barckow-at-us-sec-aicpa-conference/
IFRSサステナビリティ開示基準採用に向けたISSBと発展途上国の関係強化 (2022年12月14日)	ISSBは12月9日に発展途上国を中心とした各国の代表とのラウンドテーブルを開催し、IFRSサステナビリティ開示基準が、発展途上国を含む世界の広範囲で効果的に採用が進むよう協議を行った。ラウンドテーブルには、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、カザフスタン、ケニア、ナイジェリア、メキシコ、パキスタン、南アフリカ、スリランカ、ウズベキスタン、ジンバブエの代表が参加し、タイとパプアニューギニアからも書面でコメントを受領した。 協議では、実情に即した運用(Proportionality)や、基準の適用に向けて時間を要する企業に対する効果的な救済処置について話し合いが行われた。また、企業の開示能力開発に向けた効果的な戦略の必要性についても議論された。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/issb-deepens-engagement-with-global-south-jurisdictions-to-advance-adoption-of-ifrs-sustainability-disclosure-standards/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(61/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ISSBによるサステナビリティ概念と財務的価値創出との関連及び自然生態系と公正な移行に関する取り組みの発表 (2022年12月14日)	ISSBは2023年のIFRSサステナビリティ開示基準最終化に向けた協議をカナダ・モントリオールで行い、同市で行われたCOP15に関連する生物多様性について進展があった。 2022年10月のISSB審議会で合意された財務価値創出とサステナビリティの関連明確化について、再度協議された。12月13日の協議では、投資家に対する企業の価値提供は、企業が活動する社会、利用する天然資源と密接に関連していることを明確にし、この観点からのサステナビリティについては公開草案S1に示される予定である。 耕作と生物多様性、森林破壊と水資源など、気候問題と自然との関連性について多数のコメントが見受けられたことから、公開草案S2を補完するためリサーチを行うこととし、それらには気候レジリエンへの移行(公正な移行)における自然生態系や人的資本の観点が含まれる。また、COP15に際して、ISSB議長のEmmanuel Faber氏により、追加の特別顧問としてKarin Kemper氏とGeordie Hungerford氏を任命した。両氏により、自然生態系と公正な移行に関する戦略的な助言が期待される。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/issb-describes-the-concept-of-sustainability/
2022年12月のアップデート(12月13～15日開催の審議会について) (2022年12月15日)	12月13日～15日にカナダ・モントリオールでISSB審議会が開催された。本審議会では、以下について審議が行われた。 ＜リサーチと基準設定＞ ① サステナビリティ関連の全般的開示について(資料3) ② 気候変動開示について(資料4) ＜戦略と統制＞ ③ 優先事項に関するコンサルテーションについて(資料2) ① サステナビリティ関連の全般的開示について(資料3) ▶ S1案の目的を明確にするため、以下の事項を暫定決定した(ISSB委員14/14名が賛成) a. 投資家及び債権者のために企業が創造・維持・浸食する価値と、他のステークホルダー、社会及び自然環境のために企業が創造する価値とが密接な関係にあること b. 企業が投資家及び債権者のための価値を創造するに際し、その資源及び関係をどのように利用するか c. 企業がその資源及び関係に依存すること、並びにその資源及び関係に及ぼす肯定的又は否定的な影響が、企業のサステナビリティに関連するリスク及び機会をどのように生じさせる可能性があるか d. サステナビリティに関連するリスクと機会が、企業の業績、予測、ビジネスモデル、戦略、並びに短期、中期、長期に投資家や債権者のために創造する価値にどのように影響するか	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-december-2022/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(62/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年12月のアップデート(12月13～15日開催)の審議会について (つづき) (2022年12月15日)	▶ S1ガイダンスのドラフトについて以下の事項を暫定決定した(ISSB委員14/14名が賛成) a. 次の区別と接続を明確にする i. サステナビリティに関連するリスクと機会を特定する ii. これらのリスクと機会に関する重要な情報を特定する b. 企業が情報を提供する必要があるサステナビリティに関連するリスクと機会を特定するのに役立つ追加のガイダンスを提供する。このガイダンスには、次のものが含まれる i. サステナビリティに関連するリスクと機会の一般的な説明 ii. サステナビリティに関連するリスクと機会を特定する際に企業が考慮する要因の説明 iii. サステナビリティに関連するリスクと機会を特定する際に企業が従う可能性のあるプロセスの説明 c. 企業がサステナビリティ関連の財務情報の開示の中で重要な情報を特定するのに有用な追加のガイダンスを提供する。このガイダンスでは以下について説明している i. 企業のサステナビリティ関連の財務情報の開示の主なユーザーとその決定 ii. 企業特有の状況を考慮したマテリアリティの判断を行う方法 iii. 不確実性の状況でマテリアリティを判断する方法 d. 複数の業界を横断する複雑なビジネスモデルを持つ企業が、SASB基準を使用してサステナビリティ関連のリスクと機会を特定し、それらのリスクと機会に関する重要な情報を特定する方法を説明する ② 気候変動開示について(資料4) ▶ GHG排出量について以下の事項を暫定決定した(資料4A) a. S2第21項(a)(ii)において、GHG排出原単位を開示するための要件を削除する(ISSB委員9/14名が賛成) b. S2案には、GHG排出量を構成ガス毎に開示区分を明示的な要件が含まれていないことを確認する(ISSB委員12/14名が賛成) c. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による100年の時間軸に基づく最新の評価において、地球温暖化係数を使用すること要件を導入する(ISSB委員14/14名が賛成) d. 特定のインプット、仮定及び予測手法を用いてGHG排出量を測定する方法及び理由を、一般的な財務報告利用者が理解することを可能とする情報開示の要件を導入すること。この要件の一部として、算定手法の変更及び報告期間中に行う重要な仮定の変更に関する情報を開示すること(ISSB委員14/14名が賛成) e. S2第21項(a)(i)(2)の要件を修正し、スコープ2のGHG排出量を開示する際に、購入したエネルギーの管理に関連する契約手段に関する関連情報とともに、ロケーションベースの方法(ローカルグリッドの平均排出原単位を反映)を使用する必要がある(ISSB委員13/14名が賛成)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-december-2022/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(63/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年12月のアップデート(12月13～15日開催)の審議会について (つづき) (2022年12月15日)	▶ スコープ3排出量について以下の事項を暫定決定した(資料4B) a. スコープ3を開示する企業に対し、特に以下のような救済措置を導入すること i. S2の適用日から最低1年間はスコープ3排出量を開示する要件を一時的に免除する(ISSB委員13/14名が賛成) ii. 以下を条件として、企業の報告期間と整合的でない報告サイクルを伴うバリューチェーン内の企業からの情報を用いて、企業がスコープ3のGHG排出量を測定できるようにする救済策(ISSB委員14/14名が賛成) 1. 企業が、スコープ3排出量を算定し、開示するために、過度なコストや労力をかけずに入手可能な最新のデータを使用すること 2. 報告期間の長さが期間ごとに同一であること 3. 当該企業のバリューチェーンにおける報告日と、当該企業の一般目的の財務報告日との間に発生する重要なイベント及び状況の変化による影響を開示すること b. 資料4Bの第48項及び第50項に記載のとおり、スコープ3のGHG排出量を測定するためのフレームワークを導入する。(ISSB委員14/14名が賛成) c. スコープ3のGHG排出量を測定するためのフレームワークとともに、企業がどのようにスコープ3排出量を測定しているかについて一般目的の財務報告を利用する者が理解できるようにする情報の開示するための要件を導入する。これらの要件は、企業が以下を開示することを要求する i. スコープ3のGHG排出量の開示は、企業のバリューチェーン内の特定の活動からのインプット(一次データ)を用いて、どの程度(例えば、スコープ3の総GHG排出総量に対する割合として)推定されるか。(ISSB委員14/14名が賛成) ii. スコープ3のGHG排出量の開示は、検証されたインプットを用いて、どの程度(例えば、スコープ3の総GHG排出総量に対する割合として)推定されるか。(ISSB委員14/14名が賛成) iii. 企業がスコープ3のGHG排出量を算定することが実行不可能であると判断した場合に、企業がスコープ3のGHG排出量をどのように管理しているか(どのように「考えているか」)(ISSB委員12/14名が賛成) d. バリューチェーンに関する開示を行う企業に対する救済措置を導入すること i. スコープ3のGHG排出量を例に、バリューチェーンにおけるサステナビリティに関連するリスクと機会が一般目的の財務報告利用者に関連しているかを企業が評価するのに役立つ実施ガイダンス(ISSB委員14/14名が賛成) ii. 企業がサステナビリティに関連するリスク及び機会の範囲を再評価する必要があるのは、重大なイベント又は状況の大幅な変化が生じた場合にのみである。(ISSB委員14/14名が賛成)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-december-2022/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(64/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年12月のアップ デート(12月13～15日開 催の審議会について) (つづき) (2022年12月15日)	e. GHGプロトコルに準拠しているかどうかにかかわらず、GHGプロトコルバリューチェーン(スコープ3)会計報告基準で規定されている15のスコープ3のGHG排出カテゴリのうち、どのカテゴリが企業のスコープ3のGHG排出量の測定に含まれるかに関する情報を含める必要があることを確認する(ISSB委員14/14名が賛成) ▶ 付録Bについて以下の事項を暫定決定した(資料4C) a. S2草案を修正し、付録Bの業界ベースの要求事項がS2例示ガイダンスの一部となるようにする(ISSB委員14/14名が賛成) b. 付録Bを強化するために i. 一部の開示項目や測定基準の国際的な適用可能性に関するステークホルダーからのフィードバックに対応する ii. 付録BとSASB基準との間の矛盾を解決する iii. 付録Bの異なる業種別要求事項において、同一又は類似の指標の一部がどのように使用されているかについての不整合を解決する(ISSB委員14/14名が賛成) c. 付属書Bを修正し、いくつかの測定基準を含めたり省略したりすることで生じる範囲の誤りを修正すること(ISSB委員14/14名が賛成) ▶ ファイナンス及びファシリテーションに係る排出について(資料4D) a. アセットマネジメント・カストディ、商業銀行及び保険の3つの業界向けの融資に係る開示要件案を確認し、これらの要件を付録BからS2ガイダンス案の一部とする。したがって、企業はスコープ3のGHG排出量開示の一部として、ファイナンスに係る排出量を開示することが求められる(ISSB委員12/14名が賛成) b. ファイナンスに係る排出量の開示について、以下の提案を確認する i. (a)に掲げる産業における「ファイナンスに係る排出」という用語の使用(ISSB委員13/14名が賛成) ii. アセットマネジメント・カストディ業界に属する企業に対して、運用資産残高の範囲内で開示情報を集約することが求められているが、その集約によって重要な情報が不明瞭にすることはできないという要件(ISSB委員14/14名が賛成) iii. (a)に掲げる産業におけるファイナンスに係る排出量の算定方法を説明するための要件(ISSB委員14/14名が賛成) iv. ファイナンスに係る排出量の業界ベースの開示にグローバル産業分類システムを使用すること(ISSB委員14/14名が賛成)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-december-2022/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(65/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年12月のアップデート(12月13～15日開催の審議会について) (つづき) (2022年12月15日)	c. 物理的又は経済的活動の単位当たりのファイナンスに係るGHG排出原単位を開示するという提案された要件を削除すること(ISSB委員13/14名が賛成) d. 資銀行および証券業界の企業がそのファシリテーションに係る排出量を開示するために提案された要件を削除すること。つまり、提案された開示要件はS2のいずれの部分からも除外される(ISSB委員12/14名が賛成) e. 商業銀行業界又は保険業界の企業が融資未実行のローンコミットメントを開示するための要件を確認し、明確にすること。すなわち、企業は、融資未実行のローンコミットメントに関連する財務エクスポージャー及び排出量の両方を開示することが求められる(ISSB委員13/14名が賛成、1名欠席) f. 商業銀行業界の企業がグロスベースで、つまりリスク軽減を考慮せずに開示を提供するために提案された要件を確認し、明確化すること。(ISSB委員13/14名が賛成、1名欠席) g. 「炭素関連産業」へのすべての言及及び「炭素関連産業」による企業の開示区分の解消のための要件を削除するため、付録Bを修正する。(ISSB委員13/14名が賛成、1名欠席) h. 企業がファイナンスに係る排出量を計算する際にデリバティブを含めるように提案された要件を削除するため、付録Bを修正する。(ISSB委員13/14名が賛成、1名欠席) ③ 優先事項に関するISSBコンサルテーションについて(資料2) ISSBの2年間の作業計画を通知するために、利害関係者のフィードバックを収集する情報要求に含まれる可能性のあるプロジェクトについて協議し、以下に関してフィードバックを求めることを暫定決定した。 a. 以下に関する潜在的な研究プロジェクト i. 生物多様性、生態系及び生態系サービス ii. 人的資本。最初は多様性、公平性、包括性に焦点を当てる iii. 人権。最初はバリューチェーンにおける労働者の権利及びコミュニティの権利に焦点を当てる b. IASBのマネジメント・コメンタリープロジェクトと統合報告フレームワークに基づく、報告における連結性に関するIASBとの共同プロジェクトの可能性(ISSB委員13/14名が賛成)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2022/issb-update-december-2022/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(66/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
幅広い会計及びサステナビリティ開示の専門性を持つ新たな理事の任命 (2022年12月21日)	IFRS財団は、評議員に新たに5名を任命したこと及び、Maria Theodilaktidis氏の2期目の再任を発表した。新たに任命された5名により、アジア、欧州、南米からの背景に基づく幅広い専門的知見が加わることになる。従来より取り組んでいるサステナビリティ基準の設定に加えて、メンバーの経験が今後もサステナビリティ基準の発展に貢献することが期待されている。今回任命された評議員は、IFRS財団の監督及び戦略、ガバナンスに責任を負う。 新たに評議員に任命された5名は以下の通りである。 ▶ Koushik Chatterjee氏・・・Tata Steel社のCFO兼常務取締役 ▶ Sukjoon Lee氏・・・韓国で35年間、金融部門の責任者を務め、公共部門の金融透明性向上に貢献。現在はShin & Kim社のシニアアドバイザーを務める ▶ Steven Maijoor氏・・・ESMAの議長やオランダ金融市場庁の理事を務め、現在はオランダ銀行の取締役 ▶ Isabel Saint Malo氏・・・女性初となるパナマの副大統領兼外相を過去に経験し、現在は国連のSDGsの提唱者及びアドバイザーに加え、ハーバード大学のAdvanced Leadership Initiative Fellowを務める ▶ Wencai Zhang氏・・・過去に中国農業開発銀行の副総裁や、中国財政部、アジア開発銀行、国際農業開発基金等の局長、副総裁、総裁を歴任し、現在は中国輸出入銀行の副社長として財務管理部門や会計部門等を監督	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/ifrs-foundation-appoints-new-trustees-with-broad-range-of-accounting-and-sustainability-reporting-expertise/
サステナビリティ基準アドバイザーフォーラム(SSAF)の創設メンバーの発表 (2022年12月21日)	サステナビリティ基準アドバイザーフォーラム(Sustainability Standards Advisory Forum; SSAF)の設立のための、13名の国・地域の代表者が発表された。SSAFはISSBと協力し、資本市場におけるサステナビリティ関連開示のグローバルベースラインの策定に向けて取り組み、ISSBに対して基準設定に関する専門的助言を行う。 設立メンバーは、ブラジル、カナダ、中国、インド、日本、メキシコ、サウジアラビア、韓国、スイス、英国の代表者と、アフリカ、EU、中南米の地域代表により構成される。 メンバーは、サステナビリティ開示に関する深い技術的専門知識と、代表を務める管轄機関または地域の進捗に関する理解があることを踏まえて指名された。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/in-augural-membership-of-sustainability-standards-advisory-forum-announced/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(67/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
「グローバルベースラインにはグローバルな取り組みが必要」- 韓国のステークホルダーからの洞察 (2022年12月22日)	2022年10月25~27日に、IFRS財団評議員会は、韓国のソウルで、IFRS財団の進行中の戦略について議論する四半期会議を開催した。IFAC、Erkki Liikanen (IFRS財団評議員会議長)、Andreas Barckow (IASB議長)、Emmanuel Faber (ISSB議長)と共に、韓国側は会計院(the Korea Accounting Institute)、金融委員会、政府関係者、KPMG Korea、韓国会計士協会などが参加し、「グラスゴーから1年、そして、未来のIFRSサステナビリティ開示基準のグローバルな採用」というテーマでパネルディスカッションが行われた。 ▶ Teresa Ko評議員からは、①ISSBの設立とサステナビリティ開示基準に対して、各パネリストの法域がどのような反応を示したか、②各パネリストの法域において、ISSBを採用する際の最も重要な課題と、その課題を克服するための提案についての2点の質問があった。パネリストはISSBを歓迎したものの、発展途上国や新興国での基準導入に懸念を示した。しかし、基準の導入に十分な移行措置が含まれていれば、国際的な基準の運用性を高めることができるという点でパネリストの意見は一致していた。 ▶ Jean-Paul Servais (IFRS財団モニタリング・ボード議長及びIOSCO議長)の発言は以下の通り。 ▶ IOSCOによるサステナビリティ開示基準の承認の道筋について ▶ ISSB 基準の世界的な普及のためには、各国・地域のアウトリーチ、効果的なステークホルダーとのつながりを通じてグローバルな包括性を持っていることが重要 ▶ 開示能力の構築は、サステナビリティ開示基準が各国・各企業が基準を理解するために不可欠である ▶ サステナビリティ基準の導入を計画している規制当局の取り組みに関する情報を共有することは、開示能力の構築にも有用である ▶ サステナビリティ基準の採用に対する各国の受け入れ態勢が整ってきている ▶ グローバルな包括性を達成するためには、資本市場に対するサステナビリティ開示の効果的なグローバル・ベースラインの提供が必要 ▶ 強制力のないガイドラインは、時間の経過とともに企業にとってより一貫した開示となり、グリーンウォッシュの回避に役立つ ▶ 各法域は同じスピードで基準を導入する必要はなく、導入に向けて前進することに焦点を当て、前向きな課題として受け入れるべき	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/insights-from-the-korean-stakeholders-dinner-with-the-ifrs-foundation/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(68/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
IFRS財団と中国が北京にISSB事務所設立の覚書に署名 (2022年12月29日)	2022年12月29日、IFRS財団評議員会は、中国財政部とIFRS財団の北京事務所を設立するための覚書(MoU)に署名した。その他の事項については以下の通り。 ▶ 当覚書は3年間有効 ▶ 北京事務所は2023年半ばに開設される予定 ▶ 当事務所は、世界中のIFRS財団の他のオフィスと連携・協力し、ISSBの新興国・途上国向け戦略の主導・実行、アジアにおけるステークホルダー参画のハブとして、新興国、発展途上国、中小企業のための開示能力の構築に焦点を当てて活動する ▶ 当事務所は、当初はISSBメンバーのBing Lengの拠点となるとともに、新興国および発展途上国全体に対するISSBの取組みを監督するISSB副議長のJingdong Huaが定期的に訪問することとなる	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/IFRS-Foundation-and-China-MoF-sign-an-MoU-to-establish-an-issb-office-in-China/
2022年11月14日に開催されたISSB管轄区ワーキンググループ会議の概要 (2023年1月4日)	2022年11月14日にISSB管轄区ワーキンググループ会議(The ISSB Jurisdictional Working Group(JWG))が開催された。 【参加者】 ▶ IFRS財団: Emmanuel Faber氏(IFSB議長)、Sue Lloyd氏(IFSB副議長)、Lee White氏(IFRS財団Executive Director) ▶ 中国: 財政部 ▶ EU: 欧州委員会(EC)、EFRAG ▶ 日本: 金融庁、SSBJ ▶ UK: FCA、FRC ▶ 米国: SEC (Observer: IOSCO) 【概要】 ▶ 会議では、COP27気候サミットにおけるISSBの活動の最新情報及びISSBとEUの二国間協議に関する最新情報、2022年11月1日および3日に開催されたISSBミーティングに関する最新情報が共有された ▶ ISSBでは、気候変動レジリエンス、サステナビリティ関連リスク及び機会を特定するためのガイダンスや開示について議論した ▶ ISSB議長は、S1基準が参照する可能性のあるガイダンスの潜在的な情報源として、ESRS及びGRISTANDARDへの参照に関するISSBの継続的な議論に対するJWG参加者の見解を特に歓迎すると述べた。これは、IFRSサステナビリティ開示基準の適用に関して、サステナビリティ関連リスク及び機会に関する指標を含む開示を特定するための追加的なガイダンスを企業に提供するためのものである	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/november/jurisdictional-working-group/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(69/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年11月14日に開催されたISSB管轄区ワーキンググループ会議の概要(つづき) (2023年1月4日)	【参加者からのコメント】 ▶ 投資家以外の幅広いステークホルダーのための基準を参照することが、IFRSサステナビリティ開示基準の対象範囲を拡大するものではないことを明確に示す必要性がある ▶ IFRSサステナビリティ開示基準がESRSと同様に、対象とするもの以外のサステナビリティ関連リスク及び機会を対象とする場合、ISSBが将来的に他の管轄区域の基準をさらに参照することを検討する可能性がある 2022年11月15,16日に開催されたISSBミーティングのスタッフペーパーについても議論し、参加者から以下の点についてコメントがあった。 ▶ FRSサステナビリティ開示基準の相互運用性を支援するためのIFRS財団のタクソノミー及びデジタル報告の策定の重要性について ▶ 報告時期に関する要求事項の重要性と、これ以上の緩和は情報の断絶につながる可能性があることを考慮し、3か月の移行措置が適切である ▶ 財務諸表と情報を結び付けるために相互参照を利用することにより、投資家に対してより一層のコネクティビティ及び明瞭性を提供する ▶ 見積りの変更に関する提案や、実行不可能という概念が非常に高いハードルであることやデータを追跡することは多くの開示作成者にとって困難と予想されることを認識することの重要性について ISSB議長は、JWGが継続的に有益な情報を提供していることを認識し、次の会議では、2023年に向けたISSBの活動への情報提供というJWGの継続的な役割について検討する機会を提供することを確認した。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2022/november/jurisdictional-working-group/
2022年12月ISSBポッドキャストの公開 (2023年1月5日)	ISSBより、2022年12月のポッドキャストが公開され、ISSB議長Emmanuel Faber氏と同副議長Sue Lloyd氏より直近の決定事項と2022年12月にモントリオールで開催されたISSBミーティングにおける論点について共有された。ポッドキャストにおける主要な論点は以下の通りである。 ▶ COP15で発表されたサステナビリティの説明及び財務的価値創造との関連、気候変動に関連する自然生態系へのISSBの取り組み、2名の新しい特別アドバイザーの任命など ▶ 修正された指針は、企業がどのように情報を提供すべきかを説明するために、S1基準の一部として提供されるという発表 ▶ 4つの新規プロジェクトの優先順位付けを含む、ISSBで今後協議されるトピックについて ▶ Scope3のGHG排出量開示を支援するためのガイダンスと救済措置について ▶ ファイナンスド・エミッションに関する要求事項の改善 ▶ 気候関連開示(S2基準)付録Bの強化 ▶ 2023年におけるISSBの活動の予告	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/01/catch-up-on-the-december-2022-issb-meeting-with-our-podcast/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(70/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
1月のISSB審議会 (2023年1月17日～19日) におけるスタッフペーパー の公表 (2023年1月9日)	2023年1月17日から19日にかけてドイツ・フランクフルトでISSB審議会が開催される。審議会に先立ってスタッフペーパーが公表された。スタッフペーパーの主な事項、概要は以下の通り。 ① サステナビリティ関連の全般的開示について(資料3) (1) 指標と目標明示(資料3A) ▶ S1及びS2における指標開示の目的や意図の明確化 (2) 企業の判断、前提、見積りの開示(資料3B) ▶ 透明性の強化を目的とした企業の判断、前提および予測手法の追加開示の提案 (3) 過度なコストや労力をかけずに入手可能でありかつ、合理的で有用な情報(資料3C) ▶ S1及びS2の開示要件を満たす際に想定される課題(フォワードルッキングや複雑な内容への対応)の検討 (4) 機会における機密情報(資料3D) ▶ 機会の開示で機密情報の開示を求めないとする例外やその条件等の検討 (5) 財務情報と、それらとつながりのある情報(資料3E) ▶ 財務情報とそれに関連する情報(将来の財務予想への影響、キャッシュフロー等)の開示について 継続的な検討 ② 気候変動開示について(資料4) (1) 気候レジリエンスの評価におけるシナリオ分析(資料4A) ▶ 気候レジリエンスにおけるシナリオ分析の応用や、設定された目標と国際的合意の比較の開示等 (2) GHG排出量における報告期間の救済処置(資料4B) ▶ スコープ1及び2の救済処置の有無及び内容の検討 (3) 気候変動における国際動向と合意事項(資料4C) ▶ 設定された目標と国際的合意との比較の要求について (4) 過度なコストや労力をかけずに入手可能でありかつ、合理的で有用な情報(資料4D): 上記資料3Cを参照 (5) 財務情報と、それらとつながりのある情報(資料4E): 上記資料3Eを参照	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2023/january/international-sustainability-standards-board/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(71/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ISSB企業報告ウェブセミナーシリーズについて (2023年1月13日)	2023年1月下旬から2月上旬にかけて、ISSB企業報告ウェブセミナーシリーズが計3回にわたり開催される。主に公開草案S1及びS2の詳細について共有され、企業がどのように開示関連業務を開始できるか、既に提供されているツールの活用等が議論される。シリーズは、以下の3部構成となっている。 ▶ 第1回(1月24日): より適切な投資のための情報開示－投資家視点のサステナビリティ開示について S1のコンセプトについて、企業が投資家の情報ニーズを満たす方法や、ISSBの財務の重要性に関する考え方などの概要を説明。また、S1のSASB基準がどのように利用されているか、TCFDアーキテクチャがIFRSサステナビリティ開示基準の枠組みの一部となっているかなどの他の資料との関連について説明。 ▶ 第2回(1月31日): 規模や段階を問わない気候変動開示への入門 S2号に焦点を当て、投資家が必要とする気候関連情報や企業が気候関連情報を収集し報告する最善の方法について説明。また、市場からの広範なフィードバックを考慮し、段階的かつ拡張的に行うことが、どのような規模や開発段階の企業にも役立つかの議論を実施。 専門家が、気候関連リスクと機会に関する透明性に企業がどのように取り組んでいるか、また、ISSBがEUや米国などの異なる規則や基準とどのように整合しているかについて議論する予定。 ▶ 第3回(2月7日): コネクティビティとコントロール ISSBが12月に発表した、サステナビリティと財務的価値創造のコンセプトの記述について議論する。また、統合報告フレームワークに焦点を当て、専門家が、基準設定と開示の両方におけるコネクティビティの推進にどのように役立つかを議論する予定。加えて、内部統制や保証を通じて、どのようにサステナビリティ開示の質を高めることができるのかについて説明。 各ウェブセミナーでは専門家により、実務的な参考情報や、企業がどのようにISSBのグローバルベースライン、SASB基準、TCFD等の開示要件を満たすための準備ができるかを議論する内容となっている。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/01/issb-corporate-reporting-webinar-series/
(参考)ISSB開示基準の最終化時期について (Bloomberg) (2023年1月19日)	ISSB審議会は、現在検討されている2つのサステナビリティ関連開示基準について、2023年2月末までに概ね最終化を行い、同年6月までに公表される見込みであることを明らかにした。	https://news.bloomberglaw.com/financial-accounting/global-esg-rules-to-be-finalized-by-february-rulemakers-say

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(72/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (2023年1月24日)	1月17日～19日にドイツ・フランクフルトでISSB審議会が開催された。本審議会では、以下について審議が行われた。 ① S1草案及びS2草案における、「指標及び目標」の開示についての目的案(資料3A) ② S1草案における、企業の判断、仮定及び見積りの開示要求事項案(資料3B) ③ 「報告日において過度な費用又は労力を要することなく入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」という概念をS1基準及びS2基準に導入するか否か、及び導入する場合はその方法(資料3C・4D) ④ S1草案における、企業のサステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密性が高い可能性がある場合の当該情報の開示要求事項案(資料3D) ⑤ S1草案及びS2草案における、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の現在及び予想される財務的影響に係る開示要求事項案(資料3E・4E) ⑥ S1草案における、つながりのある情報(connected information)に関する要求事項案(資料3E・4E) ⑦ S2草案における、企業が気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析に関する要求事項案(資料4A) ⑧ S2草案における、企業のGHG排出量及び潜在的な報告の救済措置(potential reporting relief)に関する開示要求事項案(資料4B) ⑨ S2草案における、企業の気候関連目標の開示要求事項案(資料4C) 以下は上記各事項の詳細。 ① S1草案及びS2草案における、「指標及び目標」の開示についての目的案(資料3A) 企業に対して以下の両方に関する開示を要求する方針を暫定決定した。 a. 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を測定、監視及び管理するために用いる指標(ISSB開示基準で要求されていない指標を含む) b. ISSB開示基準で要求される指標(当該指標を使用しない場合も含む) (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(73/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (つづき) (2023年1月24日)	② S1草案における、企業の判断、仮定及び見積りの開示要求事項案(資料3B) 以下の事項を暫定決定した。 a. サステナビリティ関連のリスク及び機会の開示に最も重大な(significant)影響を与えたと企業が判断した場合に、企業がその判断を開示することを要求すること (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席) b. ISSB開示基準が無い場合に、企業がサステナビリティ関連の財務開示を作成する際に使用したガイダンスソースを特定するようにS1草案第55項を改訂すること。当該要件には、企業が使用する業界ベースのガイダンスソース(ISSB開示基準、SASB基準、又はその他の業界ベースのガイダンスソース)で指定された業界を特定することが含まれる (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席) c. S1草案第79項における指標に係る見積りの不確実性に関する開示要求事項は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務実績及びキャッシュフローに与える現在及び予想される影響にも適用されることを明確にする。この見積りの不確実性には、翌連結会計年度中に企業の財務諸表に報告されている資産及び負債の帳簿価額に重要な(material)調整を生じさせる重大な(significant)リスクを伴う見積りの不確実性が含まれる (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席) d. S1草案第80項における「可能な範囲で(to the extent possible)」とは、「IFRS会計基準又はその他の関連する一般に公正妥当と認められる会計原則の要件を考慮して可能な範囲で」を意味することを明確にすること (出席したISSB委員12/13名が賛成、1名欠席) e. 企業に対して、サステナビリティに関連する財務情報開示に使用する財務データ及びその仮定と、財務諸表を作成するために使用する財務データ及びその仮定との間の重大な(significant)違いに関する情報の開示を要求すること (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席) f. 企業がISSB開示基準を適用する際に企業が行う必要のある判断、仮定及び見積りの開示に関するガイダンスを提供すること(以下を含む) i. S1の例示的ガイダンスに含まれる例 ii. 今後提供する教材 (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(74/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (つづき) (2023年1月24日)	③ 「報告日において過度な費用又は労力を要することなく入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」という概念をS1基準及びS2基準に導入するか否か、及び導入する場合はその方法(資料3C・4D) ISSBは、S1草案及びS2草案における開示要求事項案の適用に際して、企業が直面する可能性のある、測定又は結果に係る不確実性が高い課題について議論した。 ISSBは、以下の場合においてISSB開示基準の適用を可能にするため、「報告日において過度な費用や労力を要することなく入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」という概念をS1基準及びS2基準に導入することを暫定決定した。 a. サステナビリティ及び気候に関連するリスクと機会の特定(S1基準及びS2基準) b. バリューチェーン関連の要求事項、具体的には以下に関する要求事項の適用 1. 企業のバリューチェーンの範囲(S1基準及びS2基準) 2. 企業によるスコープ3GHG排出量の測定(S2基準) d. 企業の財務実績、財政状態及びキャッシュフローに対する予想される影響の決定(S1基準及びS2基準) e. 気候関連シナリオ分析の適用(S2基準) f. 資産または事業活動の金額及び割合の算定(S2基準) 1. 移行リスクに対する脆弱性 2. 物理的リスクに対する脆弱性 3. 気候に関連する機会との整合性 (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(75/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (つづき) (2023年1月24日)	④ S1草案における、企業のサステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密性が高い可能性がある場合、当該情報に関する開示要求事項案(資料3D) IFRS第1号において、サステナビリティに関連する情報が機密性が高い場合に、限られた状況において当該情報を開示から除外することを認める免除規定を導入することを暫定的に決定した。 以下の場合にのみ、当該免除規定を適用することが認められる。 a. 情報を公開しないことが競争上の優位性につながり経済的利益をもたらすことになるなど、情報を開示しない特別な理由があること b. 企業が情報を開示することが、機会を追求することにより実現できる経済的便益を「著しく損なうと予想される(be expected to prejudice seriously)」場合 c. 企業の機密性に関する懸念を解消するような方法及び水準による情報の開示が不可能であると判断した場合 d. 免除規定を適用する場合には、省略された情報の項目ごとに、以下が要求される a. 免除規定を使用した事実を開示すること b. 報告日毎に、当該情報を省略するための免除規定の要件を満たすか否かを再評価すること また、ISSBは、この免除規定について、以下のことを暫定決定した。 a. 既に公表されている情報には適用されない b. 企業が広範な非開示を正当化するために商業上の機密性を利用することを認めない c. リスクに関する情報について、開示から除外することを認めない この免除規定は、ISSB開示基準に別段の記載がない限り、サステナビリティ関連の機会に係る商業的な機密情報に関して適用され、情報が一般に公開されていない限られた状況においてのみ利用可能となる (出席したISSB委員全員(13名)が賛成、1名欠席)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(76/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (つづき) (2023年1月24日)	⑤ S1草案及びS2草案における、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の現在及び予想される財務的影響に係る開示要求事項(資料3E・4E) ⑥ S1草案における、つながりのある情報(connected information)に関する要求事項案(資料3E・4E) ISSBは、2022年11月の審議会以降、以下に関する議論を継続した。 ▶ S1草案及びS2草案における、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在及び予想される財務的影響を開示するための要求事項案 ▶ S1草案において、企業が一般的な財務報告利用者が様々なサステナビリティ関連のリスク及び機会とのつながり(connections)を評価し、これらリスクと機会に関する情報が一般的な財務諸表の情報とどのように関連しているかを評価できるようにする情報を提供することを求める要求事項案 以下の事項を暫定決定した。 a. S1草案及びS2草案を修正し、企業の財務諸表に含まれる情報がサステナビリティに関連するリスク及び機会により影響を受けた場合又は影響を受けることが予想される場合には、当該リスク及び機会と現在及び予想される財務的影響との関連性を説明することが求められることを明確にすること 当該関連性を説明するにあたっては、不必要な重複を避けることが要求され、財務諸表を相互参照することにより情報を提供することが認められ、特定の条件の下で相互参照により情報を提供することができる (ISSB委員全員(14名)が賛成)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(77/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (つづき) (2023年1月24日)	b. S1草案及びS2草案における以下の改訂 i. サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務実績及びキャッシュフローに与える現在及び将来の影響について、定量的及び定性的な情報を提供することが求められることを明確にすること。定量的情報が提供できない場合には、定性的情報の提供が求められる (ISSB委員全員(14名)が賛成) ii. 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響に係る定量的情報を提供することができるか否かを判断することが求められることを明確にすること (以下を考慮する) 1. 当該サステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響が個別に識別可能か否か 2. 高いレベルの結果又は測定に係る不確実性が、サステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響の定量化に含まれるか 3. 予想される財務的影響のみの場合には、当該影響に係る定量的情報を提供するためのスキル、能力及び資源を企業が有しているか (拡張性 (scalability) 及び実情に即した運用 (proportionality)) 必要性への対応 (ISSB委員14名のうち13名が賛成) iii. 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響に係る定量的情報を提供することができない場合には、以下の事項が求められること 1. 当該サステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響に係る定量的情報を提供できない理由を説明すること 2. 当該サステナビリティ関連のリスク又は機会により影響を受ける可能性のある財務諸表内の項目、合計及び小計を特定することを含め、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響に関する定性的情報を提供すること 3. サステナビリティ関連のリスク及び機会に係る定量的情報 (特定のサステナビリティ関連のリスクまたは機会を含む) を、企業が提供できる可能な限り小さい粒度で提供する (ISSB委員全員(14名)が賛成) これらの決定を行うにあたり、ISSBは企業が以下のことを行うことを留意した。 a. 現在及び予想される財務的影響に関する要求事項を適用する際は判断を伴うこと b. 主要な財務諸表利用者に、より有用な情報を提供するために当該情報をより具体的なものとする c. サステナビリティ関連のリスク及び機会を特定し、それらのリスク及び機会に係る現在及び予想される財務的影響に関する有用な情報を特定するための出発点とすること	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(78/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (つづき) (2023年1月24日)	以下の事項を暫定決定した。 a. S1草案及びS2草案における以下の改訂 i. サステナビリティに関する財務開示が作成されている報告期間及び当該報告期間に係る財務諸表を参照するために一貫した表現を使用すること ii. 「時間の経過(over time)」ではなく、「短期、中期及び長期(short, medium and long term)」を一貫して使用すること (ISSB委員全員(14名)が賛成) b. S1草案及びS2草案を改訂し、以下を明確にすること。 i. レジリエンス評価の要求事項と、企業が現在及び予想される財務的影響を開示するための要求事項との関係 この明確化により、これらの要求事項は独立して適用することができるが、レジリエンス評価により、現在及び予想される財務的影響の開示ができることが強調される i. 企業は、サステナビリティに関連するリスク及び機会に係る現在及び予想される財務的影響を決定するためにレジリエンス評価を実施することを要求されない (ISSB委員全員(14名)が賛成) ⑦ S2草案における、企業が気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析に関する要求事項案(資料4A) S2草案について、企業がレジリエンスに係る気候変動や不確実性の開示についての議論を行い、以下を暫定決定した。 ▶ 報告日に、過度な費用と労力をかけず合理的で支持されるシナリオ分析手法を用いて、開示を行うことを企業に要求する。開示内容には、過去の事象や現在の状況、予測に基づく将来の経済情勢が含まれる場合がある (ISSB委員 14名のうち13名が賛成) ▶ シナリオ分析手法を選択する際には、以下を考慮することを要求する (ISSB委員全員(14名)が賛成) a. 企業が気候変動関連のリスク及び機会にさらされている度合 b. シナリオ分析を実施するための企業が利用可能なスキル、能力及び人的リソース ISSBは、適用ガイダンスはTCFD資料に基づいて作成されることを強調し、徐々に企業の情報開示の能力向上に繋がるとした。	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(79/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年1月のアップデート (1月17日～19日開催の ISSB審議会について) (つづき) (2023年1月24日)	⑧ S2草案における、企業のGHG排出量及び潜在的な報告の救済措置(potential reporting relief)に関する開示要求事項案(資料4B) 2022年12月の審議会からS2草案21項(a)に記載の開示要求についての議論を継続し、以下を暫定決定した。 ▶ 企業は以下の場合に限り、自社の報告期間と異なる報告期間の情報をを用いてGHG排出量を計測することができる救済措置を設定 (ISSB委員全員(14名)が賛成) a. 企業が過度の費用や労力をかけずに入手可能な最新のデータを用いてGHG排出量を計測し、開示すること b. 企業のバリューチェーン内に含まれる企業の報告期間の長さが、企業の報告期間と同一の長さであること c. 企業のGHG排出量の情報に係る範囲で、以下i.からii.までの期間内の重大な事象及び変化の影響を開示すること i. 企業のバリューチェーン内の企業における報告日 ii. 企業の一般的な財務報告日 またISSBは、この救済処置が気候関連開示以外の開示にも適用できるか、注視するとした。 ⑨ S2草案における、企業の気候関連目標の開示要求事項案(資料4C) S2草案23項に記載の企業における気候関連の目標開示について議論を行い、以下を暫定決定した。 ▶ 23項(e)を、以下の通り修正する (ISSB委員 全員(14名)が賛成) ▶ 設定した気候関連の目標は、どのように気候変動関連における最新の国際協定により設定されたかを開示すること。また、開示内容には、その国際協定から生じる国・地域のコミットメントの開示を含む ▶ 一般財務報告の利用者に対して、S2に関する結論の根拠が同項により説明されること (ISSB委員全員(14名)が賛成) 上記の暫定決定は、23(e)項における、企業がその気候関連目標が第三者によって検証されたか否かを開示する他の要件に影響を与えるものではない。	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-january-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(80/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
ISSBサマーインターンシップ: 調査員の募集 (2023年1月27日)	投資家や資本市場参加者へのサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインの提供に向けてISSBは、サマーインターンシップの枠組みで調査員の募集を発表し、その概要を公表した。勤務地は米国のサンフランシスコ、デンバー、ニューヨークであり、期間は10週間から12週間予定されている。 採用者には、ISSBの技術チームやスタッフと連携し、サステナビリティ関連開示の調査、分析の実施やステークホルダーへの対応等の業務を通じて、IFRSのサステナビリティ関連開示基準策定の支援を行うことが期待されている。業務には、サステナビリティに関連する財務報告上の課題について、以下のような調査活動を支援、主導することも含まれる。 ▶ 生物多様性、生態系及び生態系サービス、人的資本、人権等の詳細な調査や分析 ▶ SASB基準の国際的な適用可能性の分析 ▶ IFRSサステナビリティ関連開示基準の適用、実施を支援するためのガイダンスの作成支援	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/01/join-the-staff-issb-summer-research-associate-internship/
第3回ISSB企業報告ウェブセミナーシリーズについて (2023年2月2日)	2023年2月7日に第3回ISSB企業報告ウェブセミナーシリーズ(最終回)が開催される。ウェブセミナーの概要は以下の通り。 ▶ サステナビリティ開示と財務諸表との関連性について深く掘り下げ、S1基準でどのように明示されているかを説明する ▶ サステナビリティと財務的価値創造の概念を説明する12月のISSB公表事項について検討する ▶ 統合報告フレームワークに焦点を当て、基準設定と開示の双方のコネクティビティ推進にどのように役立つかを専門家パネルで議論する ▶ 内部統制と保証を通じて、どのように開示作成者がサステナビリティに関する情報開示の質を向上させることができるかについて議論する	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/02/register-for-part-3-of-the-issb-corporate-reporting-webinar-series/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(81/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2022年2月16日に開催のISSB審議会議題及び資料を公表 (2023年2月3日)	2月16日にモントリオールで予定されているISSB審議会に先立ち、議題及び審議会資料を公表した。議題の概要は以下の通り。 a. ガイダンスの情報源について:サステナビリティに関連するリスク及び機会並びに開示の識別の支援となるS1における最終的なガイダンスの情報源に関する決定 ▶ S1草案第51項及び第54項 (ISSB開示基準以外の基準を利用する場合の要件について) の「考慮しなければならない (shall consider)」の記載を「考慮することができる (may consider)」に修正するか否か ▶ ISSB開示基準にGRI基準やESRSの利用を検討することができることを明記するか否か b. 効力発生日について S1及びS2の効力発生日を指定するとともに、従前に合意された移行据置の期間を確認 c. 投票認可について S1及びS2を投票段階に進めるために、ISSBが行った暫定的な決定及びこれまでに実施されたデュープロセスの要件を確認 d. 実情に即した運用 (Proportionality) について 一部の開示作成者が直面する課題に対処するための暫定決定の要約。内容としては、予想される影響の決定、気候関連シナリオ分析、スコープ3のGHG排出量の測定、リスク及び機会の特定、スコープ1及びスコープ2のGHG排出量の測定、バリューチェーンの範囲の決定、財務的影響の決定、業種横断的な指標の算出など 2月の評議会終了後、決定事項が確定し、S1及びS2の投票プロセスが開始される見込み。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2023/february/international-sustainability-standards-board/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(82/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年2月16日に開催のISSB評議会を開催 (2023年2月16日)	2023年2月16日に開催のISSB評議会をモントリオールで開催し、IFRS S1及びS2に関して再審議を実施し、投票プロセスを開始するかどうかを決定した。また、下記(1)～(3)の議題に関する議論を行った。 (1) 企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を特定するために使用するガイダンスのソース、および関連する開示(資料3A) (2) IFRS S1及びS2の発効日並びに以前合意された移行救済期間(資料3B、資料4A) (3) 実施すべき手続き及び投票プロセスを開始するかどうかについて(資料3C、資料4B) 以下にて各々の議論詳細について記載する。 (1) 企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を特定するために使用するガイダンスのソース、および関連する開示(資料3A) S1草案の要件を暫定的に修正し、サステナビリティ関連のリスクと機会を特定する際に、一般財務報告の利用者のニーズを満たすために要求されている他の基準設定機関の最新の公表について、開示作成者は考慮することはできるが、要求事項とはしないこととした。(ISSB委員14/14名が賛成) また、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する開示を特定する際に、作成者がGlobal Reporting Initiative Standards (GRIスタンダード)と欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を考慮することはできるが、要求事項としないことを暫定的に決定した。これらのガイダンスの情報源は、IFRS S1の付録に記載される。 ISSBは、関連するIFRSサステナビリティ基準がない場合にのみ、これらの情報源を使用することが許可されていることを強調しており、これらの情報源を使用する場合、作成者は次のことを確認する必要がある。 a. これらの情報源に従って開示された重要でない情報は、重要な情報を不明瞭にしないこと b. これらの情報源に従って作成された開示は、IFRS S1の要件を考慮せずに転用されないこと c. すべての開示は、利用者の情報ニーズを満たし、重要性の対象となること(ISSB委員13/14名が賛成)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-february-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(83/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年2月16日に開催 のISSB評議会を開催 (2023年2月16日)	(2) S1及びS2の発効日並びに以前合意された移行救済期間(資料3B、資料4A) ISSBは以下の事項について暫定決定した。 a. IFRS S1およびS2について、2024年1月1日以降に開始する年次報告年度より適用する (ISSB委員14/14名が賛成) b. IFRS S1およびS2について、早期適用が認められる (ISSB委員14/14名が賛成) c. 早期適用はIFRS S1およびS2を同時に適用する場合のみ認められる (ISSB委員14/14名が賛成) d. IFRS S1およびS2を早期適用をする場合は、その事実を開示することが求められる (ISSB委員13/14名が賛成) ISSBは、短期の経過措置を適用する企業に対して、サステナビリティ関連の財務情報開示について以下の事項を暫定的に決定した。 a. 半期報告書または第2四半期報告書の発行が求められている場合、両者(サステナビリティ関連の財務情報開示と半期報告書または第2四半期報告書)は同時に提出するものとする b. 企業が任意の半期報告書または第2四半期報告書を提出する場合は、年次報告書の期末日より9ヵ月以内に半期報告書または第2四半期報告書と同時に提出するものとする c. 企業が中間報告書を提出する必要がなく、また自主的に中間報告書を提出しない場合には、年次報告書の期末日より9ヵ月以内に提出するものとする (ISSB委員13/14名が賛成) ISSBは、IFRS S1およびS2の初年度適用時について、以下の事項を暫定決定した。 a. サステナビリティ関連の財務情報開示と関連する財務諸表を同時に報告するという要求事項の免除 (ISSBの前の決定に基づく) b. IFRS S2 の初度適用直前の年次報告期間において、企業が異なる測定基準を使用している場合、企業会計報告基準に従ってスコープ1～3のGHG排出量を測定することができ、GHGプロトコルに基づくスコープ1～3のGHG排出量を測定するという要求事項を免除 c. スコープ3のGHG排出量の開示要求事項の免除 (ISSB委員14/14名が賛成)	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-february-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(84/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年2月16日に開催のISSB評議会を開催(2023年2月16日)	(3)実施すべき手続き及び投票プロセスを開始するかどうかについて(資料3C、資料4B) 14名のISSBメンバー全員が、ISSBが適用される実施すべき手続きの要求事項を遵守し、IFRS S1及びS2の投票プロセスを開始するために十分な協議と分析を完了したことに満足していることを確認した。また、ISSBは、IFRS S1及びS2を再公開しないことを決定した(ISSB委員14/14名が賛成)。 【次のステップ】 ISSBは投票プロセスを開始し、2023年第2四半期の終わりまでに基準を発行する予定である。	https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2023/issb-update-february-2023/
ISSBによる2023年6月のサステナビリティ報告基準発行に先立ったグローバル支援の強化(2023年2月17日)	ISSBは2023年2月16日にカナダ・モントリオールで行われた審議会で、昨年の協議で得たフィードバックに基づき、基準初版の詳細な内容について最終決定を行った。基準の構成要素が審議会内で合意され、2023年第2四半期(同年6月)に予定されている公表に先立ち、基準の正式な投票プロセスに入ることを全会一致で承認した。 ISSBはこの間に、同基準がグローバルなイニシアティブとなるよう、企業の能力開発を目的としたガイダンスとトレーニング資料の開発に注力し、ISSBのパートナーと協力して様々な経済状況を想定したプログラム開発を行うことにより、すべての市場参加者に有用であるように開発を進める。ISSBは、既に基準の使用にあたり、個々の企業が基準の使用範囲を徐々に拡大できるための救済処置とガイダンスを発表している。 また、ISSBは同審議会で、IFRS S1及びS2が2024年1月から適用開始になることで合意し、同基準による開示が多くの企業にとってはじめてとなることから、市場インフラや開示能力の向上にあわせ、適用企業に対する支援プログラムを導入する予定である。この発効日の決定は、企業が気候変動をはじめとするサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示が、金融市場の安定を支援し、投資家保護を可能にすると主張してきたIOSCOや、G20を含む世界各国の政府の要望に応えるものとなる。 加えて審議会では、IFRS S1の付録内で、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を参照するかについて投票を行い、承認された。ISSB基準内で該当する基準が存在しない場合には、ESRSにおける指標や開示事項を参照し、投資家のニーズを満たせるように考慮することができる。 ISSBは今後の基準設定における優先事項を検討しており、2023年第2四半期に対応事項について協議する予定である。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/02/issb-ramps-up-activities-to-support-global-implementation-ahead-of-issuing-inaugural-standards-end-q2-2023/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(85/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
(参考) ISSBがサステナビリティ報告基準の最終化の着手に対するIOSCOのコメント (IOSCO) (2023年2月17日)	証券監督者国際機構 (IOSCO) は、ISSBがサステナビリティ報告基準の最終化フェーズに入ったことについて、コメントを発表した。会長のJean-Paul Servais氏より、ISSBがサステナビリティ報告基準の策定に向けて進展していることを喜ばしく思っており、同基準が2024年1月より使用可能となる見込みであることも特に重要である旨のコメントを発表した。 また、IOSCOサステナビリティタスクフォースの議長であるRodrigo Buenaventura氏は、この同基準の最終化フェーズに入ったことに伴い、品質とガバナンスについて同基準に対するIOSCOの独立評価を進めることが可能になり、2023年中の審査完了に向けて、取締役会も密接に関与し、評価チームの準備も整っているとコメントした。加えて同氏は、世界中の金融市場にとって、信頼性が高い強固なサステナビリティ情報は重要な要素であることを再確認し、迅速かつ正確に評価を行いたいとコメントした。	https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS682.pdf
(参考) 国際サステナビリティ報告基準に係るIESBA及びIAASB議長の共同声明 (IESBA) (2023年2月21日)	国際会計士倫理基準委員会 (IESBA) と国際監査・保証基準審議会 (IAASB) は、ISSBのサステナビリティ報告基準に関する詳細な内容の最終決定が行われたことや、2023年6月の基準の公表に先立ち、策定プロセスの最終段階に入っていることを称賛する声明を発表した。また、IOSCOの声明についても支持を表明し、サステナビリティ報告及び保証基準のインフラ構築のためには、必要な保証及び倫理基準の提供が不可欠であることを再認識したとしている。また、3月の各会議で議論する予定のサステナビリティ基準の開発において、すべての関係者と緊密に連携していく。	https://www.ethicsboard.org/news-events/2023-02/joint-statement-iesba-and-iaasb-chairs-issb-s-progress-toward-inaugural-international-sustainability

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(86/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
金融庁主催のサステナビリティ開示に係る国際カンファレンス (2023年2月22日)	2023年3月3日に金融庁主催のサステナビリティ開示に係る国際カンファレンスが、東京・大手町フィナンシャルシティで開催される。会議は対面及びオンラインで開催され、企業、投資家、市場参加者、証券取引所、監査法人、基準設定機関、政府関係者等が参加する予定である。 会議のアウトラインは、以下が予定されている。 ▶ 開会挨拶 ▶ 岸田内閣総理大臣 ▶ Erkki Liikanen氏 (IFRS財団トラスティ議長) ▶ パネルディスカッション① サステナビリティ開示のフレームワークの発展に向けて ▶ Jean-Paul Servais氏 (IOSCO代表理事会議長) ▶ Ugo Bassi氏 (EC DG FISMAディレクター) ▶ Paul Munter氏 (SEC主任会計士) ▶ 長岡隆氏 (金融庁総合政策局審議官国際担当) ▶ Kris Nathanail氏 (IOSCOシニア。ポリシーアドバイザー) ▶ 特別インタビュー グローバル・ベースラインの構築に向けて ―これまでの進捗と今後の展望― ▶ Emmanuel Faber氏 (ISSB議長) ▶ 田代桂子氏 (IFRS財団トラスティ、大和証券グループ取締役兼執行役副社長) ▶ 基調講演 ▶ Larry Fink氏 (BlackRock Chairman and CEO) ▶ パネルディスカッション② 次の基準開発アジェンダへの期待 ▶ Cambria Allen Ratzlaff氏 (The Human Capital Management Coalition共同議長) ▶ Danae Kyriakopoulou氏 (London School of Economics Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment Distinguished Policy Fellow) ▶ Eugene Wong氏 (Sustainable Finance Institute Aisan CEO) ▶ 銭谷美幸氏 (MUFGチーフ・サステナビリティ・オフィサー) ▶ 高村ゆかり氏 (東京大学未来ビジョン研究センター教授) ▶ 閉会挨拶 ▶ 中島淳一氏 (金融庁長官)	https://www.ifrs.org/news-and-events/events/2023/march/japan-fsa-international-conference-on-sustainability-disclosure/ (参考: 金融庁ページ) https://biz.knt.co.jp/tour/2023/3/fsa/index.html

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(87/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年2月ISSBポッドキャストの公開 (2023年2月22日)	ISSBにより、2023年2月までに最終決定された、サステナビリティ報告基準(IFRS S1及びS2)の詳細な内容についてのポッドキャストが公開された(ISSB議長のEmmanuel Faber氏と副議長のSue Lloyd氏による討論)。 ポッドキャストにおける主要な論点は以下の通りである。 ▶ 企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を特定するために使用するガイダンスのソース ▶ IFRS S1及びS2の発効日 ▶ Global Reporting Initiative Standards(GRIスタンダード)及び欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の参照 ▶ IFRS S1及びS2を適用する企業への実情に即した運用(Proportionality)及び支援 ▶ 今後の展望	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/02/february-2023-issb-update-and-podcast-now-available/
G20による国際サステナビリティ基準に関する声明の発表 (2023年2月28日)	2023年2月24-25日にG20の財務大臣および中央銀行総裁はインドのBengaluruにて会合を行い、国際サステナビリティ基準に関する声明を発表した。 G20は、インドの「一つの地球、一つの家族、一つの未来」というテーマの下で会合し、国際政策協力を強化し、強固で持続可能で均衡のとれた包括的な成長の確保に向けて世界経済を導くことについてコミットした。また、G20はISSBによる気候関連の開示に関する基準の早期最終化と、気候を超えたその取り組みを楽しみにしていると言及しており、FSBは、ISSBおよびIOSCOと連携して、2023年10月までに気候関連の開示に関する関連当局および企業の進捗状況に関する報告書を作成する予定である。 IFRS財団トラスティ議長である Erkki Liikanen氏はこれらの声明とISSBに対する支持を歓迎し、ISSB基準が本年後半に発行されれば、その広範な採用を支援するため、FSBやIOSCO等との緊密な協力を継続すると述べた。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/02/g20-focuses-on-launch-of-issbs-inaugural-standards/?utm_medium=email&utm_source=website-follows-alert&utm_campaign=daily

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(88/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
IFRS財団と財務会計基準機構によるアジア・オセアニア支援に係る覚書への署名 (2023年3月1日)	2023年3月1日に、IFRS財団評議員会と財務会計基準機構(FASF)は、IFRS財団のアジア・オセアニア事務所に係る長期的な財務コミットメントの覚書に署名を行った。今回の署名により、東京にあるアジア・オセアニア事務所への財政的なコミットメントを5年間延長することになる。 FASFと日本のステークホルダーは、同事務所が2001年に設立されて以降、IFRS財団に対して財政的支援を行ってきており、2012年に支援が強化されてからは10年以上にわたり国際会計基準委員会(IASB)のテクニカルな内容や市場参入の支援を行ってきた。また、この事務所はISSB評議会メンバーの小森氏とTae-Youn Paik氏の拠点ともなっており、IASB技術プロジェクト、ISSB能力開発チーム等が統合報告プロジェクトに参画している。これらの活動は本覚書への署名に伴い、さらに強化されることが見込まれている。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/03/ifrs-foundation-fasf-of-japan-sign-mou-to-extend-support-for-foundation-and-its-asia-oceania-office-in-tokyo/
ISSBとサステナビリティ基準委員会(SSBJ)代表による二国会合の開催 (2023年3月2日)	2023年3月1日に、ISSBとサステナビリティ基準委員会(SSBJ)、それぞれの代表による二国会合が東京で開催された。この会合では、ISSBとSSBJの直近の活動内容について情報交換を行い、最終化が行われているIFRSサステナビリティ開示基準の実行可能性に係る課題等について議論された。 上記に加えて、SSBJの代表は、日本におけるサステナビリティ開示基準策定について、プロジェクト計画の概要の説明を行い、基準の公表について以下の通り説明した。 ▶ 公開草案の公表時期: 遅くとも2024年3月31日まで ▶ 確定基準の公表時期: 遅くとも2025年3月31日まで SSBJは、日本のサステナビリティ開示基準の適用開始日について後日議論が行われるとし、早期適用も可能とした。また、確定基準が予定通り公表された場合は、基準公表後に開始する会計年度から早期適用が認められ、基準公表後に終了する会計年度の早期適用については今後検討される予定である。 ISSBとSSBJは引き続き意見交換を行うことを予定している。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/03/representatives-of-the-issb-and-the-ssbj-hold-inaugural-bilateral-meeting-in-japan/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(89/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
IFRS財団代表者と岸田総理大臣の会談 (2023年3月2日)	2023年3月2日に、IFRS財団評議委員会議長Erkki Liikanen氏、ISSB審議会議長Emmanuel Faber氏、IASB議長Andreas Barckow氏の3氏が、岸田内閣総理大臣と会談した。 会談で岸田総理は、「IFRS財団が気候変動や人的資本等、サステナビリティに関する開示基準や会計基準の策定に精力的に取り組んでおられますこと、心から敬意を表し申し上げたい。サステナビリティに関する企業情報への注目が高まっている中ISSBにおいて気候変動における国際的な開示基準の策定が進んでいることを歓迎したい」と述べた。 また、岸田総理はIFRS財団と金融庁が共催したサステナビリティ開示に係るイベントで講演した。BlackRock CEOのLarry Fink氏は基調講演の中で、サステナビリティ開示の重要性について語った。本イベントは、IFRS財団による日本での1週間の活動を締めくくるものになり、活動の中ではIFRS財団と財務会計基準機構(FASF)による覚書の締結により、東京のIFRS財団アジア・オセアニア事務所への長期的コミットも含まれる。 SSBJ委員長の川西氏は、ISSBの代表者を歓迎し、SSBJはサステナビリティ関連開示の世界的な基準に基づいた日本のサステナビリティ関連開示の策定にコミットしており、策定にあたりISSBとの緊密な協力を期待するとコメントした。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/03/ifrs-foundation-meets-with-prime-minister-fumio-kishida/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(90/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
2023年3月16日に開催のISSB審議会議題及び資料を公表 (2023年3月6日)	3月16日にドイツ・フランクフルトで予定されているISSB審議会に先立ち、議題及び審議会資料を公表した。議題の概要は一部のみが公表されており、以下の通り。 ISSBにおける優先対応課題 (Agenda Paper 2が後日公表予定) 米国サステナビリティ会計基準(SASB Standards)の国際適用可能性に関する教育セッション SASB基準の国際的適用可能性プロジェクトの理解を目的とし、その取り組みの指針となる概念とプロセスの詳細を記載したものである。 本審議会では、ISSBにより何等かの決定を求められることはなく、将来SASB Standards Board Advisor Group よりSASB基準策定プロジェクトに係る推奨がISSBに対して行われ、その時点でISSBによる決定が求められる予定である。 SASB基準の国際的適用可能性プロジェクトの目的は以下の通りである。 ▶ 特定の地域または複数地域にまたがって活動する企業により、SASB基準の適用が困難であると想定される潜在的な地域的バイアスや、地域特有の参照事項の特定 ▶ SASB基準の構造や元々の意図を実質的に変えることなく、SASB基準が適用する会計基準に左右されないようにする ▶ 費用対効果を著しく損なうことなく、地域固有の要求事項を排除すること ▶ 可能な場合は、地域特有の要求事項を国際的に適用可能な要求に置き換えること ▶ 必要に応じて地域固有の法律や規制を一般化すること 草案S2の付録Bと同様の目的を達成するため、現状のSASB基準からの修正をスタッフにより提案された。	https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2023/march/international-sustainability-standards-board/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(91/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
IFRSサステナビリティシンポジウムからの7つの重要なポイント (2023年3月6日)	2023年2月17日、カナダのモントリオールで、45カ国から1,000人以上が集まり、投資家向けのサステナビリティ情報開示の今後について議論した。当シンポジウムでは、企業、投資家、政策立案者、規制当局をはじめとする関係者がISSBの基準について議論を行われた。当シンポジウムにおける7つの重要なポイントは以下の通りである。 1. ISSB基準の適用日が近づいている点 当シンポジウムの前日に開催された公開会議で、S1及びS2基準の最終合意が行われ、正式な投票プロセスに入ることによって全会一致で合意した。S1及びS2基準は2023年第2四半期末に発効される予定である。 2. SASB基準はS1及びS2を適用するための実用的なツールである点 S1及びS2では産業別の開示が求められ、さらに、S1では企業はSASB基準を考慮し、特定のISSB基準がない場合に開示する持続可能性のトピックと指標を特定する必要がある。S2では例示的ガイダンスとしてSASB基準を基にした開示を提供している。したがって、既にSASB基準を採用している企業は、ISSB基準の適用において優位性がある。SASB基準は、少なくとも4年間(現実的にはそれ以上)ISSBによってスタンドアローンベースで支援され続け、SASBの産業ベースの基準を基にしたISSB基準がSASB基準と併存することとなる。同時に、SASBの前議長であるJeff Hales氏を議長とするISSBの団体が設立され、SASB標準の維持、進化、及び強化に関連するISSBの推奨事項を策定することとなる。 3. 国際的な比較可能性は引き続き重要である点 ISSBは投資家向けのサステナビリティ情報開示のグローバルベースラインを構築するために設立されており、国際的な比較可能性の必要性が繰り返し述べられた。基調講演をしたMark Carney氏(国連気候アクション・ファイナンス特使兼GFANZ議長)は、「ISSBのベースラインは、管轄区域間で比較可能性・信頼性・一貫性があり、クロスボーダーでの資本の配分に関して決定的なものになる。S1及びS2のコア要素を適用しないことは、管轄区域にとって非常にコストがかかることになるだろう」と述べた。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/03/sven-key-takeaways-from-the-ifrs-sustainability-symposium/

1. サステナビリティ情報開示制度に関する週次動向調査(92/92) ～ IFRS財団ISSB: サステナビリティ情報開示制度について

タイトル	概要	URL
IFRSサステナビリティシンポジウムからの7つの重要なポイント(つづき) (2023年3月6日)	4. 管轄区域はISSB基準の適用に積極的である点 国際的なベースラインを実現するために、各国・地域はISSB基準を採用しなければならない。そのためにISSB基準には、実情に即した運用(Proportionality)、軽減措置及びガイダンスが組み込まれている。これには、「不当なコストや労力をかけることなく入手可能な合理的かつ裏付けある情報を使用する」という方針、情報開示における企業の「スキル、能力及び資源」に係る検討が含まれる。IOSCOのMartin Moloney事務総長は、基準の導入プロセスがどのようなものになるかについて、「多くの積極的な国・地域がまず対応し、その後は適用を検討中の国・地域も少数になると思われる。検討中の国・地域の中で、比実情に即した運用の問題に対処している国・地域が次に適用し、適用に最も懸念している国・地域が最後に対応すると思われる」という見解を示した。 5. 開示能力の構築はISSBの成功に必要な不可欠な点 ISSB基準に関する協議において、ISSB基準を適用するための準備には幅があり、特に中小企業や新興国の企業は、同基準を適用するためにより多くの支援が必要であると企業側は回答した。これを受けてISSBは、適用のためのガイダンス、例示的ガイダンス及び事例を策定し、企業の負担を軽減するための移行軽減措置を導入することとした。軽減措置には、段階的導入期間及び企業の資源に応じた基本的または高度な報告に関する要件(実情に即した要件(proportionate requirements))が含まれる。 6. 統合報告の推進に向けた取り組みは継続している点 統合報告フレームワークの概念はS1に組み込まれており、統合報告フレームワークとIASBの「経営者による説明(Management Commentary)」をより密接に統合するためにISSBとIASBの間で作業が進められている。統合報告へ向けた最新の動向として、ISSBは、統合報告フレームワークの概念を用いて、サステナビリティと財務価値の創出とのつながりを説明することを決定した。これは、企業の財務価値を提供する能力が、ステークホルダー、社会、天然資源と密接に関連していることを投資家に対して明確にするものである。ISSBは、統合報告フレームワークとIASBの経営者による説明をどのように取り入れるかを含め、サステナビリティ関連の開示と財務諸表との関連性について近いうちに協議する予定である。 7. 多くのステークホルダーがISSBの進展に貢献した点 シンポジウム冒頭の基調講演で、ISSBのEmmanuel Faber議長は、ISSBが基準を開発している理由を再確認し、基準の実現に貢献する多くのステークホルダーに感謝の意を表した。	https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/03/seven-key-takeaways-from-the-ifrs-sustainability-symposium/

2. サステナビリティ情報開示に関連する特定のテーマの調査・分析

2-1. サステナビリティ関連データプロバイダー

～ 投資家向けデータプロバイダーの種類および特徴(1/3)

- ▶ 国内のデータプロバイダーに比べ、海外データプロバイダーの方が10,000社以上とデータのカバレッジが広い傾向にある
- ▶ データプロバイダーのカバレッジは主に企業であるが、S&Pについては国のデータもある点が相違点である
- ▶ ESGスコアは各プロバイダー独自の方針や手法、評価項目を採用するため、スコアの性質が様々である

		日本経済新聞社 (日経NEEDS)	東洋経済新報社	アラベスクグループ	Bloomberg	CDP
一般情報	データの カバレッジ	約670社	上場企業 1,640社 非上場企業 62社	9,000社	13,800社以上	9,600社 (質問書回答社数)
	資産クラス (株式、債券)	株式、社債	株式、社債	不明	株式、社債	不明
	データの 対象期間	2020年度以降	2006年以降	2003年以降	2006年以降	不明
データの 信頼性	ソース	公表データ	公表データ及び アンケート調査	公表データ、企業側 からESG情報を当社 プラットフォームに 入力することも可能	公表データ	質問書の回答
	更新頻度	スポット(指定の一 時点における情報)	年1回	都度	年1回(変更が発生した 場合はその都度)	年1回
ESGスコア	有無	なし	あり	あり	あり	あり
	特徴	—	財務データと、「人材 活用」「環境」「事業統 治」「社会性」の4分野 の評価を行った上位 800社のCSR企業ラ ンキング	事業活動で財務的に 重要なESG関連課題 についての企業のパ フォーマンスを評価	算出方法と各ESGスコア の根拠となる企業報告 データを確認することが 可能。各企業のCO2排 出原単位における経年 の減少率や2030年まで のCO2排出量の予測に 基づき企業をスコア化し ている	情報開示レベル、認識レベル (環境問題をどの程度認識し ているか)、マネジメントレベル (方針や戦略及びどの程度実 行しているか)、リーダーシップ レベル(環境マネジメントにお けるベストプラクティスといえる 行動をとっているか)を評価し、 最終レーティングを行う

(出典) 各社HP:「[日経NEEDS](#)」、「[東洋経済新報社](#)」、「[アラベスクグループ](#)」、「[Bloomberg](#)」、「[CDP](#)」、JPX:「[ESG評価機関等の紹介](#)」

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

2. サステナビリティ情報開示に関連する特定のテーマの調査・分析

2-1. サステナビリティ関連データプロバイダー

～ 投資家向けデータプロバイダーの種類および特徴(2/3)

		Fitch Solutions	FTSE Russell	S&P Global	MSCI	Sustainalytics
一般情報	データの カバレッジ	不明(※)	16,000社以上	14,000社以上	14,000社以上	16,000社以上
	資産クラス (株式、債券)	上記参照	株式、社債	株式、社債、国債	株式、社債	株式、社債
	データの 対象期間	不明	不明	2000年以降	2007年以降	不明
データの 信頼性	ソース	公表データ	公表データ	公表データ、CDP	公表データ	公表データ、メディア 及びNGO による情報の レビュー、企業へのエン ゲージメント
	更新頻度	年1回(イベントが発生した 場合はその都度)	年1回	年1回	年1回	年1回(イベントが発生 した場合はその都度)
ESGスコア	有無	あり	あり	あり	あり	あり
	特徴	①発行体格付:E・Sの観点 での企業の活動及びガ バナンスの質 ②フレームワーク格付:調 達資金の使途及び枠組 みの強さを評 ③債券格付:あらゆる商品 (ESG関連又は伝統的な 商品)を比較するために 発行体格付及びフレー ムワーク格付を統合	企業の事業特性をもと に潜在的なESGリスク に対する取組みを評価。 14のESGテーマを設 定し、各テーマごとに 20程度の調査項目が 存在する	企業を61の業種に分 類し、質問表を用いて 調査を行う。質問に対 する回答が得られない 企業については、公開 情報をもとに情報収集 を行い、格付けを行う	業界固有のESGリス クに対するエクスポー ジャーと同業他社と 比較した当該リスクに 対する管理能力に応 じて格付けを実施	各企業の事業・産業の 固有のESGリスクに対 するエクスポージャーと 各企業における当該 ESGリスクの管理状況 を評価する

※ 今後当社のESG格付けは、金融機関、企業、レバレッジドファイナンス、ストラクチャードファイナンス、プロジェクトファイナンス、財政、新興市場を含むすべての資産クラスに展開される。

(出典) 各社HP:「[Fitch Solutions](#)」、「[FTSE Russell](#)」、「[S&P Global](#)」、「[MSCI](#)」、「[Sustainalytics](#)」、JPX:「[ESG評価機関等の紹介](#)」

2. サステナビリティ情報開示に関連する特定のテーマの調査・分析

2-1. サステナビリティ関連データプロバイダー

～ 投資家向けデータプロバイダーの種類および特徴(3/3)

		Truvalue Labs	Refinitiv	ISS ESG
一般情報	データの カバレッジ	230,000社以上	12,000社以上	7,800社
	資産クラス (株、債券)	不明	株式、社債	株式、社債
	データの 対象期間	2007年以降	2002年以降	不明
データの 信頼性	ソース	10万超の業界専門雑誌、国際・地方 ニュース、NGO、学界、グローバル刊行、 法律関連ニュースなど	公表データ	公表データ
	更新頻度	随時	日次、週次	月次
ESGスコア	有無	あり	あり	あり
	特徴	他のESG評価機関とは異なり、企業からの 回答を求めない。企業の開示情報に 基づかず、企業のESGパフォーマンスに 関する第三者の視点を提供することを目的 としている	ESGスコアとESGCスコアがある。ESGC スコアは、ESGスコアにESGの不祥事情 報を重ね合わせ、当該企業の持続性へ の影響とコンダクトを総合的に評価	業界分類マトリックスで定義された業界 固有の数値を超過する場合、企業はプラ イムと分類される。各業界のリスクエク スパーチャーとフットプリントが加味されて いる

(出典) 各社HP:「[Truvalue Labs](#)」、「[Refinitiv](#)」、「[ISS ESG](#)」、JPX:「[ESG評価機関等の紹介](#)」

2. サステナビリティ情報開示に関連する特定のテーマの調査・分析

2-1. サステナビリティ関連データプロバイダー ～ データの品質

企業のESGに関する取り組みやESG関連商品の適格性等に係る情報の収集・集約及び評価において、データプロバイダーの存在は重要となっているものの、情報の収集・集約及び評価サービスに係る規制はない状況である。当面のサステナビリティ関連情報及び評価に対する品質を確保するために、2022年12月15日に金融庁より「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」が公表され、品質向上に向けた提言がなされた。

ESG評価及びデータ活用の現状

- ▶ 資産運用機関が投資方針やポートフォリオの選定にESG要素を織り込む
- ▶ ESGデータに基づき、ESG指数を組成する
- ▶ ESG関連債券が国内外の各種基準への適合や適格性評価を得る
- ▶ エンゲージメントの対象選定や内容検討にESG評価及びデータを活用

品質向上に向けた課題

- ▶ データ提供・ESG評価サービスの信頼性の確保
- ▶ 各社で基準が異なる評価についての透明性や構成兵の確保
- ▶ 評価対象企業に有償で別サービスを提供する等の利益相反への対応
- ▶ 企業の負担(評価内容の確認、調査対応等)に対する配慮といった、企業へのコミュニケーション

ESG評価機関・データ提供機関への提言

原則 1 品質の確保

- ▶ ESG 評価・データの品質を確保するべきであり、このために必要な基本的手続き等を定めるべきである

原則 2 人材の育成

- ▶ 自らが提供する評価・データ提供サービスの品質を確保するために必要な専門人材等を確保し、また、自社において、専門的能力の育成等を図るべきである

原則 3 独立性の確保・利益相反の管理

- ▶ 独立して意思決定を行い、自らの組織・オーナーシップ、事業、投資や資金調達、その他役職員の報酬等から生じ得る利益相反に適切に対処できるよう、実効的な方針を定めるべきである。利益相反については、自ら、業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減するべきである

原則 4 透明性の確保

- ▶ 透明性の確保を本質的かつ優先的な課題と認識して、評価等の目的・考え方・基本的方法論等、サービス提供に当たっての哲学を一般に明らかにするべきである。また、提供するサービスの策定方法・プロセス等について、十分な開示を行うべきである

原則 5 守秘義務

- ▶ 業務に際して非公開情報を取得する場合には、これを適切に保護するための方針・手続きを定めるべきである

原則 6 企業とのコミュニケーション

- ▶ 企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善すべきである。評価等の対象企業から開示される評価等の情報源に重要又は合理的な問題提起があった場合には、ESG 評価・データ提供機関は、これに適切に対処すべきである

(出典)金融庁「[ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範](#)」

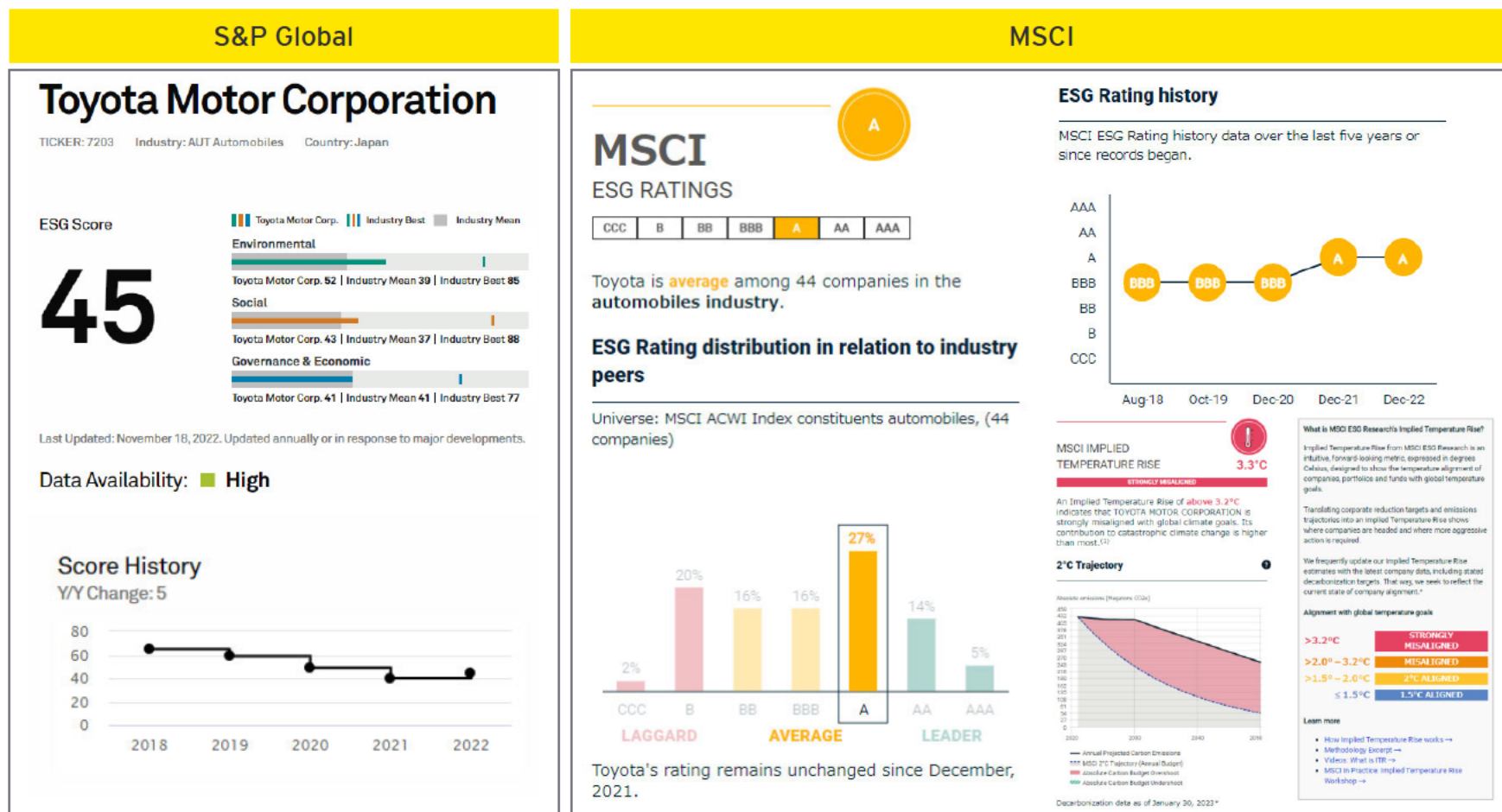
Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

2. サステナビリティ情報開示に関連する特定のテーマの調査・分析

2-1. サステナビリティ関連データプロバイダー

～ 企業による活用状況:トヨタ自動車株式会社

企業においては、自社のESG課題を特定するために、ESG評価機関によるESG格付を確認し、ESG格付の改善に取り組んでいる傾向が見られる。



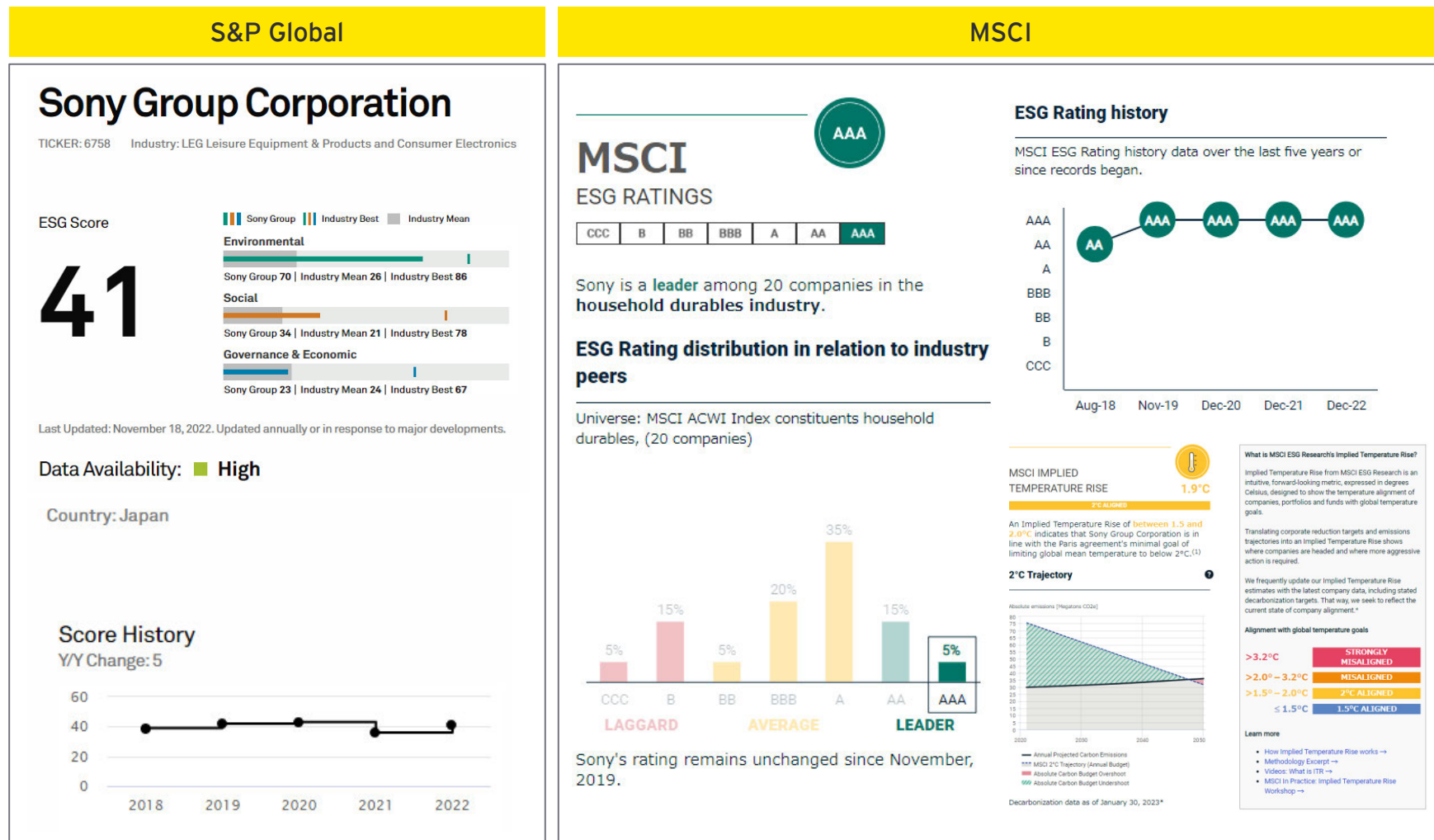
(出典) S&P Global, MSCI

Confidential - 令和4年度産業経済研究委託事業(サステナビリティ情報開示の海外動向等に関する調査) - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2023

2. サステナビリティ情報開示に関する特定のテーマの調査・分析

2-1. サステナビリティ関連データプロバイダー

(参考)企業による活用状況:ソニーグループ株式会社



(出典) [S&P Global](#), [MSCI](#)

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

ey.com/ja_jp